

ヤングケアラーの実態調査とその支援 に関する調査研究

令和5年3月

千葉県
一般財団法人 地方自治研究機構

ヤングケアラーの実態調査とその支援 に関する調査研究

令和5年3月

千葉県
一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

昨今のわが国の地方行政を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会全体のデジタル化の急速な進行、新型コロナウイルス感染症への継続的な対応、住民のライフスタイルと価値観の多様化、公共私連携による地域社会の新たな動き、脱炭素化やSDGs等の地球規模の潮流など、これまでとは大きく異なる変化が見られます。

こうした中で、地方公共団体は、自治体DXの推進、人材の育成、経営マネジメントの強化等を図りつつ、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、住民福祉の向上、地域産業の振興、まちづくりの推進、防災対策の強化、自然環境の保全、共生社会の実現等に関する諸課題に、自らの判断と責任において取り組んでいくことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は6つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

近年、親や祖父母の介護、きょうだいの世話などを日常的に担うヤングケアラーに対する関心が高まっています。

令和2年度と令和3年度に実施された全国調査によれば、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%がヤングケアラーに該当するとされたものの、千葉県におけるヤングケアラーの実態はまだ明らかになっていません。

そこで、本調査研究では、千葉県内を対象としたアンケート調査を実施し、千葉県のヤングケアラーの実態を把握するとともに、その分析結果等を踏まえた今後のヤングケアラー支援に向けた推進方策の検討を行いました。

今年度の本調査研究の企画及び実施に当たりましては、調査研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本調査研究は、公益財団法人 地域社会振興財団の助成金を受けて、千葉県と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和5年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井上源三

目次

序章 調査研究の背景と目的	1
1 調査研究の背景と目的.....	3
2 調査研究の流れと全体像.....	4
3 調査研究体制.....	6
第1章 千葉県の現状	7
1 地勢、人口等.....	9
2 千葉県におけるヤングケアラーに関する取組.....	14
3 相談窓口体制.....	16
4 保健・福祉のサービス内容.....	19
第2章 千葉県のヤングケアラー実態調査結果	21
1 調査概要.....	25
2 小中高校生アンケート結果.....	30
3 大学生アンケート結果.....	101
4 学校アンケート結果.....	127
5 要保護児童対策地域協議会アンケート結果.....	155
6 実態調査結果等から見てきた主な課題.....	173
第3章 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策	181
1 早期発見・把握から支援につなげるための方策.....	183
2 子ども、家庭に対する支援.....	189
3 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備.....	193
4 ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のための方策.....	195
5 各組織・団体等の役割の明確化.....	196
6 人材の育成.....	199
7 今後の施策推進に向けて.....	200
ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究委員会	201
参考1 地方自治体に対するヒアリング調査結果	205
参考2 アンケート票	223

序章 調査研究の背景と目的

序章 調査研究の背景と目的

1 調査研究の背景と目的

ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。日本社会ではこれまで子どもが家事を手伝うことや、高齢者の面倒を見ることは美德とされ、従来から子どもがそれらのケアに携わるケースは存在していた。しかしながら、昨今は、家族人数の減少等により、子ども一人にそのケア負担が集中し、過酷なケア負担を担うヤングケアラーを生みやすい環境となっており、社会問題化している。ヤングケアラーは本人や家族にその自覚や認識がない、家庭内の事情のため他者に相談しづらい等の理由により、その存在が表面化しにくい。

表面化しにくいヤングケアラーの実態を把握すべく、令和2年度に中学生と高校生の子ども本人を対象とした全国調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」が初めて行われた。令和3年度には小学生と大学生にも対象を広げて全国調査を行った。その結果、「世話をしている家族がいる」と回答した小学6年生は6.5%、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%存在していることが分かった。ヤングケアラーは、平日1日あたり平均4時間程度(中高生の場合)をケアに費やしており、本来の子どもらしい生活とはかけ離れた生活を余儀なくされている。その結果、自分のやりたいことができない、学校の授業についていけなくなる、友人との関係が築けない、進学や将来の夢を断念せざるをえない等、子ども自身の生活や将来への悪影響等が懸念される状況である。

厚生労働省及び文部科学省による、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」でのとりまとめ報告においては、地方自治体における現状把握の推進が提言された。それぞれの地域でヤングケアラーに対する支援を適切に行い、問題意識を喚起するために、地方自治体単位での実態調査が有効とされる。

一方、千葉県では、個別の市による独自調査を除き、県内全域を対象としたヤングケアラーの実態調査はこれまで行われておらず、実態解明と実態を踏まえた効果的な支援策等を検討する必要があると考え、本調査研究実施に至ったものである。

本調査研究では、アンケート調査を実施し、千葉県におけるヤングケアラーの実態を定量的に把握するとともに、その分析結果等から千葉県のより具体的な課題を抽出し、地方自治体における先進的取組事例等を踏まえ、ヤングケアラー支援に向けた推進方策について検討し、提言をまとめることを目的とする。

2 調査研究の流れと全体像

(1) アンケートによる実態調査

(目的) 千葉県のヤングケアラーの特徴、抱える悩み、問題等の実態を把握すること。

(内容) 千葉県内の小学生・中学生・高校生・大学生・学校・要保護児童対策地域協議会を対象としたアンケート調査を実施。

(2) アンケート実態調査結果の分析

(目的) アンケート調査結果から、千葉県のヤングケアラーの特徴、傾向、必要とされている支援等を把握すること。

(内容) アンケート調査結果を分析し、意見交換等を実施。

(3) 千葉県における現状の把握と課題抽出

(目的) 千葉県のヤングケアラー支援の現体制、関係する機関等の現状を把握し、現在抱えている課題等を抽出すること。

(内容) 千葉県担当課に現状と課題に関するヒアリング等を実施。

(4) 地方自治体に対するヒアリング調査

(目的) ヤングケアラー支援に関する先進的取組を実施している地方自治体にヒアリングを行い、支援策検討に際してのヒントを得ること。

(内容) 埼玉県、京都府、栃木県佐野市、群馬県高崎市、兵庫県神戸市にヒアリングを実施。

(5) 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策の検討・決定

(目的) 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策をまとめ、県に対して提言すること。

(内容) 有識者による委員会形式での審議を行い、推進方策の内容を検討・決定。

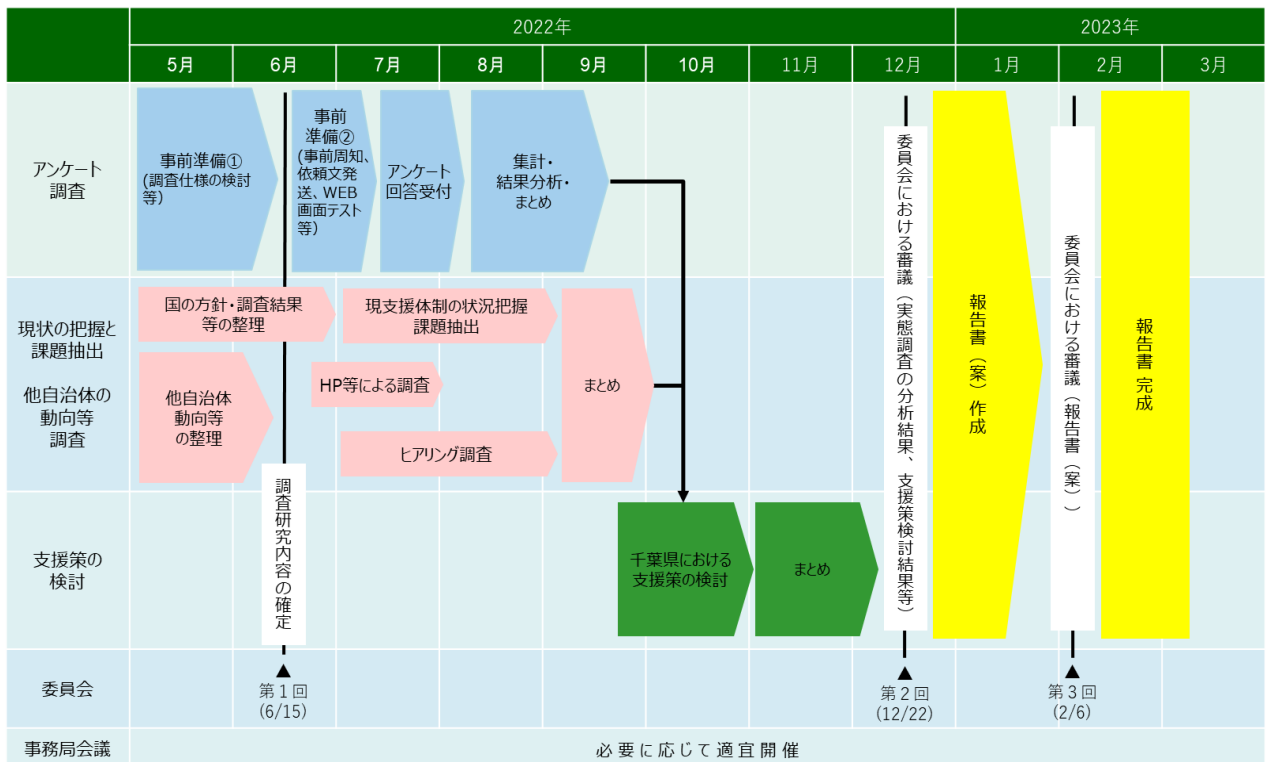
図表 序-1 調査研究の全体像

フェーズ	実施事項	ねらい
情報整理 ① 情報整理	<ul style="list-style-type: none"> 国におけるヤングケアラー支援の方向性と実施事項、過去の調査結果等を整理 他自治体におけるヤングケアラー支援に関する動向を整理（調査対象自治体の選定→④へ） 	国や他自治体におけるヤングケアラー関連情報を整理
実態調査 ② アンケート・ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査を千葉県内で実施し、ヤングケアラーの実態等を把握 <ol style="list-style-type: none"> 【児童生徒・大学生】生活実態等に関するアンケート 【学校】教育現場での把握・対応状況等に関するアンケート 【要保護児童対策地域協議会】取組状況・課題認識等に関するアンケート → 全国調査結果との比較が可能となるよう、原則として全国調査と同内容にて実施 【支援事業者(※)を対象としたヒアリング調査は、別途千葉県にて実施済 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート・ヒアリング調査を通じて、千葉県におけるヤングケアラーの実態・特徴、抱える悩み・問題、現支援体制の課題等を把握
③ 結果分析	<ul style="list-style-type: none"> アンケート・ヒアリング調査結果を集計・分析し、全国及び千葉市の調査結果とも比較 ヤングケアラーの実態や特徴、抱えている悩み・問題、学校や支援事業者の支援体制・認識している課題、必要とされている支援の内容、効果的アプローチ方法、地域別傾向等を把握・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果を分析し、「千葉県内のヤングケアラー像」を浮き彫りにする
調査事例 ④ 事例調査	<ul style="list-style-type: none"> ①で選定した他自治体における先進的取組事例を調査（対面・Zoomによるヒアリング等） 各事例におけるポイント・課題等をまとめ、千葉県における施策検討時の参考とする 	千葉県の支援策検討に資する他自治体の好事例を調査
支援策検討 ⑤ 支援策等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ①～④の調査結果を踏まえ、千葉県におけるヤングケアラー支援の理想像を検討 <p>【検討時の主な視点】→ 以下視点のみに限定せず、多面的に検討</p> <ol style="list-style-type: none"> ヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなぐための手法 ヤングケアラーに必要とされる支援は何か 支援事業者間や、教育と福祉等の分野横断的な連携体制はどうあるべきか 千葉県の現施策、支援・連携体制、運用等における課題 「ヤングケアラー」に関する認知度・理解度の向上策 「ヤングケアラー」を生み出す社会的背景（千葉県独自の背景・事情等） 	アンケート・ヒアリング調査の分析結果に基づき、他自治体における好事例等も参考としたうえで、「千葉県内のヤングケアラー像」に即した適切な支援策を検討
まとめ ⑥ 報告書	<ul style="list-style-type: none"> 本調査研究によって得られた結論、今後の方向性、提言等を整理 最終報告書を作成 	ヤングケアラー支援に資する具体的提言をまとめる

(※) 支援事業者：中核地域生活支援センター、生活困窮者自立支援事業所、基幹相談支援センター、精神保健福祉士、養護教諭、子ども食堂、医療ソーシャルワーカー、定時制高校

調査研究は、以下のようなスケジュールで進めた。

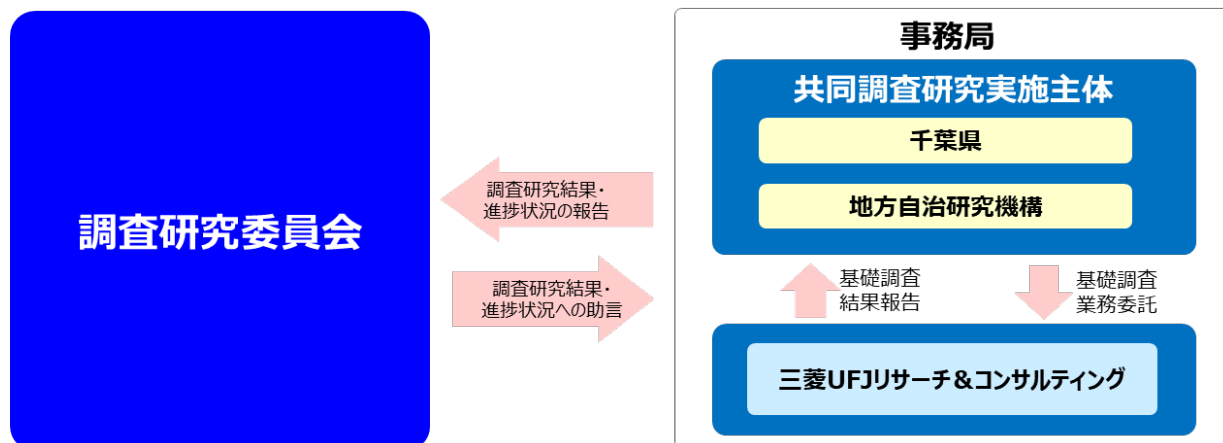
図表 序-2 調査研究のスケジュール



3 調査研究体制

本共同調査研究は、千葉県健康福祉部児童家庭課・千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課及び一般財団法人地方自治研究機構を実施主体として、調査研究委員会の指導及び助言の下、基礎調査機関として三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の協力を得て実施した。

図表 序-3 調査研究の体制図



第1章 千葉県現状

第1章 千葉県の現状

1 地勢、人口等

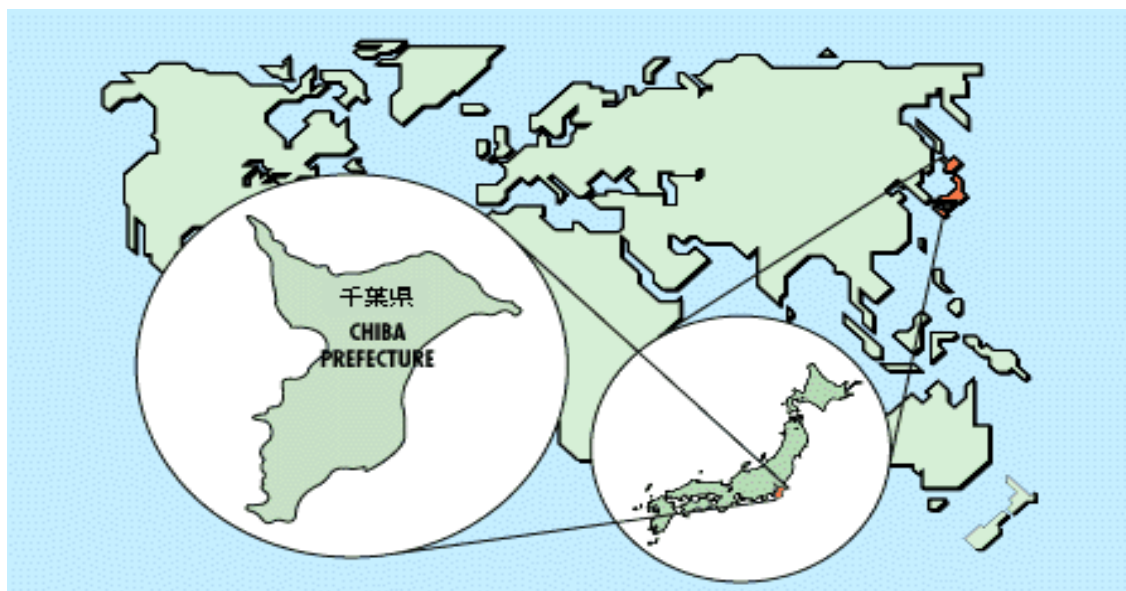
(1) 地勢等

千葉県は、首都圏の東側に位置し、太平洋に突き出た半島になっている。面積は5,157.31平方キロメートル（全国第28位）で、東京都と神奈川県を合わせた面積を上回る。地形は200～300メートル級の山々が続く房総丘陵を除き、ほぼ平坦である。海岸線の長さは、531キロメートルに及び、変化に富んだ景観を見せている。

三方を海に囲まれた千葉県は、冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候である。特に南房総沿岸は、沖合を流れる暖流（黒潮）の影響を受け、冬でもほとんど霜が降りず、降水量は夏季に多く、冬季は少ない気候である。

千葉県が「房総」と呼ばれるのは、元々「安房国（あわのくに）」、「上総国（かずきのくに）」、「下総国（しもうさのくに）」から成っていた名残で、安房の「房」と上総・下総の「総」の組み合わせに由来している。明治4年の廃藩置県により、房総には24の県が生まれ、その後、上総・安房の地域は「木更津（きさらづ）県」、下総の地域は「印旛（いんぱ）県」となった。明治6年6月15日、両県を合わせて「千葉県」が誕生し、この日を記念して昭和59年に6月15日を「県民の日」と定めた。

図表 1-1 千葉県の位置



出所：千葉県のすがたとあゆみ

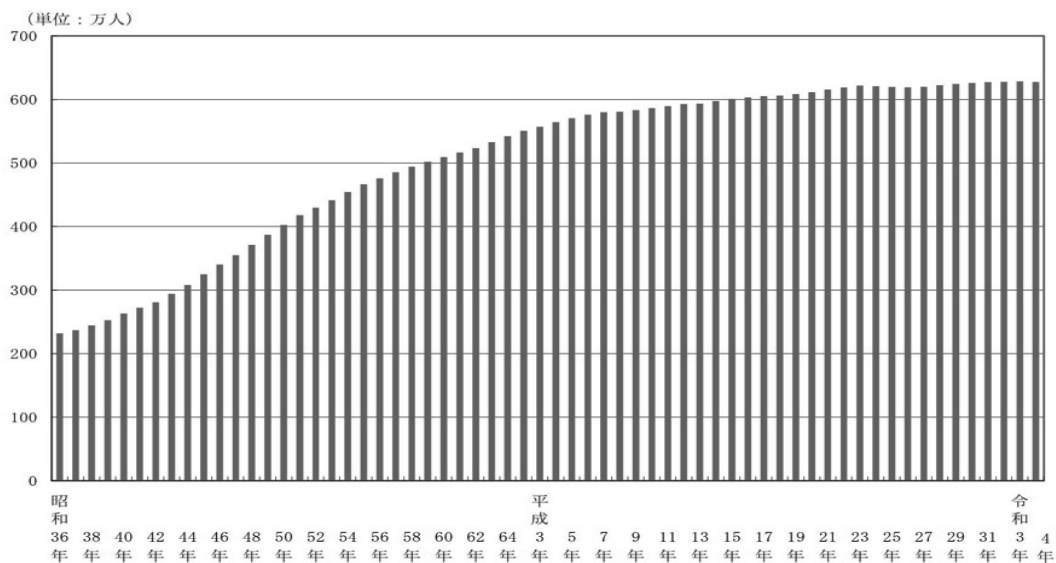
(2) 人口等

①人口総数

令和4年1月1日現在の千葉県の人口は6,272,900人で、前年人口の6,284,955人に比べ12,055人、率にして0.19%減少した。千葉県の人口は、大正9年10月1日現在（国勢調査）1,336,155人で、その後増加を続け、昭和49年11月1日現在では、400万人を超えて、4,002,808人となった。さらに、昭和58年10月1日現在では500万人を超え、5,002,542人となり、平成14年9月17日に600万人を突破した。平成23年に初めて減少に転じ、平成25年まで3年連続で減少した。平成26年に再び増加に転じ、以降は、令和2年まで引き続き増加したが、令和3年に減少に転じた。

令和2年の国勢調査によると、千葉県の人口は6,284,480人で、全国第6位となっている。また、千葉県の外国人数は、令和4年1月1日現在161,923人で、前年の166,286人に比べ4,363人、率にして2.62%減少しており、県人口の2.6%を占めている。

図表 1-2 千葉県の人口の推移



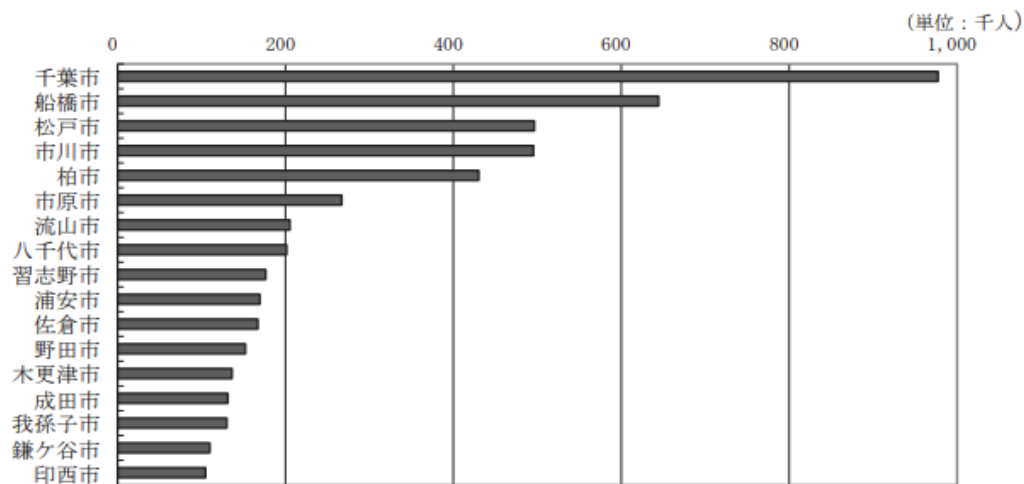
出所：令和3年度千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

②市町村別人口

令和4年1月1日現在の千葉県の人口を市町村別にみると、37市のうち10万人以上の市は17市あり、そのうち千葉市が977,306人（県人口に占める割合15.6%）で最も多く、郡部人口193,163人（同3.1%）の約5.1倍となっている。以下、船橋市644,443人（同10.3%）、松戸市496,350人（同7.9%）、市川市495,402人（同7.9%）、柏市430,096人（同6.9%）の順で続き、この上位5市で県人口の48.5%を占めている。

郡部（16町1村）では、横芝光町が21,727人（同0.3%）で最も多く、以下、酒々井町20,506人（同0.3%）、九十九里町14,211人（同0.2%）、長生村13,612人（同0.2%）の順となっている。

図表 1-3 10万人以上の市（令和4年1月1日現在）

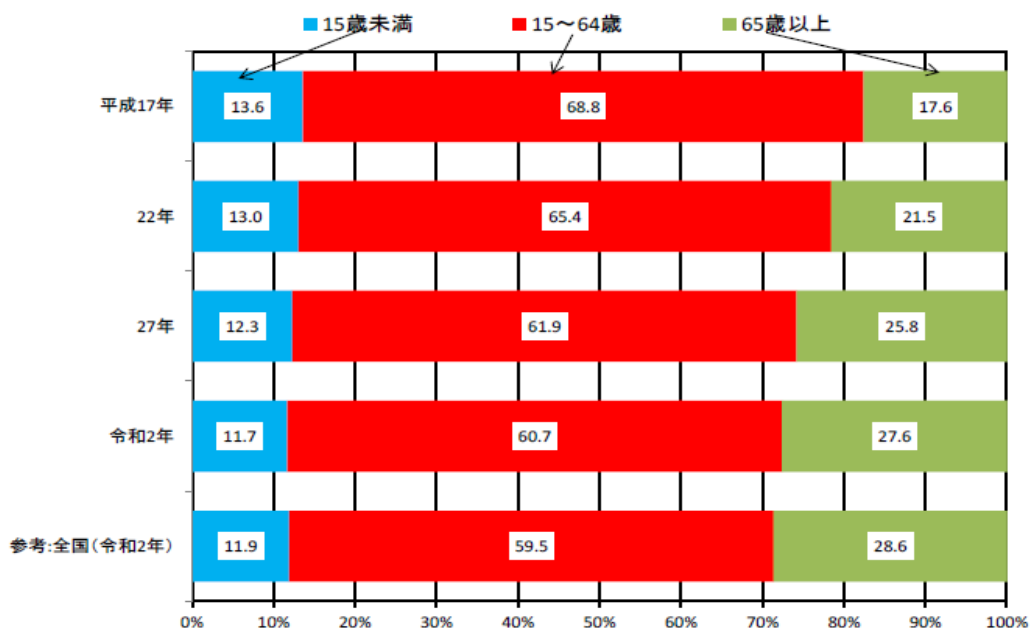


出所：令和3年度千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

③年齢別人口

令和2年10月1日現在の年齢別人口をみると、15歳未満は736,623人（県人口に占める割合11.7%）、15～64歳は3,813,987人（同60.7%）、65歳以上は1,733,870人（同27.6%）となっている。「指標で知る千葉県2022（千葉県HP）」によると、千葉県における令和2年度の出生数は40,168人で、全国6位である。

図表 1-4 年齢（3区分）別人口割合の推移－千葉県（平成17年～令和2年）



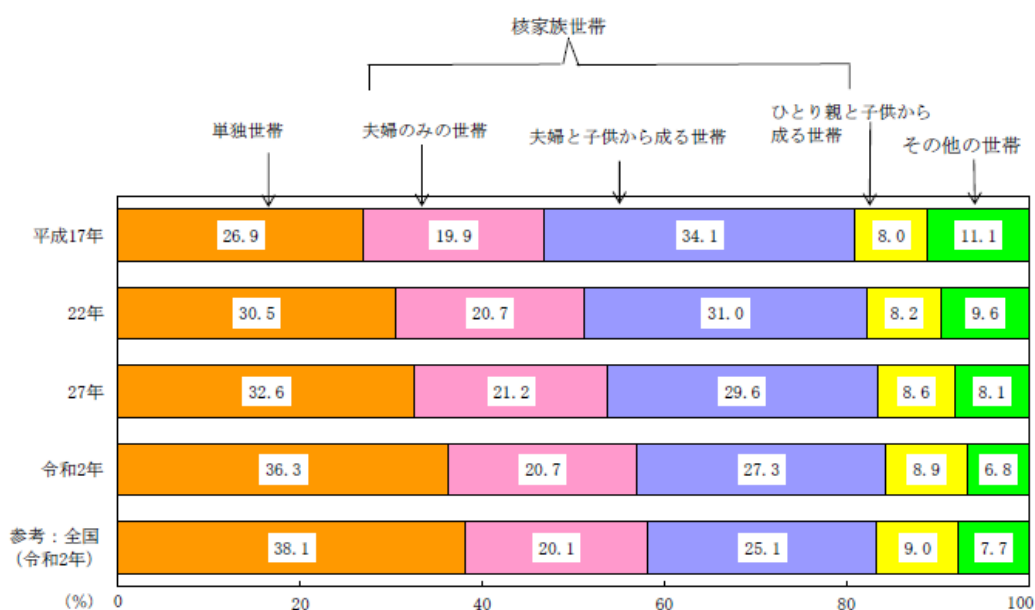
(注) 要約文及び図中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

出所：令和2年度国勢調査結果（千葉県分）について（千葉県HP）

④世帯の家族類型

令和2年10月1日現在の千葉県の一般世帯数は2,767,671世帯で、一般世帯（施設世帯は含まない）の1世帯あたりの人員は2.23人である。核家族世帯は1,572,544世帯で、平成27年と比較し36,259世帯増加している。核家族のうち、夫婦のみの世帯は572,435世帯（一般世帯の20.7%）、夫婦と子どもから成る世帯は755,321世帯（同27.3%）である。ひとり親と子どもから成る世帯は一般家庭の8.9%を占めている。

図表 1-5 一般世帯の家族類型別割合の推移－千葉県（平成17年～令和2年）



(注) 平成17年の数値は、新分類区分による過及集計結果による。

(注) 要約文及び図中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

出所：令和2年度国勢調査結果（千葉県分）について（千葉県 HP）

⑤65歳以上の世帯

令和2年10月1日現在の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は1,090,448世帯（一般世帯の39.4%）で、平成27年から比較すると62,445世帯(6.1%)増加している。

65歳以上の世帯員がいる一般世帯のうち、単独世帯は299,889世帯（65歳以上の世帯員がいる一般世帯の27.5%）、夫婦のみの世帯は351,463世帯（同32.2%）である。千葉県は、令和7年には約3.3人に1人が高齢者となる見込みであり、75歳以上の人口も100万人を超える予想である。

⑥外国人

令和2年1月1日現在では、千葉県内に在住する外国人は162,275人で、平成27年から54,722人（50.9%）増加している。

⑦生活保護受給者数及び世帯数

令和元年度時点では、千葉県の被保護実世帯数（1か月平均）は、68,529世帯であり、被保護実人員（1か月平均）は、86,696人である。（出所：指標で知る千葉県2022「9 福祉・社会保障（128 生活保護率）」）。

⑧障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在では、身体障がい者が178,722人、知的障がい者が46,851人、精神障がい者が59,159人である。

⑨要介護（要支援）認定者数総数

令和2年度介護保険状況報告によると、千葉県の要介護（要支援）認定者の総数は294,957人であり、内訳は要支援1が40,528人、要支援2が38,423人、要介護1が62,811人、要介護2が50,223人、要介護3が41,390人、要介護4が36,993人、要介護5が24,589人である。

2 千葉県におけるヤングケアラーに関する取組

(1) 令和2年度～令和3年度の取組

①庁内連絡調整会議の実施

健康福祉部各課、教育庁、総務部学事課で構成され、2回実施された。令和2年11月に国・埼玉県の動向確認等を行い、令和3年6月には国のプロジェクトチームの報告や各課の対応状況について審議された。

②研修の実施

ヤングケアラー認知度の向上を目的とした研修を行った。

図表 1-6 令和3年度～各課の対応状況について（千葉県健康福祉部児童家庭課作成）

課名	内容
健康福祉指導課	①研修においてヤングケアラーの内容を検討する（対象者：中核センター、児童委員等）。 ②児童相談所及び学校・教育機関からの相談への対応を検討する。
疾病対策課	①難病・小児慢性特定疾病対策に関する会議や研修の中でヤングケアラーを取り上げていく。 （対象者：保健所、難病相談支援センター等）
児童家庭課	①児童虐待・DV対策に関する研修の中でヤングケアラーの内容を盛り込む。 （対象者：市町村、健康福祉センター、児童相談所、教職員等） ②実態調査を実施。
子育て支援課	市町村が実施主体であるファミリーサポートの補助を継続。
高齢者福祉課	①関係団体の実施する研修等にヤングケアラーに関する内容が盛り込まれるよう働きかける。 （対象：介護支援専門員）
障害者福祉推進課	①精神障害者にも対応した包括ケアシステムで委託している事業所等が行う各種支援の際にヤングケアラーの実態を考慮した支援となるよう要請する。 ②保健所や市町村職員が行う支援の際にヤングケアラーの実態を考慮した支援となるよう要請する。
障害福祉事業課	今後、国の動向を踏まえ、具体的な広報・啓発活動を検討する。
総務部学事課	参加可能な研修について県内私立学校の教職員の参加を促す。
教育庁	①学校における授業動画や学習教材の提供による学習支援を検討する。 ②各種研修会で、ヤングケアラーに関する内容を取り上げる。 （対象者：教育事務所・市町村教育委員会指導主事、各学校の生徒指導・人権教育担当者、SC、SSW等） ③SSW、SCの配置に関する補助。

③支援事業者等へのヒアリング調査の実施

令和3年9月から11月に各団体の会議等に参加し、ヒアリングを実施した。調査協力団体は、生活困窮者自立支援事業所12か所、中核地域生活支援センター13か所、基幹相談支援センター4か所、定時制高校1校、県立高校（養護教諭）2校、精神保健福祉士（6か所から）、医療ソーシャルワーカー（3か所から）、子ども食堂6か所である。ヒアリング項目は、ヤングケアラーと思われる事例と支援内容、行政に求めること、ヤングケアラーと思われる子どもの発見や相談ができるような体制についての案である。

(2) 令和4年度の取組

①研修

令和4年7月に「ヤングケアラーの実態と課題について」の研修を2回実施した。12月以降は、令和3年度のヒアリング事例を活用し、事例検討・グループワークを3回開催した。

<研修内容>

日程	講師	内容	参加者
7月22日 7月29日 (計2回)	一般社団法人 ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恭子 氏	ヤングケアラーの実態と課題について (講演)	計 170 名
12月6日 12月26日 1月12日 (計3回)	NPO 法人 長生夷隅のくらしを支える会 理事長 渋沢 茂 氏	課題を抱えるこどもとその家族への支援について (講義) ヤングケアラー支援に係る事例検討 (グループワーク)	計 174 名
令和5年 3月予定 (2回予定)	淑徳大学 教授 結城 康博 氏 (本調査研究委員会 委員長)	県内実態調査から考える今後の支援について (仮題)	

児童生徒安全課主催の研修として、全市町村教育委員会の人権教育担当者、千葉市を除く公立幼稚園、こども園、小学校、中学校の人権教育担当者、県立学校の人権担当者の研修において、ヤングケアラーへの対応について取り上げた。

また、令和4年度版教職員研修資料においてヤングケアラーについて取り上げ、千葉市を除く、公立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全教職員へ配付した。

この他、令和4年度から健康福祉指導課において「高校生の居場所設置・相談支援事業（居場所カフェ）」を開始。「居場所カフェ」とは、主に高校内で生徒が飲食等をしながら、NPOのスタッフや地域ボランティアと気軽に交流できる場を設け、悩みや不安を話しやすい場を作り、必要に応じて福祉的な支援につなげるものである。千葉県では高校の「居場所」の設置支援や福祉的な相談対応について、中核地域生活支援センターが担い、気付き支援につなげる取組を進めている。(令和4年度は月1回程度、県内5つの高校で実施)

3 相談窓口体制

千葉県内の保健及び福祉等の総合相談窓口は、以下のとおりである。

(1) 県健康福祉センター（保健所）

精神保健、難病対策、DV相談、健康相談、（生活保護）等

(2) 市町村保健センター

健康相談、健康診査 等

(3) 市福祉事務所

生活困窮者支援（生活保護）、ひとり親・児童福祉・DV相談支援、身体障がい者・知的障がい者・高齢者の福祉相談支援 等

(4) 民生委員・児童委員

地域住民の相談支援

(5) 児童相談所

児童虐待の対応、その他児童に関する相談対応

(6) 中核地域生活支援センター（千葉県委託事業）

制度の狭間にある方や複合的な問題を抱えた方などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート 等

(7) その他

介護、後見支援、発達障がいやひきこもり等の様々な課題対応に特化した相談窓口が存在するが、ヤングケアラー支援に特化した相談窓口は県内未設置であり、存在しない。

(8) スクールカウンセラー等の配置

ヤングケアラーを含む、生徒指導上の課題の早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉等の関係機関との連携を図っている。

令和4年度は、スクールカウンセラーを全公立小学校637校（うち隔週配置280校、月1回程度の配置357校）に配置した。また、全公立中学校312校（千葉市を除く）、高等学校97校、教育事務所等に週1日配置し、うち、中学校重点校5校、スーパーバイザー配置高等学校4校には週2日配置した。

図表 1-7 令和2年度・令和3年度・令和4年度 スクールカウンセラーの配置状況
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成)

	小学校	中学校	中学重点校	高等学校	特別支援	教育事務所等	計
令和2年度 (年間配置時間)	165人 (119)	310人 (218)	5人 (432)	85人 (218)		11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所226)	576人
令和3年度 (年間配置時間)	176人 (114) 466人 (42)	307人 (228)	5人 (424)	89人 (228)		11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所210)	1,054人
令和4年度 (年間配置時間)	280人 (114) 357人 (72)	307人 (228)	5人 (455)	97人 (228)	1人 (114)	11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所210)	1,058人

※1 中学校には義務教育学校3校を含む

※2 年間配置時間：令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初計画

※3 令和3年度当初小学校については176校の配置であったが、9月から未配置であった466校に月1回配置

令和4年度、スクールソーシャルワーカーは、小中学校18校及び県立高等学校21校、教育事務所15か所に配置した。

図表 1-8 令和2年度・令和3年度・令和4年度 スクールソーシャルワーカーの配置状況
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)

	小中学校	高等学校	高等学校 (アクティブスクール)	教育事務所	計
令和2年度 (年間配置時間)	18人 (574)	17人 (574)	4人 (650)	5人 (574)	44人
令和3年度 (年間配置時間)	18人 (543)	17人 (543)	4人 (624)	5人 (543) 10人 (326)	54人
令和4年度 (年間配置時間)	18人 (543)	17人 (543)	4人 (624)	15人 (543)	54人

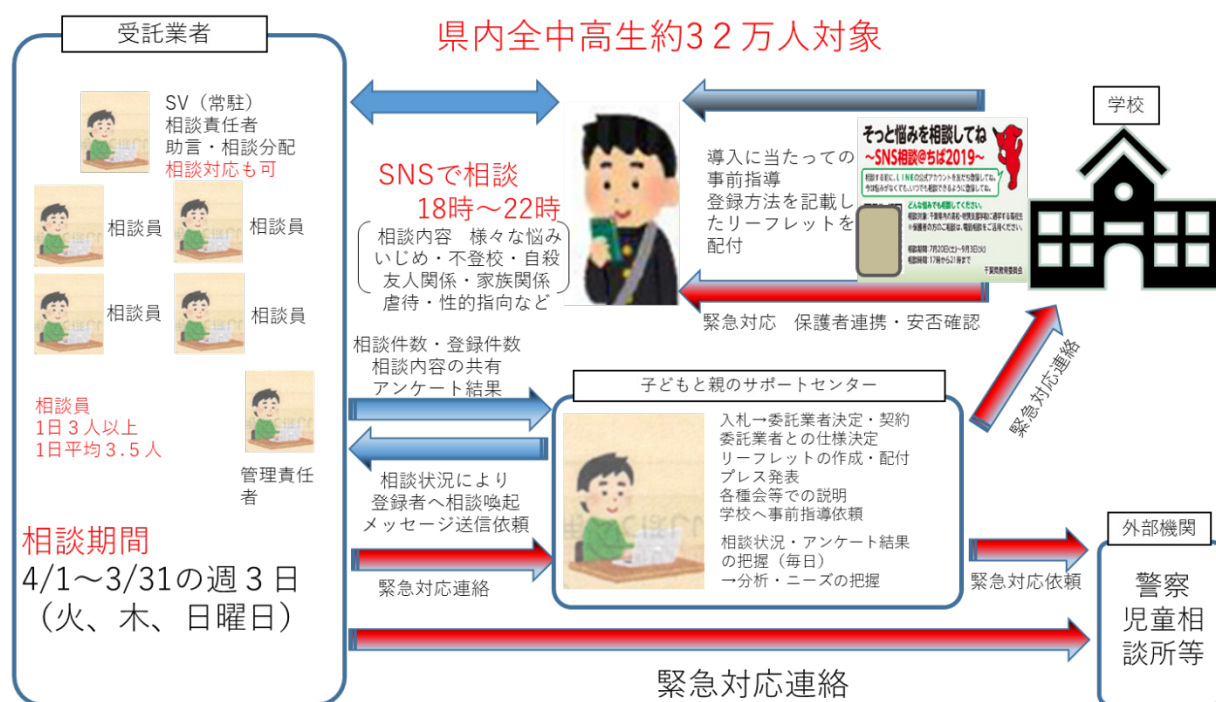
※1 年間配置時間：令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初計画

※2 令和3年度当初は44名であったが、9月から5教育事務所に2名ずつ追加配置

(9) SNS等を活用した相談事業

「SNS相談@ちば」では、生徒にとって身近なSNSを活用した専門のカウンセラーによる悩み相談を行っている。また「千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談」では、児童生徒や保護者、教職員の悩みに対する相談体制を充実させるため、24時間体制での電話相談を実施している。

図表 1-9 令和4年度 SNS を活用した相談事業
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)



図表 1-10 SNS相談@ちば、子どもと親のサポートセンターの相談受付件数
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	備考
SNS相談@ちば	4,758件	4,799件	863件	・令和元年度は7/20～9/3
子どもと親のサポートセンター	10,340件 (19)	9,785件	9,229件	・子どもと親のサポートセンターへの電話相談(24時間子供SOSダイヤルを含む) ・令和3年度からヤングケアラーの項目を設定

※ () はヤングケアラーに関する相談件数

4 保健・福祉のサービス内容

(1) 介護保険サービス

65歳以上の方または40歳～65歳未満の医療保険加入者で、特定疾病が原因で介護が必要となった方を対象とし、市町村（地域包括支援センター）に相談し、要介護・要支援と認定された場合に、以下のサービスの利用が可能である。

【要介護】

- ・ 居宅サービス
訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等
- ・ 地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
- ・ 施設サービス
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【要支援】

- ・ 介護予防サービス
介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等

(2) 障害福祉サービス

利用申請後、市町村が障害区分の認定を行い、支給決定となった場合に、以下のサービスの利用が可能である。

- ・ 居宅介護（児童含む）
居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）
- ・ 重度訪問介護
重度の肢体不自由・知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする場合、自宅で、入浴、排泄、食事、外出時における移動支援
- ・ 同行援護（児童含む）
視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時の視覚情報の提供、移動の援護、排泄・食事の介護等
- ・ 行動援護（児童含む）
自己判断能力が制限されている場合、危険回避に必要な支援や外出支援
- ・ 重度障害者等包括支援（児童含む）
最重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数サービスを包括的に支援
- ・ 短期入所（児童含む）
短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等
その他、自立支援、就労移行支援等がある。

(3) 子ども・子育て世帯へのサービス

市町村（または運営元）へ申請し、契約後に以下のサービスの利用が可能である。

- ・ファミリーサポート
- ・学童保育
- ・児童発達支援事業・放課後等デイサービス（市町村による受給者証の発行が必要）
- ・ショートステイ
- ・医療費等の助成
- ・出産前後・子育て世帯への家事支援（市町村による）
- ・子ども食堂
- ・子どもの居場所支援 等

第2章 千葉県のヤングケアラー実態調査結果

1	調査概要	
	(1)小中高校生アンケート	25
	(2)大学生アンケート	27
	(3)学校アンケート	28
	(4)要保護児童対策地域協議会アンケート	29
2	小中高校生アンケート結果	
	(1)世話をしている家族の有無	30
	(2)基本情報	34
	(3)普段の生活の状況	42
	(4)家族のお世話の状況について	58
	(5)ヤングケアラーについて	86
3	大学生アンケート結果	
	(1)基本情報	101
	(2)普段の生活の状況について	105
	(3)家庭や家族のことについて	112
	(4)ヤングケアラーについて	123
4	学校アンケート結果	
	(1)学校の概要	127
	(2)支援が必要だと思われる子どもへの対応	128
	(3)ヤングケアラーについて	143
	(4)ヤングケアラーと思われる子どもについて、 外部の支援につないだケースの概要	149
5	要保護児童対策地域協議会アンケート結果	
	(1)ケース登録件数	155
	(2)ヤングケアラーと思われる子どもへの対応	156
	(3)要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる 子どもがいた場合の対応	158
	(4)ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題	162
	(5)ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として 関係機関に期待すること	163
	(6)ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として必要な支援	167
6	実態調査結果等から見えてきた主な課題	
	(1)早期発見・把握から支援への連携	173
	(2)望まれる支援	176
	(3)各組織・団体等の役割の明確化と連携体制	178

第2章 千葉県のヤングケアラー実態調査結果

1 調査概要

(1)小中高校生アンケート

①調査目的

千葉県内の小学生、中学生、高校生におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、県のヤングケアラーに対する今後の支援策を検討する際の参考とすることを目的として、家庭や家族の世話の状況、ヤングケアラーの認識等についてたずねる小中高校生アンケート調査を実施した。

②調査対象

	対象数
①千葉市立を除く全公立小学校の6年生全員、協力の得られた私立小学校の6年生	43,780人 (学校数 642校)
②千葉市立を除く全公立中学校の2年生全員、協力の得られた私立中学校の2年生	41,814人 (学校数 313校)
③千葉市立を除く全公立高等学校の2年生全員、協力の得られた私立高等学校の2年生	31,038人 (学校数 128校)

③調査方法

郵送にて、学校長あて文書と児童生徒・保護者あて依頼文を各学校に送付し、学校経由で、児童生徒に対し、児童生徒・保護者あて依頼文を配布した。

依頼文には、調査の趣旨・概要、調査票のURL・QRコード等を記載し、ウェブ上で回答してもらった。

事前周知：アンケート調査開始の約2週間前に、県より市町村教育委員会と各学校にアンケート調査の旨を、メールにて事前周知し、協力を依頼した。

④実施時期

令和4年7月8日（金）～8月5日（金）

回答締切：令和4年8月1日（月）

⑤回収状況

	回収数
小学6年生	4,414件
中学2年生	3,927件
高校2年生	3,051件
定時制高校2年生相当	58件

⑥調査内容

- ・ 基本情報（学年、性別、居住地域、学校名、同居家族の状況、健康状態）
- ・ ふだんの生活について（学校の出席状況、習い事や課外活動の状況、学校生活の状況、悩みや困りごと、相談相手、ふだんの生活の状況）
- ・ 家庭や家族のことについて（お世話をしている人の有無、お世話の状況、お世話をしている理由、お世話の内容、お世話を一緒に行っている人、お世話を始めた年齢、お世話の頻度、お世話にかけている時間、お世話をしていることでできていないこと、お世話のきつき、悩みの相談状況、相談した人、相談していない理由、学校や周りの大人に助けてほしいこと、希望する相談方法、相談しやすい相手）
- ・ ヤングケアラーについて（自身がヤングケアラーにあてはまるか、ヤングケアラーという言葉の認知状況、認知経路、ヤングケアラーへの支援のために必要と思うこと）

(2) 大学生アンケート

① 調査目的

千葉県内の大学生におけるヤングケアラーの実態を把握するとともに、県のヤングケアラーに対する今後の支援策を検討する際の参考とすることを目的として、家庭や家族の世話の状況、ヤングケアラーの認識等についてたずねる大学生アンケート調査を実施した。

② 調査対象

千葉県内に所在する6大学（千葉大学、亀田医療大学、川村学園女子大学、淑徳大学、城西国際大学、中央学院大学）に在籍する大学3年生を対象として実施した。対象となる学生は、6大学合計で4,137名であった。

③ 調査方法

調査対象の大学事務室を通じて、学生本人向けに、調査回答フォームのQRコード及びURLを記載した調査依頼文をメールにて送付し、ウェブ上で回答してもらった。

④ 実施時期

令和4年7月8日（金）～8月5日（金）

回答締切：令和4年8月1日（月）

⑤ 回収状況

回収数：71件（うち2件は大学3年生以外であったため、回答対象外とした）

⑥ 調査内容

- ・ 基本情報（学年、性別、年齢、居住地域、大学名、学部、住まい方、同居家族の状況、健康状態、通学時間、奨学金の受給状況）
- ・ ふだんの生活について（大学選択理由、授業への出席状況、生活時間の確保状況、大学生生活の状況、悩みや困りごと、相談相手）
- ・ 家庭や家族のことについて（お世話をしている人の有無、お世話の状況、お世話をしている理由、お世話の内容、お世話を一緒に行っている人、お世話をしている頻度・時間、お世話を開始した時期、お世話が終了した時期、お世話をすることで大学進学時に苦労したこと、あきらめたこと、今後不安なこと、就職に関しての不安、お世話のきつき、自身がお世話をしている理由、悩みの相談状況、相談していない理由、大学や周りの大人に助けてほしいこと、希望する相談方法、相談しやすい相手）
- ・ ヤングケアラーについて（自身がヤングケアラーにあてはまるか、ヤングケアラーという言葉の認知状況、認知経路、ヤングケアラーへの支援のために必要と思うこと）

(3) 学校アンケート

①調査目的

県内学校におけるヤングケアラーの把握状況や対応状況の実態を把握することを目的とする。

②調査対象

県内の小学校・中学校・高等学校を調査対象とする。

対象件数及びその内訳は、下表の通り。

	対象件数
千葉市立を除く全公立小学校、協力の得られた私立小学校 (義務教育学校前期課程を含む)	642 件
千葉市立を除く全公立中学校、協力の得られた私立中学校 (義務教育学校後期課程を含む)	315 件
千葉市立を除く全日制および通信制の公立高等学校、 協力の得られた私立高等学校	123 件
定時制の公立高等学校	16 件
合計	1,096 件

※1 義務教育学校は前期課程・後期課程をそれぞれ1件とカウントする。

※2 高等学校において課程が複数ある場合は、1課程を1件とカウントする。

③調査方法

電子ファイルの調査票を、メールにて配布・回収。

④実施時期

令和4年7月8日(金)～令和4年10月7日(金)

回答締切：令和4年8月1日(月)

⑤回収状況

回収件数及び回収率は、下表の通りであった。

	回収件数	回収率
千葉市立を除く全公立小学校、協力の得られた私立小学校 (義務教育学校前期課程を含む)	583 件	90.8%
千葉市立を除く全公立中学校、協力の得られた私立中学校 (義務教育学校後期課程を含む)	283 件	89.8%
千葉市立を除く全日制および通信制の公立高等学校、 協力の得られた私立高等学校	122 件	99.2%
定時制の公立高等学校	14 件	87.5%
合計	1,002 件	91.4%

※1 義務教育学校は前期課程・後期課程をそれぞれ1件とカウントする。

※2 高等学校において課程が複数ある場合は、1課程を1件とカウントする。

⑥調査内容

- ・支援が必要と思われる子どもへの対応状況
- ・ヤングケアラーの把握状況・対応状況
- ・ヤングケアラーと思われる子どものケース

(4) 要保護児童対策地域協議会アンケート

①調査目的

要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの把握状況や対応状況の実態を把握することを目的とする。

②調査対象

県内の要保護児童対策地域協議会（千葉市内を除く 53 協議会）

③調査方法

電子ファイルの調査票をメールにて配布・メールにて回収。

④実施時期

令和4年7月8日（金）～令和4年10月7日（金）

回答締切：令和4年8月1日（月）

⑤回収状況

回収件数は 49 件、回収率は 92.5%であった。

⑥調査内容

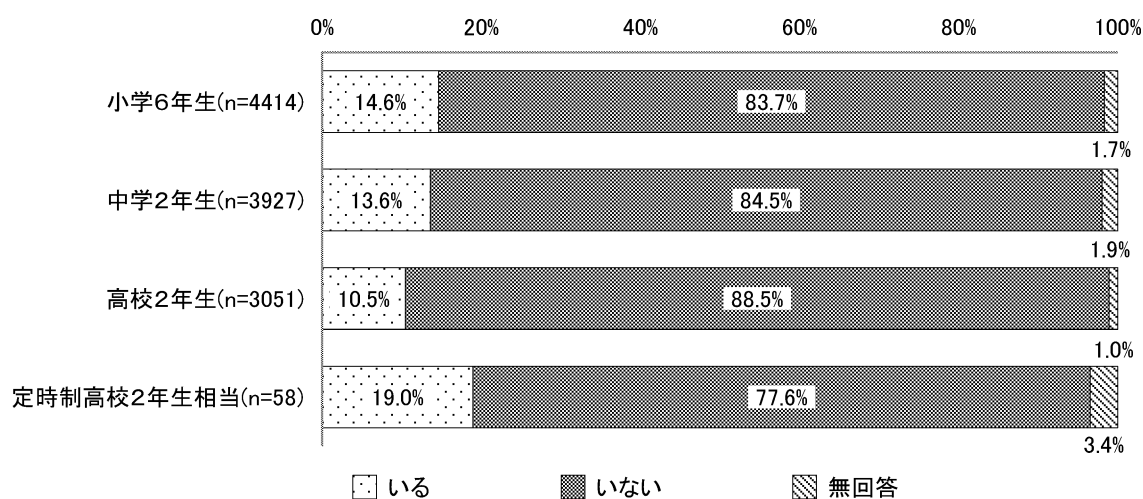
- ・ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況
- ・ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合の対応
- ・ヤングケアラーの早期発見や支援の取組や課題

2 小中高校生アンケート結果

(1)世話をしている家族の有無

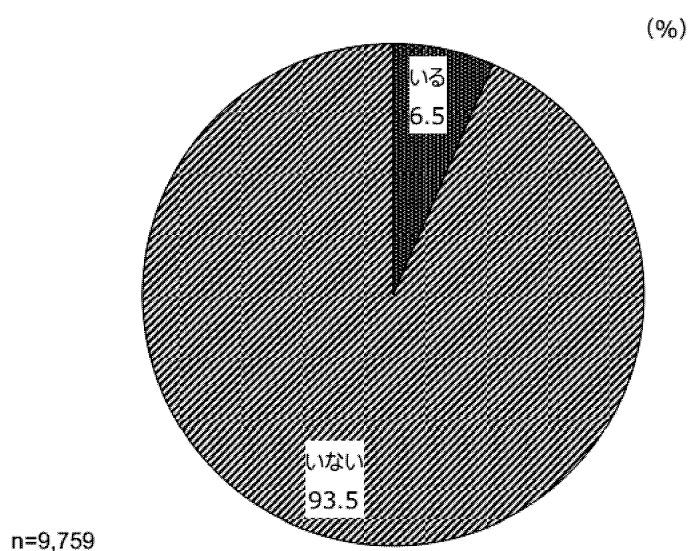
世話をしている家族が「いる」と回答した割合をみると、「小学6年生」は14.6%、「中学2年生」は13.6%、「高校2年生」は10.5%、「定時制高校2年生相当」は19.0%となっている。

図表 2-1 世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)



※参考1：国調査（小学6年生）

図表 51 世話をしている家族の有無



(資料) 日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月

※参考2：国調査（中学2年生、高校2年生）

図表-76 世話をしている家族の有無

	(調査数)	いる	いない	無回答
中学2年生	5,558	5.7	93.6	0.6
全日制高校2年生	7,407	4.1	94.9	0.9
定時制高校2年生相当	366	8.5	89.9	1.6
通信制高校生	445	11.0	88.1	0.9

※通信制高校生について、本設問は18歳以下、19歳以上の年齢別に聞いており、年齢の設問に無回答であった1名は回答の対象外となっている。

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。19歳以上は「いた（現在はお世話をしていない）」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

（資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和3年3月

図表 2-2 現在住んでいる市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別

世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)

		Q14. お世話をしている家族はいるか											
		小学6年生				中学2年生				高校2年生			
		合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答
	全体	4414	14.6	83.7	1.7	3927	13.6	84.5	1.9	3051	10.5	88.5	1.0
Q3. 現在住んでいる市町村:千葉県保健福祉圏域	習志野市区	267	16.1	80.9	3.0	425	12.9	85.6	1.4	283	11.3	88.0	0.7
	市川地区	425	15.8	82.8	1.4	149	14.1	85.2	0.7	219	9.6	89.5	0.9
	松戸地区	586	24.1	74.1	1.9	398	13.1	85.4	1.5	272	9.2	89.7	1.1
	野田地区	95	18.9	77.9	3.2	257	14.8	81.3	3.9	96	11.5	87.5	1.0
	印旛地区	570	14.4	84.6	1.1	611	13.3	84.3	2.5	357	8.7	90.5	0.8
	香取地区	58	6.9	93.1	0.0	49	4.1	95.9	0.0	121	11.6	88.4	0.0
	海匝地区	87	6.9	92.0	1.1	28	10.7	89.3	0.0	106	10.4	88.7	0.9
	山武地区	103	18.4	78.6	2.9	146	17.8	79.5	2.7	119	11.8	85.7	2.5
	長生地区	70	11.4	88.6	0.0	15	0.0	100.0	0.0	33	18.2	81.8	0.0
	夷隅地区	37	21.6	75.7	2.7	13	15.4	84.6	0.0	12	8.3	91.7	0.0
	安房地区	51	11.8	86.3	2.0	91	22.0	76.9	1.1	224	12.9	85.7	1.3
	君津地区	181	19.3	79.0	1.7	305	15.1	82.3	2.6	153	13.1	85.0	2.0
	市原地区	278	21.6	76.6	1.8	419	18.9	79.2	1.9	78	6.4	93.6	0.0
	船橋市	1227	6.8	91.4	1.9	826	9.1	89.1	1.8	372	8.9	90.3	0.8
	柏市	280	14.3	84.6	1.1	132	13.6	86.4	0.0	199	11.6	86.9	1.5
千葉市	58	31.0	69.0	0.0	31	32.3	64.5	3.2	359	10.9	87.7	1.4	
県外	3	0.0	100.0	0.0	3	66.7	33.3	0.0	41	7.3	92.7	0.0	

図表 2-3 通っている学校のある市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別

世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)

		Q14. お世話をしている家族はいるか											
		小学6年生				中学2年生				高校2年生			
		合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答
	全体	4414	14.6	83.7	1.7	3927	13.6	84.5	1.9	3051	10.5	88.5	1.0
Q4. 通っている学校のある市町村:千葉県保健福祉圏域	習志野市区	248	15.7	81.0	3.2	406	13.3	85.5	1.2	134	2.2	97.0	0.7
	市川地区	415	15.2	83.4	1.4	139	15.1	84.2	0.7	315	8.3	89.8	1.9
	松戸地区	552	24.1	73.7	2.2	386	13.0	85.2	1.8	137	9.5	89.1	1.5
	野田地区	88	19.3	77.3	3.4	222	14.4	83.3	2.3	54	11.1	87.0	1.9
	印旛地区	547	14.3	84.6	1.1	584	13.0	84.4	2.6	290	7.6	91.4	1.0
	香取地区	57	7.0	93.0	0.0	47	6.4	93.6	0.0	131	11.5	88.5	0.0
	海匝地区	84	7.1	91.7	1.2	25	12.0	88.0	0.0	109	7.3	91.7	0.9
	山武地区	101	18.8	80.2	1.0	143	18.2	79.0	2.8	76	15.8	82.9	1.3
	長生地区	60	11.7	88.3	0.0	14	0.0	100.0	0.0	22	9.1	90.9	0.0
	夷隅地区	38	21.1	76.3	2.6	12	16.7	83.3	0.0	3	33.3	66.7	0.0
	安房地区	47	12.8	85.1	2.1	93	21.5	77.4	1.1	236	13.6	85.6	0.8
	君津地区	171	18.1	80.1	1.8	296	14.9	82.8	2.4	148	13.5	84.5	2.0
	市原地区	270	20.7	77.4	1.9	393	19.1	79.1	1.8	13	7.7	92.3	0.0
	船橋市	1204	7.0	91.1	1.9	760	8.0	90.5	1.4	313	11.8	87.5	0.6
	柏市	259	13.5	85.3	1.2	122	12.3	87.7	0.0	384	11.7	87.5	0.8
千葉市	0	0.0	0.0	0.0	13	30.8	69.2	0.0	584	9.8	89.4	0.9	

図表 2-4 現在住んでいる市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別

世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)

		Q14. お世話をしている家族はいるか											
		小学6年生				中学2年生				高校2年生			
		合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答
	全体	4414	14.6	83.7	1.7	3927	13.6	84.5	1.9	3051	10.5	88.5	1.0
Q3. 現在住んでいる市町村:千葉県教育事務所別地区	葛南	1885	9.9	88.1	2.0	1380	10.8	87.6	1.6	793	9.6	89.5	0.9
	東葛飾	995	20.6	77.7	1.7	807	13.6	84.4	2.0	648	10.6	88.3	1.1
	北総(印旛)	570	14.4	84.6	1.1	611	13.3	84.3	2.5	357	8.7	90.5	0.8
	北総(香取)	58	6.9	93.1	0.0	49	4.1	95.9	0.0	121	11.6	88.4	0.0
	北総(海匝)	87	6.9	92.0	1.1	28	10.7	89.3	0.0	106	10.4	88.7	0.9
	東上総(山武)	103	18.4	78.6	2.9	146	17.8	79.5	2.7	119	11.8	85.7	2.5
	東上総(長生)	70	11.4	88.6	0.0	15	0.0	100.0	0.0	33	18.2	81.8	0.0
	東上総(夷隅)	37	21.6	75.7	2.7	13	15.4	84.6	0.0	12	8.3	91.7	0.0
	南房総(市原・君津)	459	20.7	77.6	1.7	724	17.3	80.5	2.2	231	10.8	87.9	1.3
	南房総(安房)	51	11.8	86.3	2.0	91	22.0	76.9	1.1	224	12.9	85.7	1.3
	千葉市	58	31.0	69.0	0.0	31	32.3	64.5	3.2	359	10.9	87.7	1.4
県外	3	0.0	100.0	0.0	3	66.7	33.3	0.0	41	7.3	92.7	0.0	

図表 2-5 通っている学校のある市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別

世話をしている家族の有無:単数回答 (Q14)

		Q14. お世話をしている家族はいるか											
		小学6年生				中学2年生				高校2年生			
		合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答	合計	いる	いない	無回答
	全体	4414	14.6	83.7	1.7	3927	13.6	84.5	1.9	3051	10.5	88.5	1.0
Q4. 通っている学校のある市町村:千葉県教育事務所別地区	葛南	1836	9.8	88.2	2.0	1286	10.4	88.3	1.3	729	8.9	90.0	1.1
	東葛飾	930	20.5	77.5	1.9	749	13.2	85.2	1.6	608	10.7	88.2	1.2
	北総(印旛)	547	14.3	84.6	1.1	584	13.0	84.4	2.6	290	7.6	91.4	1.0
	北総(香取)	57	7.0	93.0	0.0	47	6.4	93.6	0.0	131	11.5	88.5	0.0
	北総(海匝)	84	7.1	91.7	1.2	25	12.0	88.0	0.0	109	7.3	91.7	0.9
	東上総(山武)	101	18.8	80.2	1.0	143	18.2	79.0	2.8	76	15.8	82.9	1.3
	東上総(長生)	60	11.7	88.3	0.0	14	0.0	100.0	0.0	22	9.1	90.9	0.0
	東上総(夷隅)	38	21.1	76.3	2.6	12	16.7	83.3	0.0	3	33.3	66.7	0.0
	南房総(市原・君津)	441	19.7	78.5	1.8	689	17.3	80.7	2.0	161	13.0	85.1	1.9
	南房総(安房)	47	12.8	85.1	2.1	93	21.5	77.4	1.1	236	13.6	85.6	0.8
	千葉市	0	0.0	0.0	0.0	13	30.8	69.2	0.0	584	9.8	89.4	0.9

※それぞれの地域に該当する市町村は次ページ参照。

各市町村が該当する保健福祉圏域及び教育事務所 一覧

千葉県ホームページの公表資料を基に作成

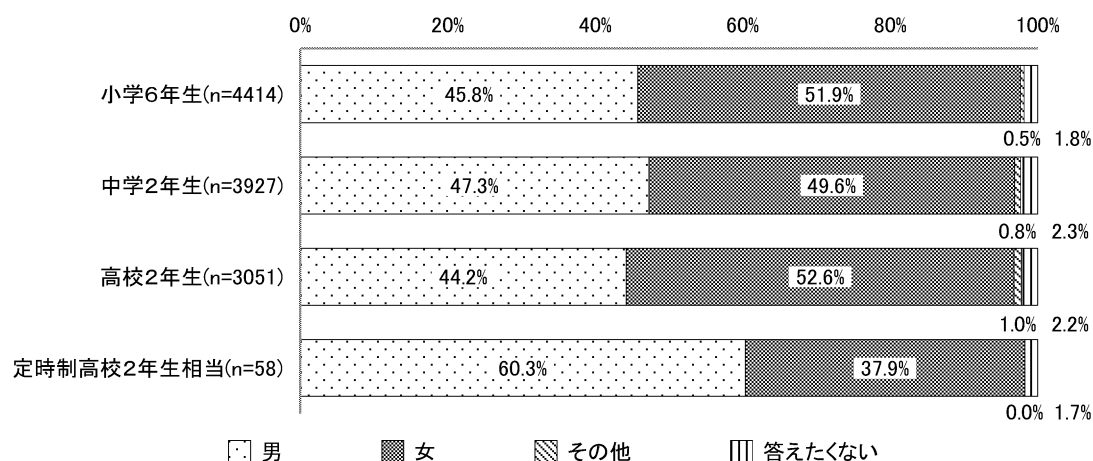
市町村名	保健福祉圏域名	教育事務所及び教育委員会の管轄区域	市町村名	保健福祉圏域名	教育事務所及び教育委員会の管轄区域
千葉市	千葉	千葉市教育委員会	匝瑳市	海匝	北総教育事務所
船橋市	船橋	葛南教育事務所	東金市	山武	東上総教育事務所
柏市	柏	東葛飾教育事務所	山武市	山武	東上総教育事務所
習志野市	習志野	葛南教育事務所	大網白里市	山武	東上総教育事務所
八千代市	習志野	葛南教育事務所	九十九里町	山武	東上総教育事務所
鎌ヶ谷市	習志野	東葛飾教育事務所	芝山町	山武	東上総教育事務所
市川市	市川	葛南教育事務所	横芝光町	山武	東上総教育事務所
浦安市	市川	葛南教育事務所	茂原市	長生	東上総教育事務所
松戸市	松戸	東葛飾教育事務所	一宮町	長生	東上総教育事務所
流山市	松戸	東葛飾教育事務所	睦沢町	長生	東上総教育事務所
我孫子市	松戸	東葛飾教育事務所	長生村	長生	東上総教育事務所
野田市	野田	東葛飾教育事務所	白子町	長生	東上総教育事務所
成田市	印旛	北総教育事務所	長柄町	長生	東上総教育事務所
佐倉市	印旛	北総教育事務所	長南町	長生	東上総教育事務所
四街道市	印旛	北総教育事務所	勝浦市	夷隅	東上総教育事務所
八街市	印旛	北総教育事務所	いすみ市	夷隅	東上総教育事務所
印西市	印旛	北総教育事務所	大多喜町	夷隅	東上総教育事務所
白井市	印旛	北総教育事務所	御宿町	夷隅	東上総教育事務所
富里市	印旛	北総教育事務所	館山市	安房	南房総教育事務所
酒々井町	印旛	北総教育事務所	鴨川市	安房	南房総教育事務所
栄町	印旛	北総教育事務所	南房総市	安房	南房総教育事務所
香取市	香取	北総教育事務所	鋸南町	安房	南房総教育事務所
神崎町	香取	北総教育事務所	木更津市	君津	南房総教育事務所
多古町	香取	北総教育事務所	君津市	君津	南房総教育事務所
東庄町	香取	北総教育事務所	富津市	君津	南房総教育事務所
銚子市	海匝	北総教育事務所	袖ヶ浦市	君津	南房総教育事務所
旭市	海匝	北総教育事務所	市原市	市原	南房総教育事務所

(2) 基本情報

①性別

性別をみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」は、大よそ「男」「女」が半数程度ずつを占めている。「定時制高校2年生相当」は、「男」が60.3%、「女」が37.9%で、「男」の割合が高い。なお、世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-6 性別:単数回答 (Q2)



図表 2-7 世話をしている家族の有無別 性別:単数回答 (Q2)

学年×お世話の有無	合計	Q2.性別			
		男	女	その他	答えたくない
小学6年生-いる	646	46.6	50.9	0.9	1.5
小学6年生-いない	3694	45.7	52.1	0.4	1.8
中学2年生-いる	533	48.6	48.4	1.5	1.5
中学2年生-いない	3318	46.5	50.3	0.7	2.4
高校2年生-いる	319	49.8	47.0	0.9	2.2
高校2年生-いない	2700	43.5	53.3	1.0	2.1
定時制高校2年生相当-いる	11	63.6	27.3	0.0	9.1
定時制高校2年生相当-いない	45	57.8	42.2	0.0	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

②現在住んでいる市町村

・千葉県保健福祉圏域

現在住んでいる市町村を千葉県保健福祉圏域でみると、「小学6年生」では、「船橋市」が27.8%、「松戸地区」が13.3%、「印旛地区」が12.9%となっている。「中学2年生」では、「船橋市」が21.0%、「印旛地区」が15.6%、「習志野地区」が10.8%、「市原地区」が10.7%となっている。「高校2年生」では、「船橋市」が12.2%、「千葉市」が11.8%、「印旛地区」が11.7%となっている。

図表 2-8 現在住んでいる市町村【千葉県保健福祉圏域】：単数回答（Q3）

	習志野 市区	市川 地区	松戸 地区	野田 地区	印旛 地区	香取 地区	海匝 地区	山武 地区	長生 地区
小学6年生	267	425	586	95	570	58	87	103	70
構成比	6.0	9.6	13.3	2.2	12.9	1.3	2.0	2.3	1.6
中学2年生	425	149	398	257	611	49	28	146	15
構成比	10.8	3.8	10.1	6.5	15.6	1.2	0.7	3.7	0.4
高校2年生	283	219	272	96	357	121	106	119	33
構成比	9.3	7.2	8.9	3.1	11.7	4.0	3.5	3.9	1.1

	夷隅 地区	安房 地区	君津 地区	市原 地区	船橋市	柏市	千葉市	県外	無回答	合計
小学6年生	37	51	181	278	1227	280	58	3	38	4414
構成比	0.8	1.2	4.1	6.3	27.8	6.3	1.3	0.1	0.9	100.0
中学2年生	13	91	305	419	826	132	31	3	29	3927
構成比	0.3	2.3	7.8	10.7	21.0	3.4	0.8	0.1	0.7	100.0
高校2年生	12	224	153	78	372	199	359	41	7	3051
構成比	0.4	7.3	5.0	2.6	12.2	6.5	11.8	1.3	0.2	100.0

※件数が1件の地区があったため、定時制高校2年生相当は非掲載。

・千葉県教育事務所別地区

現在住んでいる市町村を千葉県教育事務所別地区でみると、「小学6年生」では、「葛南」が42.7%、「東葛飾」が22.5%となっている。「中学2年生」では、「葛南」が35.1%、「東葛飾」が20.6%、「南房総（市原・君津）」が18.4%となっている。「高校2年生」では、「葛南」が26.0%、「東葛飾」が21.2%となっている。

図表 2-9 現在住んでいる市町村【千葉県教育事務所別地区】:単数回答 (Q3)

	葛南	東葛飾	北総 (印旛)	北総 (香取)	北総 (海匝)	東上総 (山武)	東上総 (長生)	東上総 (夷隅)	南房総 (市原・君津)	南房総 (安房)	千葉市	県外	無回答	合計
小学6年生	1885	995	570	58	87	103	70	37	459	51	58	3	38	4414
構成比	42.7	22.5	12.9	1.3	2.0	2.3	1.6	0.8	10.4	1.2	1.3	0.1	0.9	100.0
中学2年生	1380	807	611	49	28	146	15	13	724	91	31	3	29	3927
構成比	35.1	20.6	15.6	1.2	0.7	3.7	0.4	0.3	18.4	2.3	0.8	0.1	0.7	100.0
高校2年生	793	648	357	121	106	119	33	12	231	224	359	41	7	3051
構成比	26.0	21.2	11.7	4.0	3.5	3.9	1.1	0.4	7.6	7.3	11.8	1.3	0.2	100.0

※件数が1件の地区があったため、定時制高校2年生相当は非掲載。

③通っている学校のある市町村

・千葉県保健福祉圏域

通っている学校のある市町村を千葉県保健福祉圏域でみると、「小学6年生」では、「船橋市」が27.3%、「松戸地区」が12.5%、「印旛地区」が12.4%となっている。「中学2年生」では、「船橋市」が19.4%、「印旛地区」が14.9%、「習志野地区」が10.3%、「市原地区」が10.0%となっている。「高校2年生」では、「千葉市」が19.1%、「柏市」が12.6%、「市川地区」「船橋市」がそれぞれ10.3%となっている。

図表 2-10 通っている学校のある市町村【千葉県保健福祉圏域】:単数回答 (Q4)

	習志野 市区	市川 地区	松戸 地区	野田 地区	印旛 地区	香取 地区	海匝 地区	山武 地区	長生 地区
小学6年生	248	415	552	88	547	57	84	101	60
構成比	5.6	9.4	12.5	2.0	12.4	1.3	1.9	2.3	1.4
中学2年生	406	139	386	222	584	47	25	143	14
構成比	10.3	3.5	9.8	5.7	14.9	1.2	0.6	3.6	0.4
高校2年生	134	315	137	54	290	131	109	76	22
構成比	4.4	10.3	4.5	1.8	9.5	4.3	3.6	2.5	0.7

	夷隅 地区	安房 地区	君津 地区	市原 地区	船橋市	柏市	千葉市	無回答	合計
小学6年生	38	47	171	270	1204	259	0	273	4414
構成比	0.9	1.1	3.9	6.1	27.3	5.9	0.0	6.2	100.0
中学2年生	12	93	296	393	760	122	13	272	3927
構成比	0.3	2.4	7.5	10.0	19.4	3.1	0.3	6.9	100.0
高校2年生	3	236	148	13	313	384	584	102	3051
構成比	0.1	7.7	4.9	0.4	10.3	12.6	19.1	3.3	100.0

※件数が1件の地区があったため、定時制高校2年生相当は非掲載。

・千葉県教育事務所別地区

通っている学校のある市町村を千葉県教育事務所別地区で見ると、「小学6年生」では、「葛南」が41.6%、「東葛飾」が21.1%となっている。「中学2年生」では、「葛南」が32.7%、「東葛飾」が19.1%、「南房総（市原・君津）」が17.5%となっている。「高校2年生」では、「葛南」が23.9%、「東葛飾」が19.9%、「千葉市」が19.1%となっている。

図表 2-11 通っている学校のある市町村【千葉県教育事務所別地区】:単数回答 (Q4)

	葛南	東葛飾	北総 (印旛)	北総 (香取)	北総 (海匝)	東上総 (山武)	東上総 (長生)	東上総 (夷隅)	南房総 (市原・君津)	南房総 (安房)	千葉市	無回答	合計
小学6年生	1836	930	547	57	84	101	60	38	441	47	0	273	4414
構成比	41.6	21.1	12.4	1.3	1.9	2.3	1.4	0.9	10.0	1.1	0.0	6.2	100.0
中学2年生	1286	749	584	47	25	143	14	12	689	93	13	272	3927
構成比	32.7	19.1	14.9	1.2	0.6	3.6	0.4	0.3	17.5	2.4	0.3	6.9	100.0
高校2年生	729	608	290	131	109	76	22	3	161	236	584	102	3051
構成比	23.9	19.9	9.5	4.3	3.6	2.5	0.7	0.1	5.3	7.7	19.1	3.3	100.0

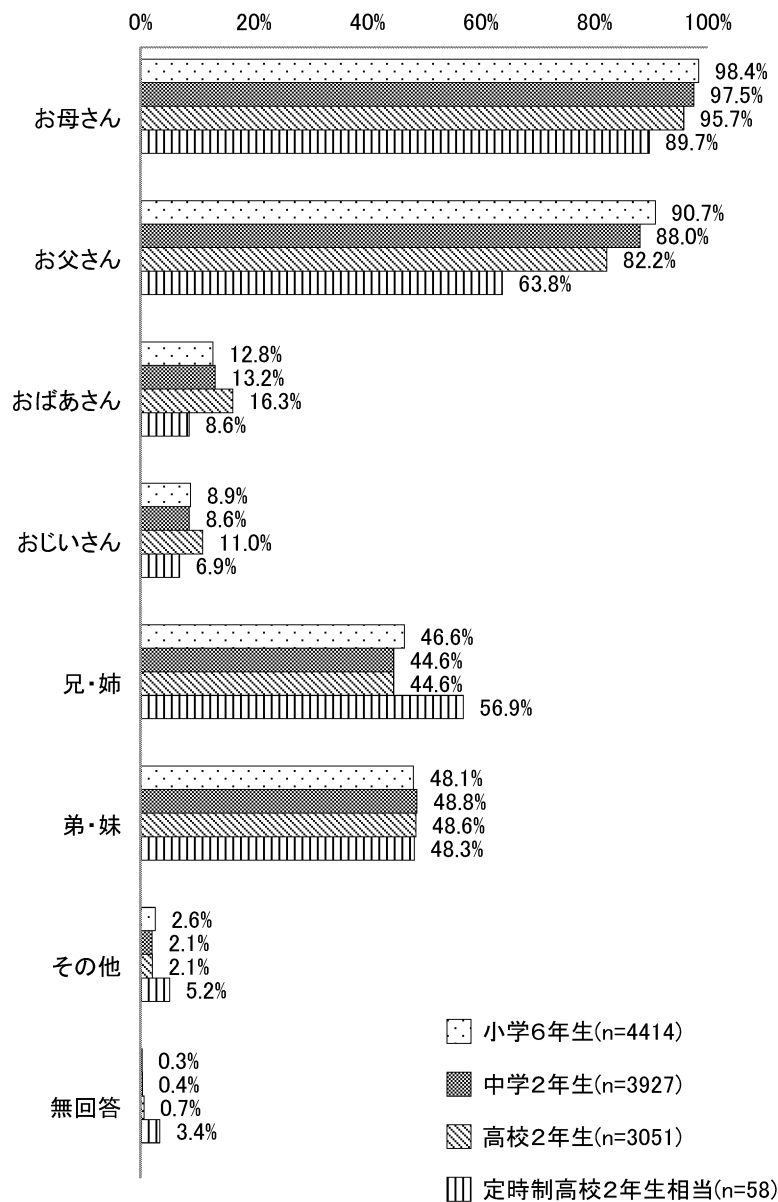
※件数が1件の地区があったため、定時制高校2年生相当は非掲載。

④一緒に住んでいる家族

一緒に住んでいる家族をみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」では、「お母さん」「お父さん」が80～90%台、「兄・姉」が45%前後、「弟・妹」が50%弱、「おばあさん」「おじいさん」が10%前後となっている。

「定時制高校2年生相当」では、「お母さん」が89.7%、「お父さん」が63.8%、「兄・姉」が56.9%、「弟・妹」が48.3%、「おばあさん」「おじいさん」が7～8%程度となっている。

図表 2-12 一緒に住んでいる家族:複数回答 (Q5)



世話をしている家族の有無別に一緒に住んでいる家族をみると、「小学6年生」「中学2年生」は世話をしている家族が「いる」と回答した方が「弟・妹」の割合がやや高い。

図表 2-13 世話をしている家族の有無別 一緒に住んでいる家族:複数回答 (Q5)

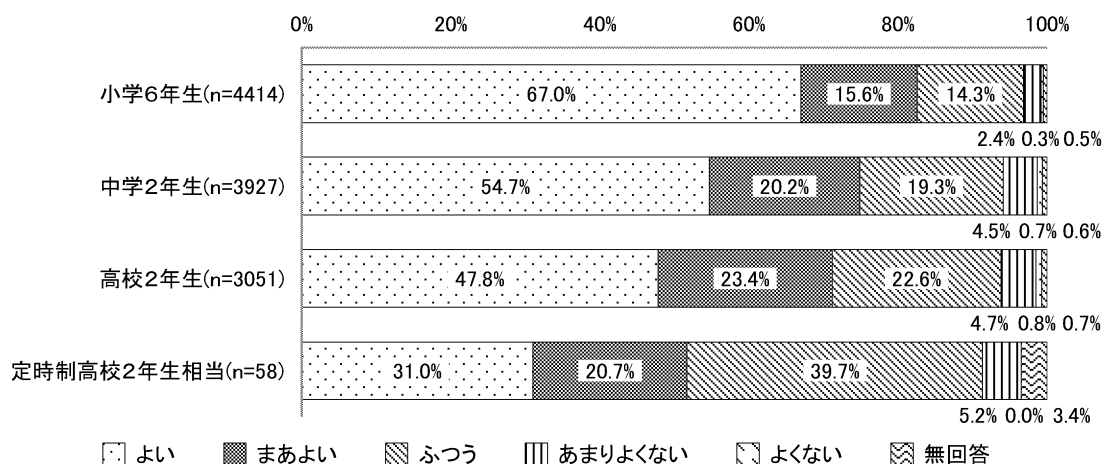
	合計	Q5.一緒に住んでいる家族							無回答	
		お母さん	お父さん	おばあさん	おじいさん	兄・姉	弟・妹	その他		
学年×お世 話の有無	小学6年生-いる	646	96.6	88.7	14.7	10.5	47.2	56.3	3.3	0.2
	小学6年生-いない	3694	98.8	91.3	12.5	8.6	46.3	46.8	2.4	0.2
	中学2年生-いる	533	97.4	86.3	13.1	9.0	46.2	56.5	2.6	0.2
	中学2年生-いない	3318	97.8	88.5	13.2	8.5	44.4	47.5	2.0	0.2
	高校2年生-いる	319	92.2	75.2	18.8	14.1	40.1	54.2	2.5	0.9
	高校2年生-いない	2700	96.5	83.3	15.9	10.5	45.3	48.3	2.1	0.3
	定時制高校2年生相当-いる	11	100.0	54.5	9.1	9.1	36.4	72.7	0.0	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	88.9	66.7	8.9	6.7	62.2	44.4	6.7	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑤健康状態

健康状態について、「よい」「まあよい」を合わせた割合をみると、「小学6年生」は82.6%、「中学2年生」は74.9%、「高校2年生」は71.2%、「定時制高校2年生相当」は51.7%となっている。

図表 2-14 健康状態:単数回答 (Q6)



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-15 世話をしている家族の有無別 健康状態:単数回答 (Q6)

		合計	Q6. 健康状態					健康状態			
			よい	まあよい	ふつう	あまりよ くない	よくない	無回答	よい+ま あよい	ふつう	あまりよ くない+ よくない
学年×お世 話の有無	小学6年生-いる	646	63.2	17.8	14.4	3.1	0.9	0.6	81.0	14.4	4.0
	小学6年生-いない	3694	68.0	15.2	14.0	2.2	0.2	0.4	83.2	14.0	2.4
	中学2年生-いる	533	49.0	21.0	22.1	5.4	1.5	0.9	70.0	22.1	6.9
	中学2年生-いない	3318	55.8	20.1	18.8	4.4	0.5	0.4	75.9	18.8	4.9
	高校2年生-いる	319	47.3	20.1	24.1	6.6	1.3	0.6	67.4	24.1	7.8
	高校2年生-いない	2700	48.0	23.8	22.6	4.5	0.7	0.5	71.8	22.6	5.1
	定時制高校2年生相当-いる	11	27.3	18.2	54.5	0.0	0.0	0.0	45.5	54.5	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	33.3	22.2	35.6	6.7	0.0	2.2	55.6	35.6	6.7

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

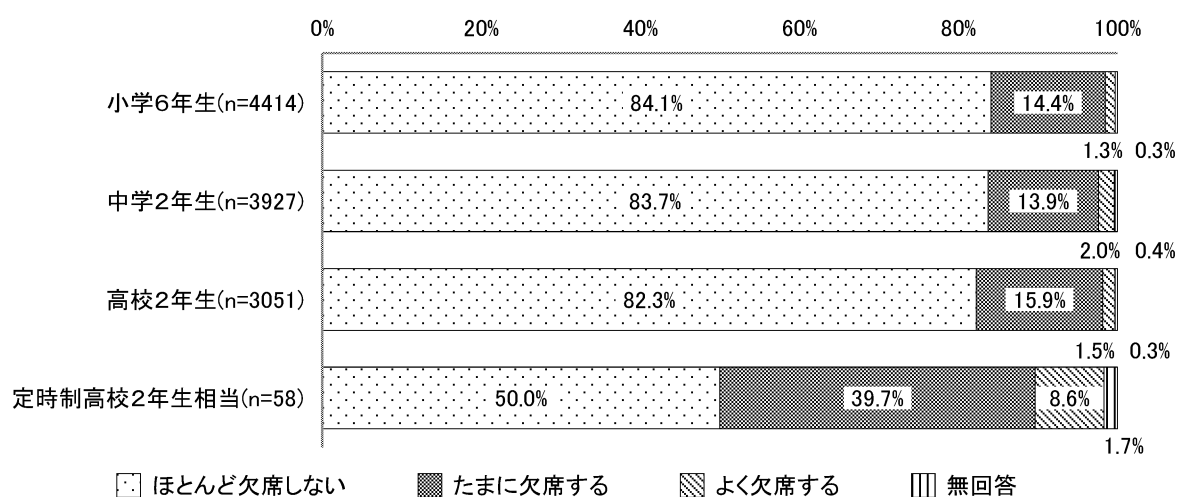
(3) 普段の生活の状況

①学校への通学状況

・出席状況

学校の出席状況を見ると、いずれも「ほとんど欠席をしない」の割合が高く、「小学6年生」は84.1%、「中学2年生」は83.7%、「高校2年生」は82.3%、「定時制高校2年生相当」は50.0%となっている。

図表 2-16 ①欠席の状況:単数回答 (Q7_1)



世話をしている家族の有無別に学校を欠席することはあるかをみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」は、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、若干「たまに欠席する」の割合が高い。

図表 2-17 世話をしている家族の有無別 ①欠席の状況:単数回答 (Q7_1)

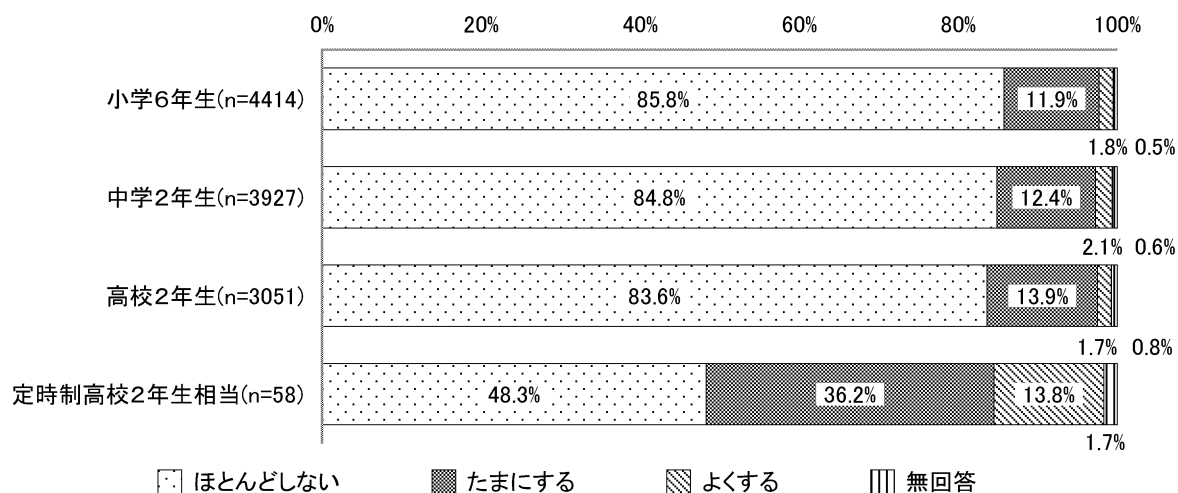
学年×お世話の有無	合計	Q7_1. ①欠席について			
		ほとんど欠席しない	たまに欠席する	よく欠席する	無回答
小学6年生-いる	646	78.5	19.0	2.2	0.3
小学6年生-いない	3694	85.1	13.5	1.1	0.2
中学2年生-いる	533	78.6	18.0	2.6	0.8
中学2年生-いない	3318	84.9	13.1	1.8	0.2
高校2年生-いる	319	76.2	20.4	3.4	0.0
高校2年生-いない	2700	83.3	15.3	1.2	0.1
定時制高校2年生相当-いる	11	36.4	45.5	18.2	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	53.3	40.0	6.7	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・遅刻や早退の状況

学校を遅刻や早退することはあるかをみると、いずれも「ほとんどしない」の割合が高く、「小学6年生」は85.8%、「中学2年生」は84.8%、「高校2年生」は83.6、「定時制高校2年生相当」は48.3%となっている。

図表 2-18 ②遅刻や早退の状況:単数回答 (Q7_2)



世話をしている家族の有無別に学校を遅刻や早退することはあるかをみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」は世話をしている家族が「いる」と回答した方が、若干「たまにする」の割合が高い。

図表 2-19 世話をしている家族の有無別 ②遅刻や早退の状況:単数回答 (Q7_2)

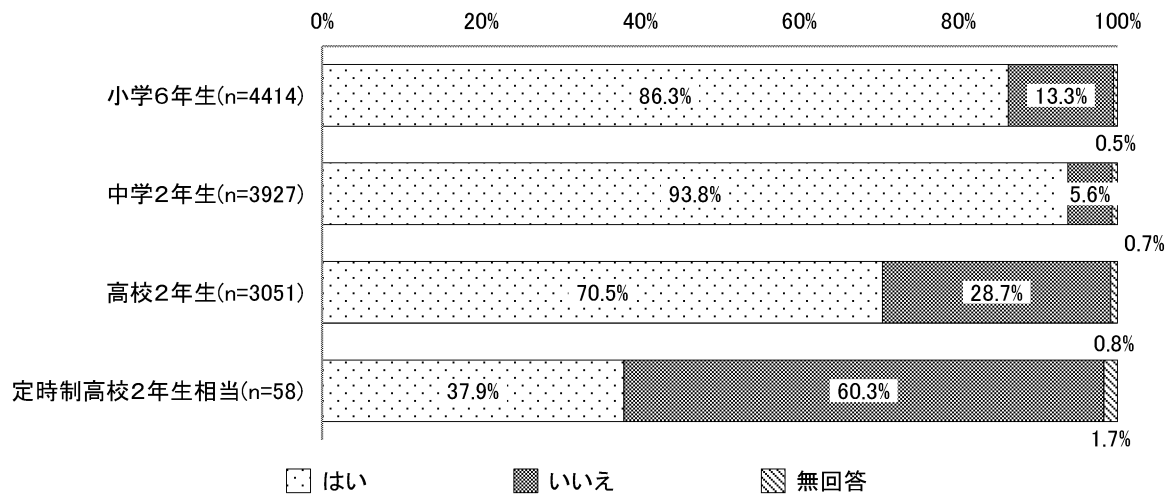
学年×お世話の有無	合計	Q7_2.②遅刻や早退について			
		ほとんどしない	たまにする	よくする	無回答
小学6年生-いる	646	80.2	16.7	2.5	0.6
小学6年生-いない	3694	87.0	10.9	1.6	0.5
中学2年生-いる	533	77.9	18.8	2.4	0.9
中学2年生-いない	3318	86.3	11.3	2.0	0.4
高校2年生-いる	319	77.7	17.6	3.4	1.3
高校2年生-いない	2700	84.7	13.4	1.5	0.4
定時制高校2年生相当-いる	11	27.3	63.6	9.1	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	55.6	31.1	13.3	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

②習い事や課外活動（部活動を含む）の状況

習い事や課外活動（部活動を含む）をしているかをみると、「はい」と回答した割合は、「小学6年生」は86.3%、「中学2年生」は93.8%、「高校2年生」は70.5%、「定時制高校2年生相当」は37.9%となっている。

図表 2-20 習い事や課外活動（部活動を含む）の状況:単数回答（Q8）



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-21 世話をしている家族の有無別 習い事や課外活動（部活動を含む）の状況:単数回答（Q8）

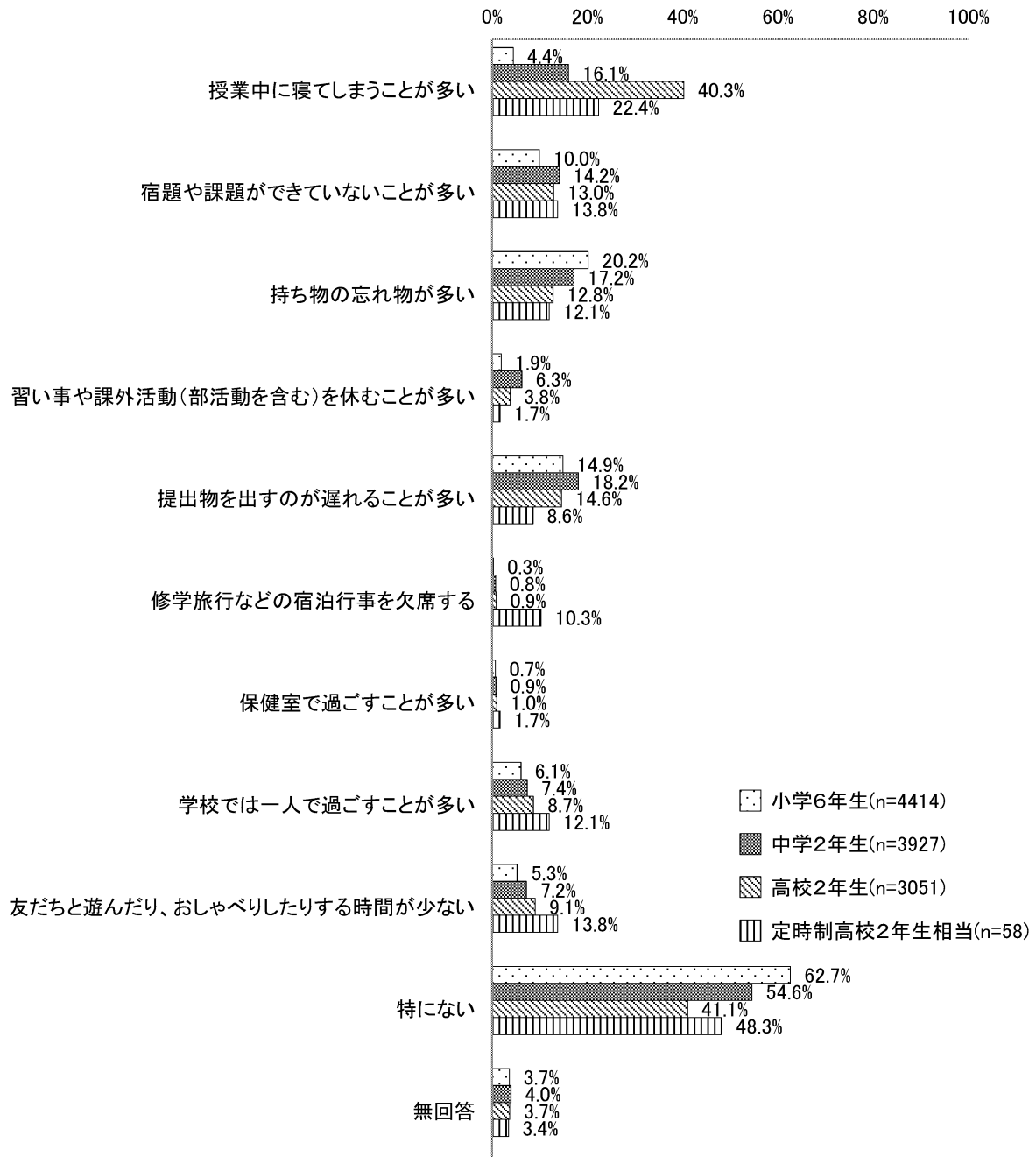
学年×お世話の有無	合計	Q8. 習い事や課外活動（部活動を含む）をしているか		
		はい	いいえ	無回答
小学6年生-いる	646	84.4	15.3	0.3
小学6年生-いない	3694	86.7	12.8	0.5
中学2年生-いる	533	93.2	6.0	0.8
中学2年生-いない	3318	94.2	5.4	0.5
高校2年生-いる	319	69.0	30.4	0.6
高校2年生-いない	2700	71.0	28.4	0.6
定時制高校2年生相当-いる	11	63.6	36.4	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	31.1	68.9	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

③学校生活の状況

ふだんの学校生活の状況をみると、いずれも「特にない」の割合が高いが、「高校2年生」は「授業中に寝てしまうことが多い」も40.3%で割合が高い。

図表 2-22 学校生活の状況:複数回答 (Q9)



世話をしている家族の有無別にふだんの学校生活の状況を見ると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「特にない」の割合が低い傾向にあり、何らかの課題に該当している場合の多いことがうかがえる。

図表 2-23 世話をしている家族の有無別 学校生活の状況:複数回答 (Q9)

	合計	Q9. ふだんの学校生活											
		授業中 が多い	宿題や 課題が 多い	持ち物 の忘れ 物が多 い	休むこ とが多 い(部活 や課外 活動等 を含む)	習い事 や課外 活動が 多い	提出物 を出す のが遅 い	修学旅 行など の宿泊 行事を 欠席す る	保健室 で過ご すこと が多い	学校で は一人 で過ご すこと が多い	おしゃ べりし たりす る時間 が少な い	友だち と遊ん だり、 おしゃ べりし たりす る時間 が少な い	特にな い
学年×お世 話の有無	小学6年生-いる	646	5.7	13.5	24.5	2.2	20.3	0.6	0.9	7.1	6.0	56.2	3.4
	小学6年生-いない	3694	4.0	9.1	19.2	1.9	13.9	0.2	0.6	5.8	5.1	64.1	3.7
	中学2年生-いる	533	20.8	22.3	20.5	8.4	26.3	2.1	1.5	8.6	8.4	46.5	3.0
	中学2年生-いない	3318	15.3	12.8	16.7	5.9	16.8	0.6	0.8	7.3	7.2	56.2	3.9
	高校2年生-いる	319	43.3	14.7	15.7	6.0	16.9	1.3	1.9	7.8	10.7	35.1	3.1
	高校2年生-いない	2700	40.0	12.7	12.4	3.6	14.3	0.9	0.9	8.9	9.0	41.9	3.5
	定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	18.2	36.4	9.1	18.2	27.3	9.1	9.1	9.1	45.5	9.1
	定時制高校2年生相当-いない	45	26.7	13.3	4.4	0.0	4.4	6.7	0.0	13.3	15.6	51.1	0.0

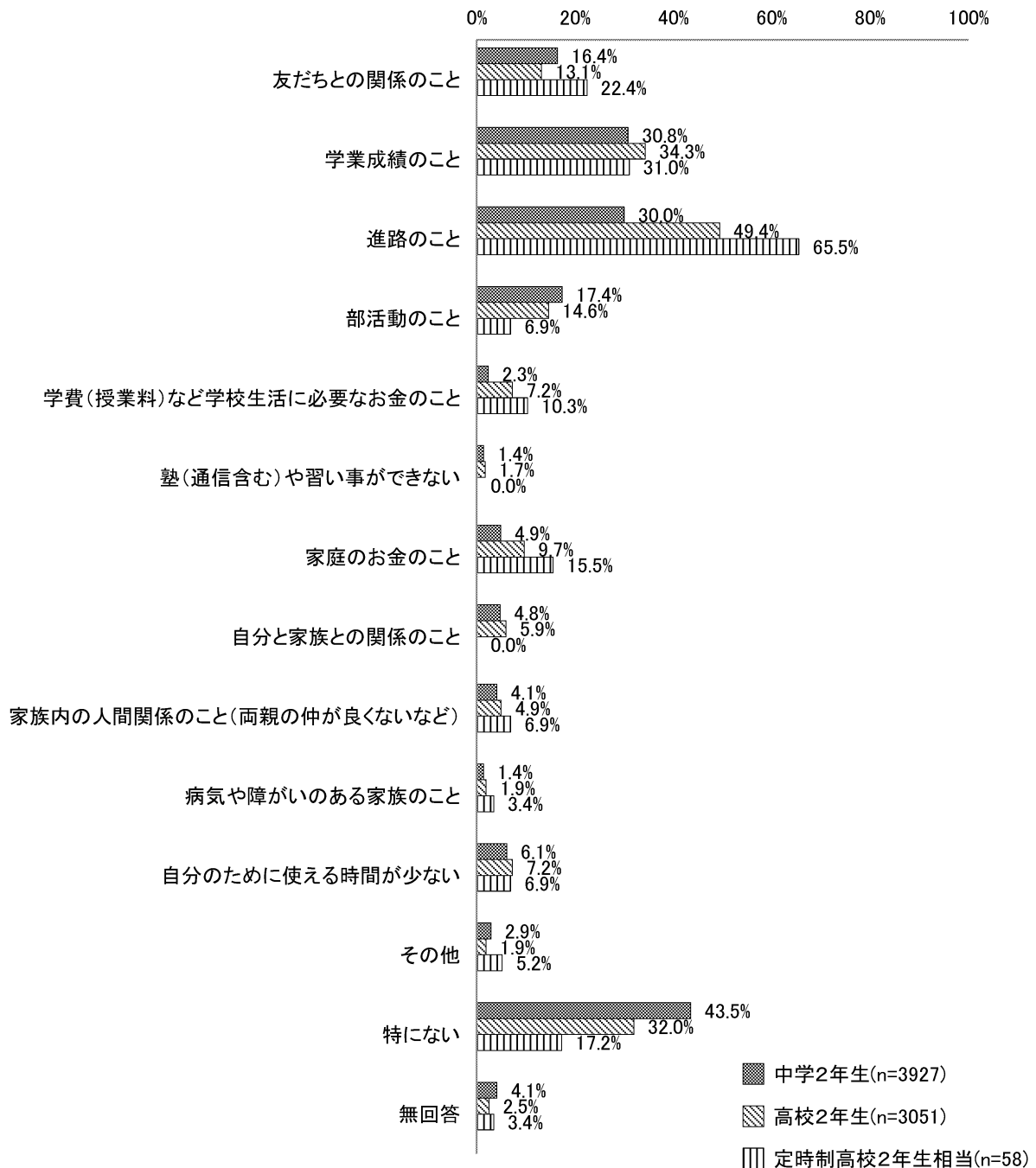
※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

④現在、悩んだり困っていること

・中学生・高校生

中学生・高校生について、現在、悩んだり、困っていることをみると、「中学2年生」では、「特にない」が43.5%でもっとも割合が高く、次いで「学業成績のこと」が30.8%となっている。「高校2年生」では、「進路のこと」が49.4%でもっとも割合が高く、次いで「学業成績のこと」が34.3%となっている。「定時制高校2年生相当」では、「進路のこと」が65.5%でもっとも割合が高く、次いで「学業成績のこと」が31.0%となっている。

図表 2-24 (中学生・高校生) 現在、悩んだり困っていること:複数回答 (Q10_1)



中学生・高校生について、世話をしている家族の有無別に現在、悩んだり、困っていることをみると、「中学2年生」は、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「学業成績のこと」「進路のこと」の割合が高い。「高校2年生」は、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「家庭のお金のこと」の割合がやや高い。

図表 2-25 (中学生・高校生) 世話をしている家族の有無別
現在、悩んだり困っていること:複数回答 (Q10_1)

		合計	Q10_1. (中学生・高校生) 現在、悩んだり困っていること						
			こ友 と だ ち と の 関 係 の こ と	学 業 成 績 の こ と	進 路 の こ と	部 活 動 の こ と	な お 学 費 の こ と に 必 要 な	習 熟 い 事 が で き な い や	家 庭 の お 金 の こ と
学年×お世 話の有無	中学2年生-いる	533	20.6	40.2	37.0	21.8	2.8	3.2	7.1
	中学2年生-いない	3318	15.9	29.4	29.2	16.7	2.2	1.1	4.6
	高校2年生-いる	319	17.2	35.7	48.9	15.4	11.0	1.6	15.7
	高校2年生-いない	2700	12.7	34.3	49.7	14.6	6.8	1.7	9.1
	定時制高校2年生相当-いる	11	27.3	45.5	72.7	9.1	18.2	0.0	27.3
	定時制高校2年生相当-いない	45	22.2	28.9	66.7	6.7	8.9	0.0	13.3

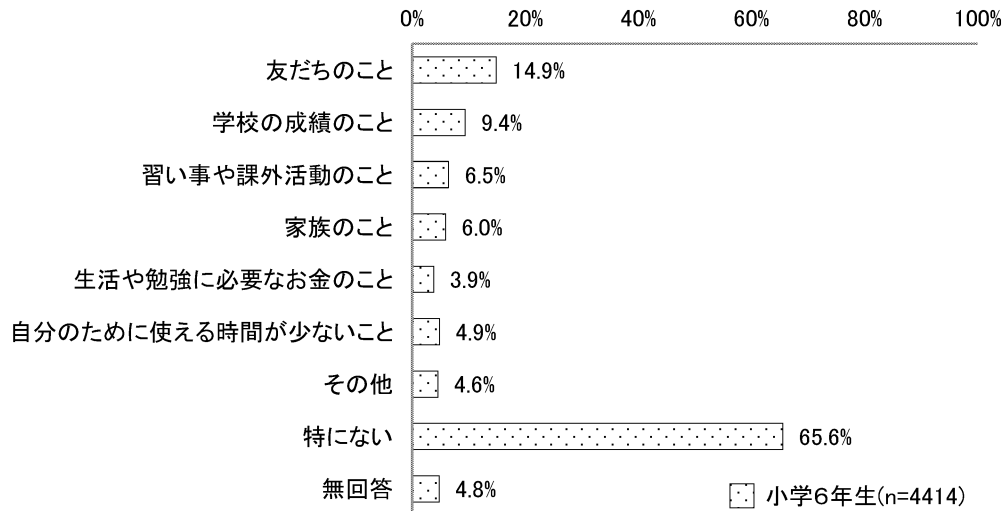
		合計	Q10_1. (中学生・高校生) 現在、悩んだり困っていること						
			こ自 と 分 と 家 族 と の 関 係 の こ と	い と 家 族 内 の 人 間 が 良 く な こ と	族病 の こ と や 障 が い の あ る 家	間自 が 少 な い た め に 使 え る 時	そ の 他	特 に な い	無 回 答
学年×お世 話の有無	中学2年生-いる	533	7.3	6.2	2.3	9.4	2.6	31.0	2.4
	中学2年生-いない	3318	4.3	3.8	1.3	5.5	2.9	45.7	4.0
	高校2年生-いる	319	9.7	8.2	5.3	8.5	2.8	28.5	1.9
	高校2年生-いない	2700	5.6	4.6	1.5	7.1	1.8	32.4	2.3
	定時制高校2年生相当-いる	11	0.0	18.2	9.1	9.1	0.0	18.2	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	0.0	4.4	2.2	6.7	4.4	17.8	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・小学生

小学6年生について、現在、悩んだり、困っていることをみると、「友だちのこと」が14.9%、「学校の成績のこと」が9.4%となっている。

図表 2-26 (小学生) 悩んでいること:複数回答 (Q10_2)



世話をしている家族の有無別では、世話をしている家族が「いない」と回答した方が、「特にない」の割合が高い。

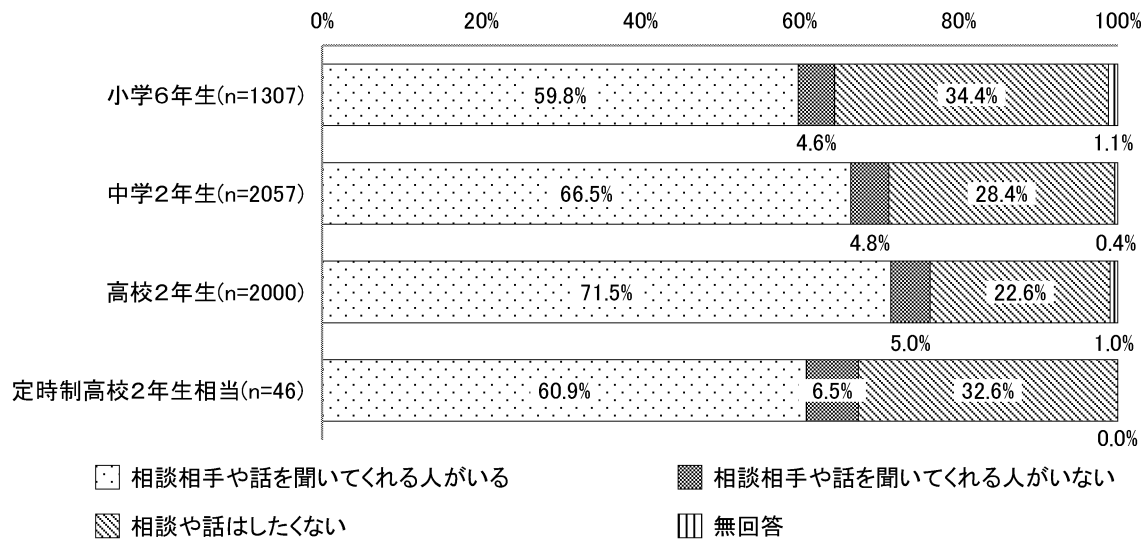
図表 2-27 (小学生) 世話をしている家族の有無別 悩んでいること:複数回答 (Q10_2)

	合計	Q10_2. (小学生) 悩んでいること									
		友だちのこと	学校の成績のこと	習い事や課外活動のこと	家族のこと	必要なお金のこと	生活や勉強に	少ない時間	自分のために	その他	特にない
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	19.5	13.2	7.4	8.4	6.3	7.7	6.0	56.2	5.4
	小学6年生-いない	3694	14.0	8.6	6.2	5.5	3.3	4.3	4.3	67.6	4.7

⑤悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人の有無

何らかの悩み事があると回答した人について、悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいるかをみると、「いる」と回答した割合は、「小学6年生」では59.8%、「中学2年生」では、66.5%、「高校2年生」では71.5%、「定時制高校2年生相当」では60.9%となっている。

図表 2-28 悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人の有無:単数回答 (Q11)



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-29 世話をしている家族の有無別

悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人の有無:単数回答 (Q11)

学年×お世話の有無	合計	Q11. 悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいるか			
		相談相手や話を聞いてくれる人がいる	相談相手や話を聞いてくれる人がいない	相談や話はしたくない	無回答
小学6年生-いる	248	59.3	7.7	32.3	0.8
小学6年生-いない	1026	60.6	4.0	34.2	1.2
中学2年生-いる	355	65.4	5.1	29.3	0.3
中学2年生-いない	1669	66.6	4.8	28.2	0.4
高校2年生-いる	222	70.3	5.0	24.8	0.0
高校2年生-いない	1765	71.6	5.0	22.4	1.0
定時制高校2年生相当-いる	9	33.3	11.1	55.6	0.0
定時制高校2年生相当-いない	36	66.7	5.6	27.8	0.0

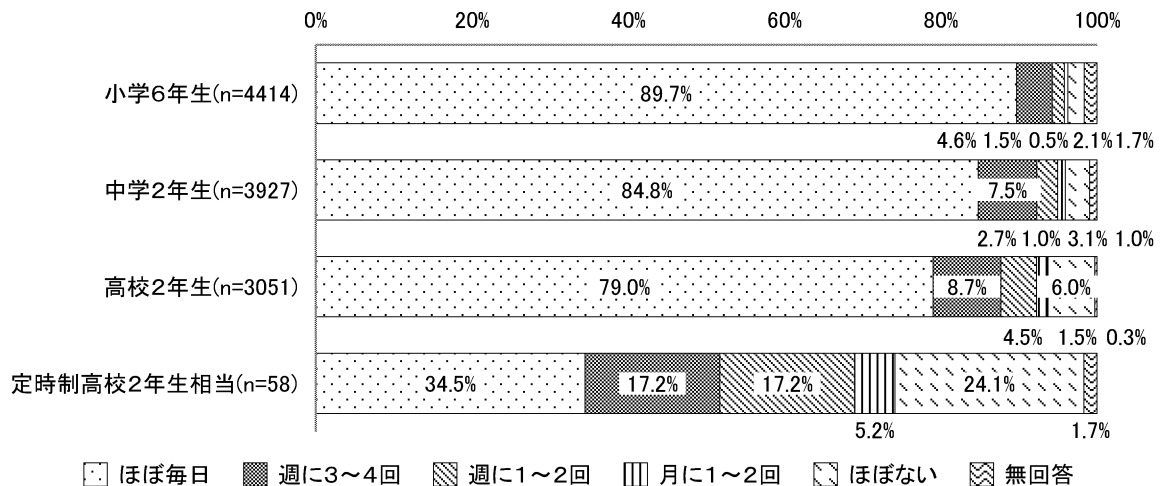
※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑥日常生活の状況

・朝ごはんを食べること

ふだんの生活より「朝ごはんを食べること」をみると、「ほぼ毎日」と回答した割合は、「小学6年生」では89.7%、「中学2年生」では84.8%、「高校2年生」では79.0%、「定時制高校2年生相当」では34.5%となっている。

図表 2-30 ふだんの生活／①朝ごはんを食べること:単数回答 (Q12_1)



世話をしている家族の有無別に、ふだんの生活より「朝ごはんを食べること」をみると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「ほぼ毎日」の割合が低い傾向にある。

図表 2-31 世話をしている家族の有無別

ふだんの生活／①朝ごはんを食べること:単数回答 (Q12_1)

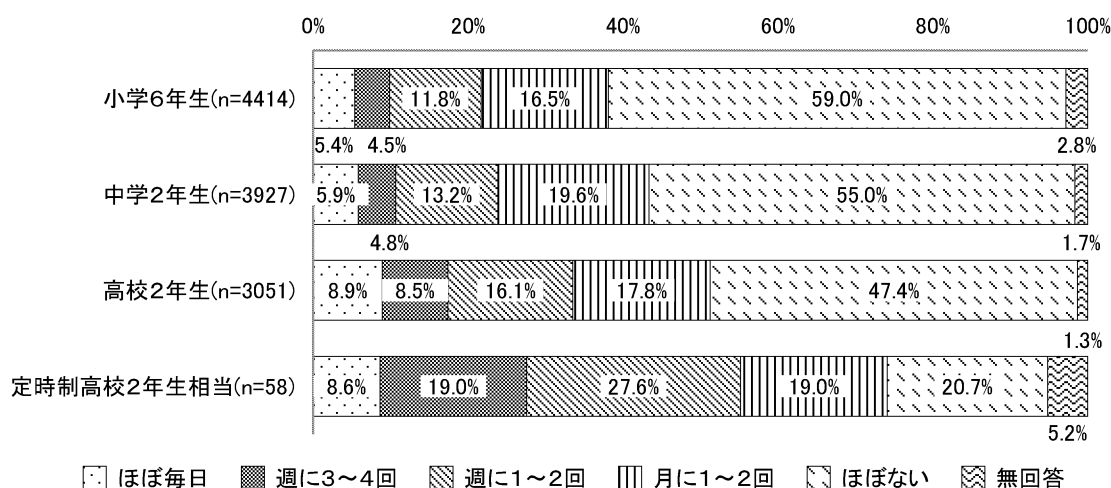
学年×お世話の有無	合計	Q12_1. ふだんの生活／①朝ごはんを食べること					
		ほぼ毎日	週に3~4回	週に1~2回	月に1~2回	ほぼない	無回答
小学6年生-いる	646	83.4	6.7	3.4	0.5	3.1	2.9
小学6年生-いない	3694	91.4	3.9	1.1	0.4	1.8	1.4
中学2年生-いる	533	80.3	9.8	3.9	1.7	3.9	0.4
中学2年生-いない	3318	86.6	6.6	2.3	0.8	2.9	0.8
高校2年生-いる	319	74.0	12.2	6.0	1.3	6.6	0.0
高校2年生-いない	2700	80.0	8.2	4.4	1.5	5.9	0.1
定時制高校2年生相当-いる	11	27.3	36.4	9.1	0.0	27.3	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	37.8	13.3	17.8	6.7	24.4	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・自分が食べるためのごはんをつくること

ふだんの生活より「自分が食べるためのごはんをつくること」をみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」は「ほぼない」の割合が高く、それぞれ59.0%、55.0%、47.4%となっている。「定時制高校2年生相当」では、「週に1～2回」が27.6%でもっとも割合が高く、次いで「ほぼない」が20.7%となっている。

図表 2-32 ふだんの生活／②自分が食べるためのごはんをつくること:単数回答 (Q12_2)



世話をしている家族の有無別に、ふだんの生活より「自分が食べるためのごはんをつくること」をみると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「ほぼ毎日」の割合が高い傾向にあり、「小学6年生」は11.3%、「中学2年生」は10.9%、「高校2年生」は20.1%となっている。

図表 2-33 世話をしている家族の有無別

ふだんの生活／②自分が食べるためのごはんをつくること:単数回答 (Q12_2)

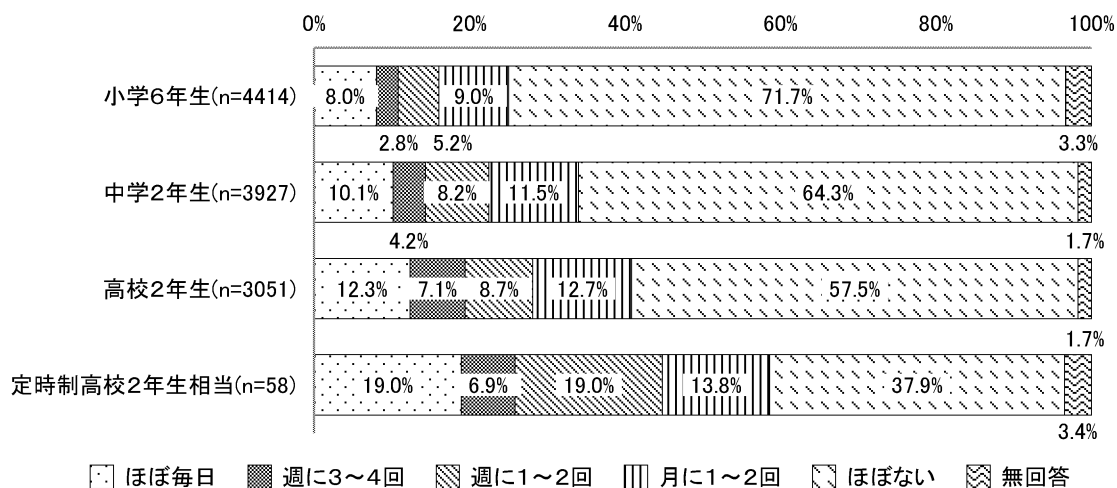
学年×お世話の有無	合計	Q12_2. ふだんの生活／②自分が食べるためのごはんをつくること					
		ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	ほぼない	無回答
小学6年生-いる	646	11.3	7.7	15.2	15.2	45.8	4.8
小学6年生-いない	3694	4.4	3.9	11.1	16.6	61.7	2.4
中学2年生-いる	533	10.9	8.3	15.8	17.3	46.7	1.1
中学2年生-いない	3318	5.1	4.1	12.8	19.9	56.5	1.5
高校2年生-いる	319	20.1	12.5	16.6	12.9	35.4	2.5
高校2年生-いない	2700	7.6	8.0	16.2	18.4	49.0	0.9
定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	18.2	18.2	27.3	18.2	9.1
定時制高校2年生相当-いない	45	8.9	20.0	28.9	17.8	22.2	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・自分が着た服を洗濯すること

ふだんの生活より「自分が着た服を洗濯すること」をみると、いずれも「ほぼない」の割合が高く、「小学6年生」では71.7%、「中学2年生」では64.3%、「高校2年生」では57.5%、「定時制高校2年生相当」では37.9%となっている。

図表 2-34 ふだんの生活／③自分が着た服を洗濯すること:単数回答 (Q12_3)



世話をしている家族の有無別に、ふだんの生活より「自分が着た服を洗濯すること」をみると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「ほぼ毎日」の割合が高い傾向にあり、「小学6年生」は15.8%、「中学2年生」は17.1%、「高校2年生」は26.0%となっている。

図表 2-35 世話をしている家族の有無別

ふだんの生活／③自分が着た服を洗濯すること:単数回答 (Q12_3)

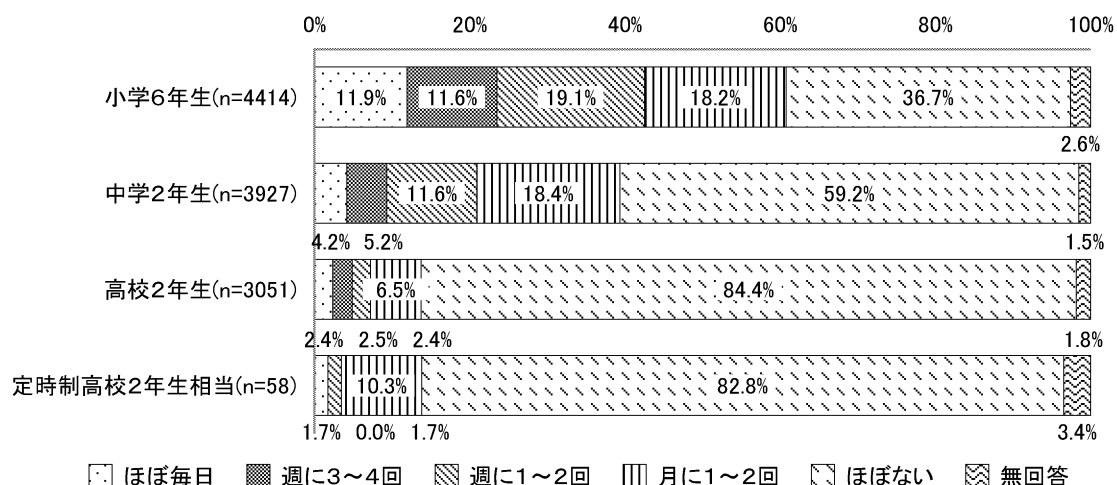
学年×お世 話の有無	合計	Q12_3. ふだんの生活／③自分が着た服を洗濯すること					
		ほぼ毎日	週に3~ 4回	週に1~ 2回	月に1~ 2回	ほぼない	無回答
小学6年生-いる	646	15.8	5.6	6.0	10.5	57.1	5.0
小学6年生-いない	3694	6.7	2.3	5.0	8.8	74.3	2.9
中学2年生-いる	533	17.1	6.2	8.4	12.4	54.2	1.7
中学2年生-いない	3318	9.0	3.8	8.1	11.3	66.2	1.4
高校2年生-いる	319	26.0	9.7	9.1	11.9	40.4	2.8
高校2年生-いない	2700	10.7	6.8	8.7	12.7	59.9	1.2
定時制高校2年生相当-いる	11	27.3	0.0	27.3	18.2	27.3	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	17.8	8.9	17.8	13.3	40.0	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・おうちの大人の人に勉強をみってもらうこと

ふだんの生活より「おうちの大人の人に勉強をみってもらうこと」をみると、「小学6年生」では、「ほぼない」が36.7%、「週に1～2回」が19.1%、「月に1～2回」が18.2%となっている。「中学2年生」では、「ほぼない」が59.2%、「月に1～2回」が18.4%となっている。「高校2年生」「定時制高校2年生相当」は「ほぼない」が8割を超えており、それぞれ、84.4%、82.8%となっている。

図表 2-36 ふだんの生活／④おうちの大人の人に勉強をみってもらうこと:単数回答 (Q12_4)



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-37 世話をしている家族の有無別

ふだんの生活／④おうちの大人の人に勉強をみってもらうこと:単数回答 (Q12_4)

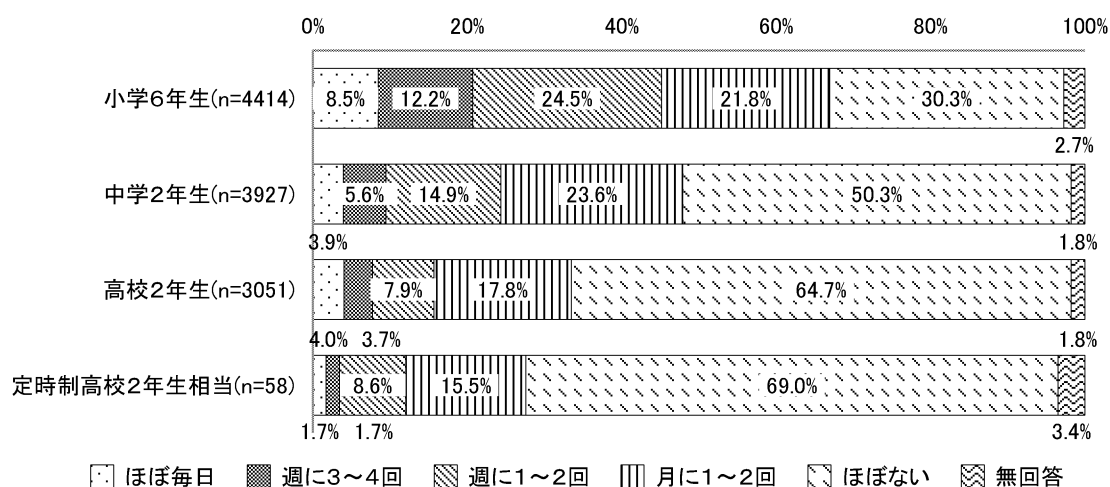
学年×お世話の有無	合計	Q12_4. ふだんの生活／④おうちの大人の人に勉強をみってもらうこと					
		ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	ほぼない	無回答
小学6年生-いる	646	10.8	11.9	15.9	17.8	39.3	4.2
小学6年生-いない	3694	12.2	11.5	19.7	18.4	36.0	2.3
中学2年生-いる	533	5.1	5.6	11.4	16.9	59.8	1.1
中学2年生-いない	3318	4.0	5.2	11.6	18.9	59.0	1.3
高校2年生-いる	319	5.3	4.7	2.5	5.6	79.0	2.8
高校2年生-いない	2700	2.0	2.2	2.4	6.7	85.4	1.3
定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	0.0	0.0	0.0	90.9	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	0.0	0.0	2.2	13.3	82.2	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値

・おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと

ふだんの生活より「おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと」をみると、「小学6年生」では、「ほぼ毎日」が30.3%、「週に1～2回」が24.5%、「月に1～2回」が21.8%となっている。「中学2年生」では、「ほぼ毎日」が50.3%、「月に1～2回」が23.6%となっている。「高校2年生」では、「ほぼ毎日」が64.7%、「月に1～2回」が17.8%となっている。「定時制高校2年生相当」では、「ほぼ毎日」が69.0%、「月に1～2回」が15.5%となっている。

図表 2-38 ふだんの生活／⑤おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと:単数回答 (Q12_5)



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-39 世話をしている家族の有無別

ふだんの生活／⑤おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと:単数回答 (Q12_5)

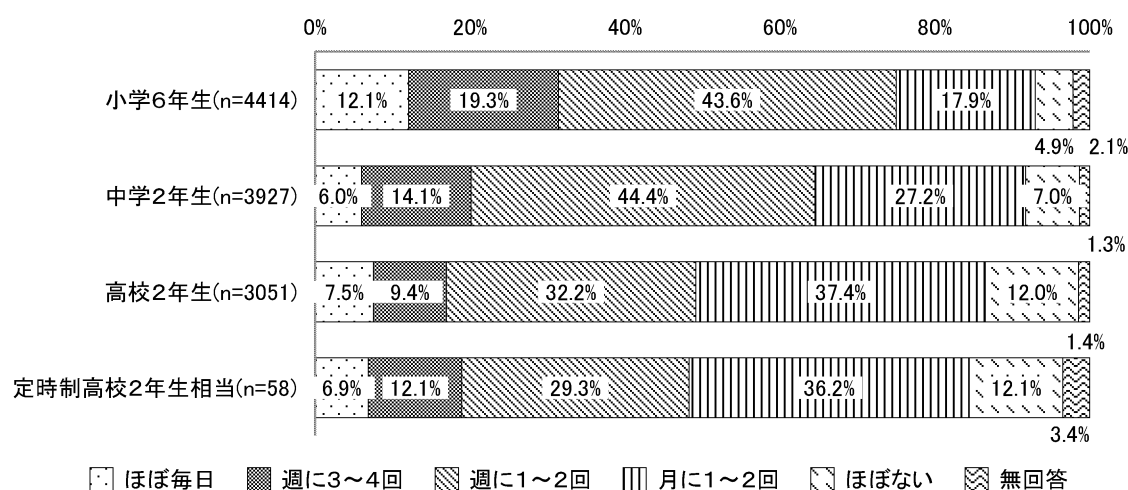
		合計	Q12_5. ふだんの生活／⑤おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと					
			ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	ほぼ毎日	無回答
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	11.8	13.8	19.8	18.9	31.3	4.5
	小学6年生-いない	3694	7.9	12.0	25.4	22.5	29.9	2.3
	中学2年生-いる	533	5.8	6.9	14.6	19.5	51.8	1.3
	中学2年生-いない	3318	3.6	5.4	15.0	24.4	50.2	1.5
	高校2年生-いる	319	8.8	6.6	7.2	16.3	58.0	3.1
	高校2年生-いない	2700	3.4	3.4	8.0	18.0	65.9	1.2
	定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	0.0	9.1	18.2	63.6	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	0.0	2.2	8.9	15.6	71.1	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）

ふだんの生活より「おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）」をみると、「小学6年生」では、「週に1～2回」が43.6%、「週に3～4回」が19.3%となっている。「中学2年生」では、「週に1～2回」が44.4%、「月に1～2回」が27.2%となっている。「高校2年生」では、「月に1～2回」が37.4%、「週に1～2回」が32.2%となっている。「定時制高校2年生相当」では、「月に1～2回」が36.2%、「週に1～2回」が29.3%となっている。

図表 2-40 ふだんの生活／⑥おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）
:単数回答 (Q12_6)



世話をしている家族の有無別に、ふだんの生活より「おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）」をみると、「高校2年生」で、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「ほぼ毎日」の割合が高い傾向にある。

図表 2-41 世話をしている家族の有無別
ふだんの生活／⑥おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）
:単数回答 (Q12_6)

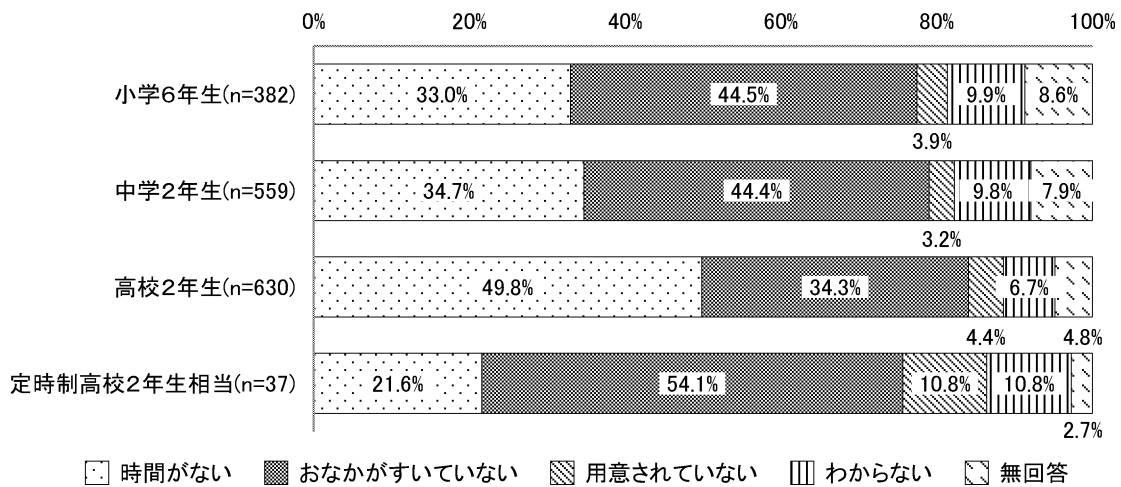
		合計	Q12_6. ふだんの生活／⑥おうちの大人の人と一緒に外出をすること（散歩、買い物、外食など）					
			ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～2回	ほぼない	無回答
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	17.8	20.7	34.5	17.6	5.6	3.7
	小学6年生-いない	3694	11.2	19.2	45.3	17.8	4.7	1.8
	中学2年生-いる	533	9.9	15.6	43.9	23.6	5.8	1.1
	中学2年生-いない	3318	5.5	13.8	44.6	27.9	7.2	1.0
	高校2年生-いる	319	15.0	10.0	28.2	29.5	15.4	1.9
	高校2年生-いない	2700	6.7	9.3	32.8	38.6	11.7	0.9
	定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	0.0	9.1	54.5	27.3	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	6.7	15.6	33.3	33.3	8.9	2.2

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑦朝ごはんを食べない理由

「朝ごはんを食べること」で「ほぼ毎日」以外を選択した人について、朝ごはんを食べない理由をみると、「小学6年生」では、「おなかがすいていない」が44.5%、「時間がない」が33.0%となっている。「中学2年生」では、「おなかがすいていない」が44.4%、「時間がない」が34.7%となっている。「高校2年生」では、「時間がない」が49.8%、「おなかがすいていない」が34.3%となっている。「定時制高校2年生相当」では、「おなかがすいていない」が54.1%となっている。

図表 2-42 朝ごはんを食べない理由:単数回答 (Q13)



世話をしている家族の有無別では、特に特徴は見られない。

図表 2-43 世話をしている家族の有無別 朝ごはんを食べない理由:単数回答 (Q13)

学年×お世 話の有無	合計	Q13.朝ごはんを食べない理由				
		時間がない	おなかがす いていない	用意されて いない	わからない	無回答
小学6年生-いる	88	35.2	37.5	6.8	12.5	8.0
小学6年生-いない	267	31.8	48.3	3.4	8.2	8.2
中学2年生-いる	103	32.0	46.6	4.9	9.7	6.8
中学2年生-いない	419	35.8	43.4	3.1	9.3	8.4
高校2年生-いる	83	48.2	30.1	6.0	10.8	4.8
高校2年生-いない	539	50.3	35.1	4.3	6.1	4.3
定時制高校2年生相当-いる	8	25.0	62.5	12.5	0.0	0.0
定時制高校2年生相当-いない	28	21.4	50.0	10.7	14.3	3.6

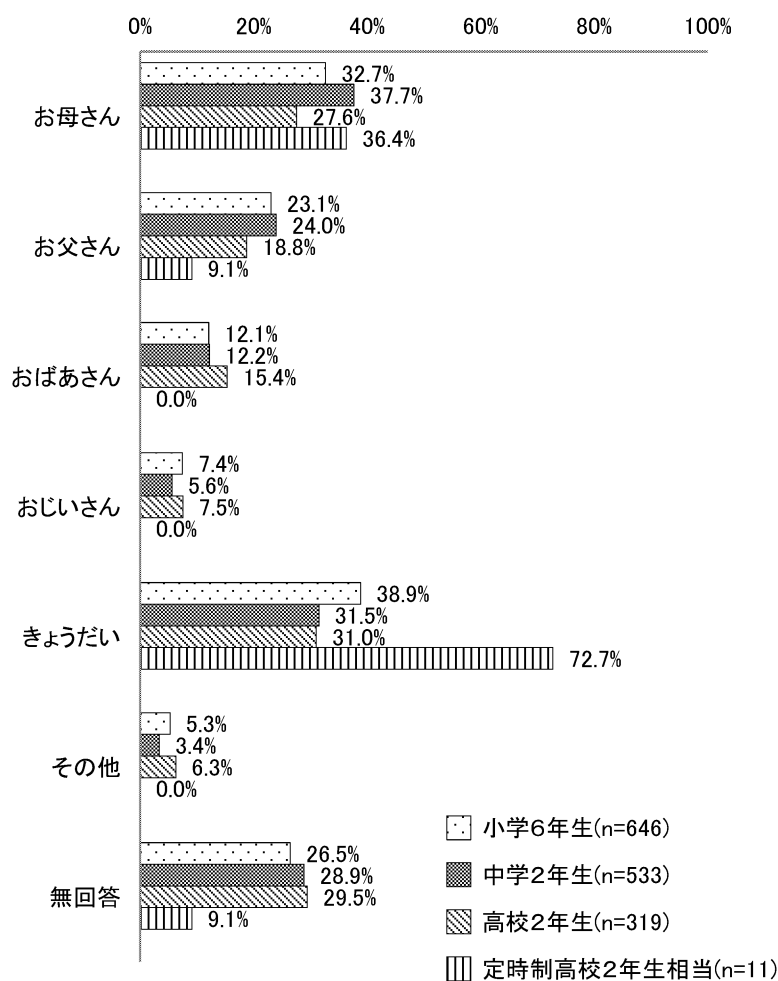
※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

(4) 家族のお世話の状況について

①お世話をしている人

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、誰にお世話をしているのかをみると、「小学6年生」では、「きょうだい」が38.9%でもっとも割合が高く、次いで「お母さん」が32.7%となっている。「中学2年生」では、「お母さん」が37.7%でもっとも割合が高く、次いで「きょうだい」が31.5%となっている。「高校2年生」では、「きょうだい」が31.0%でもっとも割合が高く、次いで「お母さん」が27.6%となっている。

図表 2-44 お世話をしている人:複数回答 (Q15_1)



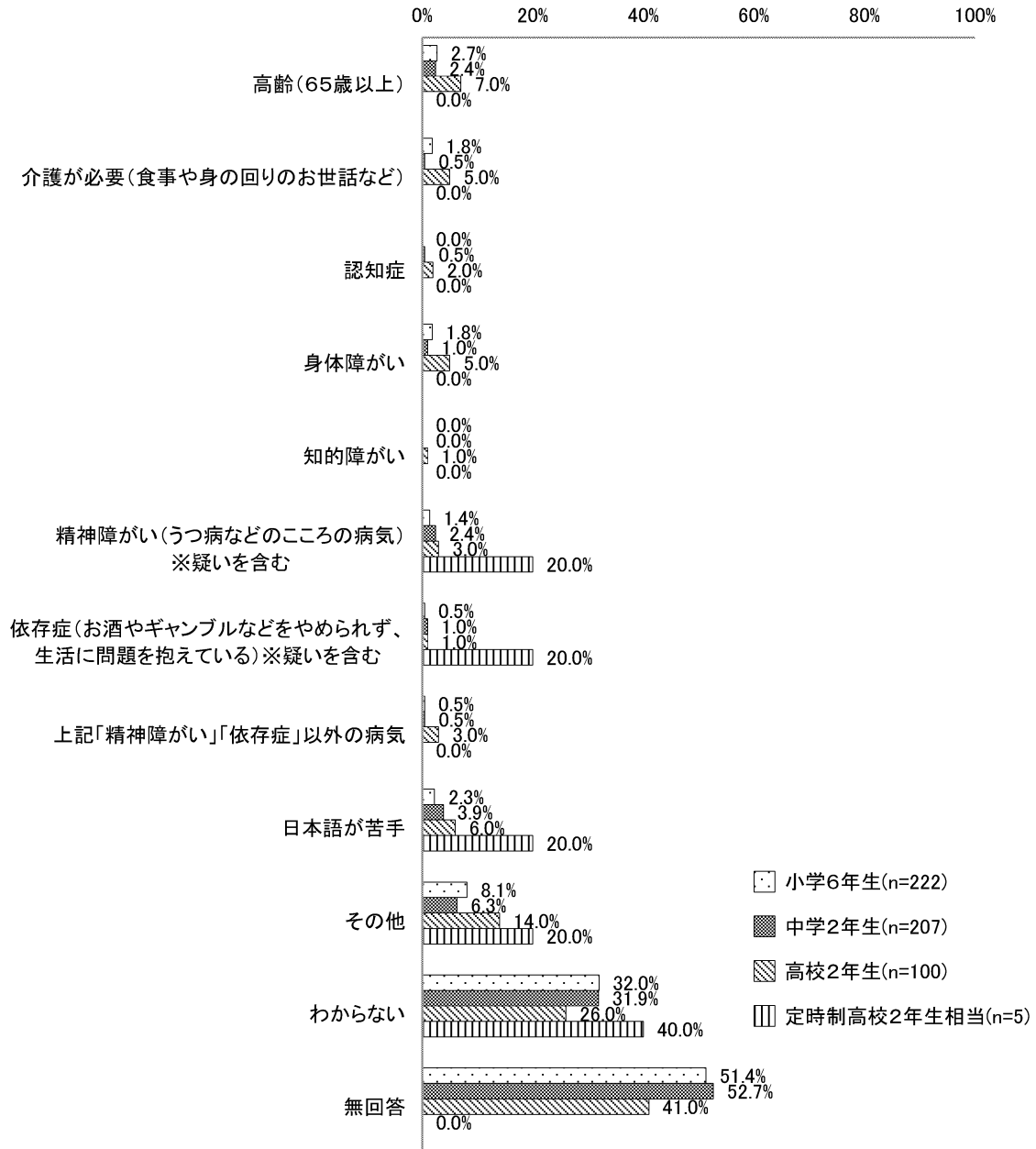
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

②お世話をしている理由

- ・母親、父親

母親もしくは父親を世話している人について、世話をしている理由をみると、いずれも「わからない」の割合が高く、3割前後となっている。

図表 2-45 母親、父親をお世話している理由:複数回答 (Q15_2_A)



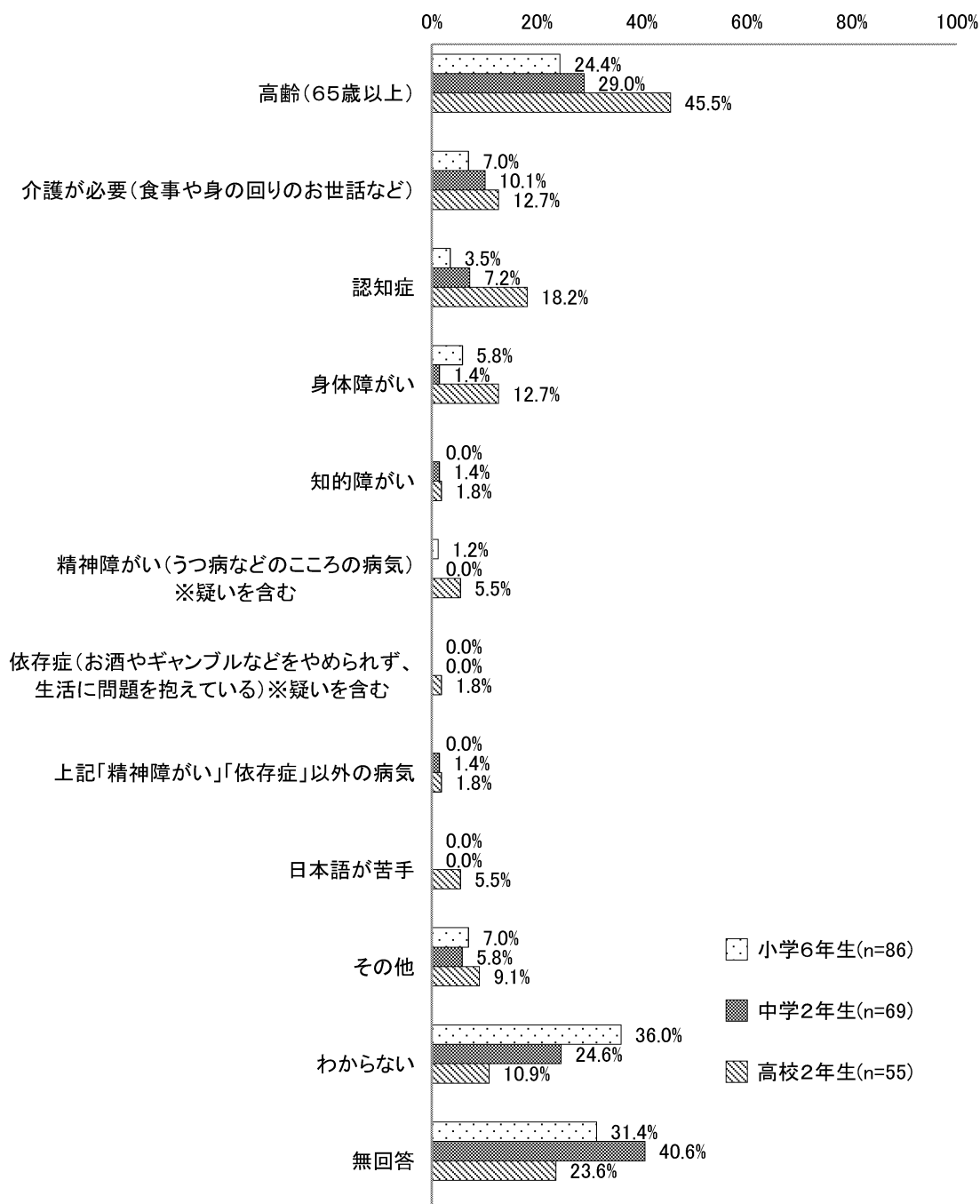
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が5件と少ないため、参考値。

・ 祖母、祖父

祖母もしくは祖父を世話している人について、世話をしている理由をみると、「高齢（65歳以上）」の割合が高く、特に「高校2年生」で45.5%となっている。

一方、「小学6年生」は「わからない」の割合が高く、36.0%となっている。

図表 2-46 祖母、祖父をお世話している理由:複数回答 (Q15_2_B)

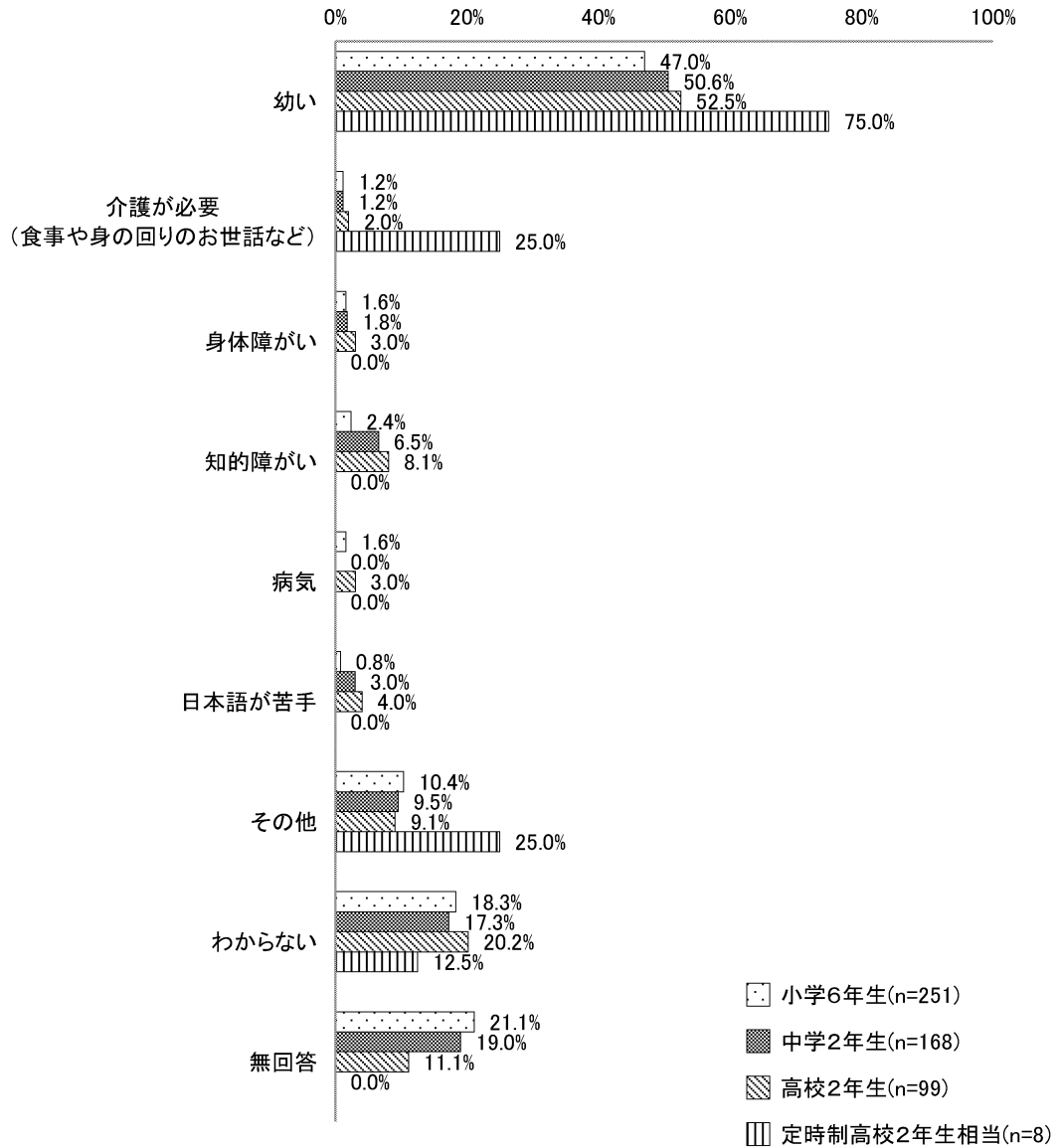


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が0件のため、非掲載。

・きょうだい

きょうだいを世話している人について、世話をしている理由をみると、いずれも「幼い」の割合が高く、「小学6年生」では47.0%、「中学2年生」では50.6%、「高校2年生」では52.5%となっている。「わからない」も2割前後みられる。

図表 2-47 きょうだいをお世話している理由:複数回答 (Q15_2_C)



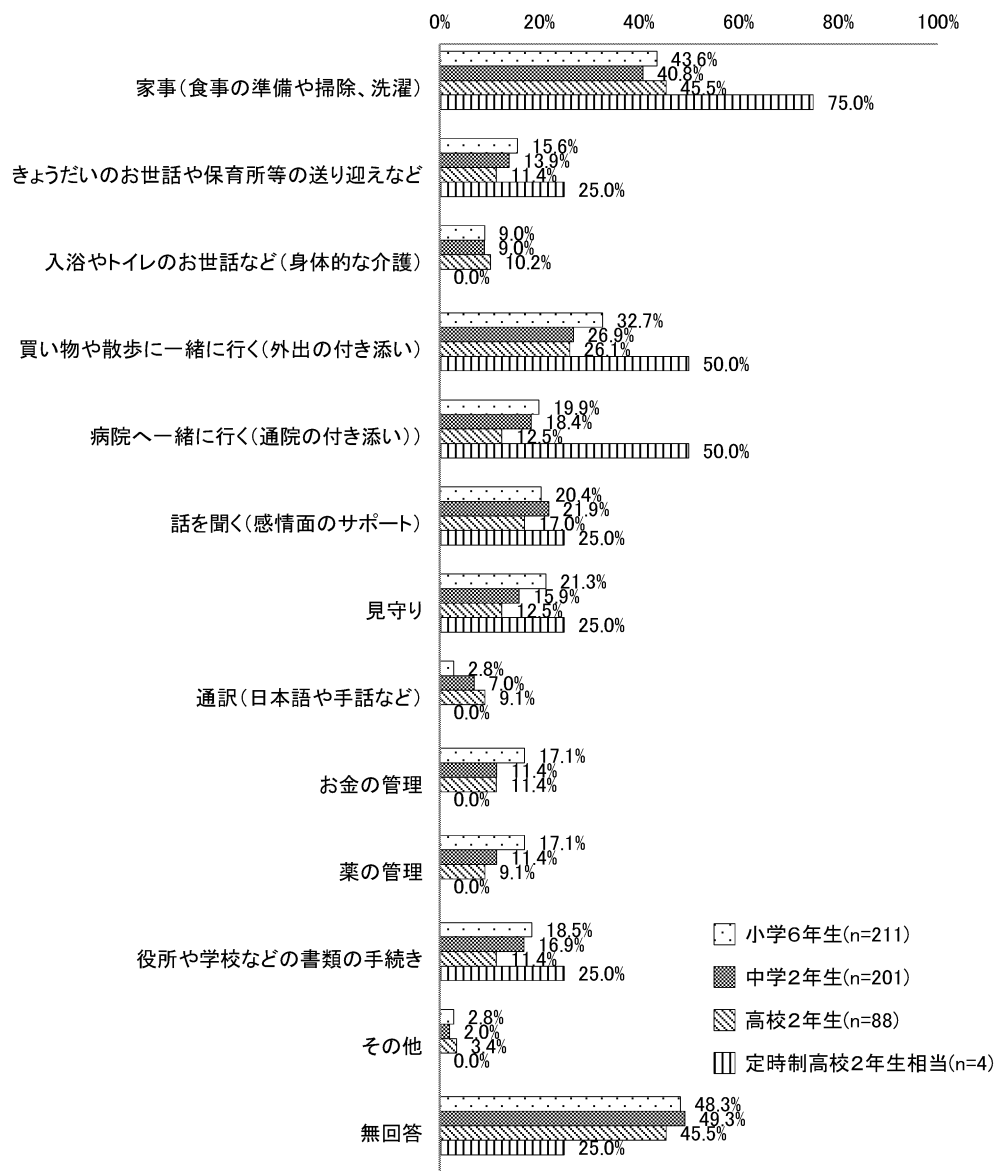
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が8件と少ないため、参考値。

③お世話の内容

・母親

「母親」をお世話している人について、お世話の内容をみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」のいずれも「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」の割合が高く、それぞれ43.6%、40.8%、45.5%となっている。次いで「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」の割合が高く、それぞれ32.7%、26.9%、26.1%となっている。

図表 2-48 お世話の内容／母親:複数回答 (Q15_B_1)

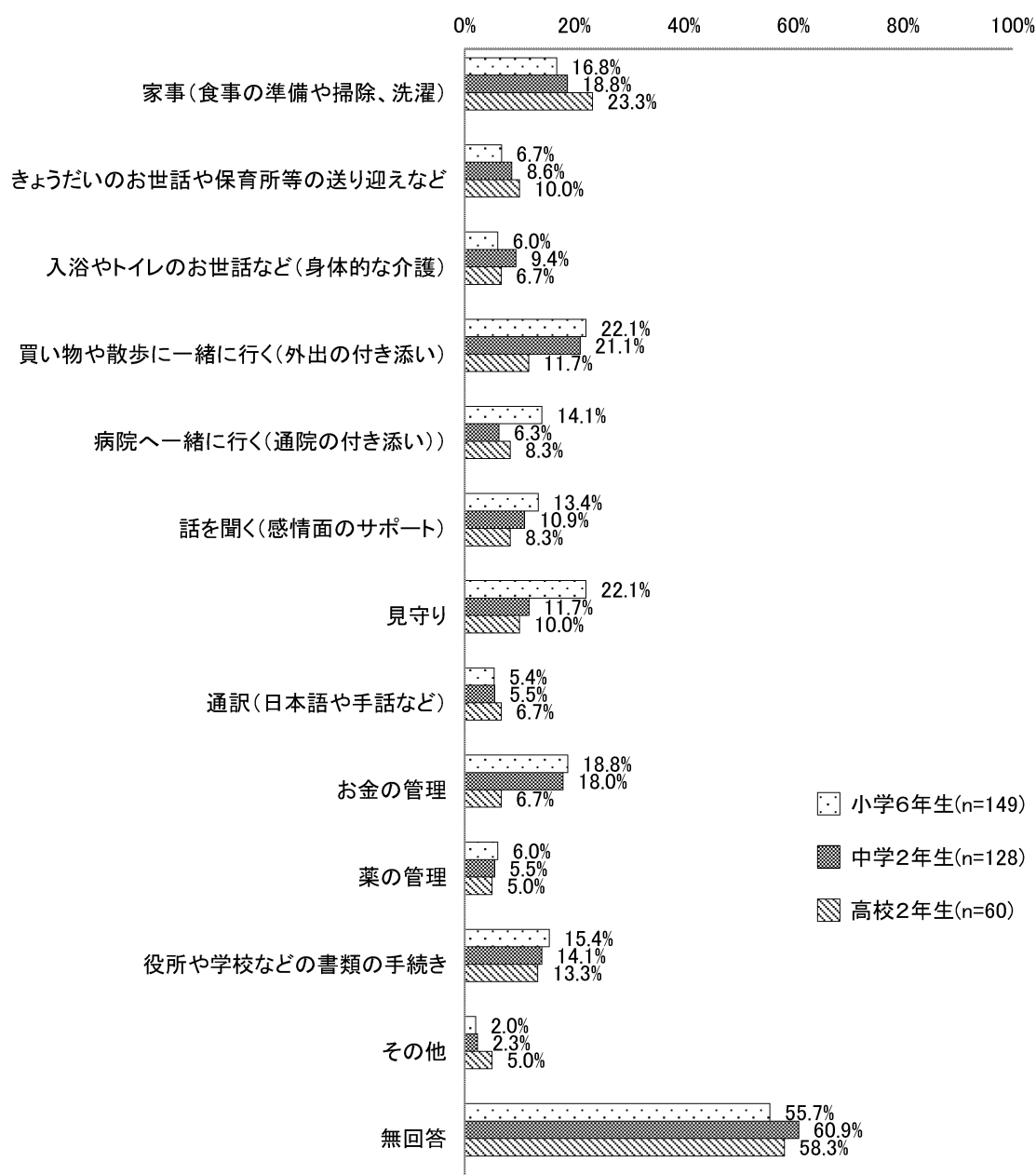


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が4件と少ないため、参考値。

・父親

「父親」をお世話している人について、お世話の内容をみると、「小学6年生」では、「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」「見守り」が22.1%でもっとも割合が高く、次いで「お金の管理」が18.8%となっている。「中学2年生」では、「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」が21.1%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が18.8%となっている。「高校2年生」では、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が23.3%でもっとも割合が高く、次いで「役所や学校などの書類の手続き」が13.3%となっている。

図表 2-49 お世話の内容／父親:複数回答 (Q15_B_2)

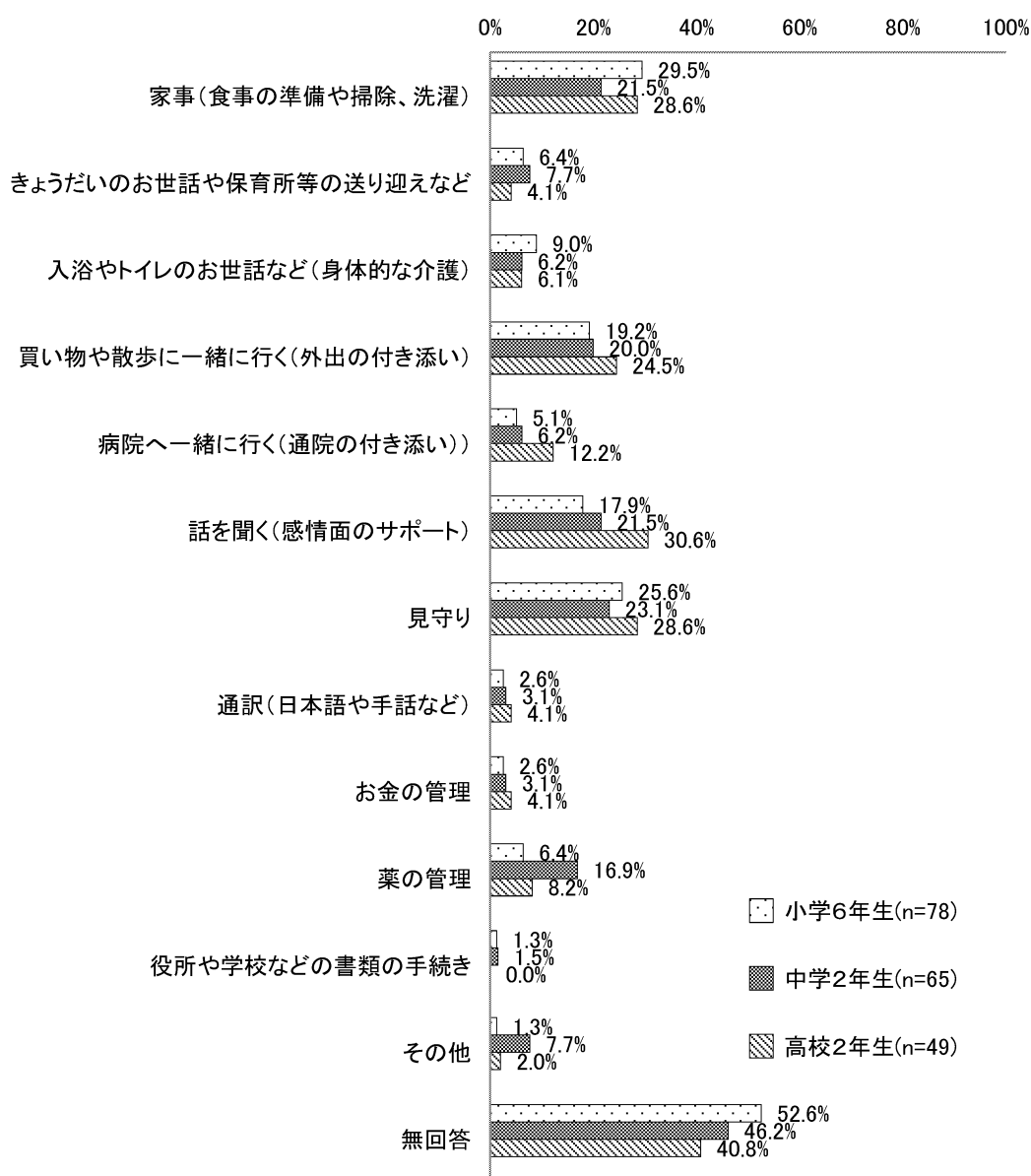


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が1件のため、非掲載。

・祖母

「祖母」をお世話している人について、お世話の内容をみると、「小学6年生」では、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が29.5%でもっとも割合が高く、次いで「見守り」が25.6%となっている。「中学2年生」では、「見守り」が23.1%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」「話を聞く（感情面のサポート）」が21.5%となっている。「高校2年生」では、「話を聞く（感情面のサポート）」が30.6%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」「見守り」が28.6%となっている。

図表 2-50 お世話の内容／祖母:複数回答 (Q15_B_3)

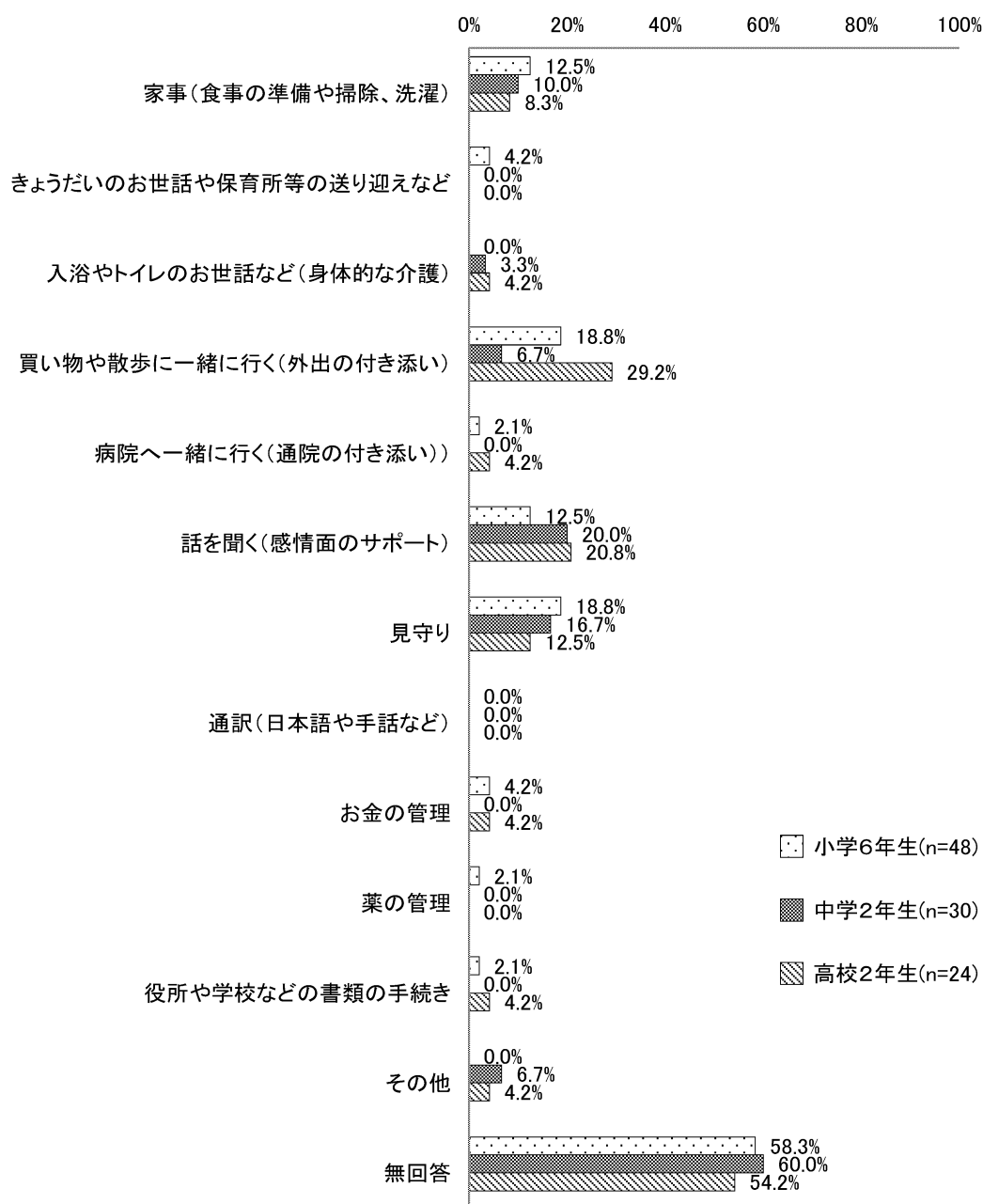


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が0件のため、非掲載。

・祖父

「祖父」をお世話している人について、お世話の内容をみると、「小学6年生」では、「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」「見守り」が18.8%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」「話を聞く（感情面のサポート）」が12.5%となっている。「中学2年生」では、「話を聞く（感情面のサポート）」が20.0%でもっとも割合が高く、次いで「見守り」が16.7%となっている。「高校2年生」では、「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」が29.2%でもっとも割合が高く、次いで「話を聞く（感情面のサポート）」が20.8%となっている。

図表 2-51 お世話の内容／祖父:複数回答 (Q15_B_4)

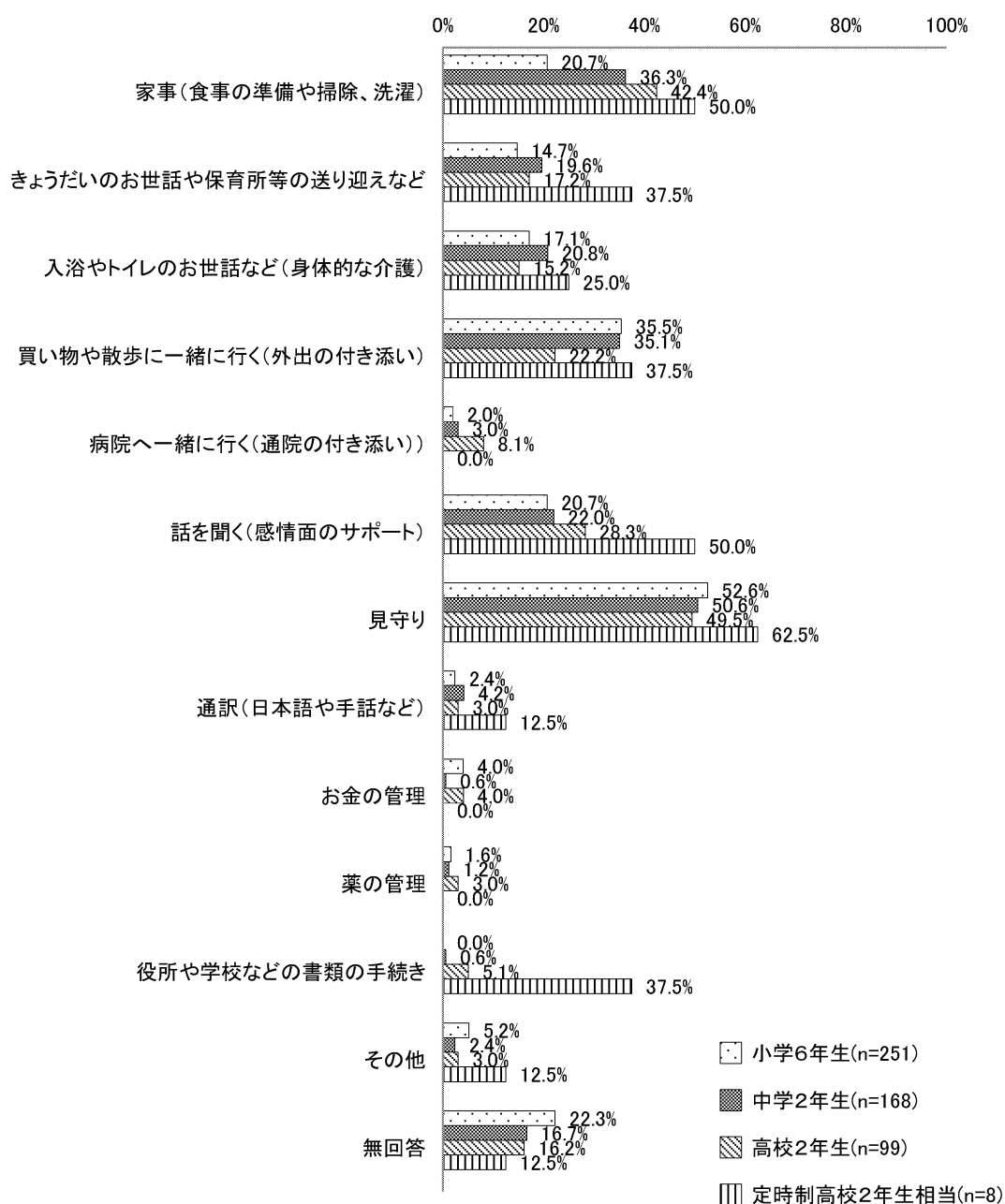


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が0件のため、非掲載。

・きょうだい

「きょうだい」をお世話している人について、お世話の内容をみると、「小学6年生」では、「見守り」が52.6%でもっとも割合が高く、次いで「買い物や散歩と一緒にいく（外出の付き添い）」が35.5%となっている。「中学2年生」では、「見守り」が50.6%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が36.3%となっている。「高校2年生」では、「見守り」が49.5%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が42.4%となっている。

図表 2-52 お世話の内容／きょうだい:複数回答 (Q15_B_5)

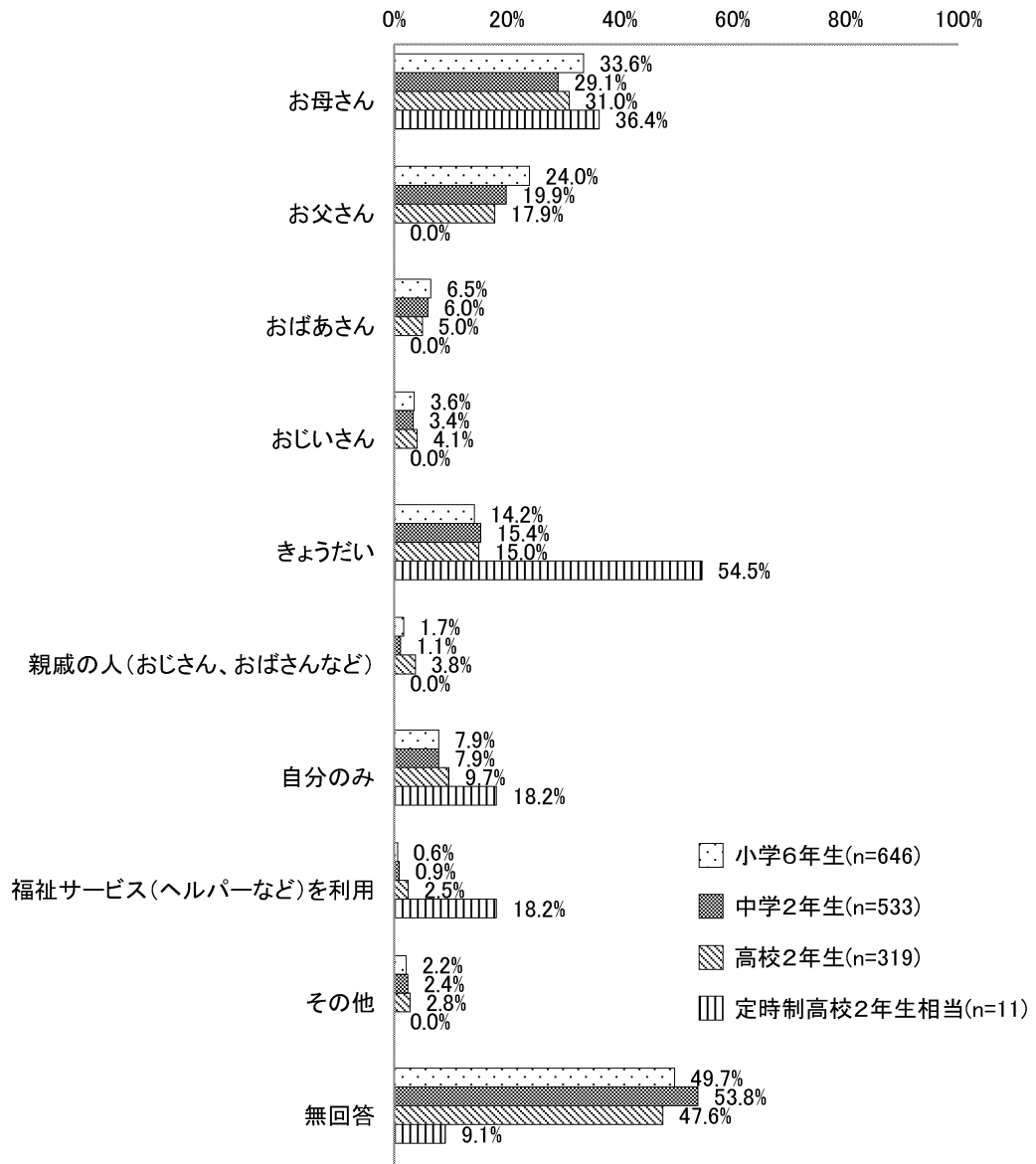


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が8件と少ないため、参考値。

④一緒に世話をしている人

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、一緒に世話をしている人をみると、いずれも「お母さん」の割合が最も高く、「小学6年生」では33.6%、「中学2年生」では29.1%、「高校2年生」では31.0%となっている。次いで「お父さん」の割合が高く、「小学6年生」では24.0%、「中学2年生」では19.9%、「高校2年生」では17.9%となっている。

図表 2-53 一緒にお世話をしている人：複数回答 (Q15_3)



※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

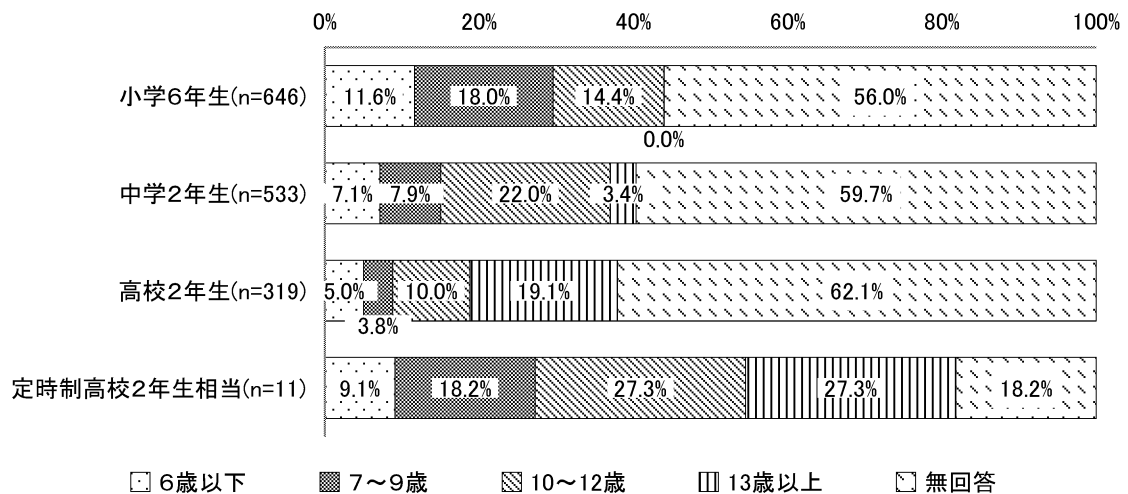
⑤お世話を始めた年齢

お世話を始めた年齢をみると、小学6年生の平均は8.1歳、中央値は9歳、中学2年生の平均は9.5歳、中央値は10歳、高校2年生の平均は11.6歳、中央値は13歳となっている。

カテゴリーでみると、小学6年生は「7～9歳」、中学2年生は「10～12歳」、高校2年生は「13歳以上」の割合が最も高くなっている。

図表 2-54 お世話を始めた年齢・数値回答 (Q15_4)

	件数	平均	中央値
小学6年生	284	8.1	9
中学2年生	215	9.5	10
高校2年生	121	11.6	13
定時制高校2年生相当	9	10.1	10

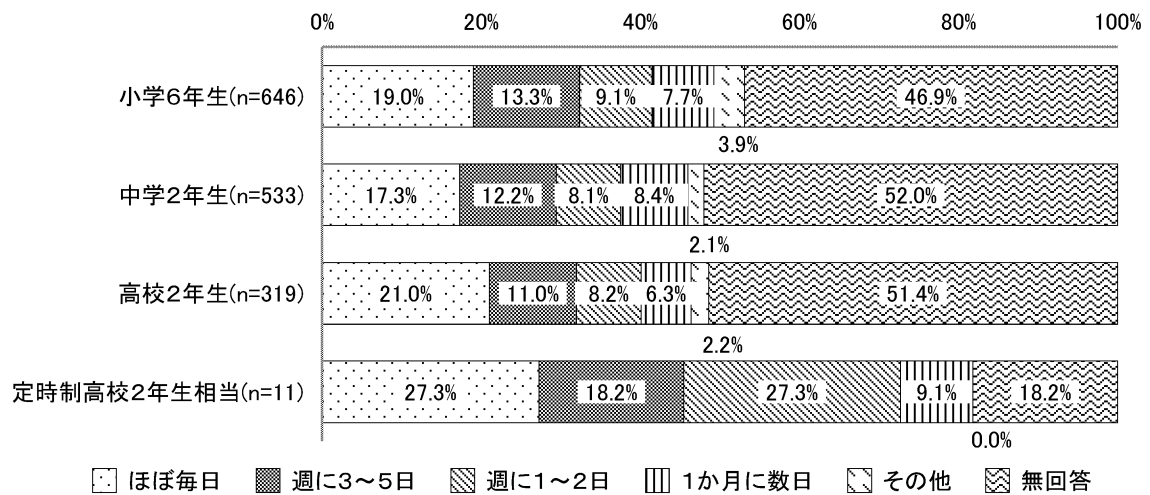


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑥世話の頻度

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、世話の頻度をみると、いずれも「ほぼ毎日」の割合が最も高く、「小学6年生」では19.0%、「中学2年生」では17.3%、「高校2年生」では21.0%となっている。

図表 2-55 どのくらいお世話をしているか:単数回答 (Q15_5)



※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑦お世話にかけている時間

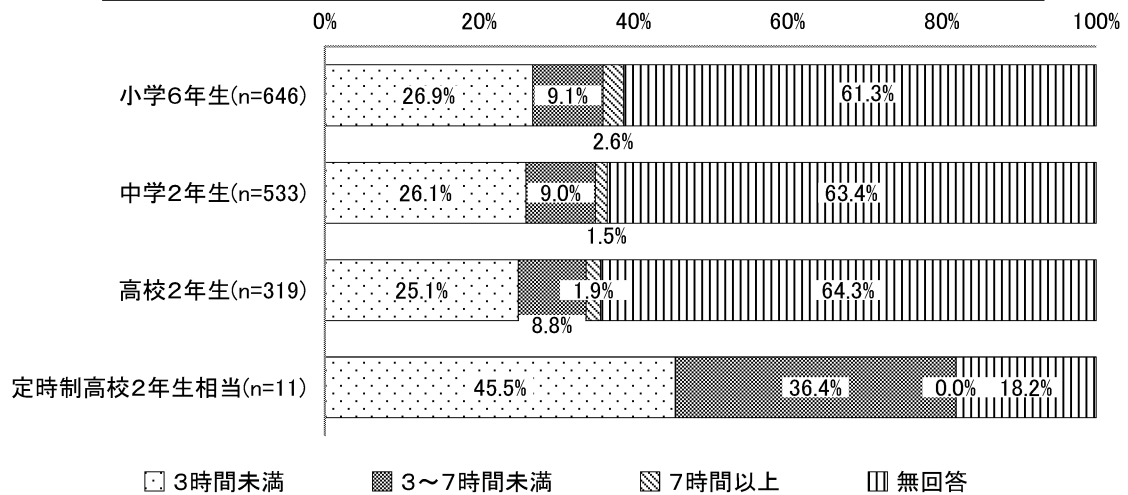
・平日

お世話にかけている時間について、平日をみると、小学6年生の平均は2.7時間、中央値は1時間、中学2年生の平均は2.3時間、中央値は1時間、高校2年生の平均は2.5時間、中央値は2時間となっている。

カテゴリーでみると、いずれも「3時間未満」の割合が最も高くなっている。

図表 2-56 お世話にかけている時間【平日】:数値回答 (Q15_6)

	件数	平均	中央値
小学6年生	253	2.7	1
中学2年生	195	2.3	1
高校2年生	115	2.5	2
定時制高校2年生相当	9	2.3	1



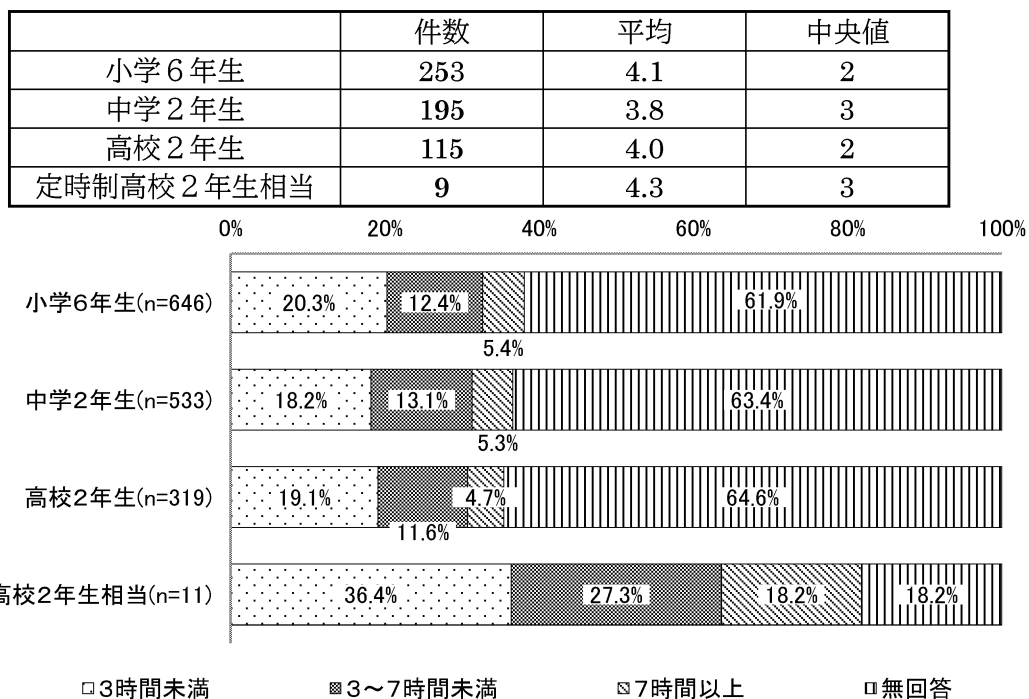
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・休日

お世話にかけている時間について、休日を見ると、小学6年生の平均は4.1時間、中央値は2時間、中学2年生の平均は3.8時間、中央値は3時間、高校2年生の平均は4.0時間、中央値は2時間となっている。

カテゴリーでみると、いずれも「3時間未満」の割合が最も高くなっている。

図表 2-57 お世話にかけている時間【休日】:数値回答 (Q15_6)



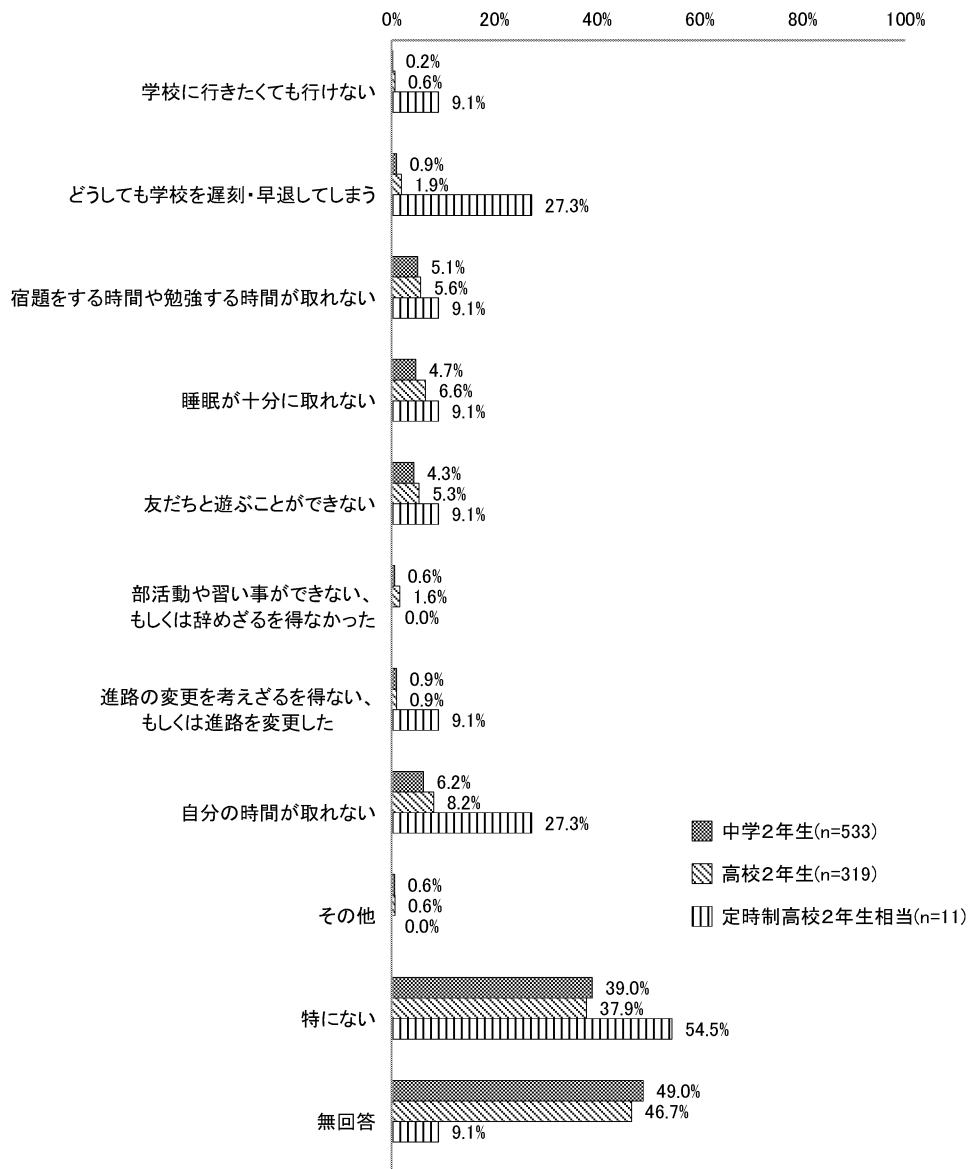
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑧お世話をしていることで、やりたいけれど、できていないこと

・中学生・高校生

中学生・高校生で、家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、お世話をしていることで、やりたいけれど、できていないことをみると、いずれも「特にない」の割合が高く、「中学2年生」では39.0%、「高校2年生」では37.9%となっている。一方、無回答も、それぞれ半数弱で割合が高い。

図表 2-58 お世話をしていることで、やりたいけれど、できていないこと:複数回答 (Q16_1)

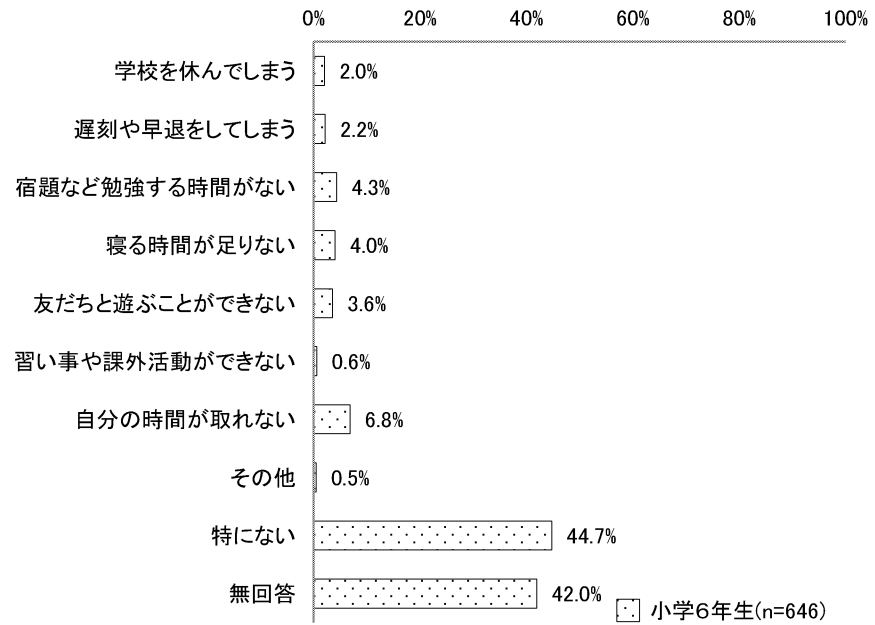


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・小学生

小学生で、家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、お世話をしていることで経験したことをみると、「特にない」が44.7%である一方、無回答も42.0%で割合が高い。

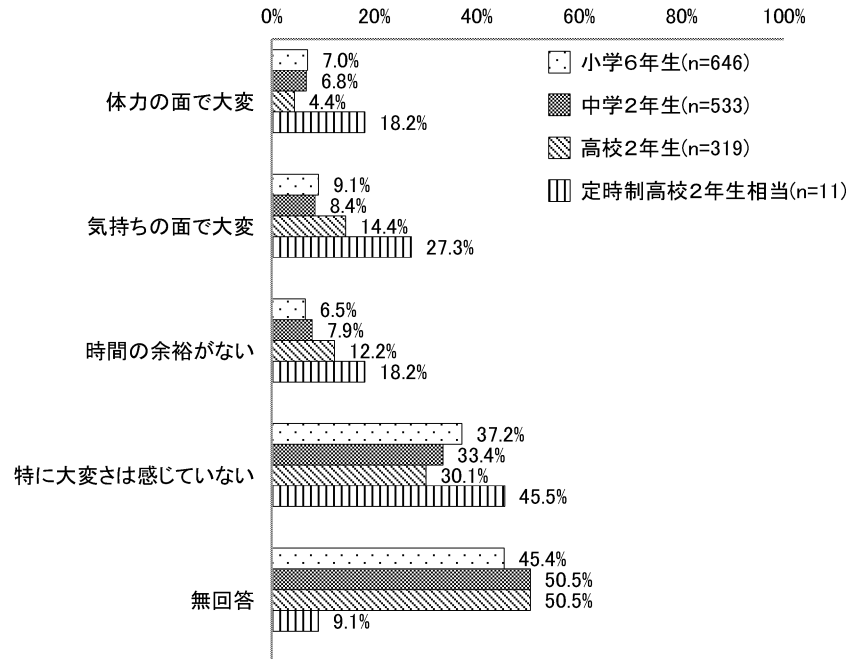
図表 2-59 お世話をしていることで経験したこと:複数回答 (Q16_2)



⑨お世話をすることに大変さを感じているか

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、お世話をすることに大変さを感じているかをみると、「特に大変さは感じていない」と回答した割合は、「小学6年生」では37.2%、「中学2年生」では33.4%、「高校2年生」では30.1%に留まっている。無回答が5割前後である。

図表 2-60 お世話をすることに大変さを感じているか:複数回答 (Q17)



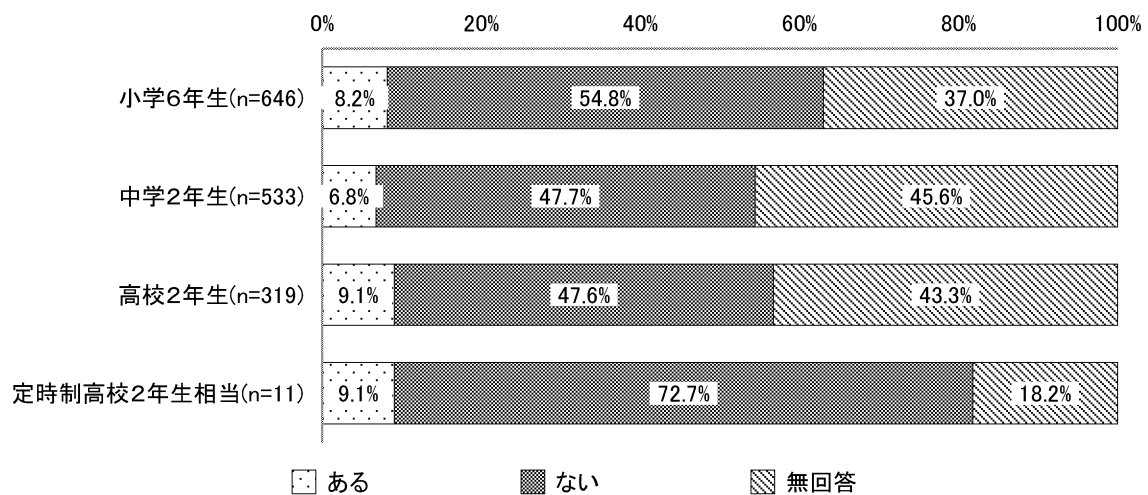
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑩お世話に関する相談の状況

・相談有無

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、お世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはあるかをみると、「ある」と回答した割合は、「小学6年生」では8.2%、「中学2年生」では6.8%、「高校2年生」では9.1%となっている。

図表 2-61 お世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことの有無:単数回答 (Q18)



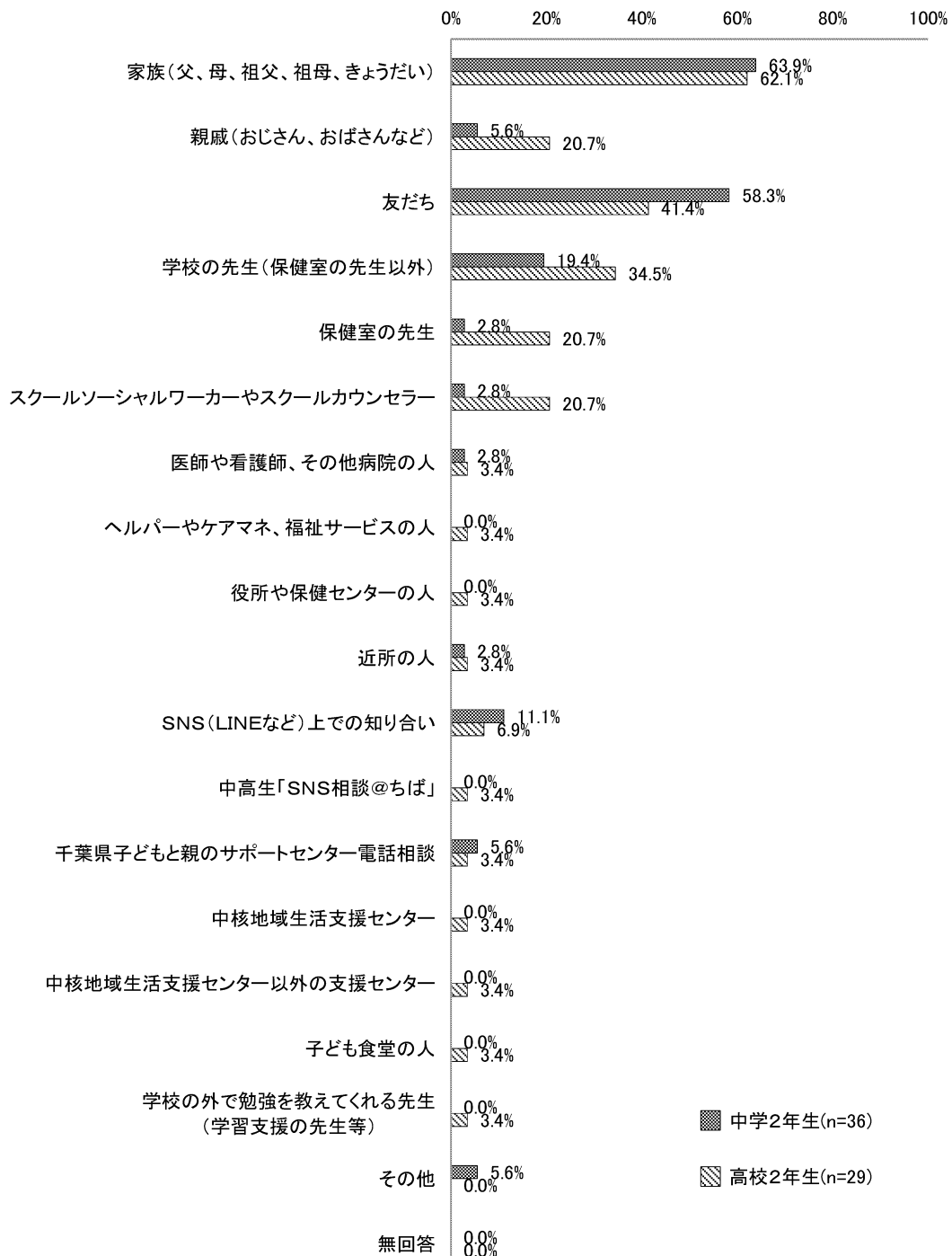
※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・相談した人

ア) 中学生・高校生

中学生・高校生で、相談をしたことがある人について、誰に相談したかをみると、「中学2年生」「高校2年生」とも、「家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」の割合が最も高く、それぞれ63.9%、62.1%となっている。次いで、「友だち」の割合が高く、それぞれ58.3%、41.4%となっている。

図表 2-62 (中学生・高校生) 相談した人は誰か:複数回答 (Q19_1)

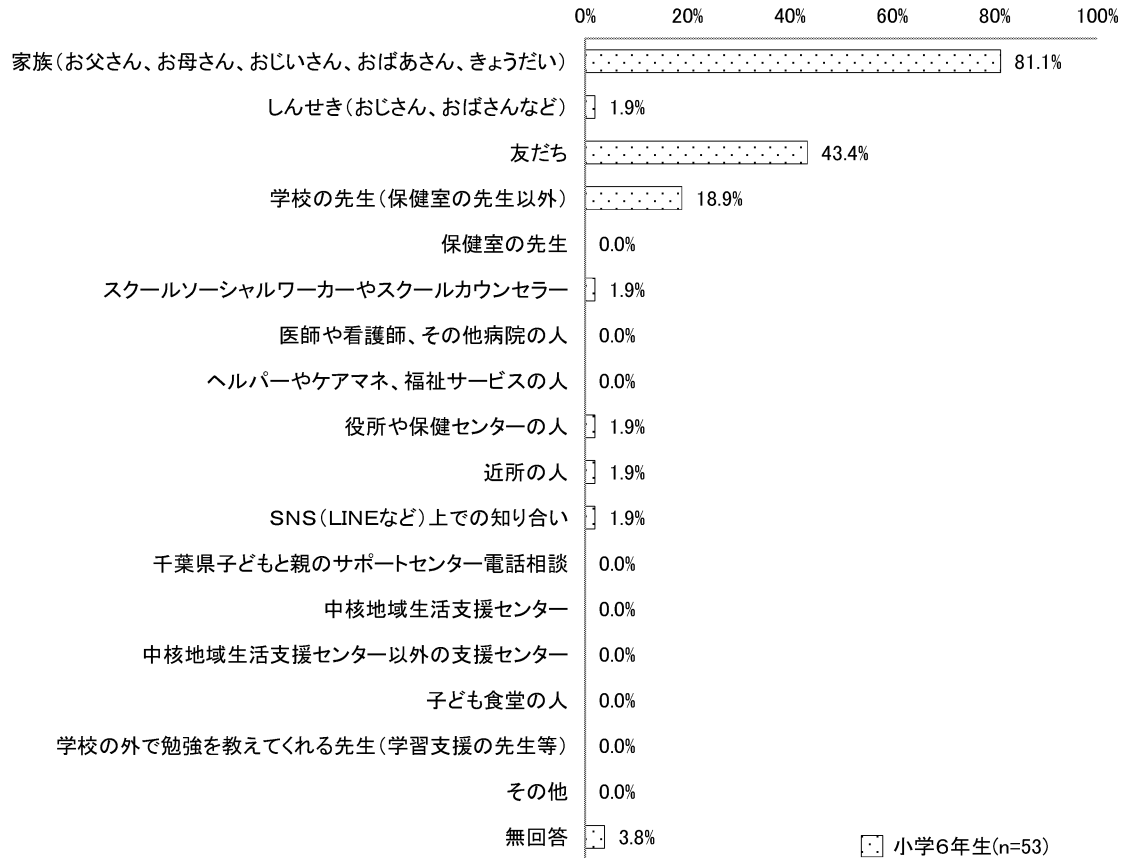


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が1件と少ないため、非掲載。

イ) 小学生

小学生で、相談をしたことがある人について、誰に相談したかをみると「家族（お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、きょうだい）」が81.1%でもっとも割合が高く、次いで「友だち」が43.4%、「学校の先生（保健室の先生以外）」が18.9%となっている。

図表 2-63 （小学生）相談した人は誰か：複数回答（Q19_2）

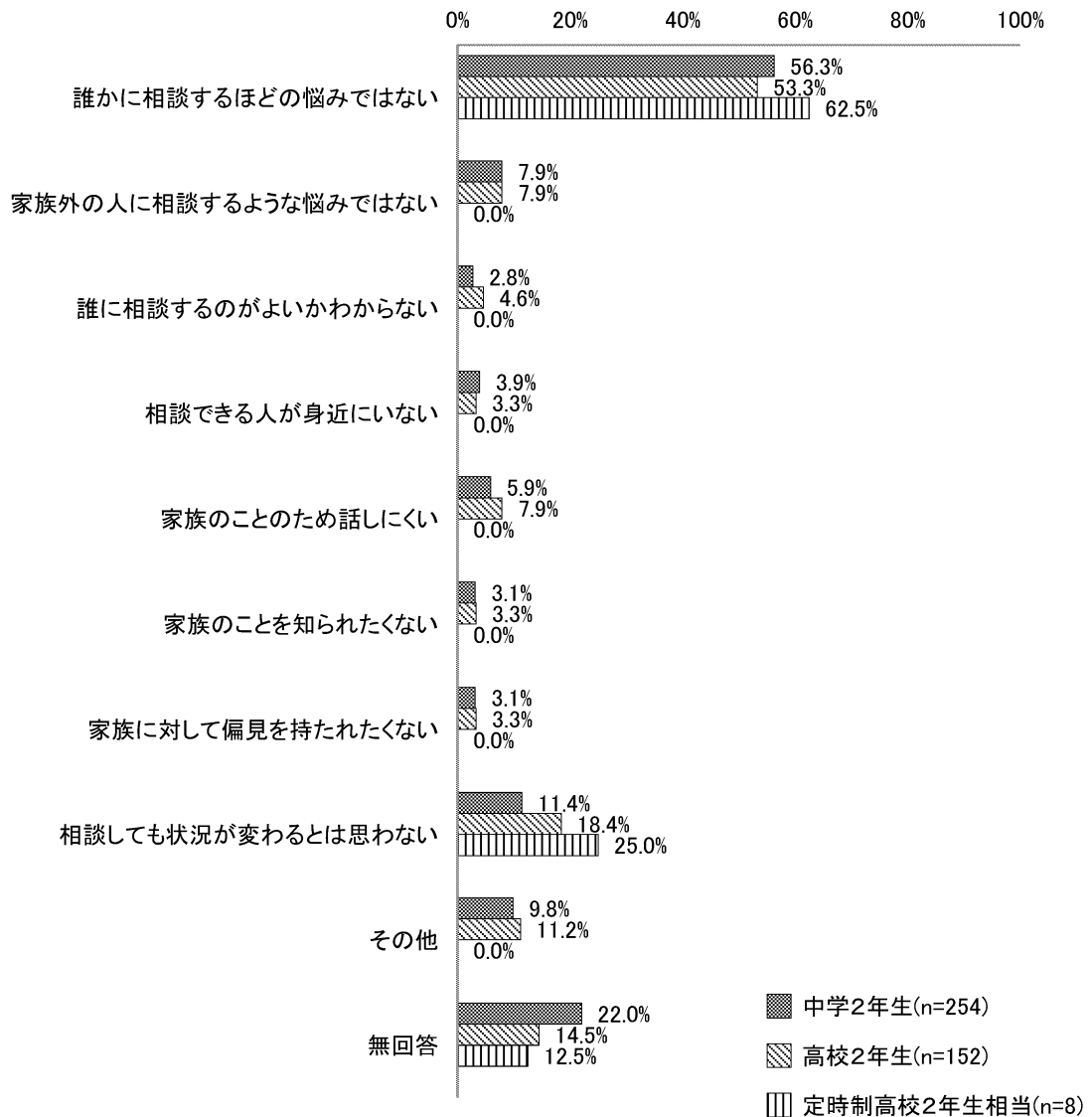


・相談していない理由

ア)中学生・高校生

中学生・高校生で、相談をしたことがない人について、相談していない理由をみると、「中学2年生」「高校2年生」とも「誰かに相談するほどの悩みではない」の割合が最も高く、それぞれ56.3%、53.3%となっている。「相談しても状況が変わるとは思わない」は、「中学2年生」で11.4%、「高校2年生」で18.4%みられる。

図表 2-64 (中学生・高校生) 相談していない理由:複数回答 (Q20_1)

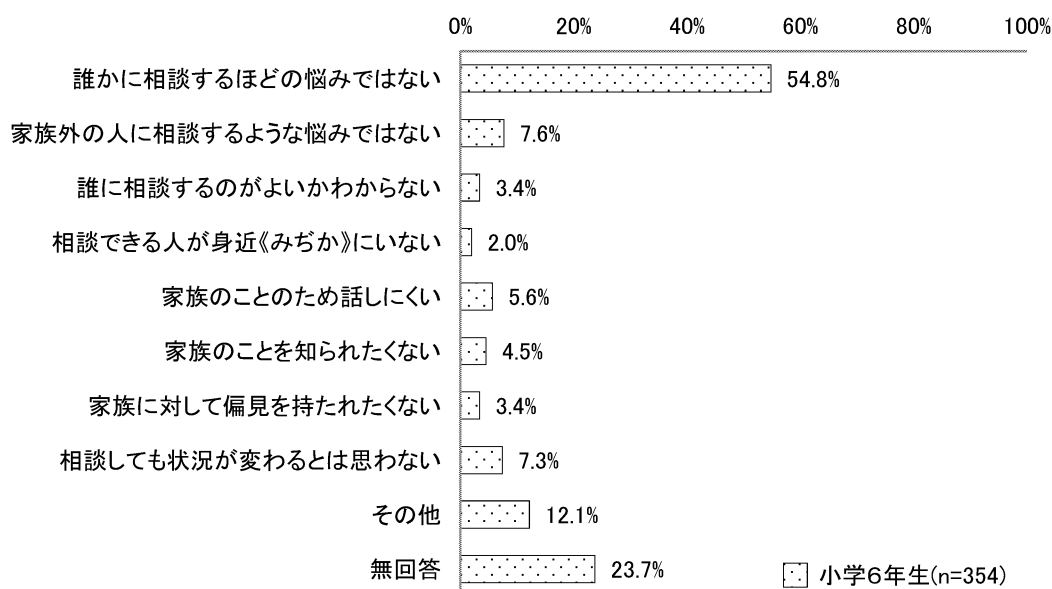


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が8件と少ないため、参考値。

イ)小学生

小学生で、相談をしたことがない人について、相談していない理由をみると、「誰かに相談するほどの悩みではない」が54.8%でもっとも割合が高い。

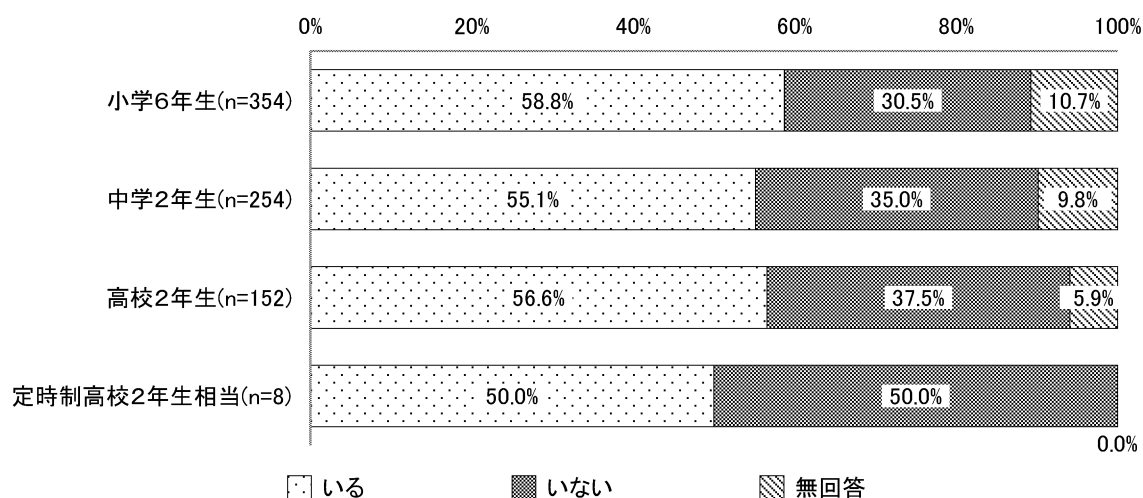
図表 2-65 (小学生) 相談していない理由:複数回答 (Q20_2)



・お世話をしている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいるか

相談をしたことがない人について、お世話をしている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいるかをみると、「いない」と回答した割合は、「小学6年生」では30.5%、「中学2年生」では35.0%、「高校2年生」では37.5%となっている。

図表 2-66 お世話をしている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいるか:単数回答 (Q21)



※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が8件と少ないため、参考値。

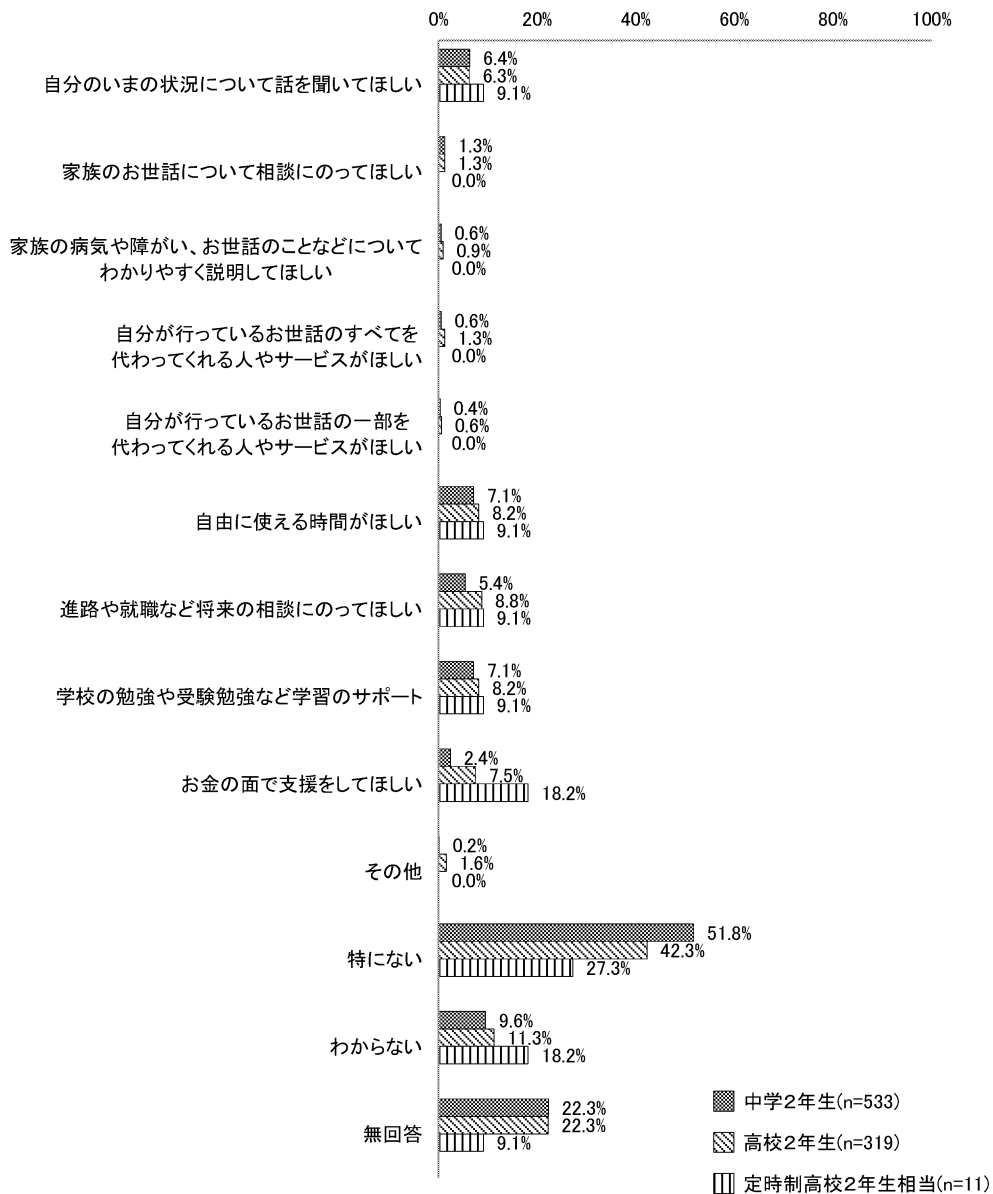
⑪学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援

・中学生・高校生

中学生・高校生で、家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援をみると、いずれも「特にない」の割合が高い。

「中学2年生」では「自由に使える時間が欲しい」「学校の勉強や受験勉強など学習サポート」がそれぞれ7.1%、「高校2年生」では「進路や就職など将来の相談にのってほしい」が8.8%、「自由に使える時間が欲しい」「学校の勉強や受験勉強など学習サポート」がそれぞれ8.2%となっている。

図表 2-67 (中学生・高校生) 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援:複数回答 (Q22_1)

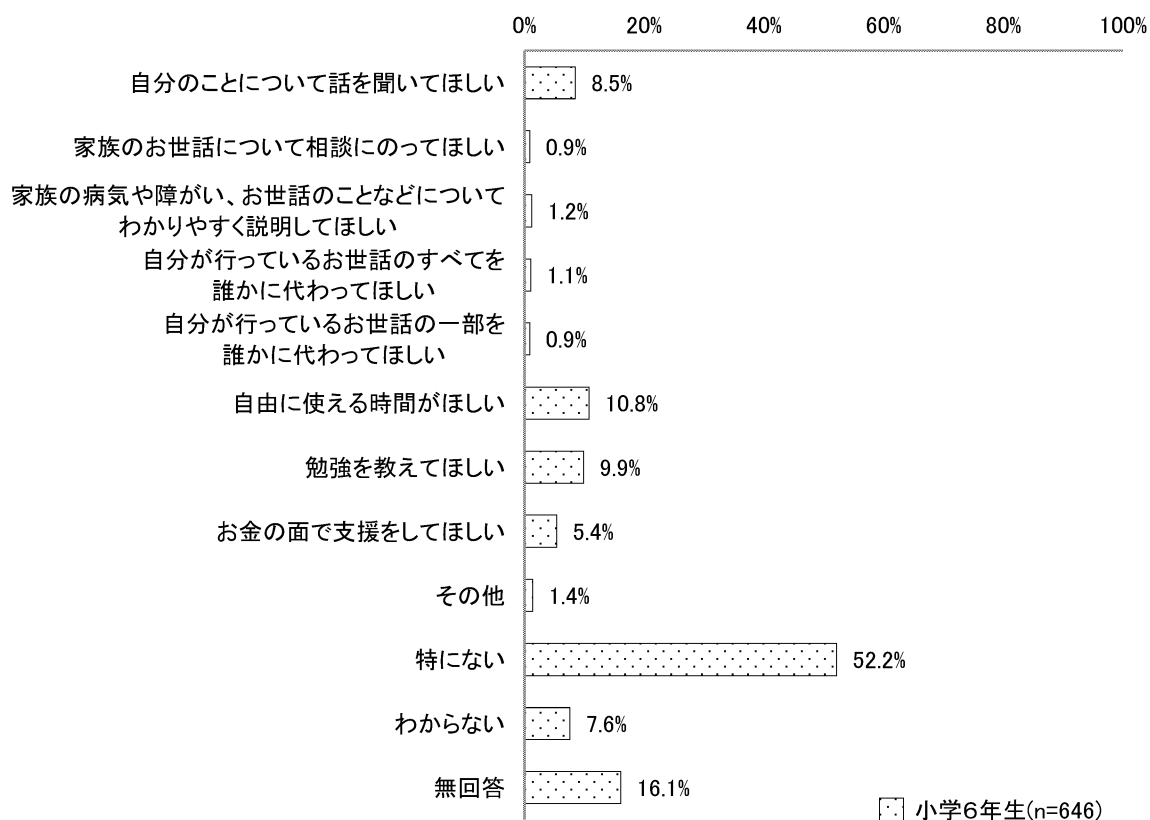


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

・小学生

小学生で、家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援をみると、「特にない」が52.2%でもっとも割合が高い一方、「自由に使える時間がほしい」が10.8%、「勉強を教えてほしい」が9.9%、「自分のことについて話を聞いてほしい」が8.5%となっている。

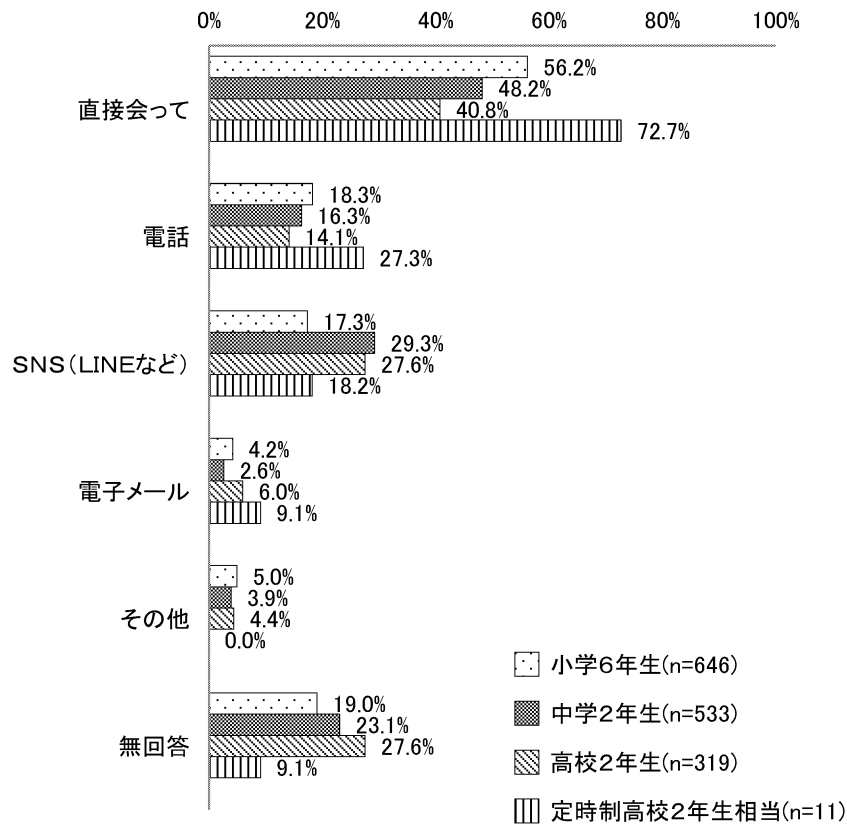
図表 2-68 (小学生) 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援:複数回答 (Q22_2)



⑫自分や家族のことで話を聞いたり相談にのってくれるとしたら、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいか

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、自分や家族のことで話を聞いたり相談にのってくれるとしたら、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいかをみると、「小学6年生」では、「直接会って」が56.2%でもっとも割合が高く、次いで「電話」が18.3%となっている。「中学2年生」では、「直接会って」が48.2%でもっとも割合が高く、次いで「SNS (LINE など)」が29.3%となっている。「高校2年生」では、「直接会って」が40.8%でもっとも割合が高く、次いで「SNS (LINE など)」が27.6%となっている。

図表 2-69 自分や家族のことで話を聞いたり相談にのってくれるとしたら、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいか:複数回答 (Q23)

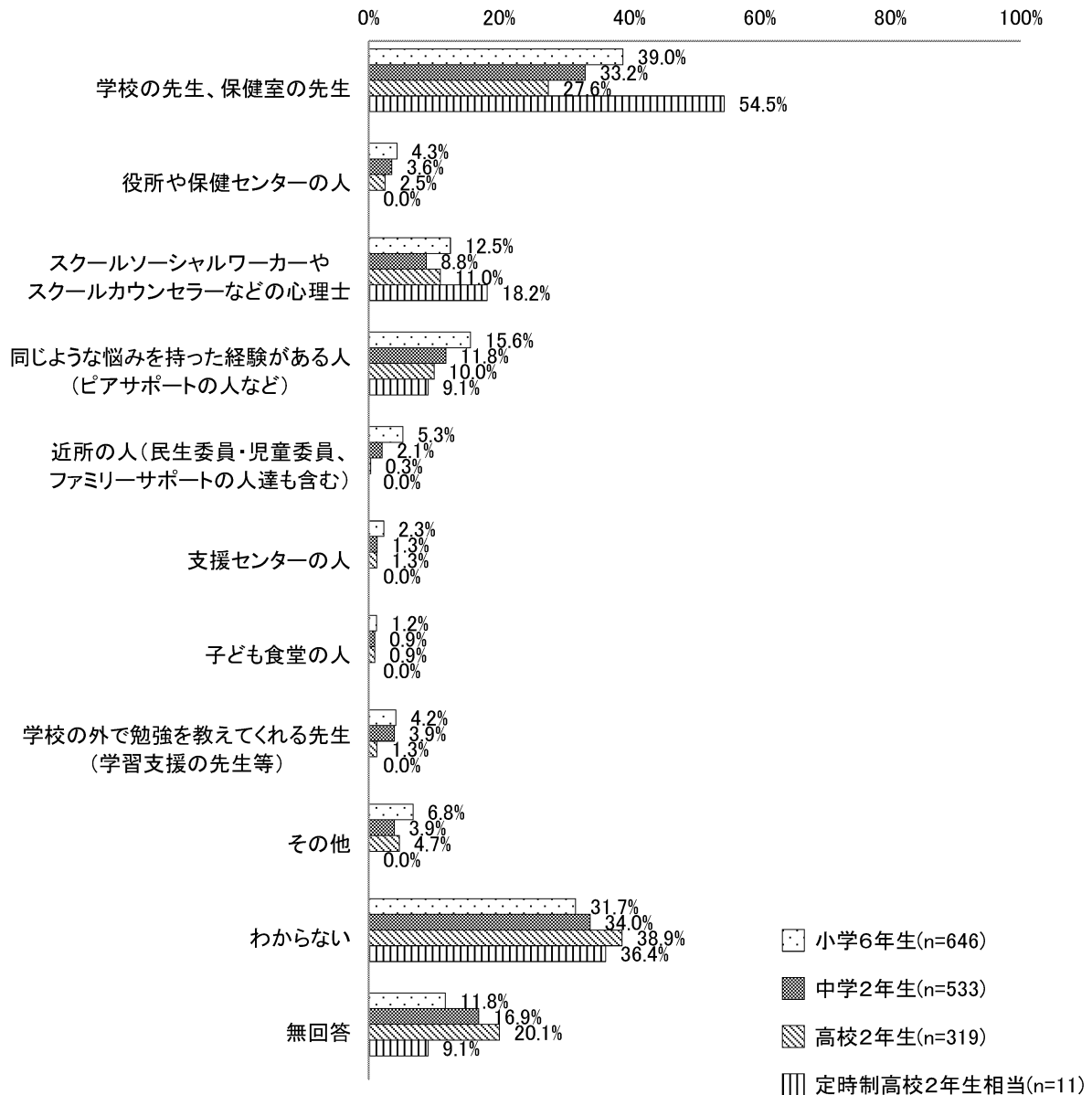


※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が11件と少ないため、参考値。

⑬家族や親戚、友だち以外で、どういう相手が相談しやすいと思うか

家族の中にお世話をしている人がいると回答した人について、家族や親戚、友だち以外で、
 どのような相手が相談しやすいと思うかをみると、いずれも「わからない」、「学校の先生、保健
 室の先生」の割合が高く、「学校の先生、保健室の先生」の割合は、「小学6年生」では
 39.0%、「中学2年生」では 33.2%、「高校2年生」では 27.6%となっている。

図表 2-70 家族や親戚、友だち以外で、どういう相手が相談しやすいと思うか:複数回答 (Q24)



※「定時制高校2年生相当」は、回答した件数が 11 件と少ないため、参考値。

⑭家族のお世話をしている子どものために必要だと思うこと、学校や周りの大人にしてもらいたいこと

家族のお世話をしている子どものために必要だと思うこと、学校や周りの大人にしてもらいたいことについて、自由に記入してもらった内容をみると、「相談しやすい環境・機会づくり」「周囲の気付き、関わり、支援」「自分の時間、休息時間の確保」「勉強の支援」「家事や世話の支援等」などについての記載があった。

・相談しやすい環境・機会づくり

中学2年生	相談できる環境を整えること。
小学6年生	家族のお世話をしている子どもの悩みを大人などに話してより良い方法を考えた方がいいと思います。
小学6年生	よく相談など、遠慮なく言えることが必要だと思う。
高校2年生	出来る限り周りに広げず、相談した人と相談された人、関係者で話を進める。
高校2年生	私は妹が成長しているので世話というより見守りで苦労もしていないのですが、もっと幼い人を見ている方もいると思います。そんな方は家族や頼れる人に相談して、解決へ一歩役立ててほしいと思います。
小学6年生	自分のことをきちんと話せる人や、環境があることが大事だと思います。
小学6年生	相談しにくい人が多いと思うので、学校やうちに来てくれるのがあったらいいと思います。
小学6年生	言うことを我慢せずにちゃんと言うことが大切だと思う。
中学2年生	定期的に世話をしている子どものところに訪れて、現在の状況を聞く。
中学2年生	詮索したりするのではなく、本当にその人が助けを求めるときに全力で助ける人。
中学2年生	相手の気持を第一に考える。
小学6年生	気持ちを分かってあげる。
中学2年生	自分は自分のままでいいし、自由に生きていい権利がある事を教えてあげてください。
中学2年生	話を聞くだけでも変わると思います
小学6年生	優しく一緒に話してあげる

・周囲の気付き、関わり、支援

中学2年生	身の周りの大人からの助け、支援。
中学2年生	あまり主張しない子がいると思うから「大丈夫」といっても、もう少しその子のことを観察したほうがいいと思う。
小学6年生	一人で抱え込むんじゃなくて自分から相談するのも大切だけど、周りの大人が何も言わなくても気付いてあげる。そういう事が大切だと思う
中学2年生	真面目で全部のことをできている子でもちゃんとしたサポートが必要だと思う。
定時制高校 2年生相当	子どもにも言えないことがあるから大人はそれに気付いて配慮してほしい
小学6年生	無理をせずに頼りたいときは、誰かに頼っていいということ。
中学2年生	家事の分担（兄弟たちで）話を聞いて解決方法を話し合う。親に言えない人のために代わりに話す（辛いこと大変なことを）。

・自分の時間、休息時間の確保

中学2年生	自分の時間を増やす。
中学2年生	家族のお世話をしている子どもに必要なこと：相談してくれる人や手伝ってくれる人、休憩の時間など
小学6年生	1人の時間、ゆっくり休むこと。
中学2年生	自分の時間をつくる。
小学6年生	勉強を教えてあげること。一緒に遊んであげること。自由の時間を与えてあげること。
小学6年生	ゆっくり休む時間が必要だと思います。
高校2年生	親が休みを多く取って、子どもが休めれる環境を作る。
中学2年生	自分が遊ぶ時間を増やしてほしい。

・勉強の支援

中学2年生	勉強を教えてください。
小学6年生	勉強をもっと教えてもらいたい。体を動かすことを一緒にしたい。
小学6年生	学校にこれなかったら、オンラインなどで授業や、放課後に学校にきて、授業をしたり。
中学2年生	お世話が原因で家庭学習が出来なかったときにそれを理解してもらおうこと。
小学6年生	休日に勉強などを教えて貰いたい。
小学6年生	時間の余裕がなく宿題などができない。やろうとすると睡眠時間が削られ授業中に寝てしまう。理解をして欲しい。

・家事や世話の支援等

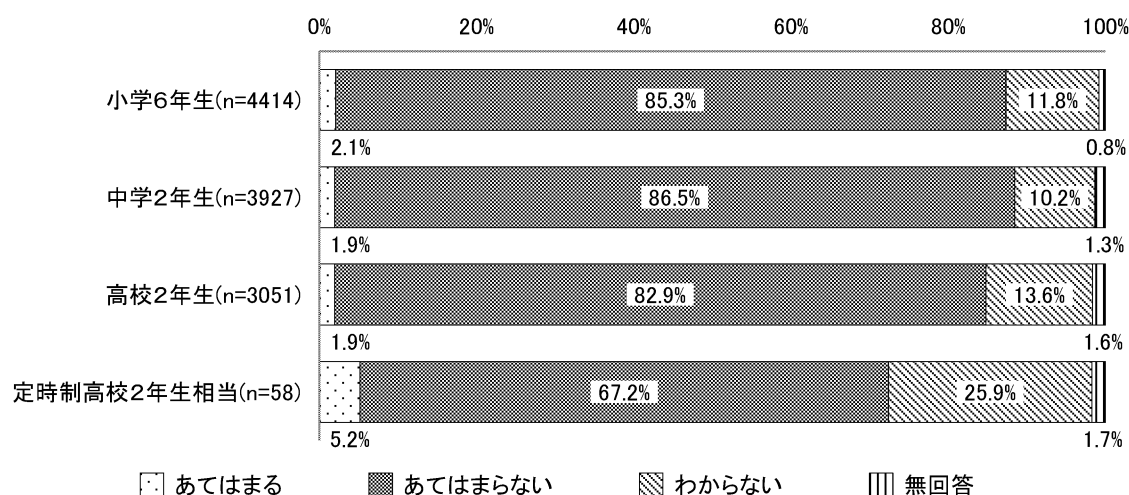
小学6年生	親のサポートをしてくれる人がいれば子どもは世話をしなくてすむと思う。
中学2年生	家事の手伝い。
小学6年生	自分の時間がとれるように手伝いをしてほしい。手伝っていることを考えて課題を減らしてほしい。
小学6年生	家族の世話をしている人やヘルパーの人の支援を充実してあげてほしい。
中学2年生	無料でお世話をしてくれる職員を増やす。
中学2年生	今回、この様なアンケートをして頂いて少しでも辛い気持ちを抱えている子に気付いてもらえたら嬉しいです。ただ、話しを聞いてもらえるだけでは、僕らの状況は変わらないと思っています。夜間や必要な時間帯（24時間いつでも）の支援をしてほしい。僕の親は、ずっと寝れず妹の看病をしていました。24時間看病の為、仕事も出来ず、見守りや学校付き添いの看護師を個人で頼む様に市から言われたそうですが、高くても頼めないとっていました。そして、夜寝たいけど、夜対応している支援などは、いっさい無いそうです。お金が掛からず、24時間診てくれる支援があったら必然的に僕らの仕事も減ると思っています。僕の文章が国の偉い人達に届く可能性があるのなら、どうか1人でも辛い子ども、辛い人達が減る様にしてほしいです。

(5) ヤングケアラーについて

①自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うかについて、「あてはまる」と回答した割合をみると、「小学6年生」では2.1%、「中学2年生」では1.9%、「高校2年生」では1.9%、「定時制高校2年生相当」では5.2%となっている。

図表 2-71 自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)



世話をしている家族の有無別に自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うかをみると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「わからない」の割合が高く、「小学6年生」は22.0%、「中学2年生」は18.4%と約2割、「高校2年生」は30.1%と約3割にのぼる。

また、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「あてはまる」と回答した割合がやや高い傾向にあり、「小学6年生」は7.1%、「中学2年生」は6.4%、「高校2年生」は8.5%となっている。

図表 2-72 世話をしている家族の有無別

自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)

		合計	Q26.自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか			
			あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答
学年×お世話の有無	小学6年生-いる	646	7.1	66.7	22.0	4.2
	小学6年生-いない	3694	1.2	88.8	9.9	0.1
	中学2年生-いる	533	6.4	67.7	18.4	7.5
	中学2年生-いない	3318	1.1	90.2	8.6	0.0
	高校2年生-いる	319	8.5	52.0	30.1	9.4
	高校2年生-いない	2700	1.1	87.0	11.5	0.4
	定時制高校2年生相当-いる	11	9.1	36.4	54.5	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	45	4.4	75.6	20.0	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

図表 2-73 現在住んでいる市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別
自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)

		Q26. 自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答
Q3. 現在住んでいる市町村:千葉県保健福祉圏域	全体	4414	2.1	85.3	11.8	0.8	3927	1.9	86.5	10.2	1.3	3051	1.9	82.9	13.6	1.6
	習志野市区	267	2.2	86.1	10.9	0.7	425	2.1	90.4	6.6	0.9	283	2.5	82.3	14.5	0.7
	市川地区	425	0.9	83.5	15.3	0.2	149	2.0	83.9	10.7	3.4	219	0.9	84.9	11.9	2.3
	松戸地区	586	2.0	84.1	11.8	2.0	398	1.5	86.7	10.6	1.3	272	1.1	87.9	9.6	1.5
	野田地区	95	3.2	78.9	16.8	1.1	257	1.6	83.3	12.1	3.1	96	3.1	72.9	24.0	0.0
	印旛地区	570	2.8	84.6	12.5	0.2	611	2.0	87.1	9.5	1.5	357	1.7	84.9	12.0	1.4
	香取地区	58	1.7	93.1	5.2	0.0	49	2.0	91.8	6.1	0.0	121	1.7	83.5	14.9	0.0
	海匝地区	87	3.4	86.2	10.3	0.0	28	3.6	89.3	7.1	0.0	106	1.9	85.8	11.3	0.9
	山武地区	103	4.9	80.6	12.6	1.9	146	6.2	87.0	6.8	0.0	119	1.7	75.6	21.0	1.7
	長生地区	70	0.0	90.0	10.0	0.0	15	0.0	93.3	6.7	0.0	33	3.0	84.8	9.1	3.0
	夷隅地区	37	5.4	78.4	13.5	2.7	13	0.0	92.3	7.7	0.0	12	8.3	75.0	16.7	0.0
	安房地区	51	2.0	86.3	11.8	0.0	91	0.0	82.4	14.3	3.3	224	2.2	78.6	16.1	3.1
	君津地区	181	0.6	84.0	14.4	1.1	305	2.3	79.7	16.7	1.3	153	0.7	78.4	19.6	1.3
	市原地区	278	3.6	84.2	11.5	0.7	419	2.4	83.3	12.9	1.4	78	3.8	83.3	11.5	1.3
	船橋市	1227	1.7	88.3	9.5	0.6	826	1.1	90.9	7.6	0.4	372	0.8	86.8	11.0	1.3
	柏市	280	1.8	85.7	11.1	1.4	132	3.0	84.8	11.4	0.8	199	1.5	85.9	10.6	2.0
	千葉市	58	3.4	69.0	27.6	0.0	31	0.0	71.0	22.6	6.5	359	3.6	78.6	14.8	3.1
	県外	3	0.0	83.3	66.7	0.0	3	0.0	33.3	0.0	66.7	41	4.9	85.4	9.8	0.0

図表 2-74 通っている学校のある市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別
自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)

		Q26. 自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答
Q4. 通っている学校のある市町村:千葉県保健福祉圏域	全体	4414	2.1	85.3	11.8	0.8	3927	1.9	86.5	10.2	1.3	3051	1.9	82.9	13.6	1.6
	習志野市区	248	2.4	86.3	10.5	0.8	406	2.0	90.6	6.4	1.0	134	2.2	88.1	8.2	1.5
	市川地区	415	1.0	84.6	14.5	0.0	139	2.2	84.2	10.1	3.6	315	1.0	86.0	10.5	2.5
	松戸地区	552	2.0	84.1	12.1	1.8	386	1.6	87.6	9.8	1.0	137	2.2	86.1	10.2	1.5
	野田地区	88	3.4	77.3	18.2	1.1	222	1.4	85.1	11.7	1.8	54	3.7	68.5	27.8	0.0
	印旛地区	547	2.6	85.2	12.1	0.2	584	2.1	86.6	9.6	1.7	290	0.7	85.9	12.8	0.7
	香取地区	57	1.8	93.0	5.3	0.0	47	2.1	91.5	6.4	0.0	131	0.8	87.8	11.5	0.0
	海匝地区	84	3.6	85.7	10.7	0.0	25	4.0	88.0	8.0	0.0	109	2.8	79.8	16.5	0.9
	山武地区	101	5.0	83.2	10.9	1.0	143	5.6	87.4	7.0	0.0	76	1.3	73.7	21.1	3.9
	長生地区	60	0.0	91.7	8.3	0.0	14	0.0	85.7	14.3	0.0	22	4.5	86.4	4.5	4.5
	夷隅地区	38	5.3	78.9	13.2	2.6	12	0.0	91.7	8.3	0.0	3	0.0	66.7	33.3	0.0
	安房地区	47	2.1	85.1	12.8	0.0	93	0.0	82.8	14.0	3.2	236	1.7	79.2	16.5	2.5
	君津地区	171	0.6	82.5	15.2	1.8	296	2.4	80.1	16.2	1.4	148	0.7	79.7	18.2	1.4
	市原地区	270	3.3	84.8	11.5	0.4	393	2.5	83.5	13.0	1.0	13	15.4	84.6	0.0	0.0
	船橋市	1204	1.7	88.3	9.5	0.5	760	0.9	91.6	7.4	0.1	313	2.6	83.1	13.1	1.3
	柏市	259	1.9	84.6	12.0	1.5	122	1.6	86.1	11.5	0.8	384	1.6	84.9	12.5	1.0
	千葉市	0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	0.0	61.5	30.8	7.7	584	2.6	81.3	14.0	2.1

図表 2-75 現在住んでいる市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別
自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)

		Q26. 自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答
	全体	4414	2.1	85.3	11.8	0.8	3927	1.9	86.5	10.2	1.3	3051	1.9	82.9	13.6	1.6
Q3. 現在住んでいる市町村:千葉県教育事務所別地区	葛南	1885	1.6	86.8	11.0	0.5	1380	1.4	90.0	7.7	0.9	793	1.1	85.9	11.5	1.5
	東葛飾	995	2.0	84.3	12.0	1.7	807	1.9	85.4	11.0	1.7	648	1.9	83.5	13.4	1.2
	北総(印旛)	570	2.8	84.6	12.5	0.2	611	2.0	87.1	9.5	1.5	357	1.7	84.9	12.0	1.4
	北総(香取)	58	1.7	93.1	5.2	0.0	49	2.0	91.8	6.1	0.0	121	1.7	83.5	14.9	0.0
	北総(海匝)	87	3.4	86.2	10.3	0.0	28	3.6	89.3	7.1	0.0	106	1.9	85.8	11.3	0.9
	東上総(山武)	103	4.9	80.6	12.6	1.9	146	6.2	87.0	6.8	0.0	119	1.7	75.6	21.0	1.7
	東上総(長生)	70	0.0	90.0	10.0	0.0	15	0.0	93.3	6.7	0.0	33	3.0	84.8	9.1	3.0
	東上総(夷隅)	37	5.4	78.4	13.5	2.7	13	0.0	92.3	7.7	0.0	12	8.3	75.0	16.7	0.0
	南房総(市原・君津)	459	2.4	84.1	12.6	0.9	724	2.3	81.8	14.5	1.4	231	1.7	80.1	16.9	1.3
	南房総(安房)	51	2.0	86.3	11.8	0.0	91	0.0	82.4	14.3	3.3	224	2.2	78.6	16.1	3.1
	千葉市	58	3.4	69.0	27.6	0.0	31	0.0	71.0	22.6	6.5	359	3.6	78.6	14.8	3.1
県外	3	0.0	33.3	66.7	0.0	3	0.0	33.3	0.0	66.7	41	4.9	85.4	9.8	0.0	

図表 2-76 通っている学校のある市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別
自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか:単数回答 (Q26)

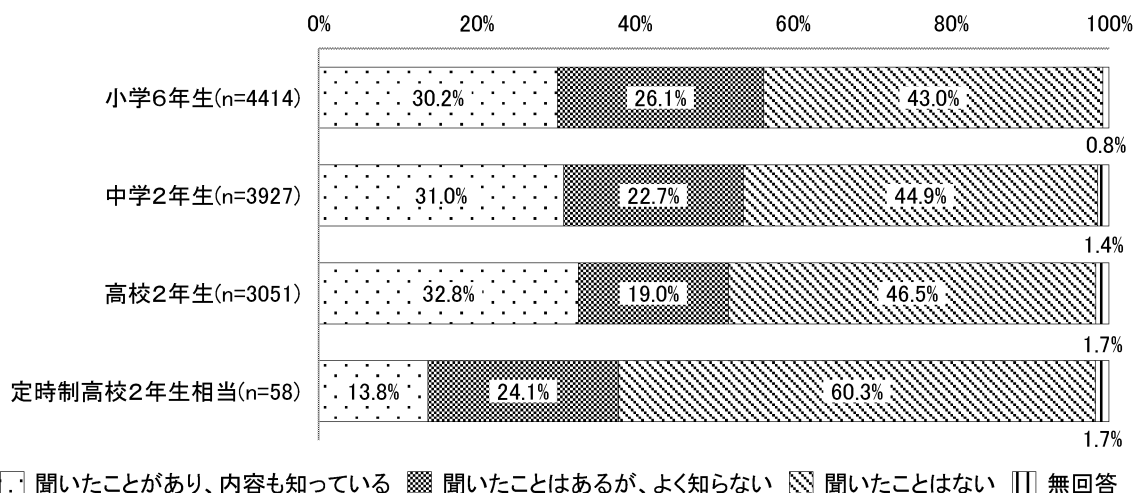
		Q26. 自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思うか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答	合計	あてはまる	なあてはまら	わからない	無回答
	全体	4414	2.1	85.3	11.8	0.8	3927	1.9	86.5	10.2	1.3	3051	1.9	82.9	13.6	1.6
Q4. 通っている学校のある市町村:千葉県教育事務所別地区	葛南	1836	1.7	87.1	10.7	0.4	1286	1.3	90.5	7.4	0.8	729	1.9	85.0	11.2	1.8
	東葛飾	930	2.0	83.8	12.6	1.6	749	1.6	86.6	10.5	1.2	608	1.8	83.9	13.2	1.2
	北総(印旛)	547	2.6	85.2	12.1	0.2	584	2.1	86.6	9.6	1.7	290	0.7	85.9	12.8	0.7
	北総(香取)	57	1.8	93.0	5.3	0.0	47	2.1	91.5	6.4	0.0	131	0.8	87.8	11.5	0.0
	北総(海匝)	84	3.6	85.7	10.7	0.0	25	4.0	88.0	8.0	0.0	109	2.8	79.8	16.5	0.9
	東上総(山武)	101	5.0	83.2	10.9	1.0	143	5.6	87.4	7.0	0.0	76	1.3	73.7	21.1	3.9
	東上総(長生)	60	0.0	91.7	8.3	0.0	14	0.0	85.7	14.3	0.0	22	4.5	86.4	4.5	4.5
	東上総(夷隅)	38	5.3	78.9	13.2	2.6	12	0.0	91.7	8.3	0.0	3	0.0	66.7	33.3	0.0
	南房総(市原・君津)	441	2.3	83.9	12.9	0.9	689	2.5	82.0	14.4	1.2	161	1.9	80.1	16.8	1.2
	南房総(安房)	47	2.1	85.1	12.8	0.0	93	0.0	82.8	14.0	3.2	236	1.7	79.2	16.5	2.5
	千葉市	0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	0.0	61.5	30.8	7.7	584	2.6	81.3	14.0	2.1

※それぞれの地域に該当する市町村は 33 ページ参照。

② 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったかをみると、いずれも「聞いたことはない」の割合が高く、「小学6年生」では43.0%、「中学2年生」では44.9%、「高校2年生」では46.5%、「定時制高校2年生相当」では60.3%となっている。

図表 2-77 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)



世話をしている家族の有無別に「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったかをみると、世話をしている家族が「いる」と回答した方が、「聞いたことはない」の割合が高く、「小学6年生」は56.7%、「中学2年生」は57.2%、「高校2年生」は51.7%と過半数を占めている。

図表 2-78 世話をしている家族の有無別

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)

学年×お世話の有無	合計	Q27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか			
		聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
小学6年生-いる	646	17.8	22.6	56.7	2.9
小学6年生-いない	3694	32.5	26.7	40.4	0.4
中学2年生-いる	533	16.5	20.8	57.2	5.4
中学2年生-いない	3318	33.8	23.0	42.8	0.5
高校2年生-いる	319	19.7	18.5	51.7	10.0
高校2年生-いない	2700	34.7	19.0	45.9	0.4
定時制高校2年生相当-いる	11	0.0	18.2	81.8	0.0
定時制高校2年生相当-いない	45	17.8	26.7	55.6	0.0

※ 「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が11件と少ないため、参考値。

図表 2-79 現在住んでいる市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別
「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)

		Q27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答	合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答	合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
	全体	4414	30.2	26.1	43.0	0.8	3927	31.0	22.7	44.9	1.4	3051	32.8	19.0	46.5	1.7
Q3. 現在住んでいる市町村:千葉県保健福祉圏域	習志野市区	267	25.1	19.1	55.4	0.4	425	33.4	25.2	40.2	1.2	283	22.6	14.5	60.8	2.1
	市川地区	425	23.8	20.9	54.6	0.7	149	32.9	22.1	41.6	3.4	219	29.7	14.6	53.0	2.7
	松戸地区	586	27.0	24.6	47.1	1.4	398	37.7	21.6	39.4	1.3	272	34.6	22.1	41.2	2.2
	野田地区	95	17.9	26.3	55.8	0.0	257	23.7	18.3	56.8	1.2	96	40.6	35.4	22.9	1.0
	印旛地区	570	20.5	24.7	54.6	0.2	611	24.1	20.5	54.0	1.5	357	44.3	18.5	36.7	0.6
	香取地区	58	24.1	22.4	53.4	0.0	49	34.7	18.4	46.9	0.0	121	18.2	20.7	61.2	0.0
	海匝地区	87	27.6	32.2	39.1	1.1	28	28.6	42.9	28.6	0.0	106	23.6	17.9	55.7	2.8
	山武地区	103	15.5	25.2	58.3	1.0	146	18.5	21.2	60.3	0.0	119	31.9	18.5	47.9	1.7
	長生地区	70	15.7	35.7	48.6	0.0	15	46.7	20.0	33.3	0.0	33	39.4	12.1	45.5	3.0
	夷隅地区	37	16.2	24.3	54.1	5.4	13	38.5	23.1	38.5	0.0	12	25.0	16.7	58.3	0.0
	安房地区	51	23.5	25.5	51.0	0.0	91	16.5	27.5	53.8	2.2	224	34.4	16.1	45.5	4.0
	君津地区	181	24.3	25.4	49.2	1.1	305	19.0	17.4	63.3	0.3	153	35.3	20.9	42.5	1.3
	市原地区	278	18.3	20.5	60.8	0.4	419	22.9	17.2	58.2	1.7	78	34.6	21.8	43.6	0.0
	船橋市	1227	50.4	31.5	17.3	0.8	826	46.0	30.8	21.5	1.7	372	27.7	18.0	53.8	0.5
	柏市	280	22.1	26.1	50.7	1.1	132	31.8	17.4	50.8	0.0	199	43.2	25.6	29.6	1.5
	千葉市	58	12.1	24.1	63.8	0.0	31	16.1	22.6	58.1	3.2	359	30.9	18.1	48.7	2.2
県外	3	33.3	0.0	66.7	0.0	3	0.0	0.0	33.3	66.7	41	53.7	9.8	36.6	0.0	

図表 2-80 通っている学校のある市町村【千葉県保健福祉圏域】×世話をしている家族の有無別
「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)

		Q27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答	合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答	合計	内容聞いたことがあり、	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない	無回答
	全体	4414	30.2	26.1	43.0	0.8	3927	31.0	22.7	44.9	1.4	3051	32.8	19.0	46.5	1.7
Q4. 通っている学校のある市町村:千葉県保健福祉圏域	習志野市区	248	25.4	18.1	56.0	0.4	406	33.3	25.4	40.1	1.2	134	35.1	20.1	43.3	1.5
	市川地区	415	23.9	21.0	54.7	0.5	139	32.4	22.3	41.7	3.6	315	23.5	17.8	53.9	2.9
	松戸地区	552	26.3	24.8	47.3	1.6	386	37.6	22.3	39.1	1.0	137	33.6	16.1	48.9	1.5
	野田地区	88	18.2	27.3	54.5	0.0	222	23.4	18.5	57.7	0.5	54	37.0	48.1	14.8	0.0
	印旛地区	547	20.1	24.9	54.8	0.2	584	23.5	20.5	54.3	1.7	290	50.0	19.0	30.3	0.7
	香取地区	57	24.6	22.8	52.6	0.0	47	36.2	19.1	44.7	0.0	131	22.1	14.5	63.4	0.0
	海匝地区	84	26.2	32.1	40.5	1.2	25	20.0	48.0	32.0	0.0	109	17.4	22.9	57.8	1.8
	山武地区	101	15.8	24.8	59.4	0.0	143	18.9	18.9	62.2	0.0	76	32.9	18.4	44.7	3.9
	長生地区	60	18.3	31.7	50.0	0.0	14	42.9	14.3	42.9	0.0	22	54.5	9.1	31.8	4.5
	夷隅地区	38	15.8	23.7	55.3	5.3	12	41.7	25.0	33.3	0.0	3	33.3	33.3	33.3	0.0
	安房地区	47	23.4	25.5	51.1	0.0	93	16.1	28.0	53.8	2.2	236	33.1	17.4	47.0	2.5
	君津地区	171	24.6	25.7	48.0	1.8	296	17.2	18.2	63.9	0.7	148	36.5	20.9	41.2	1.4
	市原地区	270	18.1	19.6	61.9	0.4	393	22.9	16.8	59.0	1.3	13	38.5	23.1	38.5	0.0
	船橋市	1204	50.5	31.2	17.4	0.8	760	46.6	30.5	21.3	1.6	313	24.9	13.1	61.0	1.0
	柏市	259	21.6	27.4	50.2	0.8	122	34.4	17.2	48.4	0.0	384	43.0	26.8	28.6	1.6
	千葉市	0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	30.8	7.7	61.5	0.0	584	29.6	16.4	52.1	1.9

図表 2-81 現在住んでいる市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別
「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)

		Q27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答	合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答	合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答
	全体	4414	30.2	26.1	43.0	0.8	3927	31.0	22.7	44.9	1.4	3051	32.8	19.0	46.5	1.7
Q3. 現在 住んで いる市 町村: 千葉 県教育 事務所 別地区	葛南	1885	41.3	27.5	30.5	0.7	1380	40.5	28.1	29.6	1.7	793	27.4	16.1	54.9	1.6
	東葛飾	995	24.5	25.2	49.1	1.1	807	32.8	20.1	46.1	1.0	648	36.1	24.2	38.0	1.7
	北総(印旛)	570	20.5	24.7	54.6	0.2	611	24.1	20.5	54.0	1.5	357	44.3	18.5	36.7	0.6
	北総(香取)	58	24.1	22.4	53.4	0.0	49	34.7	18.4	46.9	0.0	121	18.2	20.7	61.2	0.0
	北総(海匝)	87	27.6	32.2	39.1	1.1	28	28.6	42.9	28.6	0.0	106	23.6	17.9	55.7	2.8
	東上総(山武)	103	15.5	25.2	58.3	1.0	146	18.5	21.2	60.3	0.0	119	31.9	18.5	47.9	1.7
	東上総(長生)	70	15.7	35.7	48.6	0.0	15	46.7	20.0	33.3	0.0	33	39.4	12.1	45.5	3.0
	東上総(夷隅)	37	16.2	24.3	54.1	5.4	13	38.5	23.1	38.5	0.0	12	25.0	16.7	58.3	0.0
	南房総(市原・君津)	459	20.7	22.4	56.2	0.7	724	21.3	17.3	60.4	1.1	231	35.1	21.2	42.9	0.9
	南房総(安房)	51	23.5	25.5	51.0	0.0	91	16.5	27.5	53.8	2.2	224	34.4	16.1	45.5	4.0
	千葉市	58	12.1	24.1	63.8	0.0	31	16.1	22.6	58.1	3.2	359	30.9	18.1	48.7	2.2
県外	3	33.3	0.0	66.7	0.0	3	0.0	0.0	33.3	66.7	41	53.7	9.8	36.6	0.0	

図表 2-82 通っている学校のある市町村【千葉県教育事務所別地区】×世話をしている家族の有無別
「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか:単数回答 (Q27)

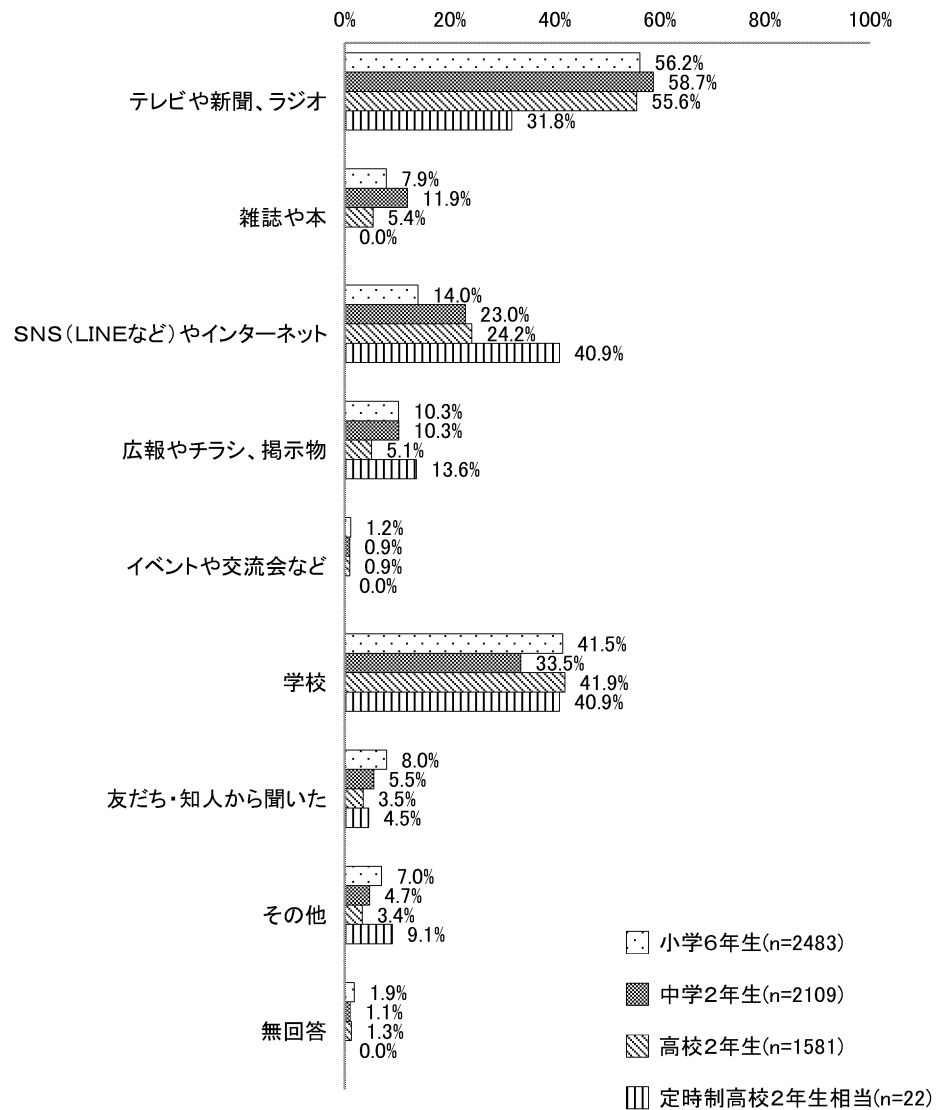
		Q27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあったか														
		小学6年生					中学2年生					高校2年生				
		合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答	合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答	合計	内容 もた 知つ てが あり 、	が聞 いた こと はあ る	聞 いた こと はあ る	無 回 答
	全体	4414	30.2	26.1	43.0	0.8	3927	31.0	22.7	44.9	1.4	3051	32.8	19.0	46.5	1.7
Q4. 通っ ている学 校のある 市町村: 千葉 県教育 事務所 別地区	葛南	1836	41.6	27.2	30.5	0.7	1286	40.7	28.0	29.6	1.7	729	25.9	16.2	56.1	1.8
	東葛飾	930	24.1	25.8	48.9	1.2	749	33.4	20.6	45.4	0.7	608	39.6	25.8	33.1	1.5
	北総(印旛)	547	20.1	24.9	54.8	0.2	584	23.5	20.5	54.3	1.7	290	50.0	19.0	30.3	0.7
	北総(香取)	57	24.6	22.8	52.6	0.0	47	36.2	19.1	44.7	0.0	131	22.1	14.5	63.4	0.0
	北総(海匝)	84	26.2	32.1	40.5	1.2	25	20.0	48.0	32.0	0.0	109	17.4	22.9	57.8	1.8
	東上総(山武)	101	15.8	24.8	59.4	0.0	143	18.9	18.9	62.2	0.0	76	32.9	18.4	44.7	3.9
	東上総(長生)	60	18.3	31.7	50.0	0.0	14	42.9	14.3	42.9	0.0	22	54.5	9.1	31.8	4.5
	東上総(夷隅)	38	15.8	23.7	55.3	5.3	12	41.7	25.0	33.3	0.0	3	33.3	33.3	33.3	0.0
	南房総(市原・君津)	441	20.6	22.0	56.5	0.9	689	20.5	17.4	61.1	1.0	161	36.6	21.1	41.0	1.2
	南房総(安房)	47	23.4	25.5	51.1	0.0	93	16.1	28.0	53.8	2.2	236	33.1	17.4	47.0	2.5
	千葉市	0	0.0	0.0	0.0	0.0	13	30.8	7.7	61.5	0.0	584	29.6	16.4	52.1	1.9

※それぞれの地域に該当する市町村は 33 ページ参照。

③ 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったか

「ヤングケアラー」という言葉を「聞いたことがあり、内容も知っている」「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した人について、「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったかをみると、「小学6年生」「中学2年生」「高校2年生」は「テレビや新聞、ラジオ」の割合が最も高く、それぞれ、56.2%、58.7%、55.6%となっている。次いで「学校」の割合が高く、それぞれ、41.5%、33.5%、41.9%となっている。「定時制高校2年生相当」は、「SNS（LINE など）やインターネット」「学校」がそれぞれ40.9%で最も割合が高くなっている。

図表 2-83 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったか:複数回答 (Q28)



世話をしている家族の有無別に「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったかをみると、世話をしている家族が「いない」方が、「テレビや新聞、ラジオ」の割合が高い。また、「小学6年生」は「いない」方が「学校」の割合も高い。

図表 2-84 世話をしている家族の有無別
「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったか:複数回答 (Q28)

		合計	Q28. 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知ったか								
			ジ テ レ ビ や 新 聞 、 ラ	雑 誌 や 本	ネ ッ ト や ヘ ル ス イ ン フ ォ ー メ ー シ ョ ン	示 広 物 報 や チ ラ シ 、 掲	な い ど の イ ベ ン ト や 交 流 会	学 校	開 友 い だ ち ・ 知 人 か ら	そ の 他	無 回 答
学年×お世 話の有無	小学6年生-いる	261	47.1	10.3	14.2	10.3	2.3	31.8	13.8	9.6	6.9
	小学6年生-いない	2188	57.4	7.8	13.9	10.2	1.0	42.6	7.2	6.7	1.2
	中学2年生-いる	199	50.3	11.6	21.6	8.0	3.0	31.7	7.0	6.0	5.5
	中学2年生-いない	1884	59.9	12.0	23.2	10.6	0.7	33.5	5.4	4.6	0.6
	高校2年生-いる	122	44.3	6.6	25.4	6.6	3.3	36.9	4.9	4.9	6.6
	高校2年生-いない	1450	56.6	5.3	24.2	5.0	0.8	42.4	3.4	3.1	0.8
	定時制高校2年生相当-いる	2	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	定時制高校2年生相当-いない	20	30.0	0.0	40.0	10.0	0.0	40.0	5.0	10.0	0.0

※「定時制高校2年生相当」は、世話をしている家族が「いる」と回答した件数が2件と少ないため、参考値。

④ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うこと、要望等

ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや要望等、自由に記入してもらった内容をみると、「本人が相談しやすい環境・機会づくり」「ヤングケアラーについて学ぶ場、自分や家族のこと、自分のやりたいことなどについて考える機会」「ヤングケアラーへの周囲（友達、大人、地域住民等）の関わり方」「ヤングケアラーへの学びの支援」「介護や家事、家族の世話等の直接的な支援」「学校での周知や相談対応」「ヤングケアラーに関する普及・啓発」などについての記載があった。

・本人が相談しやすい環境・機会づくり

<相談しやすい環境づくり>

中学2年生	1人だと精神面できついから頼れる人に相談してほしいです。
中学2年生	ヤングケアラーがより身近に相談できる環境を作る必要があると思う。
小学6年生	みんな(ヤングケアラーの人達)の思いをいつでも話せるようにできるといいと思う。スクールカウンセラーとかみたいに申請とかが必要だと、言いに行きづらいから、児童センターとか、誰でもいつでも行けるところとかに簡単に話すことができる場所があって、すぐに相談できるようにすると、みんな気が楽になると思う。わたしはヤングケアラーではないけれど、他のことを相談したいときも友達とか歳が近い人のほうが言いやすいと思う。
小学6年生	ヤングケアラーの人が一人で抱え込まないように、相談できる場所をつくったり、すぐに手助けできるような町にする。
小学6年生	ヤングケアラーのための電話の場所を作ってやれば困っている人が電話して相談できると思いました。

小学6年生	見た目ではわからないことなので、まわりの大人に気軽に相談できる環境が整うことを願っています。いつ自分もなるからわからないので、みんなで取り組んでいきたい。
高校2年生	ヤングケアラーにあてはまる人は、誰かに相談したり助けを求めたりする時間すらない気がするから相談する機会をもっと利用しやすいものにする。
中学2年生	僕はヤングケアラーではないけれど、同じ境遇の人達が家から自由に入ったり出たりできるオンライングループなどあれば、辛さや悩みを共有できるだろうし、人と話すことで心の息詰まりを少しでも回避できるのではないだろうか。
高校2年生	子どもの居場所を、家庭と学校のみにするのではなく、違うコミュニティが欲しかったら、新たな居場所を選べる社会にしたい。
中学2年生	私はヤングケアラーではないのですが、悩みを相談する際に、話せる人がいません。電話相談やチャットだと、家族にバレたり、時間がなかったり、お金が必要だったりするので、誰もが気軽に無料でいつでも相談できるようなサービスがほしいです。
小学6年生	私はカウンセラーとか言う知らない人にそのことを話すのは難しいと思う。普段話している人や信頼のある人、家族に相談する方が気が楽かなと感じた。でもそういう物は当の本人にしか気持ちはわからないかなあ。私はヤングケアラーじゃないから少しでも力になればいいなと思う。
中学2年生	私はヤングケアラーにあてはまりませんが、世の中にはあてはまる人がたくさんいることを知り、すごく複雑な気持ちになりました。家族のために何か手伝いをするということは大切なことで素晴らしいことですが、それが自分自身の負担になってしまったりするのは良くないことなので、何か不安や疲れがあったら、すぐ周りの大人に相談することも大切だと思いました。
小学6年生	5年生の頃に担任の先生と個人面談をする機会が、学期に2回ほどあった。このような取り組みが増えていけば、相談しやすくなると思う。
小学6年生	いつでも気軽に相談できたり、同じような境遇の仲間と交流できたりする場所や、センターがあったらいいと思う。

<本人への配慮>

小学6年生	あまりしつこくせずに、本人から相談するのを待つ。その中でも学校の生徒全員に手紙を配ったりして、いつでも相談に来ていいことやこんな活動もしているということを伝える事で気が楽になるのかも？
中学2年生	親の意見じゃなくて子どもの意見を聞くことが必要だと思う。1回話しただけの意見を信じるんじゃなくて何回も話してから本音を聞くのがいいと思う。出会ってすぐの人に家庭の事情を話したい人は少ないと思う。
高校2年生	とにかく思うのは「何も支援ができないのなら現況について聞くだけ聞いてただただ人の気持ちを掻き回すのをやめてくれ!」ということです。
小学6年生	1人1人の何気ない小さな悩みでも、無理には聞き出さず、ゆっくりと時間をかけて、聞いてあげることが大切だと思います。
高校2年生	本人がヤングケアラーだと自覚している場合は助けを求められるけど、自分はそうではないって自覚していない人がいたら、その人が言い出さないと支援できないので、大人が積極的に手を差し伸べることが必要だと思った。
中学2年生	ヤングケアラーの人々の意見を聞きながらその人にとって迷惑にならない程度に支えていく。無理にああしようとか、そうしようとかすると逆にその人にとってストレスになると思う。その人がこうしてほしいというのを聞いてから行動するのが一番いいと思う。

<定期的なアンケートや相談の実施>

小学6年生	大変かもしれないけど、月にまたは週に一回程度でヤングケアラーについての相談アンケートや、対面相談を試みる。
小学6年生	相談しにくい子がいるから月に一回とか学校などでアンケートを実施すればいいと思う（友達にヤングケアラーっぽい子がいるから）
高校2年生	ヤングケアラーであることを言いたくない人も多いと思うからこのようなアンケートを定期的に行うことが必要だと思います。
小学6年生	むりをしないようにこえかけをするこのようなアンケートを定期的に行い、困っている児童の相談にのってあげる。ヤングケアラーについての手紙を配る。ありがとうございました。
小学6年生	アンケートだけでなく、その学校の先生に頼み、個人個人で話し合いをしたりすることが必要だと思う。
小学6年生	自分がヤングケアラーとわかっていない人も、多数いるから、学校でのアンケート調査も細かく行ったほうがよいと思う。アンケート調査をやるにしても、先生とアンケートの結果を、1対1で話し合うとわかっていると、書く勇気が出せない人もいるだろうから、できる限り先生とは話さず、アンケート用紙に、細かく書いてもらったほうが良いと思う。その上で、しっかりとした対策をとった方がよいと思う。
中学2年生	ヤングケアラーの人は、「自分はヤングケアラーです。」と先生や友達に伝えるのが、周りの人も気が付くことが少ないと思うので、このようなアンケートをこれからも続けていくと良いと思います。

・ヤングケアラーについて学ぶ場、自分や家族のこと、自分のやりたいことなどについて考える
機会

高校2年生	学校で学んだり、言いやすい環境も作れたらいいのかなと思う
中学2年生	自分がヤングケアラーだと知らない人が多いんじゃないかと思う。学校教育でやったほうがいいのではないかな。(道徳など) 自分がヤングケアラーだと知っている人の中には、ヤングケアラーを人に話すのが恥ずかしいと思っている人がいて、相談しにくいのではないかな。まずは、匿名で、学校アンケートを取ったほうがいいと思う。多くの人に知ってもらう必要がある。
中学2年生	自分や家族のことをしっかり考えることが必要だと思いました。
高校2年生	ヤングケアラーもそうでない人も家族のことについて気軽に話すことができる場があるといいと思います。
中学2年生	私自身も知る機会が少ない。調べないとわからないから無自覚でやってしまっている人が多い気がする。何かを使いいろんな人に知らせる必要があると思う。
中学2年生	自分のやりたいことを見つけることが大切だと思う。お世話をするから自分の時間がないということを普通だとは思わずにまた抱え込まずに誰かに頼ったり相談したりすることが重要。それができるようサポートすることが私達にできることだと思う。
小学6年生	自分がしていることは家族だから当たり前ではなく、周りの友達はやっていないという事を知る必要があると思います。
中学2年生	本人にとっては当たり前になってしまっていると聞きます。なので、それが当たり前ではないということを学校などで伝えるべきなのではないかと思います。
小学6年生	テレビやネット、みんなが身近に見れるものなどで、支援について書き込みを行ったりする。困ったことがある場合、気軽に相談できる場所などを身近に準備しておく。(相談室など。)
高校2年生	自分の近くにヤングケアラーの友達がいると知ったとき、その子を支えるために自分は何ができるか理解しておくこと。
小学6年生	そのような子どもたちが安心して頼れる人を近くにいさせてあげる。話を聞いてあげる。ヤングケアラーについての授業をしてみんなにヤングケアラーについて知ってもらう。
中学2年生	ヤングケアラーという言葉があまり良くないと思う。なぜなら、ヤングケアラーに当てはまることを自分がやりたいと思っている子どもがいるかもしれないと思うからだ。ヤングケアラーという言葉の線引きがグレーなのに、こんな言葉を決めないで欲しい。人の行動や思いにケチをつけないようにしてほしい。それを心に留めておいてくれると嬉しい。

・ヤングケアラーへの周囲（友達、大人、地域住民等）の関わり方

小学6年生	友達がいつもと違うテンションだったら、大丈夫？と話しかける！
小学6年生	一人にさせない、傷つけないことが大切だと思います。
中学2年生	早くヤングケアラーの存在に周りの人が気付いて、少しでも助けになれるようにしていくことが大切だと思います
中学2年生	ヤングケアラーの子がいるということを周りの大人たちが理解してあげることが大切だと思う。
中学2年生	ヤングケアラーの方へ週1回の電話を行い、その方々の生活での悩みや、心のケアなどをしてあげることが必要だと思います。（メールでやりとりなども良い）また、食事などが、よく取れているのかも確認し、食事を、提供してあげることも大切だと思います。
中学2年生	ヤングケアラーについてよく知らない人はなんでこんな事しているの？など疑問に思うことがあると思うし、冷やかしてくる人もいると思うから、みんなは他人事だと思ってるかもしれないけど絶対ならないなんてことないと思うし、いざ自分がなつたと考えて発言行動すること。自分はそういう立場に立ったことがないから気持ちはわからないけど、ヤングケアラーが可哀想とか見た目の問題じゃなくてその人の心のすきを作ってあげることが大事だと思う。誰かに相談できない助けを求められない人が世界中にもたくさんいると思うから、そういう人たちからみて今の日本は相談したり助けを求められない環境にいるから、ヤングケアラーが増えてしまうのだと思った。言葉だけじゃなくてほんとに1人1人に寄り添える日本に変わってほしい。難しいかもしれないけどこれを叶えられたら救われる人心にゆとりを持てる人が増えていくと思った。
小学6年生	例えば、近隣に住んでいる人と仲の良い関係を築けたらお互いに助け合えるんじゃないかと思った
小学6年生	自分のことだけを考えるのだけでなく、ほかの人のことも考える。ということは将来必要になる力だと思う。
小学6年生	アンケート調査をしても言えない人がいると思うので、少しでも様子がおかしい人には地域の人は声をかけてあげる様にすれば良いと思います。
小学6年生	具体的に何ができるかはわからないけれど、元気がなさそうなお友達がいれば、目をむけてあげる、気付いてあげることが大切なんだと思います。
小学6年生	お世話されている人本人は悪くないから、周りの人達が気にかけて、話を聞いてあげることが重要だと思いました。
中学2年生	ヤングケアラーだということを周りが気付いてあげることが大事だと思う。
中学2年生	息抜きする時間がとれるといい。自分だったら恥ずかしくて言えないと思うから、自分たちも「あいつちょっと変。付き合い悪い。」とか思うんじゃないかって「どうしてかな？」と相手を思って考えることが大切だと思う。
小学6年生	ヤングケアラーとはちょっと違うけど、両親がピリピリしていることが多いから、いつでも相談してくださいじゃなくて、両親が喧嘩ばかりならこんな対処方法があるよとか、両親が喧嘩しているのを聞いていて辛いと思ったら、こんなことをしたらいいんだよとかそういう言葉がもっとあったらいいのに、と思っています。
高校2年生	ヤングケアラーの子たちが気軽に自分の思いを吐き出せる場所を作ったり、地域のバリバリ動けるお年寄りがヤングケアラーの子たちを支援できる体制を作る。
中学2年生	親が鬱になりヤングケアラーになってしまった人もいるので周りの人は子の状態だけでなく、親のことも気に掛け支え合うことが大切だと思う。

・ヤングケアラーへの学びの支援

高校2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援をしやすい環境を整える。 ・無料で学べる制度、また、家の中で空いた時間に学びたいものを学べるような措置（インターネット上のサイトで専門分野を詳しく学べるなど）。 ・地域の中の交流を増やす。
小学6年生	ヤングケアラーの子ども達でも、勉強ができるようにしてほしいです。習い事や、自由に行きたい学校に行けるようにしてほしいです。

・介護や家事、家族の世話等の直接的な支援

高校2年生	介護に必要なお金を補助する。教育を受けられない子ども達をなくす。
高校2年生	無料か安い値段で親の目が必要な子どもを代わりに世話をしてくれる制度。
高校2年生	要介護でなくても時々介護して貰えるような場所を地域に設置したりするのいいと思います。
小学6年生	お家にお手伝いをしてくれる人が行けばいい。
小学6年生	ヤングケアラーの人が登校や外出ができるように家政婦さんのような仕事をつくらればいいと思います。
中学2年生	ヤングケアラーだったとしても相談しにくい場合があるので、匿名で相談を受け付けたり、無料で介護する人を預けられる場所を作ったり、家に介護をしてくれる代わりに人を無料で手配できるようにすることが必要だと思う。
中学2年生	大人の人達が手伝いに来てくれると楽になると思うけど、気まずい雰囲気になったり、気遣いや遠慮をしないといけないと思うので、同年齢の人で協力して支援をすればいいと思います。（都合が合わないとか色々あると思うけど私だったらこう思いました。参考にならないと思いますが、検討してみてください。）
中学2年生	ヤングケアラーの話や困っていることを聞いてあげる。たまに大人が家を訪ねてヤングケアラーがいつも世話している人を世話してあげる。
小学6年生	家族のために、手伝っている子にあわせた時間帯の学校が必要だと思う。学校に行っている間、近所の人、施設の人などが家に来て世話をしてあげると良いと思う。ヤングケアラーの人も、自分のことをまわりに伝えていくと良いと思う。
高校2年生	ヤングケアラーのいる家庭が、誰かボランティア的なお手伝いさんを雇えるようにして(金銭面に関しては県または市町村が半分負担するなどして)、ヤングケアラーの子の自由時間を増やしてあげるといいのかなと思いました。
高校2年生	気にかけることも大切だけど具体的にお手伝いをしに行ったり、活動ができると良いと思います。
小学6年生	私ではなく、兄がヤングケアラーだと思います。両親の帰りが遅く、兄が私の面倒を見てくれていますが、兄も高校生で夜が遅いとき家は一人です。夜を回っても学童みたいな役割をしてくれる施設が欲しい。
中学2年生	家事代行のようなあまりお金がかからずに手伝って貰える事があれば手伝って欲しい。障がい者という認定がないとサービスが受けられない事があるみたいだから、子どもでも分かるような情報が欲しい
高校2年生	ボランティアとして幼いうちからヤングケアラーになっている子達の手伝いや悩みを気軽に聞ける場所を作る。
小学6年生	ぼくが、ヤングケアラーだったらまず電話して、家に来てもらって毎日無料で家の家事などを手伝ってほしい。【これは自分の意見です】
小学6年生	ヤングケアラーのための食事や生活費、また、ヤングケアラー自身が、不自由な生活にならない用にすることが必要だと思う

小学6年生	ヤングケアラーに当てはまる人から不満の相談があれば、市とか県が支援物資で温めてできるご飯とか簡単に温めてできる食べ物セットなどをそういう家に送ってあげる。
-------	---

・学校での周知や相談対応

小学6年生	自ら相談できる子は少ないと思います。まずは先生方が異変に気付き、市などに対応をお願いする連携をつくってもらえたらいいと思います。
小学6年生	もし自分がヤングケアラーだったら自分からはいえないとおもうから、先生とかには、学校とかをよく休んでいたり、朝から疲れているような仕草みたいなのをしたら「家族のこととか相談ありますか？」みたいなのを誰もいない部屋で1対1ではなしてほしいなっておもいました。
小学6年生	「ヤングケアラー」という言葉をもっと身近にするため、特別授業などを学校でしてほしい。
高校2年生	ヤングケアラーという言葉がまだあまり広まっていない。小中学校であれば、道徳の授業等で扱うのもいいと思う。
小学6年生	相談窓口のフリーダイヤルの電話番号を学校で知らせる、頻繁に学校でお知らせを配る。相談できる先生が学校に来て話をきいてもらう。大人に話して、解決方法を探してもらう。
小学6年生	今後もし自分がヤングケアラーになり、担任の先生に相談した場合、実際には誰が支援してくれるのか不安。そこらへんの周知をしてほしい。
高校2年生	ヤングケアラーについて知らない人が多いと思うので、学校の手紙(カウンセラー便り、保健室便りなど)から学生や保護者に、まずヤングケアラーについて知ってもらうことが大切だと思います。
中学2年生	本人は気付かない内にヤングケアラーとなっている事が多いと思うので、ヤングケアラーとお手伝いの違いを本人達が知れるように学校で伝えて行けたらいいと思う。
小学6年生	学校にポスターを貼ってみたりしたら、学校内では広まると思います。そしたら、生徒が親にヤングケアラーのことを言ってくれたら、親も広げてくれるのではないかなと思います。
高校2年生	こんな人もヤングケアラーの1人なんだ、などと今回初めて知ったことも多くあったので、お便りなどを発行し、自らヤングケアラーについて調べる機会がない人にもヤングケアラーについて知ってもらう機会を増やすことで、「周りの友達や知り合いはどうだろう」と気にかけてみるきっかけにもなるのではないかな、と感じました。
高校2年生	自分自身「ヤングケアラー」という言葉自体知らなかったのですが、ヤングケアラーという人達がいるということを広めるために中学校、高校などで講習会を開けば広まるのではないかなと思います。
小学6年生	ヤングケアラーのことを考えたことがなかった。学校の授業などで教えてくれたら、もっとたくさん知ることができ、考えることができる。

・ヤングケアラーに関する普及・啓発

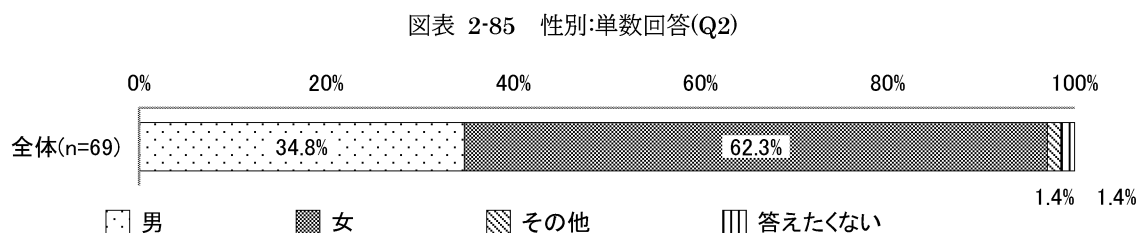
中学2年生	ヤングケアラー対象の人がどのようなことで困っているのか、本当に困っている人はどのように対処すればいいのか書かれているポスターを作る。
中学2年生	困っている人の事を知る機会が無いので、もっとみんなが知る機会が増えると良いと思います。
小学6年生	自分はヤングケアラーという言葉が知らなかったからもっと知名度を上げた方がいいと思う。サポートしてあげて欲しい。
中学2年生	新聞にチラシなどを挟むCMを作る。
小学6年生	ヤングケアラーの支援を広げるために、友達に話して広める。
小学6年生	色々な人にヤングケアラーという言葉の意味を知ってもらい相談所などを設置したりして対応し心の中にヤングケアラーをしまわないようにする。
中学2年生	コンビニやスーパーなどでポスターをはる。いろいろな人に知ってもらうため、週一くらいでCMを流す
小学6年生	自分は、ドラマや映画を見るので、ヤングケアラーをテーマにしてみたらよくヤングケアラーの事がわかると思う
中学2年生	ヤングケアラーの方が誰かに支援を求めやすいように、たくさんの方がヤングケアラーについて理解することが大切だと思う。そのために、市主催の子供向けイベント等でヤングケアラーの話題を取り上げたり、公共施設等にポスターを貼ったりするべきだと感じた。
中学2年生	ヤングケアラーにあてはまっている人でもそれが普通だと思っている人が多いと思うので、もっとテレビや新聞、SNS等で広めるべきだとおもいます。(ヤングケアラーという言葉、内容を広める)
小学6年生	ヤングケアラーの人が近くにいるかも知れないという情報を流してヤングケアラーの人を助ける。(ポスターやテレビで) それを見たヤングケアラーの子が助けてくださいと言えれば良いと思います。
高校2年生	たくさんの方がヤングケアラーの存在を知る事が大切。自分はヤングケアラーなのかどうかを知らなければ誰にも相談できないし解決に進まない。ヤングケアラーが全国にどれくらい居るのかの実態を調査し、その人数分の支援が必要。
中学2年生	若い人に知ってもらうならネットを使ったり美術の交通安全ポスターや火災を無くすポスターみたいに子供たちに作ってもらえば良いと思う。作った本人もよく知ることができるし、そのポスターが選ばれなくても学校に掲示すれば学校の友達に知ってもらうことができる。
小学6年生	私も、実際にヤングケアラーについて聞いた事も無かったし、意味すら知らなかったなので、たくさんの人に広めていきたいと思いました。呼びかける広告などがいいと思います。最近はスマホやiPadを使ってよくYouTubeやTikTokを見ているので、広告を使ったら、よくわかると思います。キャラクターなどを使った広告なら、学生のわたしたちでも見ようという気持ちになるのでオススメします!
小学6年生	まずは知ってもらうことが大事だと思うのでホームページを作ったりチラシやポスターを作って貼ったりするといいんじゃないかなと思いました。

3 大学生アンケート結果

(1) 基本情報

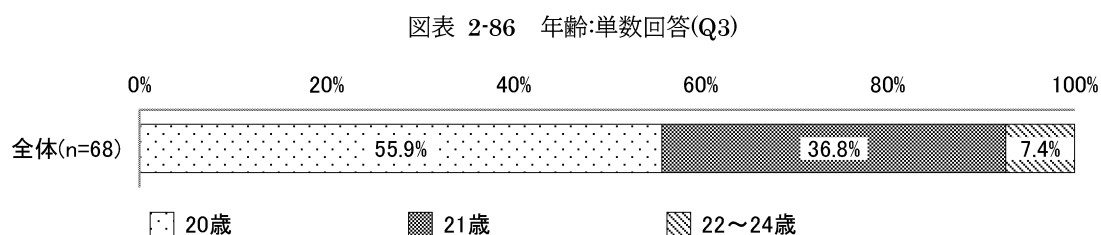
① 性別

性別をみると、「女」が62.3%でもっとも割合が高く、次いで「男」が34.8%、「その他」「答えたくない」がそれぞれ1.4%となっている。



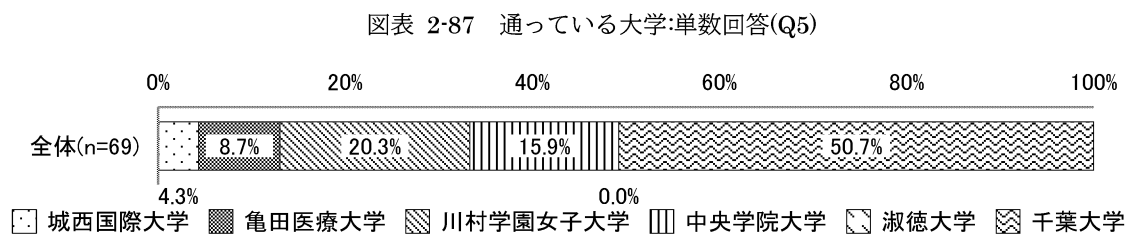
② 年齢

年齢をみると、「20歳」が55.9%でもっとも割合が高く、次いで「21歳」が36.8%、「22～24歳」が7.4%となっている。



③ 通っている大学

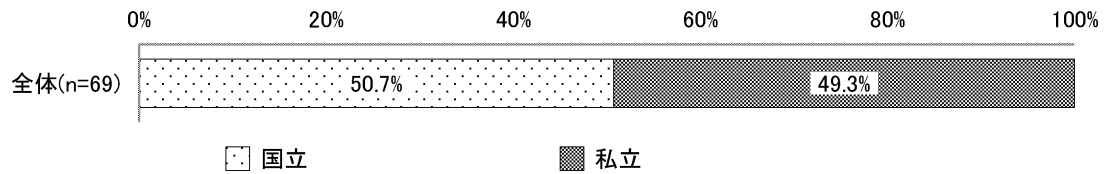
通っている大学をみると、「千葉大学」が50.7%でもっとも割合が高く、次いで「川村学園女子大学」が20.3%、「中央学院大学」が15.9%となっている。



④大学種別

大学種別をみると、「国立」が50.7%、「私立」が49.3%となっている。

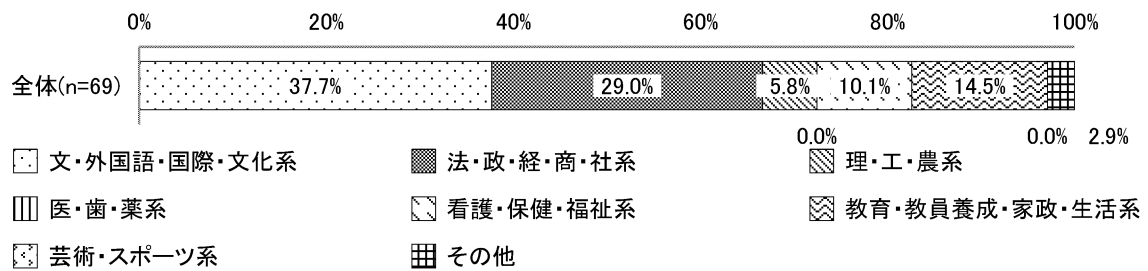
図表 2-88 大学種別:単数回答(Q6)



⑤大学の学科（専攻）

大学の学科（専攻）をみると、「文・外国語・国際・文化系」が37.7%でもっとも割合が高く、次いで「法・政・経・商・社系」が29.0%、「教育・教員養成・家政・生活系」が14.5%となっている。

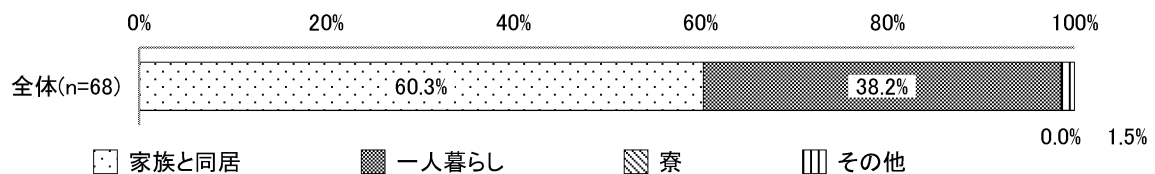
図表 2-89 大学の学科（専攻）:単数回答(Q7)



⑥現在の居住形態

現在の居住形態をみると、「家族と同居」が60.3%でもっとも割合が高く、次いで「一人暮らし」が38.2%、「その他」が1.5%となっている。

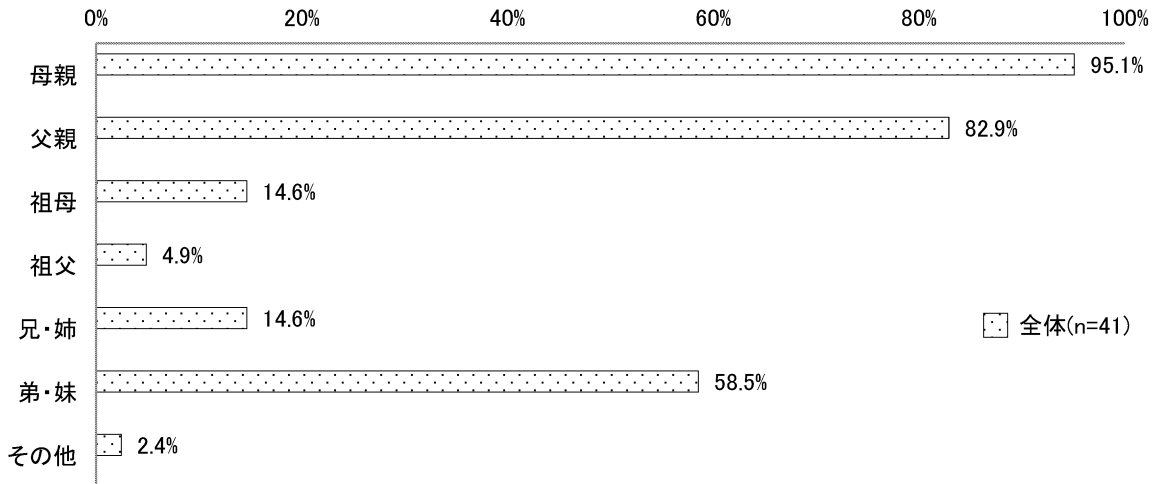
図表 2-90 現在の居住形態:単数回答(Q8)



⑦現在一緒に住んでいる家族

現在の居住形態で「家族と同居」と回答した人について、現在一緒に住んでいる家族をみると、「母親」が95.1%でもっとも割合が高く、次いで「父親」が82.9%、「弟・妹」が58.5%となっている。

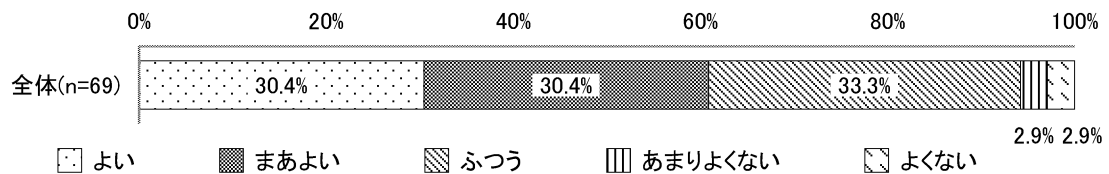
図表 2-91 現在一緒に住んでいる家族:複数回答(Q9)



⑧身体面の健康状態

身体面の健康状態をみると、「ふつう」が33.3%でもっとも割合が高く、次いで「よい」「まあよい」がそれぞれ30.4%、「あまりよくない」「よくない」がそれぞれ2.9%となっている。

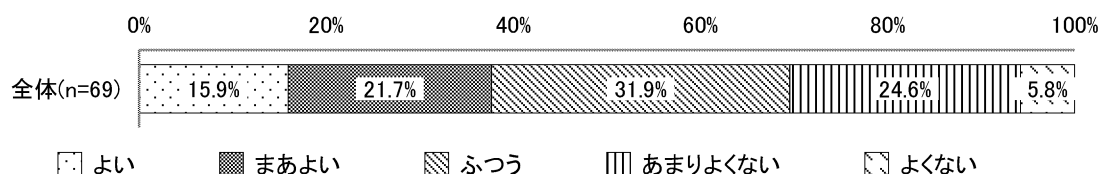
図表 2-92 身体面の健康状態:単数回答(Q10_1)



⑨精神面の健康状態

精神面の健康状態をみると、「ふつう」が31.9%でもっとも割合が高く、次いで「あまりよくない」が24.6%、「まあよい」が21.7%となっている。

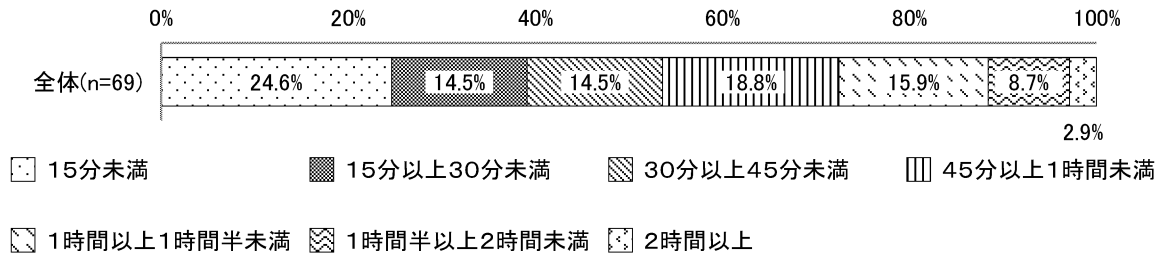
図表 2-93 精神面の健康状態:単数回答(Q10_2)



⑩大学までの片道の通学時間

大学までの片道の通学時間をみると、「15分未満」が24.6%でもっとも割合が高く、次いで「45分以上1時間未満」が18.8%、「1時間以上1時間半未満」が15.9%となっている。

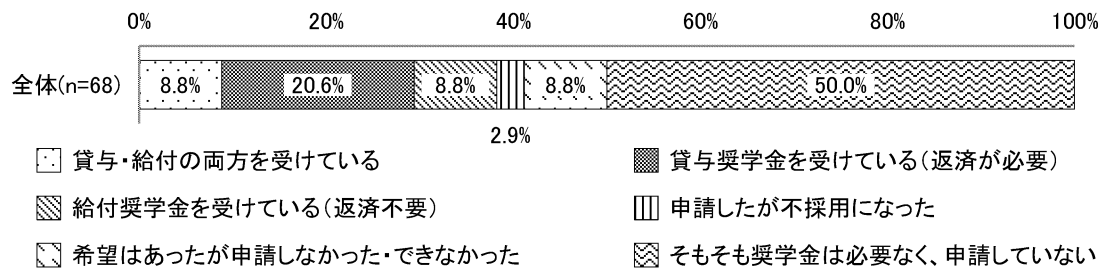
図表 2-94 大学までの片道の通学時間:単数回答(Q11)



⑪奨学金の受給状況

奨学金の受給状況をみると、「そもそも奨学金は必要なく、申請していない」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「貸与奨学金を受けている（返済が必要）」が20.6%、「給付奨学金を受けている（返済不要）」「希望はあったが申請しなかった・できなかった」「貸与・給付の両方を受けている」がそれぞれ8.8%となっている。

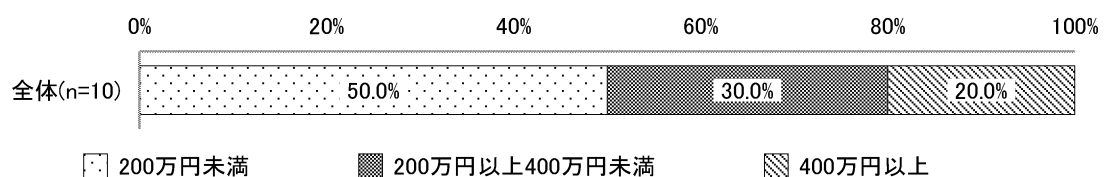
図表 2-95 奨学金の受給状況:単数回答(Q12_1)



⑫奨学金の大学卒業時の予定貸与金額

奨学金の大学卒業時の予定貸与金額をみると、「200万円未満」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「200万円以上400万円未満」が30.0%、「400万円以上」が20.0%となっている。

図表 2-96 奨学金の大学卒業時の予定貸与金額:単数回答(Q12_2)

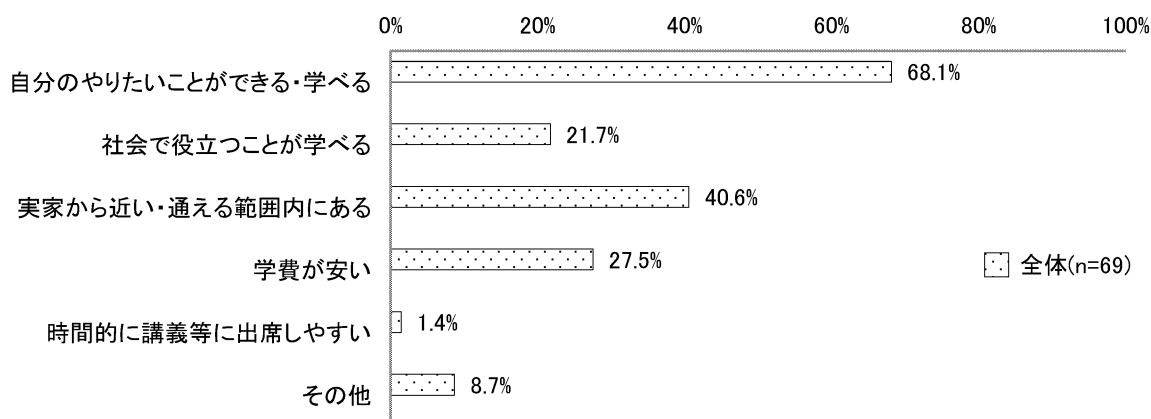


(2) 普段の生活について

① 現在通う大学を選択した理由

現在通う大学を選択した理由をみると、「自分のやりたいことができる・学べる」が68.1%でもっとも割合が高く、次いで「実家から近い・通える範囲内にある」が40.6%、「学費が安い」が27.5%となっている。

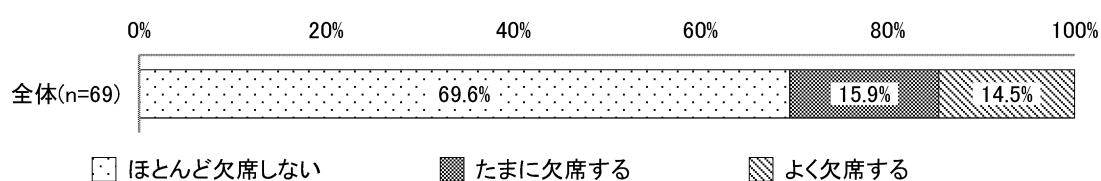
図表 2-97 現在通う大学を選択した理由:複数回答(Q13)



② 大学の授業（履修している講義）への出席状況

大学の授業（履修している講義）への出席状況をみると、「ほとんど欠席しない」が69.6%でもっとも割合が高く、次いで「たまに欠席する」が15.9%、「よく欠席する」が14.5%となっている。

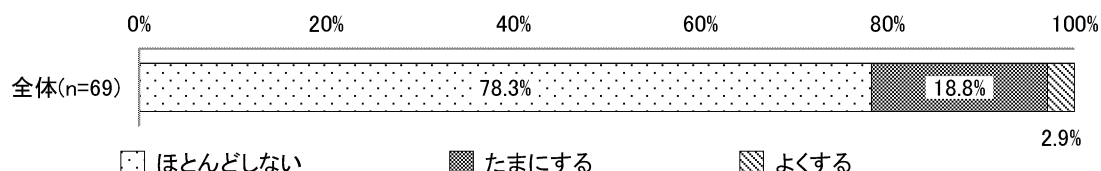
図表 2-98 大学の授業（履修している講義）への出席状況:単数回答(Q14_1)



③大学の授業（履修している講義）への遅刻や早退の状況

大学の授業（履修している講義）への遅刻や早退の状況を見ると、「ほとんどしない」が78.3%でもっとも割合が高く、次いで「たまにする」が18.8%、「よくする」が2.9%となっている。

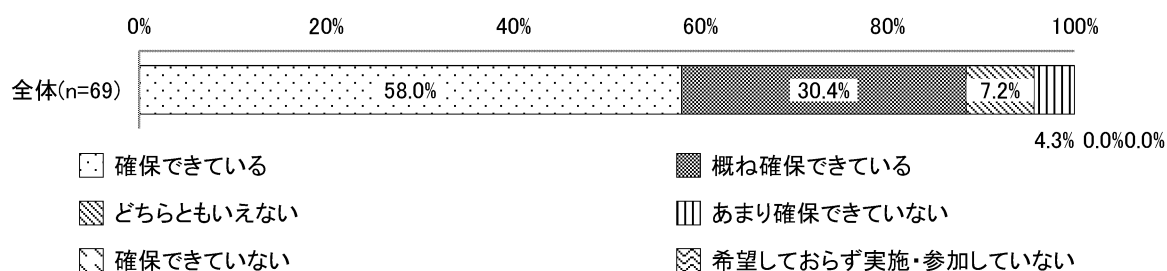
図表 2-99 大学の授業（履修している講義）への遅刻や早退の状況:単数回答(Q14_2)



④時間の確保状況／大学の授業の受講（ゼミ含む）

大学の授業の受講（ゼミ含む）について、時間を確保できているかをみると、「確保できている」が58.0%でもっとも割合が高く、次いで「概ね確保できている」が30.4%、「どちらともいえない」が7.2%となっている。

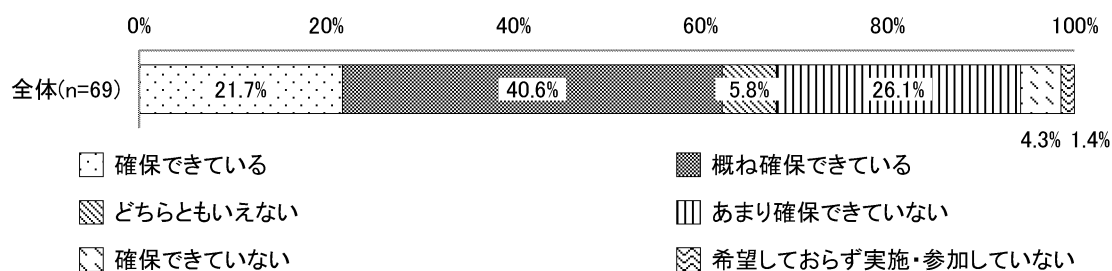
図表 2-100 時間の確保状況／大学の授業の受講（ゼミ含む）:単数回答(Q15_1)



⑤時間の確保状況／大学の授業の予習復習、課題に取り組む時間

大学の授業の予習復習、課題に取り組む時間について、確保できているかをみると、「概ね確保できている」が40.6%でもっとも割合が高く、次いで「あまり確保できていない」が26.1%、「確保できている」が21.7%となっている。

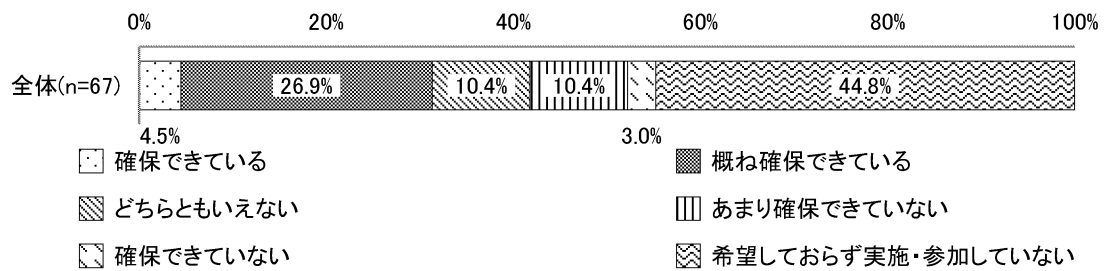
図表 2-101 時間の確保状況／大学の授業の予習復習、課題に取り組む時間:単数回答(Q15_2)



⑥時間の確保状況／部活・サークル

部活・サークルについて、時間を確保できているかをみると、「希望しておらず実施・参加していない」が44.8%でもっとも割合が高く、次いで「概ね確保できている」が26.9%、「どちらともいえない」が10.4%となっている。

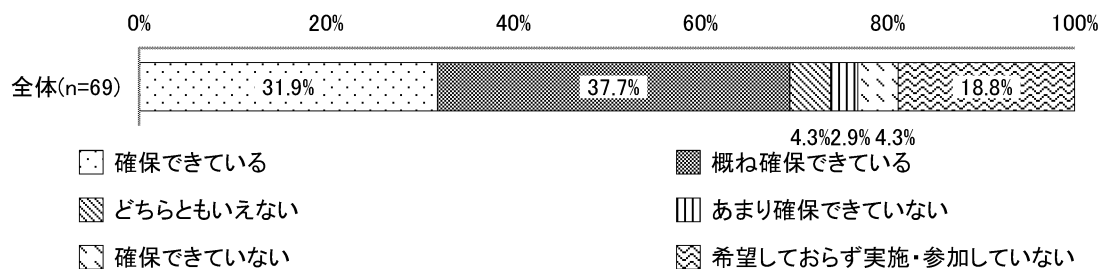
図表 2-102 時間の確保状況／部活・サークル:単数回答(Q15_3)



⑦時間の確保状況／アルバイト・仕事

アルバイト・仕事について、時間を確保できているかをみると、「概ね確保できている」が37.7%でもっとも割合が高く、次いで「確保できている」が31.9%、「希望しておらず実施・参加していない」が18.8%となっている。

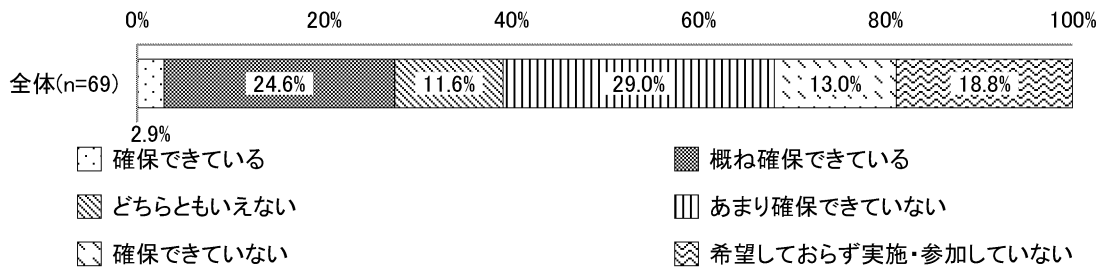
図表 2-103 時間の確保状況／アルバイト・仕事:単数回答(Q15_4)



⑧時間の確保状況／就職活動（説明会、インターンへの応募・参加も含む）

就職活動（説明会、インターンへの応募・参加も含む）について、時間を確保できているかをみると、「あまり確保できていない」が29.0%でもっとも割合が高く、次いで「概ね確保できている」が24.6%、「希望しておらず実施・参加していない」が18.8%となっている。

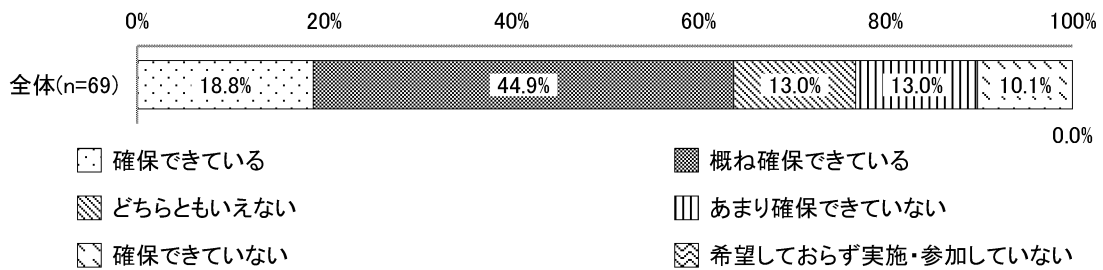
図表 2-104 時間の確保状況／就職活動（説明会、インターンへの応募・参加も含む）：単数回答(Q15_5)



⑨時間の確保状況／趣味・娯楽・交友

趣味・娯楽・交友について、時間を確保できているかをみると、「概ね確保できている」が44.9%でもっとも割合が高く、次いで「確保できている」が18.8%、「どちらともいえない」「あまり確保できていない」がそれぞれ13.0%となっている。

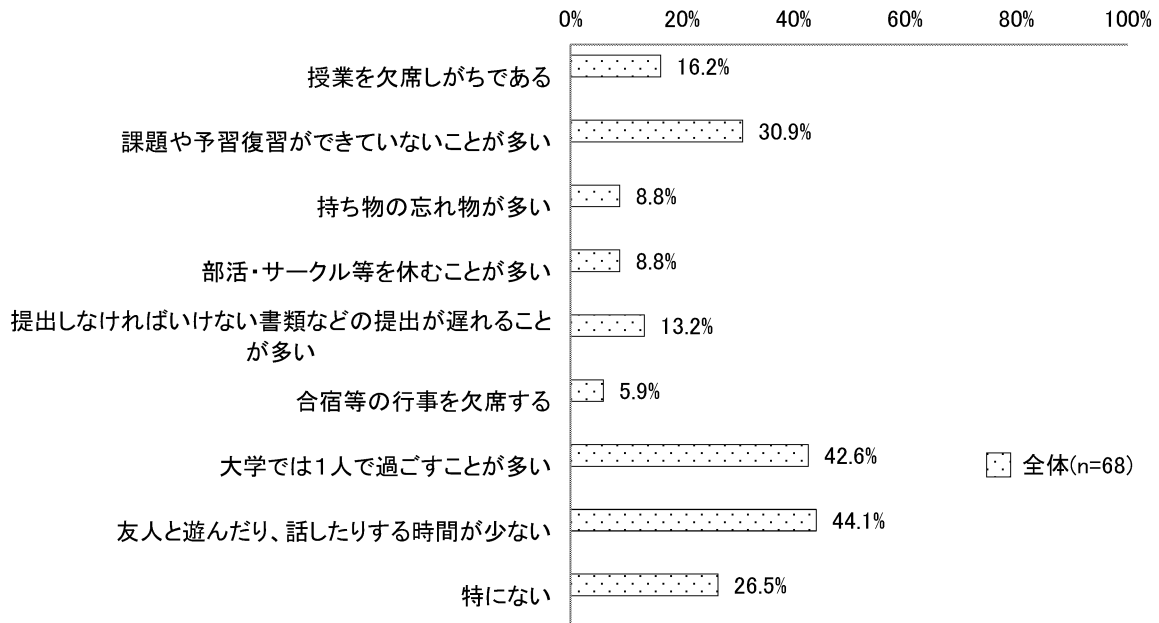
図表 2-105 時間の確保状況／趣味・娯楽・交友：単数回答(Q15_6)



⑩ふだんの大学生活等においてあてはまるもの

ふだんの大学生活等においてあてはまるものをみると、「友人と遊んだり、話したりする時間が少ない」が44.1%でもっとも割合が高く、次いで「大学では1人で過ごすことが多い」が42.6%、「課題や予習復習ができていないことが多い」が30.9%となっている。

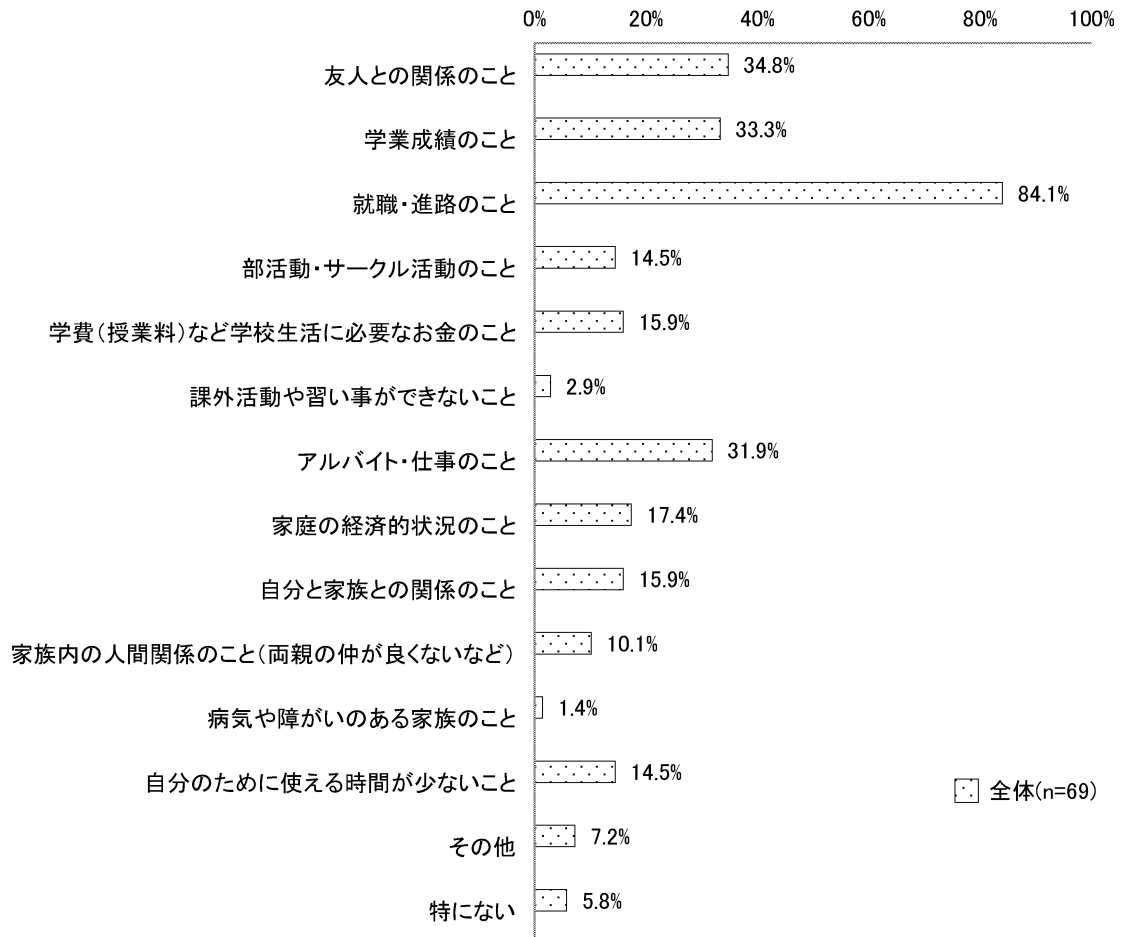
図表 2-106 ふだんの大学生活等においてあてはまるもの:複数回答(Q16)



⑪現在の悩みや困りごと

現在の悩みや困りごとをみると、「就職・進路のこと」が84.1%でもっとも割合が高く、次いで「友人との関係のこと」が34.8%、「学業成績のこと」が33.3%となっている。

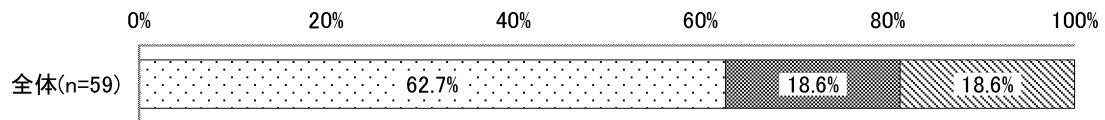
図表 2-107 現在の悩みや困りごと:複数回答(Q17)



⑫悩みや困りごとの相談相手・話を聞いてくれる人の有無

現在の悩みや困りごとについて「特にない」以外と回答した人に関して、悩みや困りごとの相談相手・話を聞いてくれる人の有無をみると、「相談相手や話を聞いてくれる人がいる」が62.7%でもっとも割合が高く、次いで「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」「相談や話をしたくない」がそれぞれ18.6%となっている。

図表 2-108 悩みや困りごとの相談相手・話を聞いてくれる人の有無:単数回答(Q18)



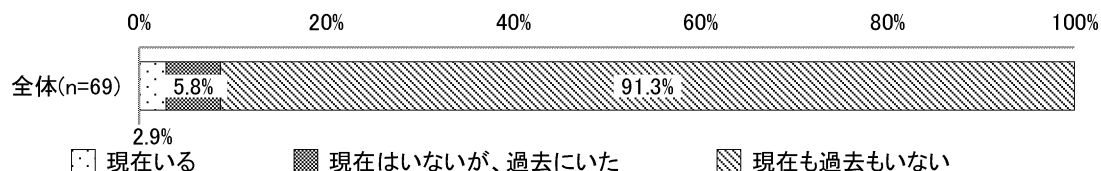
□ 相談相手や話を聞いてくれる人がいる ■ 相談相手や話を聞いてくれる人がいない ▨ 相談や話をしたくない

(3) 家庭や家族のことについて

① 世話をしている家族の有無

世話をしている家族の有無をみると、「現在も過去もない」が91.3%でもっとも割合が高く、次いで「現在はいるが、過去にいた」が5.8%、「現在いる」が2.9%となっている。

図表 2-109 世話をしている家族の有無:単数回答(Q19)

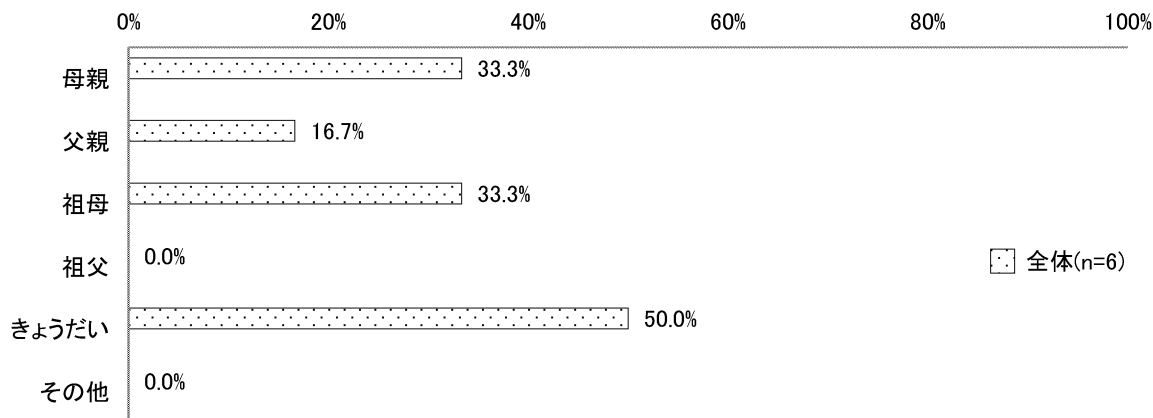


※以降、Q20～34については、本設問で「現在いる」または「現在はいるが、過去にいた」と回答した者を対象として集計している。

② 世話を必要としている家族

世話を必要としている家族をみると、「きょうだい」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「母親」「祖母」がそれぞれ33.3%、「父親」が16.7%となっている。

図表 2-110 世話を必要としている家族:複数回答(Q20_1)

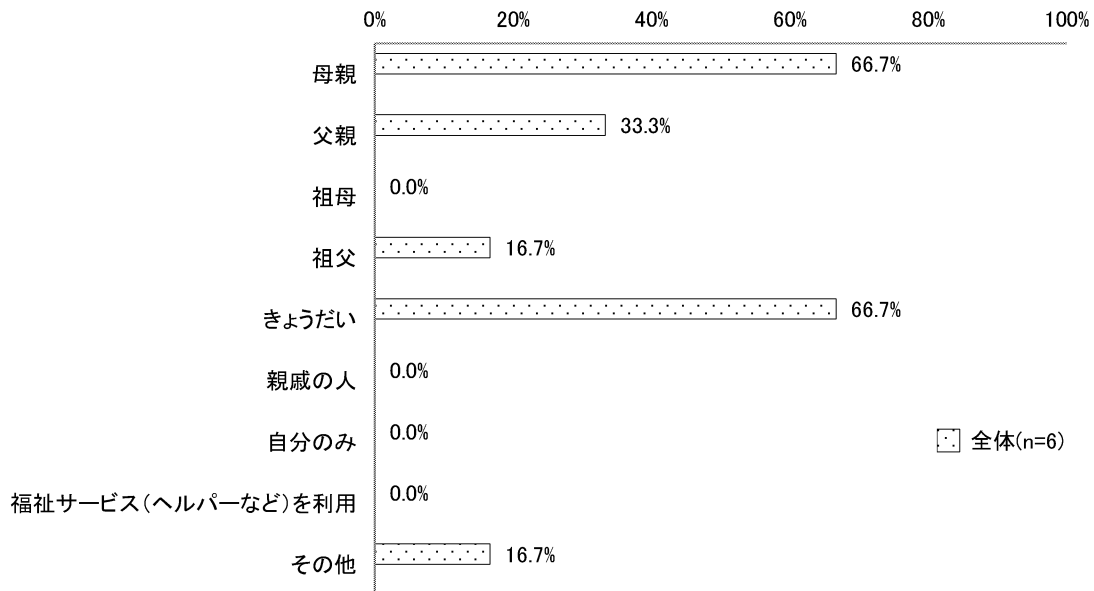


※以降、Q20_2「世話を必要としている（していた）方の状況」については、回答数が1～2件と少数であることから、報告書の掲載は省略している。

③一緒に世話をを行っている人

一緒に世話をを行っている人を見ると、「母親」「きょうだい」がそれぞれ66.7%でもっとも割合が高く、次いで「父親」が33.3%、「祖父」「その他」がそれぞれ16.7%となっている。

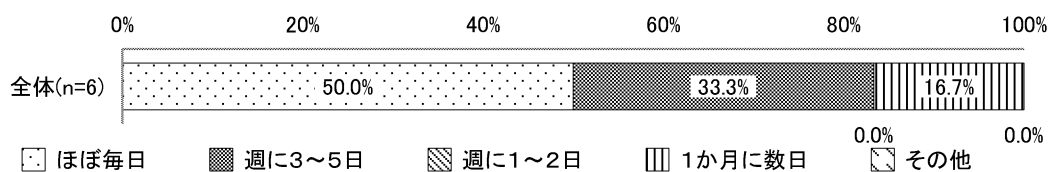
図表 2-111 一緒に世話をを行っている人:複数回答(Q20_3)



④世話をしている（していた）頻度

世話をしている（していた）頻度を見ると、「ほぼ毎日」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「週に3～5日」が33.3%、「1か月に数日」が16.7%となっている。

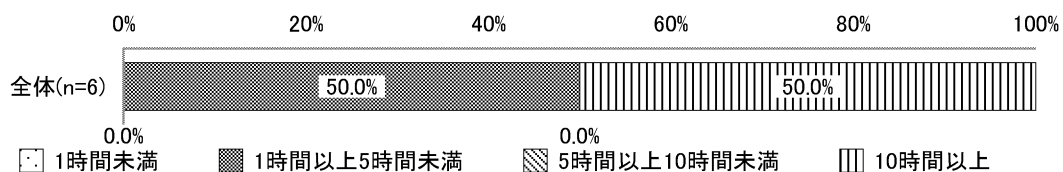
図表 2-112 世話をしている（していた）頻度:単数回答(Q20_4)



⑤平日1日あたりに世話に費やす時間

平日1日あたりに世話に費やす時間を見ると、「1時間以上5時間未満」「10時間以上」がそれぞれ50.0%となっている。

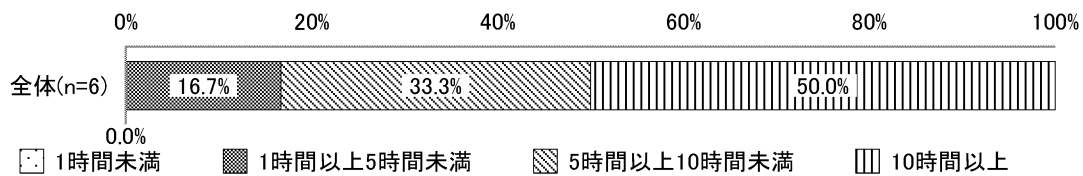
図表 2-113 平日1日あたりに世話に費やす時間:単数回答(Q20_5_1)



⑥休日1日あたりに世話に費やす時間

休日1日あたりに世話に費やす時間をみると、「10時間以上」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「5時間以上10時間未満」が33.3%、「1時間以上5時間未満」が16.7%となっている。

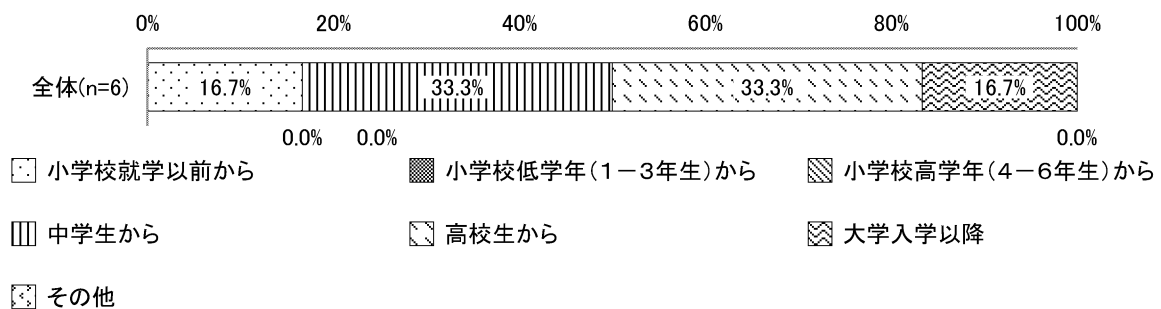
図表 2-114 休日1日あたりに世話に費やす時間:単数回答(Q20_5_2)



⑦世話を始めた時期

世話を始めた時期をみると、「中学生から」「高校生から」がそれぞれ33.3%、「小学校就学以前から」「大学入学以降」が16.7%となっている。

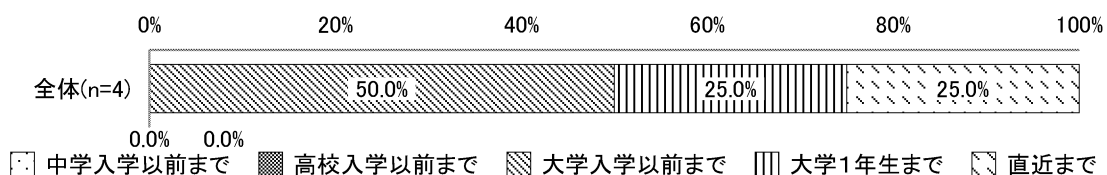
図表 2-115 世話を始めた時期:単数回答(Q20_6)



⑧世話をしていた時期

世話をしている人が「現在はいないが、過去にいた」と回答した人について、世話をしていた時期をみると、「大学入学以前まで」が50.0%、「大学1年生まで」「直近まで」がそれぞれ25.0%となっている。

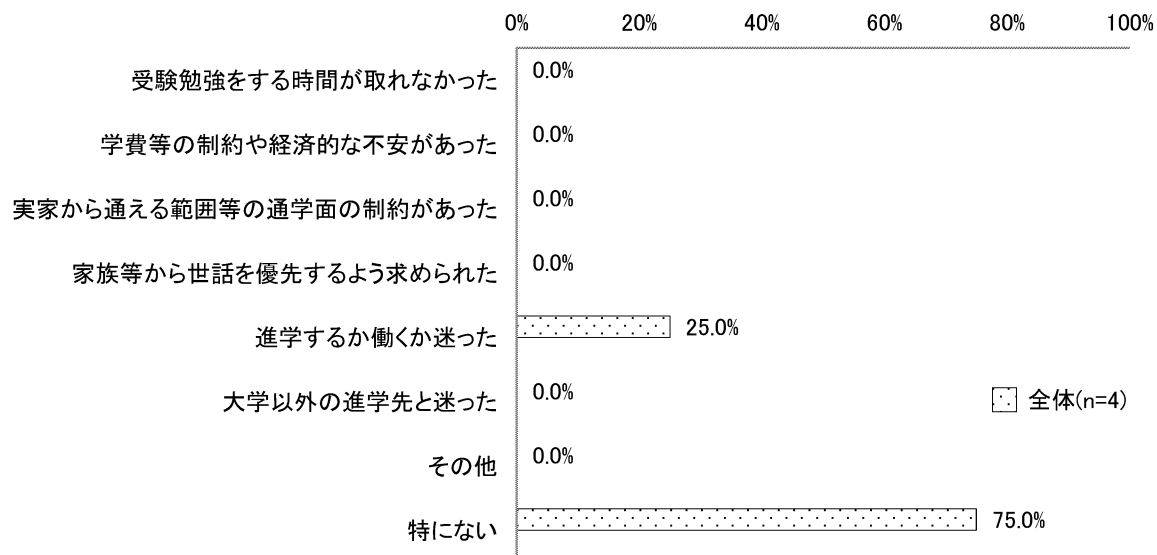
図表 2-116 世話をしていた時期:単数回答(Q20_7)



⑨世話をしていることで、大学進学の際に苦労したこと・影響

世話を始めた時期が「大学入学以降」以外と回答した人について、世話をしていることで、大学進学の際に苦労したこと・影響をみると、「特にない」が75.0%、「進学するか働くか迷った」が25.0%となっている。

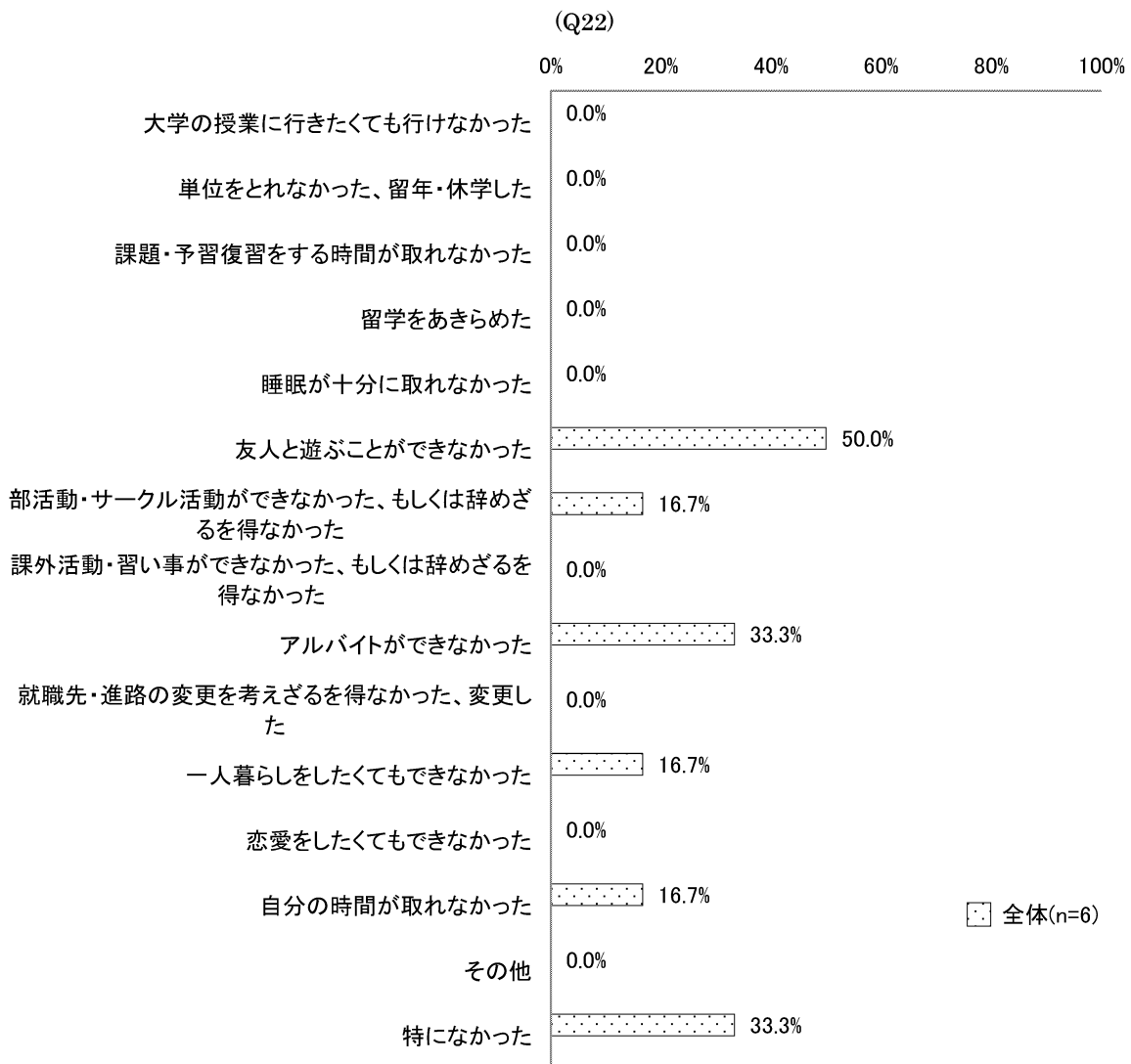
図表 2-117 世話をしていることで、大学進学の際に苦労したこと・影響:複数回答(Q21)



⑩世話をしている（していた）ことで、やりたかったができなかったこと、あきらめたこと

世話をしている（していた）ことで、やりたかったができなかったこと、あきらめたことをみると、「友人と遊ぶことができなかった」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「アルバイトができなかった」「特になかった」がそれぞれ33.3%、「部活動・サークル活動ができなかった、もしくは辞めざるを得なかった」「一人暮らしをしたくてもできなかった」「自分の時間が取れなかった」がそれぞれ16.7%となっている。

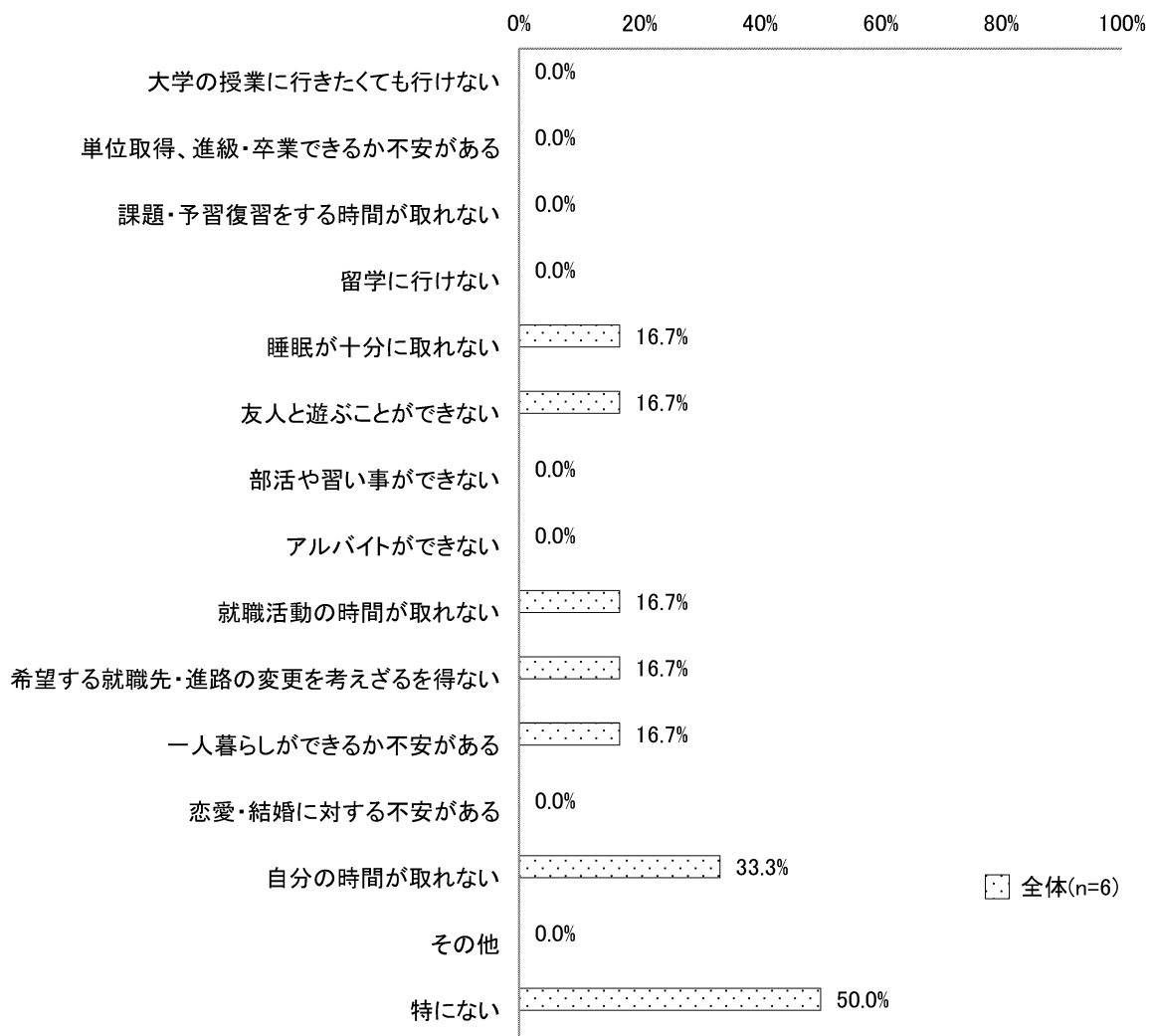
図表 2-118 世話をしている（していた）ことで、やりたかったができなかったこと、あきらめたこと:複数回答



⑪世話をしている（していた）ことで、今後不安なこと、やりたいけどできなさそうなこと

世話をしている（していた）ことで、今後不安なこと、やりたいけどできなさそうなことをみると、「特にない」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「自分の時間が取れない」が33.3%、「睡眠が十分に取れない」「友人と遊ぶことができない」「就職活動の時間が取れない」「希望する就職先・進路の変更を考えざるを得ない」「一人暮らしができるか不安がある」がそれぞれ16.7%となっている。

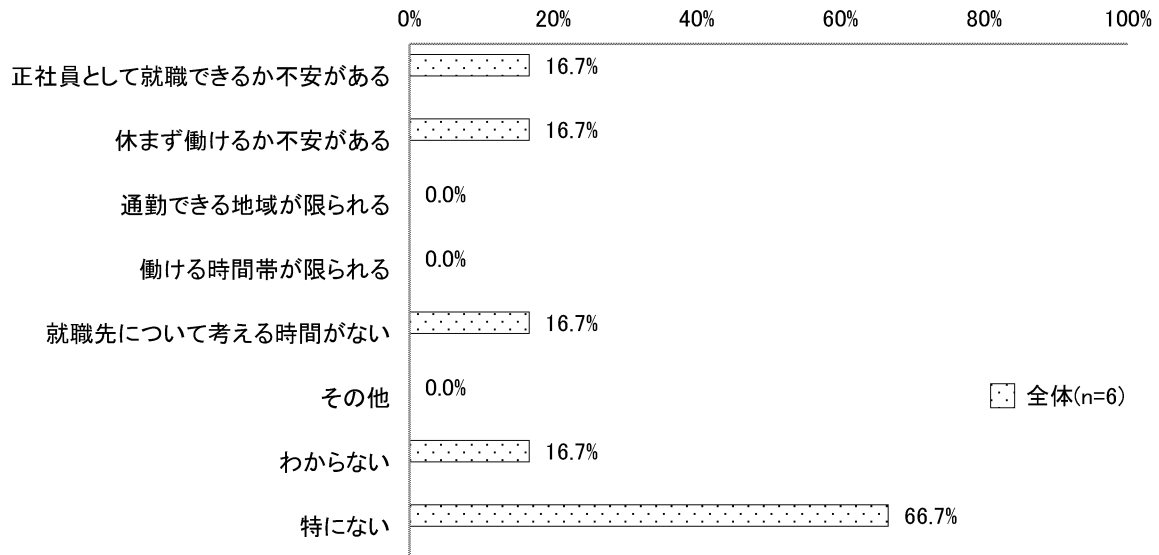
図表 2-119 世話をしている（していた）ことで、今後不安なこと、やりたいけどできなさそうなこと:複数回答 (Q23)



⑫世話をしていることで生ずる就職に関する不安

世話をしていることで生ずる就職に関する不安をみると、「特にない」が66.7%、「休まず働けるか不安がある」「就職先について考える時間がない」「わからない」「正社員として就職できるか不安がある」がそれぞれ16.7%となっている。

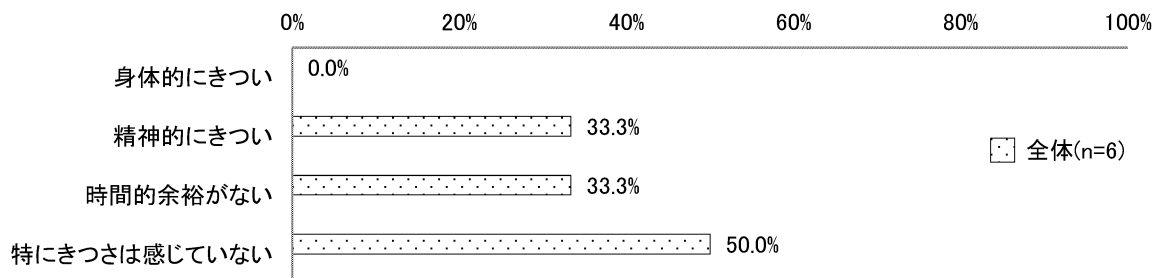
図表 2-120 世話をしていることで生ずる就職に関する不安:複数回答(Q24)



⑬世話をすることで感じるきつさ

世話をすることで感じるきつさをみると、「特にきつさは感じていない」が50.0%、「精神的にきつい」「時間的余裕がない」がそれぞれ33.3%となっている。

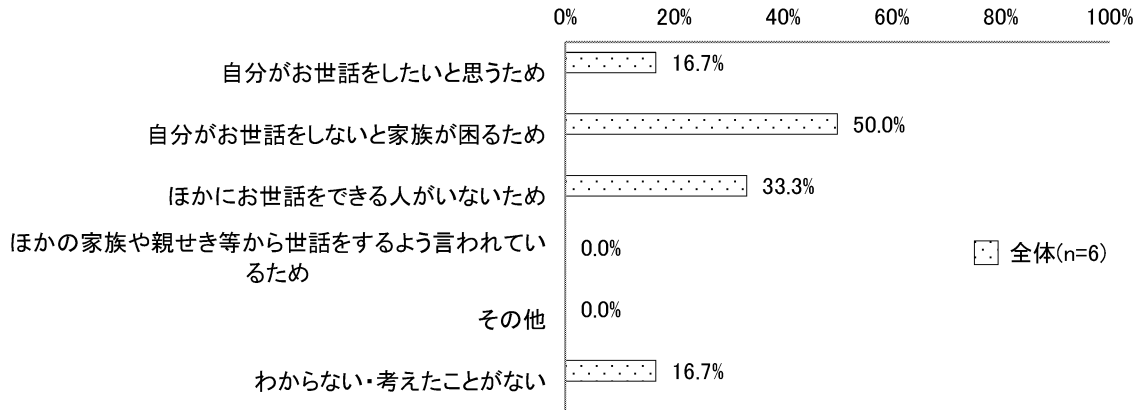
図表 2-121 世話をすることで感じるきつさ:複数回答(Q25)



⑭自身が世話をする理由

自身が世話をする理由をみると、「自分がお世話をしないと家族が困るため」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「ほかにお世話をできる人がいないため」が33.3%、「自分がお世話をしたいと思うため」「わからない・考えたことがない」がそれぞれ16.7%となっている。

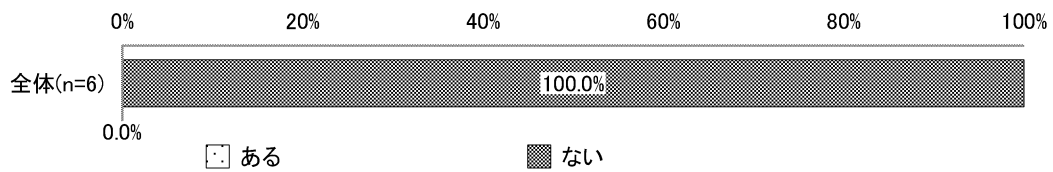
図表 2-122 自身が世話をする理由:複数回答(Q26)



⑮世話について相談した経験の有無

世話について相談した経験の有無をみると、「ない」が100%となっている。

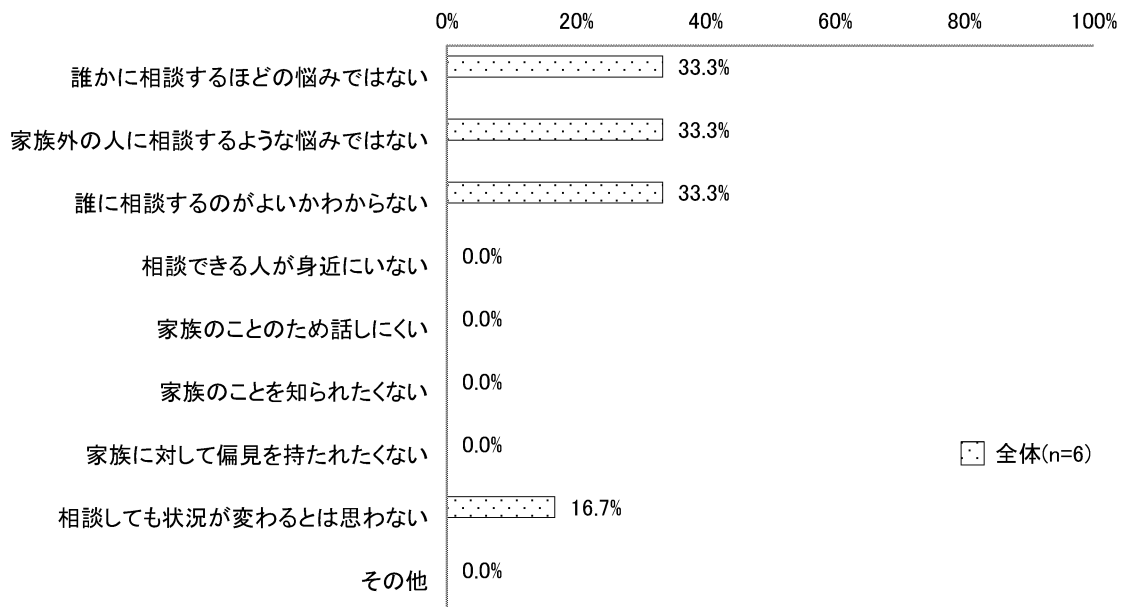
図表 2-123 世話について相談した経験の有無:単数回答(Q27)



⑩悩みを相談していない理由

世話について相談した経験が「ない」と回答した人について、悩みを相談していない理由をみると、「家族外の人に相談するような悩みではない」「誰に相談するのがよいかわからない」「誰かに相談するほどの悩みではない」がそれぞれ 33.3%、「相談しても状況が変わるとは思わない」が 16.7%となっている。

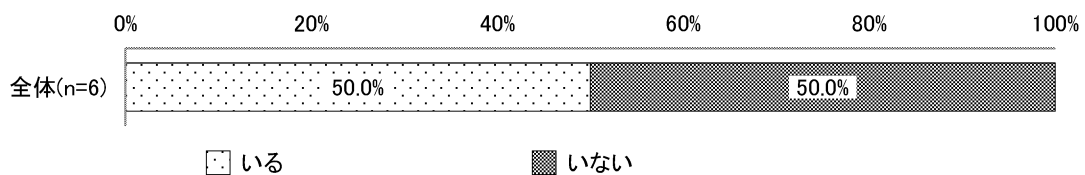
図表 2-124 悩みを相談していない理由:複数回答(Q29)



⑪世話について話を聞いてくれる人の有無

世話について相談した経験が「ない」と回答した人について、世話について話を聞いてくれる人の有無をみると、「いる」「いない」がそれぞれ 50.0%となっている。

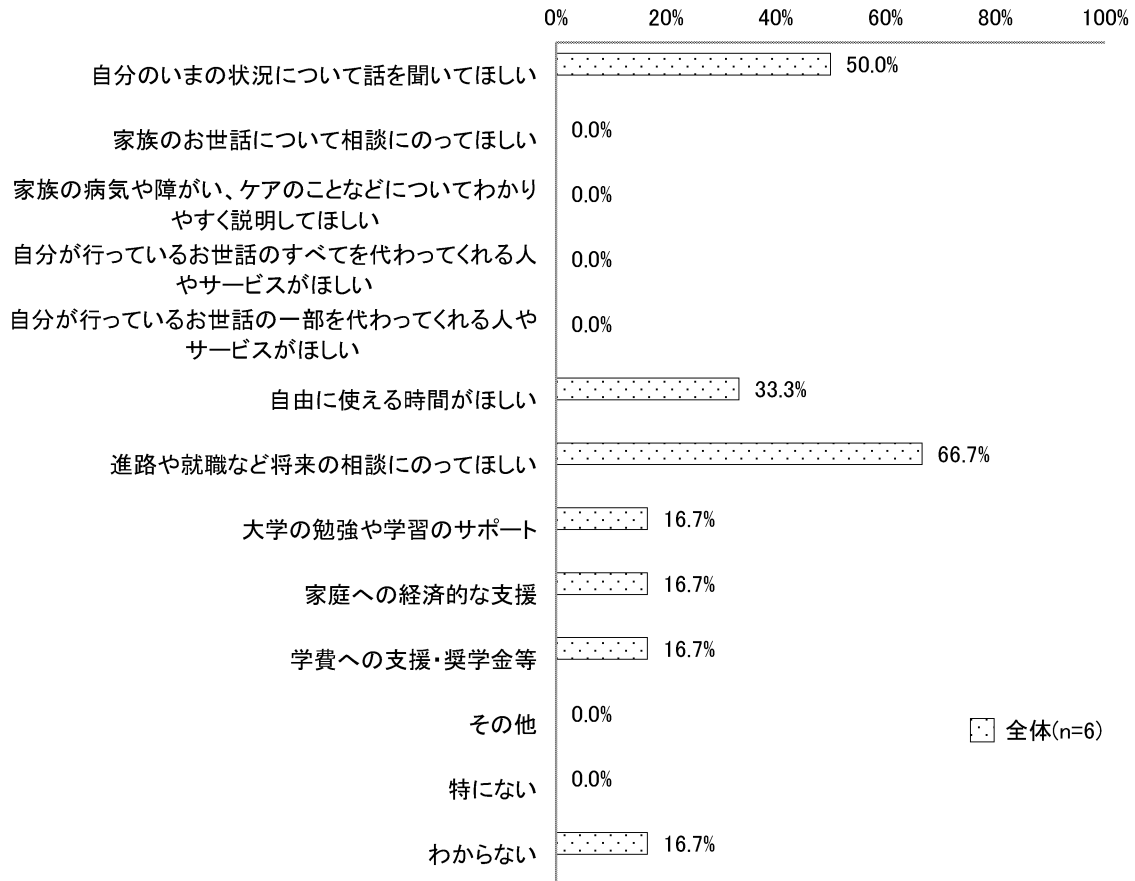
図表 2-125 【Q27で「ない」と回答した方】世話について話を聞いてくれる人の有無:単数回答(Q30)



⑱大学や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援

大学や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援をみると、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」が66.7%でもっとも割合が高く、次いで「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」が50.0%、「自由に使える時間がほしい」が33.3%となっている。

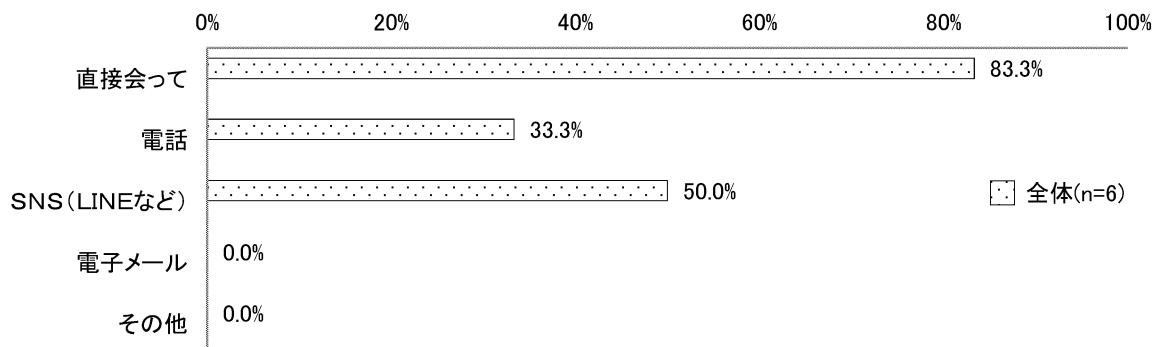
図表 2-126 大学や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援:複数回答(Q31)



⑲希望する相談方法

希望する相談方法をみると、「直接会って」が83.3%でもっとも割合が高く、次いで「SNS (LINE など)」が50.0%、「電話」が33.3%となっている。

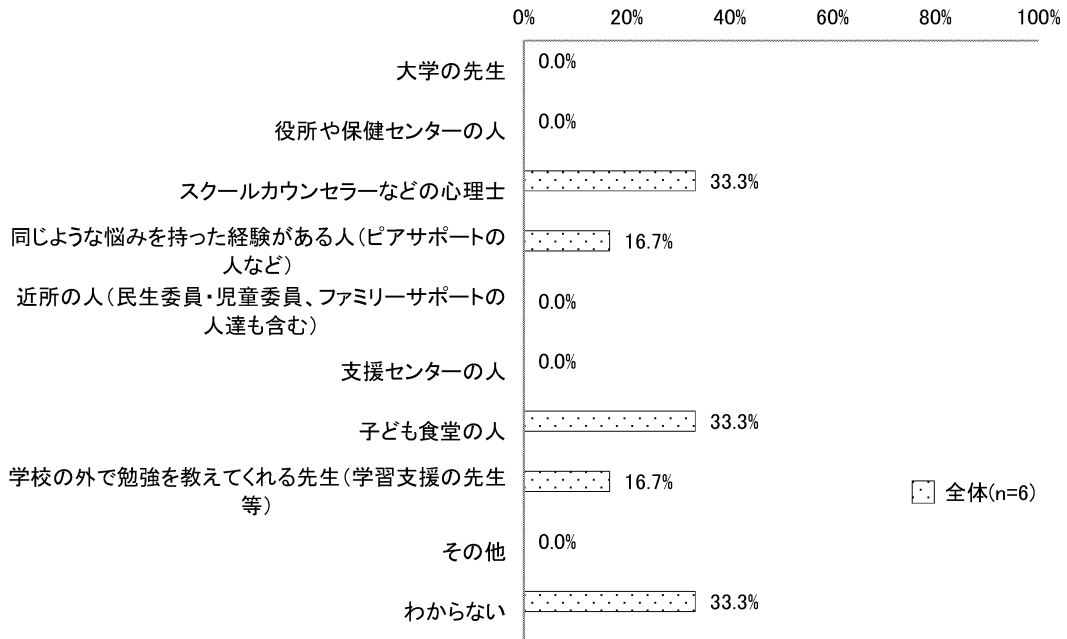
図表 2-127 希望する相談方法:複数回答(Q32)



⑩相談しやすい相手（家族や親戚、友人、交際相手以外）

相談しやすい相手（家族や親戚、友人、交際相手以外）をみると、「スクールカウンセラーなどの心理士」「子ども食堂の人」「わからない」がそれぞれ33.3%、「同じような悩みを持った経験がある人（ピアサポートの人など）」「学校の外で勉強を教えてくれる先生（学習支援の先生等）」がそれぞれ16.7%となっている。

図表 2-128 相談しやすい相手（家族や親戚、友人、交際相手以外）：複数回答(Q33)



⑪家族のお世話をしている若者のために、必要だと思うことや、大学や周囲の人にしてもらいたいこと（自由回答）(Q34)

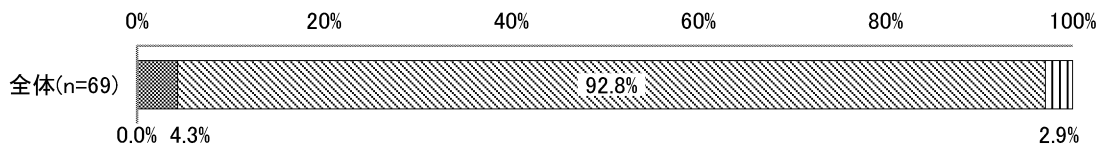
- ・話を聞くこと
- ・家の手伝いをする
- ・ホームヘルパーの増加 / 等

(4) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」にあてはまると思うか

「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」にあてはまると思うかをみると、「あてはまらない」が92.8%でもっとも割合が高く、次いで「現在はあてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が4.3%、「わからない」が2.9%となっている。

図表 2-129 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」にあてはまると思うか:単数回答(Q35)

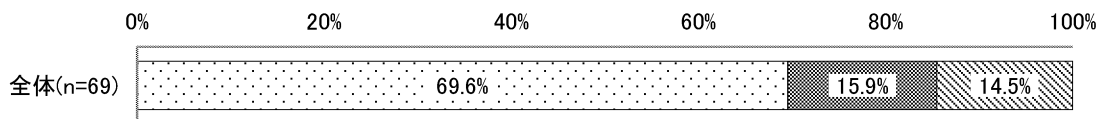


□ 現在あてはまる ■ 現在はあてはまらないが、かつてあてはまったと思う ▨ あてはまらない ▩ わからない

② 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉の認知度

「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉の認知度をみると、「聞いたことがあり、内容も知っている」が69.6%でもっとも割合が高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が15.9%、「聞いたことはない」が14.5%となっている。

図表 2-130 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉の認知度:単数回答(Q36)

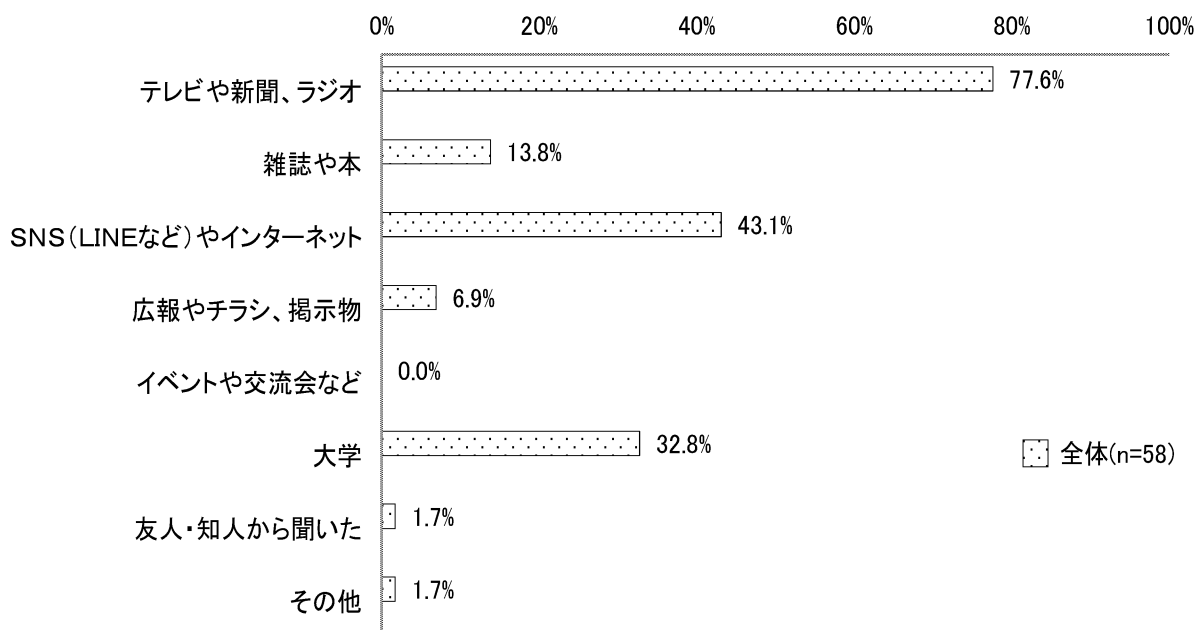


□ 聞いたことがあり、内容も知っている ■ 聞いたことはあるが、よく知らない ▨ 聞いたことはない

③「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉を知ったきっかけ

「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉を知ったきっかけを「聞いたことがあり、内容も知っている」または「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した人について、言葉を知ったきっかけをみると、「テレビや新聞、ラジオ」が 77.6%でもっとも割合が高く、次いで「SNS(LINE など)やインターネット」が 43.1%、「大学」が 32.8%となっている。

図表 2-131 「ヤングケアラー（または若者ケアラー）」という言葉を知ったきっかけ:複数回答(Q37)



④ヤングケアラー（または若者ケアラー）の支援を広げていくために必要だと思うことや、要望など（自由回答）

<相談しやすい環境づくり>

- ・若者は学業や仕事でそれだけで忙しいので、そういった人を理解し、学校や会社が配慮する体制をとるべきだと思う。
- ・相談しやすい環境を整備する（例：気軽に立ち寄って話ができる場所など）
- ・家族のケアのためにケアをしていない人と比較して自由な時間を割くことができないことに対して配慮したり、周囲が支援しやすくしたり、支援を受けやすい環境をつくる
- ・行政が学校などに働きかけて、ヤングケアラーを発見して負担をなくしてあげる。
- ・ヤングケアラーになりやすい家庭をあらかじめ把握し、家庭訪問に行くなどして状況を確認し、ヤングケアラーを行っている人の支援を行う。
- ・相談窓口を分かりやすくするべき
- ・地域に相談できる場所を作り、相談できる場所があるということを知る機会が作れるよう手紙などを各家庭に配布する。 /等

<支援体制の充実>

- ・障がい者がヘルパーを利用するための補助金を支給する。
- ・金銭的支援
- ・奨学金の支払い義務撤廃、ヤングケアラーの経済的支援、ヤングケアラーの定期的な相談や訪問が必要であると思う。
- ・子育ての援助(金銭面や精神面)、子どもたちにさせない為の取り組み
- ・所得とか関係なしに支援をする
- ・親の都合でヤングケアラーが生まれていると思うので、親に支援をする(介護サービス、仕事の早上がり等)ことでヤングケアラーが減るはず。人の手を借りることを恥ずかしいと思わない世の中にする。
- ・ヤングケアラーが学業や友人との交際のための時間を取れるようにするための、公的な支援。(介護サービスや経済支援等) また、相談先の充実や、学校での把握、サポート。 / 等

<認知度向上>

- ・支援に必要な手続きを可能な限り簡素化すること、またそういった支援の認知度を上げていくことは必要だと思う。
- ・ヤングケアラーの存在や実態を知らない人、正しく理解していない人は多いと考えるため世間に周知させることが必要であると考え。SNS や公共施設での広告によってまずはヤングケアラーの存在に触れる機会を設けるべきであると考え。
- ・ヤングケアラーへの理解を深めること
- ・ヤングケアラーに関する授業をしたり、テレビでもっとヤングケアラーについて取り上げるなど、内容を知ってもらう工夫が必要
- ・学校で、ヤングケアラー支援に関する情報を提供する
- ・ヤングケアラーという言葉は聞き慣れないものだと感じた。まずは、言葉の認知を広げ、社会の理解を得る必要があると考える。 また、家族内の問題でもあることから、当事者からは中々声を上げづらいのではないかと推測する。自分も家族の問題となると、中々周囲には話しづらいと感じる。老老介護やいじめなどといった問題と共通する部分として、周囲に相談できる人がいる一方で、周りに迷惑をかけたくないから相談できない、といった人々が問題抱え込んでしまう点があると考え。 そのため、相談や支援といったサービスが用意できれば問題が解決できるわけではなく、そうしたサービスをきちんと利用してもらうにはどういった対応が必要か、議論していく必要があるだろう。
- ・SNS や動画サイトの広告を利用することで、多くの若者の目に止まりやすくなるのではないかと。

- ・学校でヤングケアラーが受けられる支援について学ぶこと
- ・まずはヤングケアラーの認知度を上げることが必要であると思う。きっとどこかで学んだりしていないとどういうものなのか分からないと思われる。
- ・まず若くして介護をしなくてはいけないというヤングケアラーがいるということを世間に広めるべき
- ・インターネットなどで発信していく必要がある
- ・ヤングケアラーに対する支援として、相談できる場所を知って理解してもらうことやヤングケアラーを知らない人に対しても理解する機会を与え知ってもらう
- ・ヤングケアラーの実態について、ネットや書籍などで知らせてゆく。 /等

<その他>

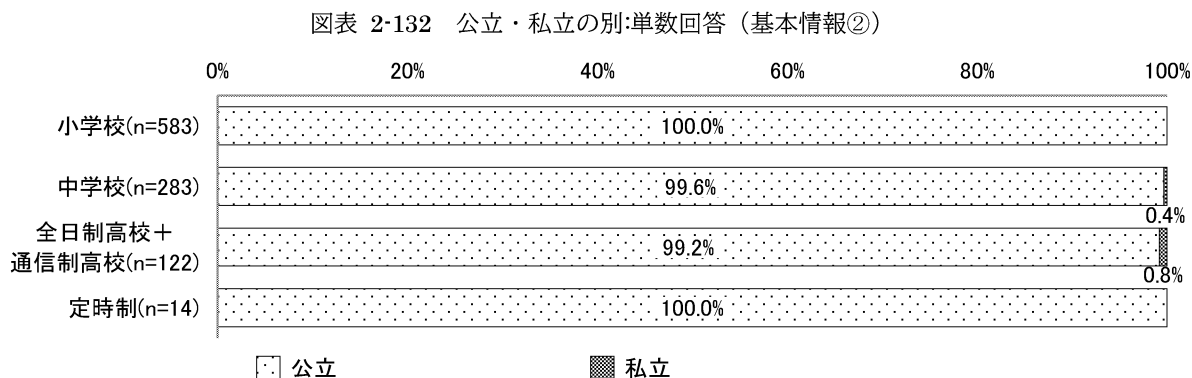
- ・もし相談できる人が居るなら、その人に積極的に相談すること。
- ・近所のひととの助け合い /等

4 学校アンケート結果

(1) 学校の概要

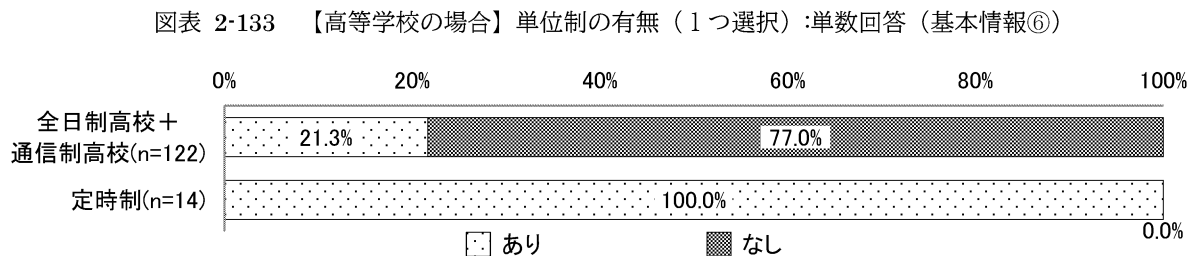
① 公立・私立

本調査では協力意向のあった私立の学校にもご回答をいただいた。回答における公立・私立の分布は下図の通りであった。



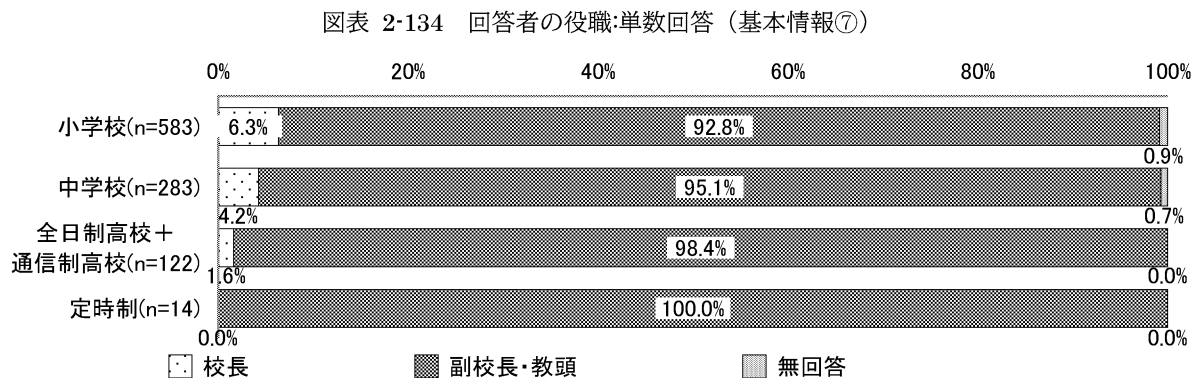
② 【高等学校の場合】単位制の有無

高等学校について、単位制の有無をみると、単位制がある割合は「全日制高校+通信制高校」で21.3%、「定時制」では100%となっている。



③ 回答者の役職

本調査では、「校長」または「副校長・教頭」にご回答をお願いした。

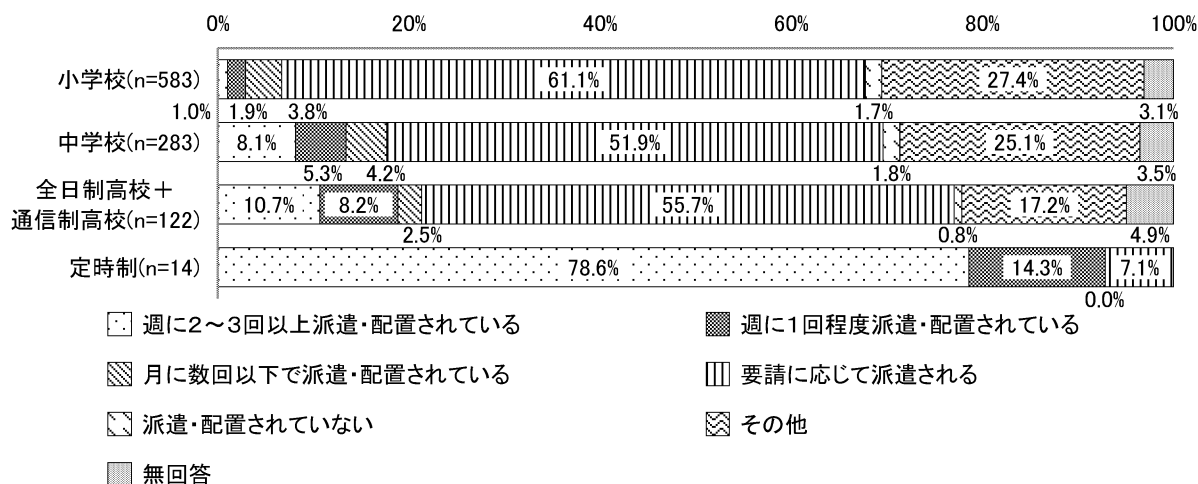


(2) 支援が必要だと思われる子どもへの対応

① スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣・配置状況

SSWの派遣・配置状況を見ると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「要請に応じて派遣される」の割合がもっとも高く、それぞれ61.1%、51.9%、55.7%となっている。

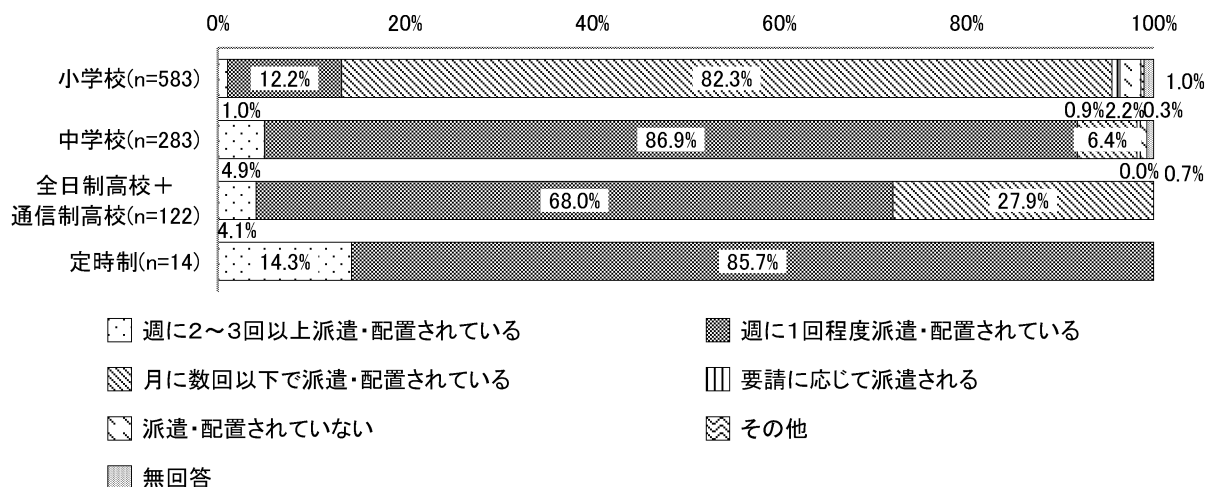
図表 2-135 SSWの派遣・配置状況:単数回答(問 1_1)



② スクールカウンセラー（SC）の派遣・配置状況

SCの派遣・配置状況を見ると、「小学校」では「月に数回以下で派遣・配置されている」の割合が最も高く、82.3%となっている。「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「週に1回程度派遣・配置されている」の割合がもっとも高く、それぞれ86.9%、68.0%となっている。

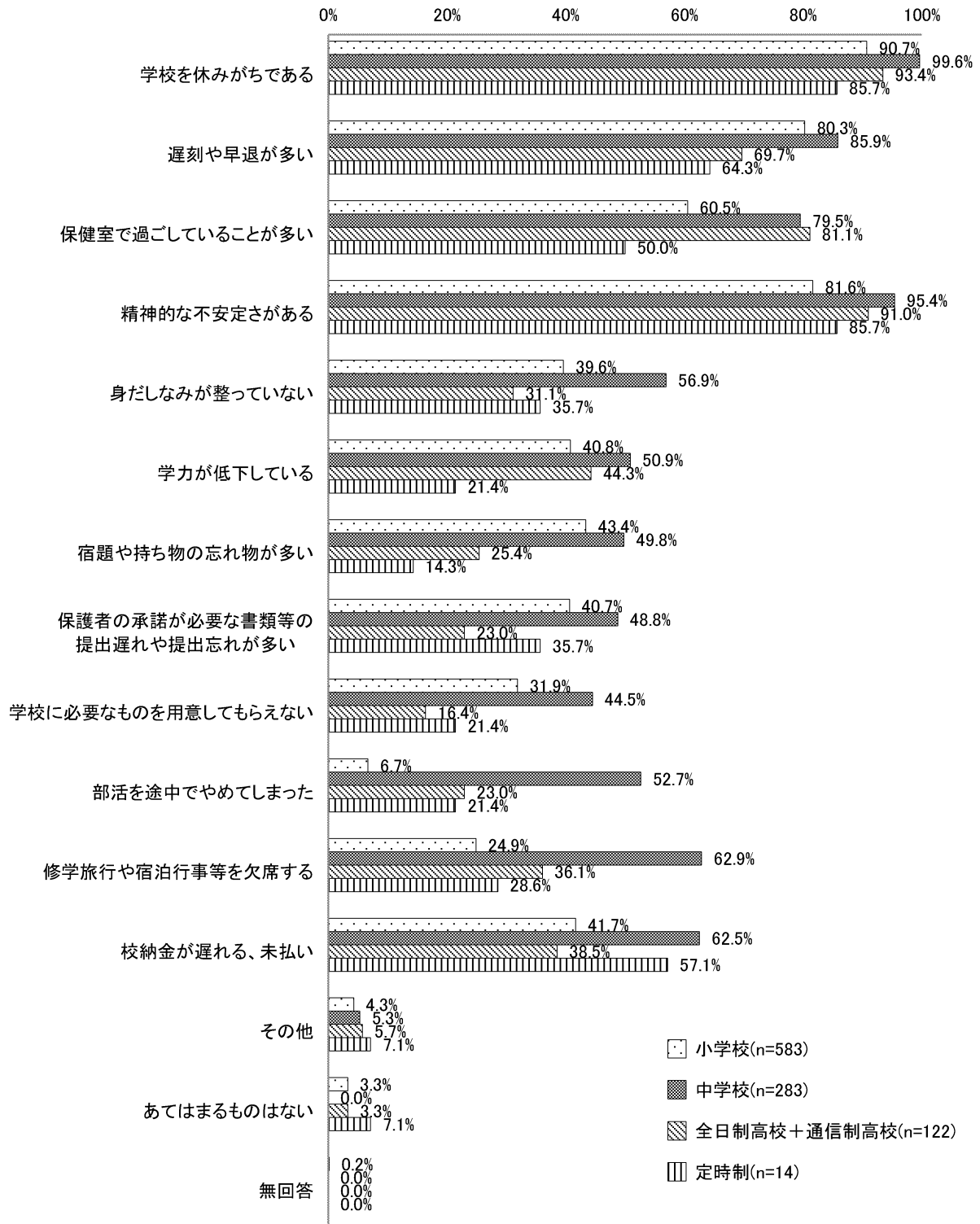
図表 2-136 SCの派遣・配置状況:単数回答(問 1_2)



③校内で共有しているケース

子どもについて校内で共有しているケースをみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「学校を休みがちである」の割合が最も高く（それぞれ90.7%、99.6%、93.4%）、次いで「精神的な不安定さがある」の割合が高くなっている（それぞれ81.6%、95.4%、91.0%）。

図表 2-137 校内で共有しているケース:複数回答（問2）



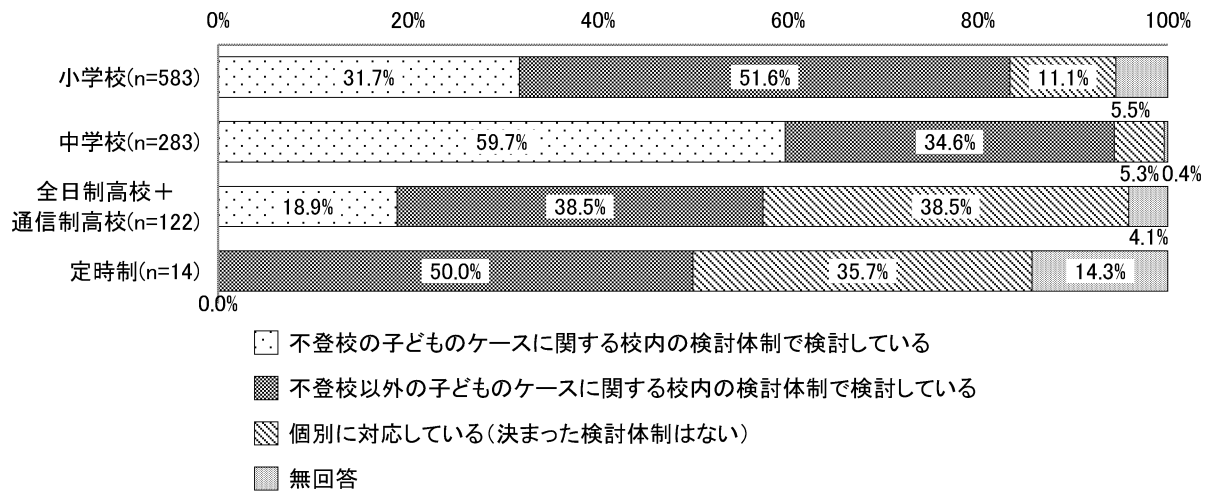
④校内で共有しているケースに関する情報共有・対応の検討体制

校内で共有しているケースに関する情報共有・対応の検討体制をみると、「小学校」では、「不登校以外の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」の割合がもっとも高く51.6%となっている。

「中学校」では、「不登校の子どもに関する校内の検討体制で検討している」の割合がもっとも高く59.7%となっている。

「全日制高校+通信制高校」では、「不登校以外の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」「個別に対応している（決まった検討体制はない）」がそれぞれ38.5%となっている。

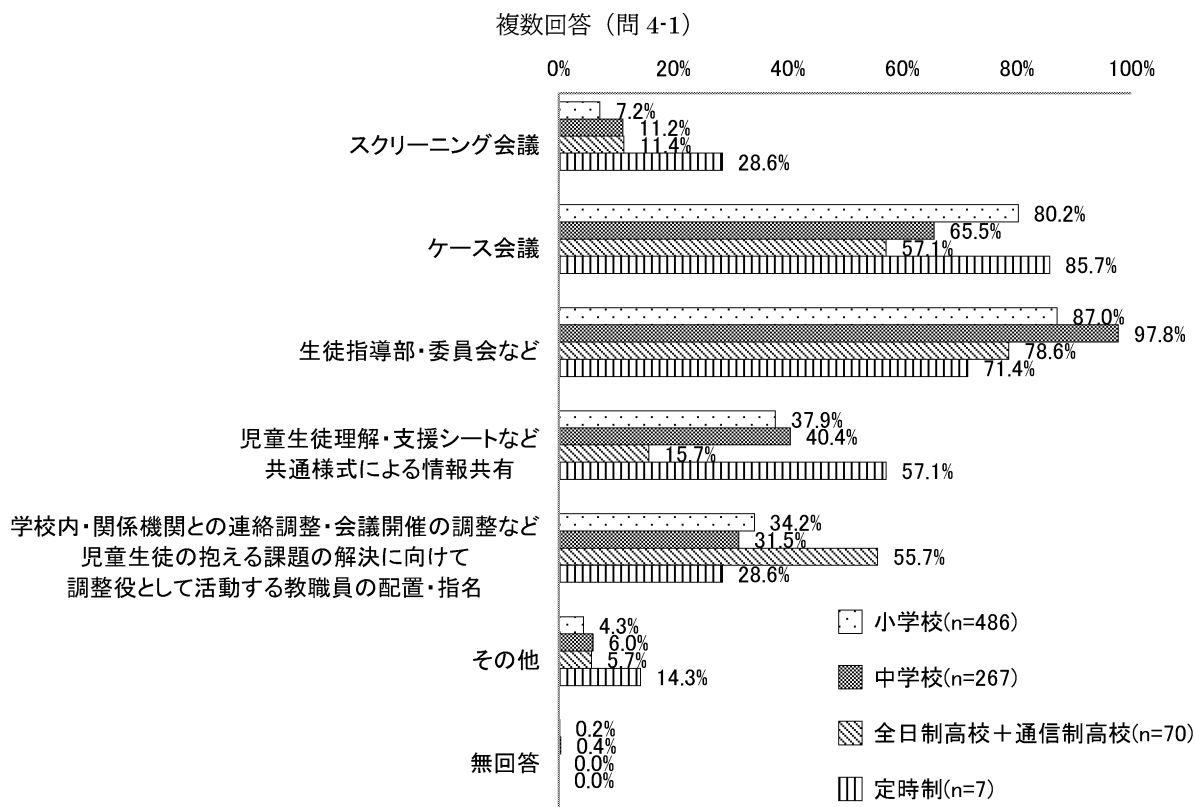
図表 2-138 校内で共有しているケースに関する情報共有・対応の検討体制:単数回答(問3)



⑤具体的な情報共有・対応の検討体制

前問で「不登校の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」「不登校以外の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」場合に、具体的にどのような体制をとっているかをみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「生徒指導部・委員会など」の割合がもっとも高く、それぞれ87.0%、97.8%、78.6%となっている。

図表 2-139 校内で共有しているケースに関する具体的な情報共有・対応の検討体制:

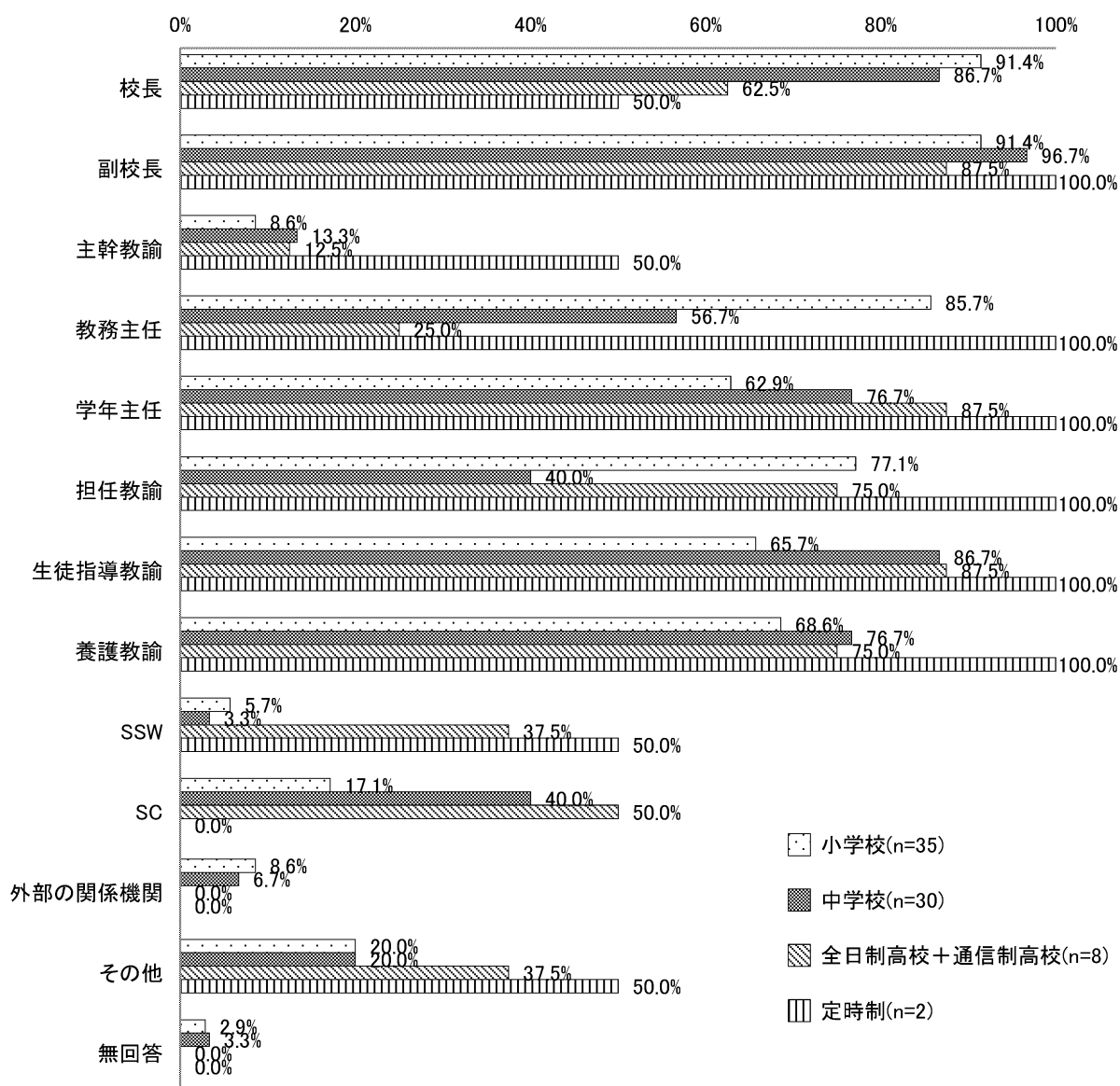


⑥情報共有・対応の検討体制へ参加する教職員

・スクリーニング会議

スクリーニング会議に参加する教職員をみると、「小学校」では、「校長」「副校長」が91.4%でもっとも割合が高く、次いで「教務主任」が85.7%となっている。「中学校」では、「副校長」が96.7%でもっとも割合が高く、次いで「校長」「生徒指導教諭」が86.7%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「副校長」「学年主任」「生徒指導教諭」が87.5%でもっとも割合が高く、次いで「担任教諭」「養護教諭」が75.0%となっている。小学校・中学校・高等学校を比較すると、「教務主任」「SSW」「SSC」などの参加状況に差がみられる。

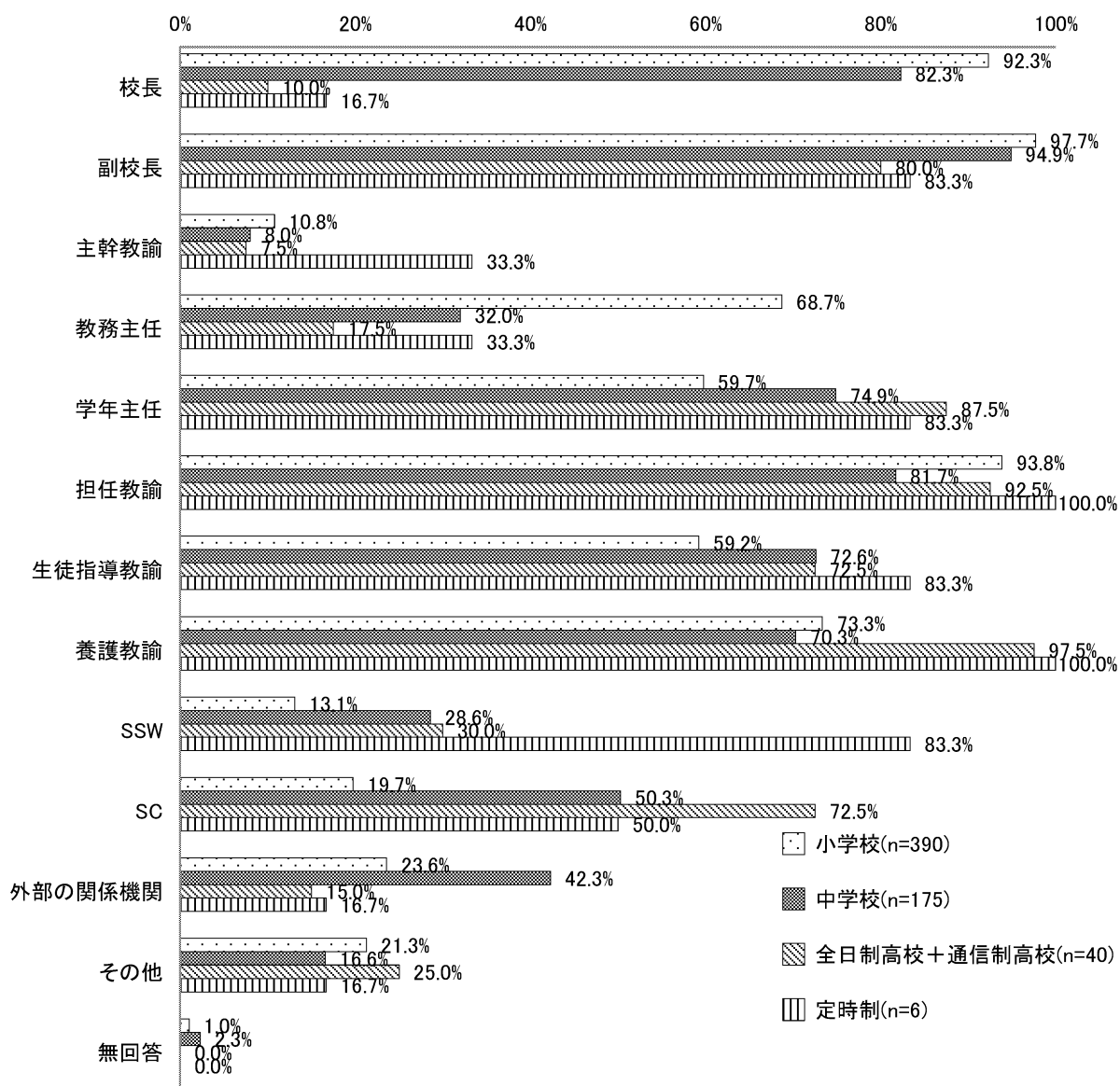
図表 2-140 情報共有・対応の検討体制へ参加する教職員_①スクリーニング会議:
複数回答 (問 4-2_1)



・ケース会議

ケース会議に参加する教職員をみると、「小学校」では、「副校長」が97.7%でもっとも割合が高く、次いで「担任教諭」が93.8%となっている。「中学校」では、「副校長」が94.9%でもっとも割合が高く、次いで「校長」が82.3%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「養護教諭」が97.5%でもっとも割合が高く、次いで「担任教諭」が92.5%となっている。小学校・中学校・高等学校を比較すると、「教務主任」「SSW」「SSC」などの参加状況に差がみられる。

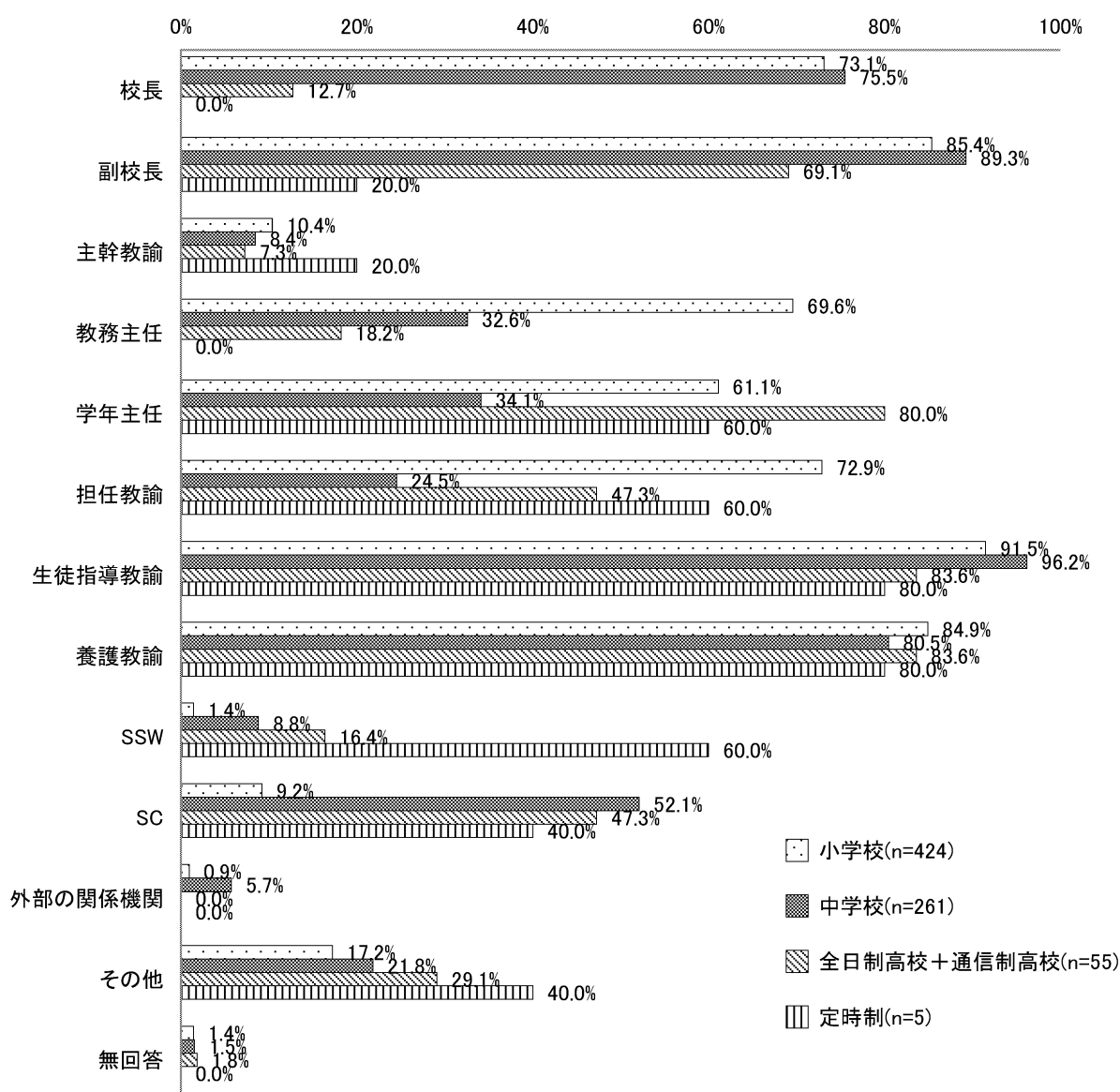
図表 2-141 情報共有・対応の検討体制へ参加する教職員_②ケース会議:複数回答(問 4-2_2)



・生徒指導部・委員会など

生徒指導部・委員会などに参加する教職員をみると、「小学校」では、「生徒指導教諭」が91.5%でもっとも割合が高く、次いで「副校長」が85.4%となっている。「中学校」では、「生徒指導教諭」が96.2%でもっとも割合が高く、次いで「副校長」が89.3%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「生徒指導教諭」「養護教諭」が83.6%でもっとも割合が高く、次いで「学年主任」が80.0%となっている。

図表 2-142 情報共有・対応の検討体制へ参加する教職員_③生徒指導部・委員会など:
複数回答（問 4-2_3）

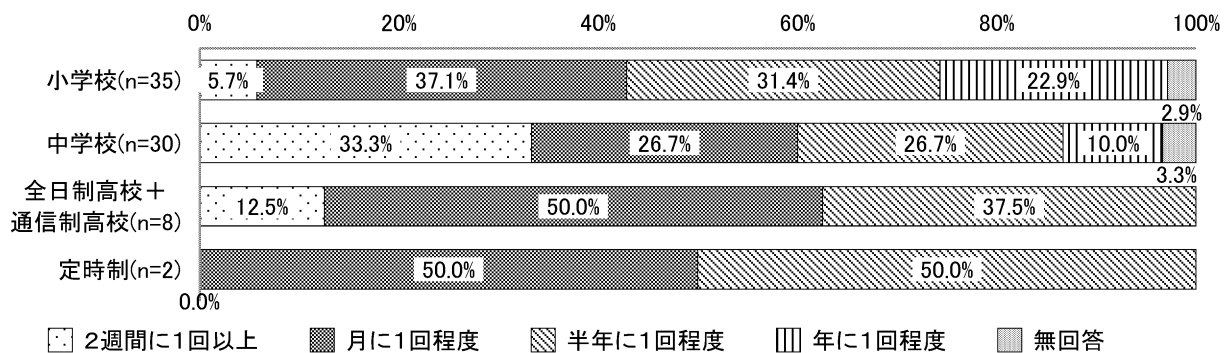


⑦会議の頻度

・スクリーニング会議

スクリーニング会議の頻度をみると、「小学校」では、「月に1回程度」が37.1%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が31.4%となっている。「中学校」では、「2週間に1回以上」が33.3%でもっとも割合が高く、次いで「月に1回程度」「半年に1回程度」が26.7%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「月に1回程度」が50.0%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が37.5%となっている。

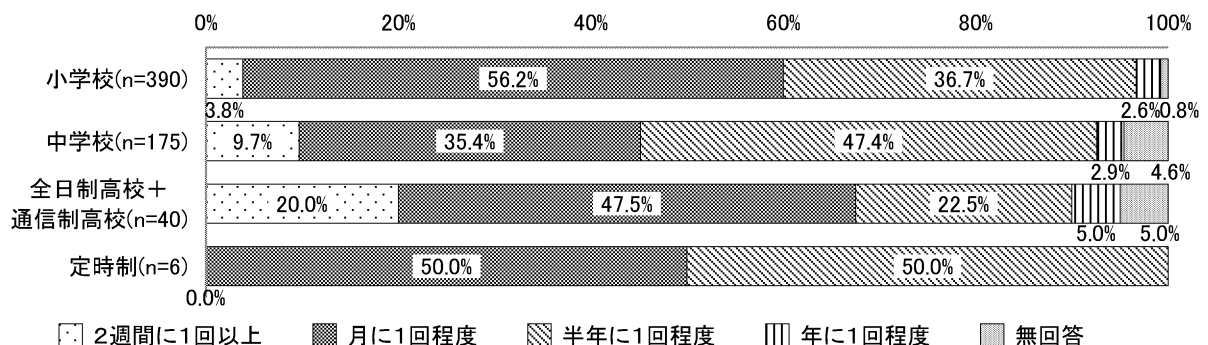
図表 2-143 会議の頻度_①スクリーニング会議:単数回答 (問 4-3_1)



・ケース会議

ケース会議の頻度をみると、「小学校」では、「月に1回程度」が56.2%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が36.7%となっている。「中学校」では、「半年に1回程度」が47.4%でもっとも割合が高く、次いで「月に1回程度」が35.4%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「月に1回程度」が47.5%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が22.5%となっている。

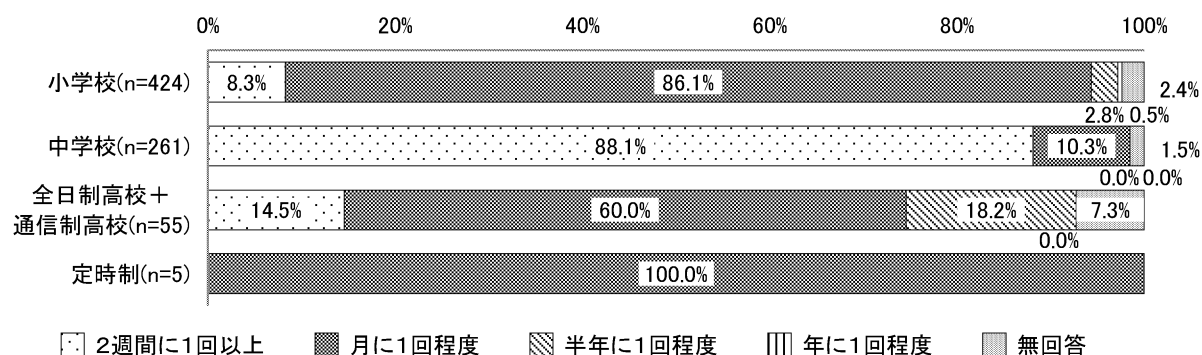
図表 2-144 会議の頻度_②ケース会議:単数回答 (問 4-3_2)



・生徒指導部・委員会など

生徒指導部・委員会などの頻度をみると、「小学校」では、「月に1回程度」が86.1%でもっとも割合が高く、次いで「2週間に1回以上」が8.3%となっている。「中学校」では、「2週間に1回以上」が88.1%、「月に1回程度」が10.3%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「月に1回程度」が60.0%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が18.2%となっている。

図表 2-145 会議の頻度_③生徒指導部・委員会など:単数回答 (問 4-3_3)



⑧校内で共有しているケースについて「個別に対応している」場合の具体例

子どもについて校内で共有しているケース（問2）について、「個別に対応している（決まった検討体制はない）」（問3）と回答した場合に、具体的な対応方法を把握した。主な記載は下記の通りであった。

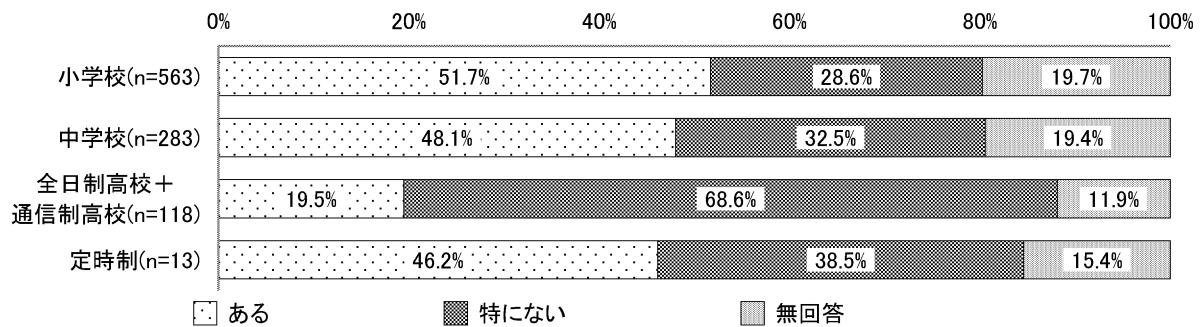
小学校	管理職・学年主任・学級担任・養護教諭・生徒指導主任・特別支援コーディネーター等、ケース対応に必要な職員にて情報の共有を実施。中学校との連携が必要な場合は、SSWを要請することもある。頻度は、その都度ケースによる。
小学校	校内に特別支援・教育相談委員会を設置。特別支援コーディネーター2名の教職員を中心に、管理職・養護教諭・各学年教育相談担当職員・スクールカウンセラー2名で構成。個別に校内支援計画を立案・承認し、この承認案をもとに支援を実行する。
小学校	「こころ部会」として全職員を学年を3つの部会に振り分けた一つの部会を校務分掌に位置付け定期的な会議を行い、学年に共有事項として周知している。また、重要な案件については、生徒指導主任から月毎の職員会議で検討、連絡をしている。
小学校	校内分掌に教育相談部を置いている。面談等で得られて情報を校内で共有し、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該担任でケース会議を行い、生徒の置かれている状況によってはSCやSSWにも加わってもらい、外部機関と連携して対応を行っている。
小学校	月の一度、全職員での「子供を語る会」による気になる児童の共通認識。その後、必要に応じて校内ケース会議を実施している。ケース会議の参加者は、主訴によって様々であるが、基本的に校長、教頭、教務、生徒指導、特別支援コーディネーター、養護教諭である。
小学校	週に一度<生徒指導部会><主任会>で①特別支援②不登校③生徒指導のそれぞれのケースで情報共有を行い、管理職を含めて方向性を決めて支援体制を整えている。必要に応じて、外部への連携や保護者との面談を行っている。職員全体の周知は、職員会議や生徒指導部会の記録を通じて行っている。
中学校	校務支援システム内の「気付き」にあったことを担任、もしくは関係した職員が記入し、職員会議後に共有している。また、事例によっては管理職及び担任で対応の仕方を相談して、個別に対応できるようにしている。
高等学校 (全日制)	月1回の生徒指導部会に学年担当1名 生徒指導主任 養護教諭 管理職が参加し状況や対策を協議して共通理解をはかる。後日文書で、全教職員に周知する。
高等学校 (全日制)	各学年のクラス数が少ないため、学年会議がケース会議のような役割を果たしている。そこにSCやSSWがオブザーバーのような形で参加している。問題となることが判明した時点で行うため、その頻度はおおよそ月に1～2回程度となっている。
高等学校 (全日制)	校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭（児童の状況に応じて）で臨時に集まり、情報共有、対応の方針、児童へのアプローチをする者、保護者へのアプローチをする者を決めて、問題発覚後即時対応する。1回目のアプローチ後、この後の対応について相談して対応している。
高等学校 (定時制)	校内委員会（いじめ防止対策委員会、ハラスメント相談委員会）の職員間で定期的に情報交換を行っている。重大な案件が発生した場合は、校長の指示の下、全職員で共通理解を図り、生徒の指導に当たる。

⑨学校以外の関係機関と連携して、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制

・要保護児童対策地域協議会の登録ケース

要保護児童対策地域協議会の登録ケースについて、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制があるかどうかをみると、体制が「ある」割合は「小学校」で51.7%、「中学校」で48.1%、「全日制高校+通信制高校」で19.5%となっている。

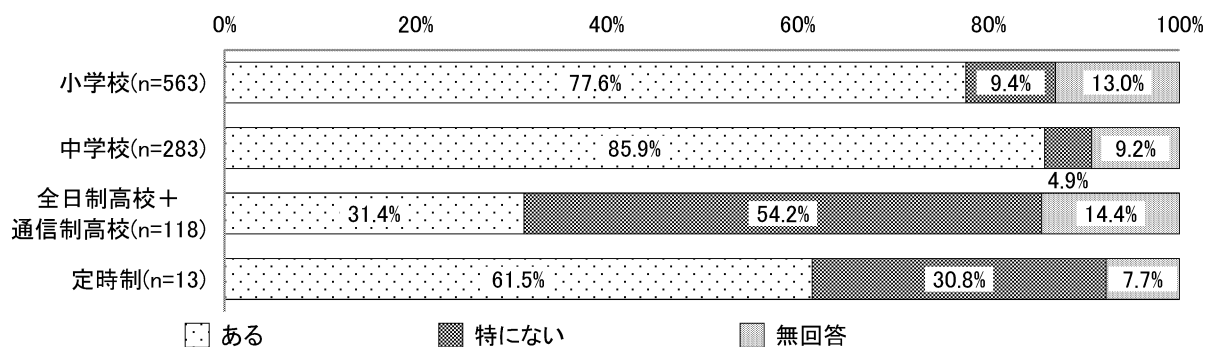
図表 2-146 学校以外の関係機関と連携して、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制_①要保護児童対策地域協議会の登録ケースについて:単数回答 (問 6-1_1)



・不登校のケース

不登校のケースについて、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制があるかどうかをみると、体制が「ある」割合は、「小学校」で77.6%、「中学校」で85.9%、「全日制高校+通信制高校」で31.4%となっている。

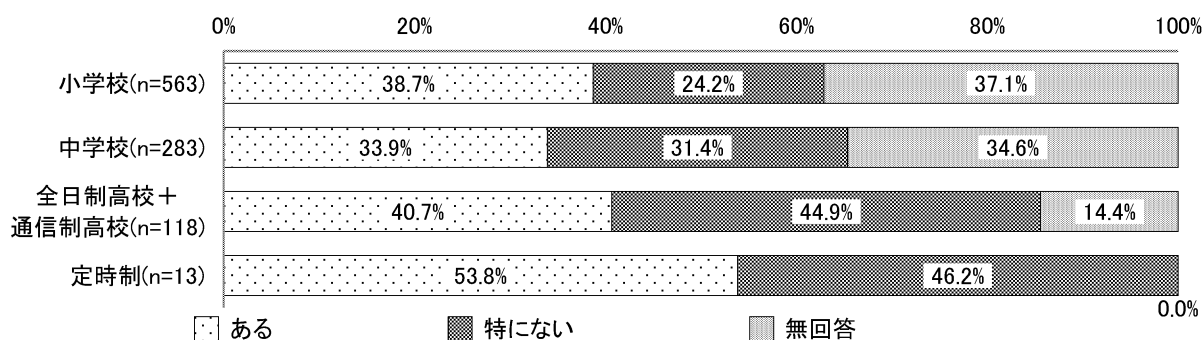
図表 2-147 学校以外の関係機関と連携して、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制_②不登校のケースについて:単数回答 (問 6-1_2)



・要保護児童対策地域協議会の登録ケースや不登校のケース以外のケース

要保護児童対策地域協議会の登録ケースや不登校のケース以外のケースについて、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制があるかどうかをみると、体制が「ある」割合は、「小学校」で 38.7%、「中学校」で 33.9%、「全日制高校+通信制高校」で 40.7%となっている。

図表 2-148 学校以外の関係機関と連携して、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制
 _③要保護児童対策地域協議会の登録ケースや不登校のケース以外のケース:単数回答 (問 6-1_3)

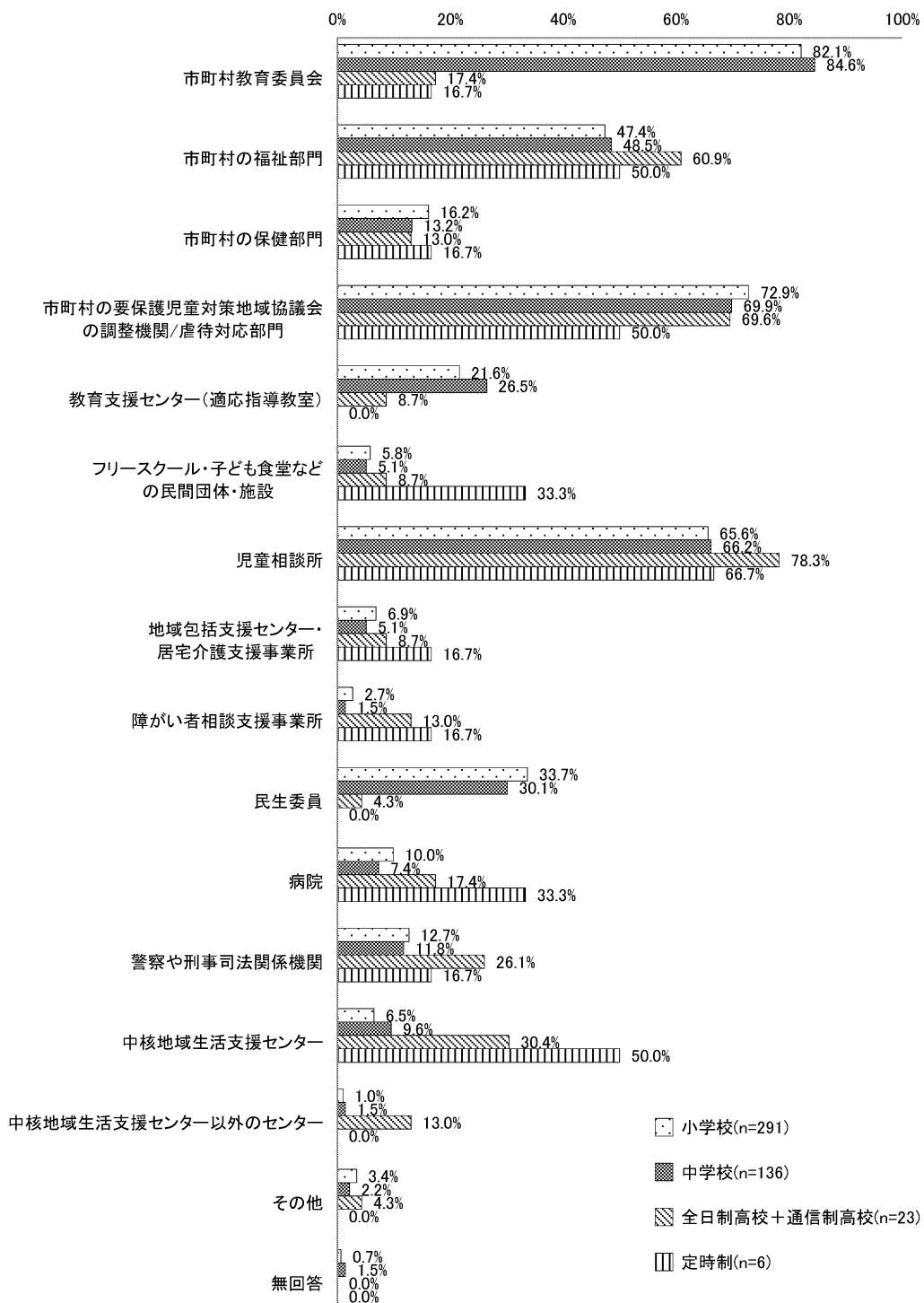


⑩連携する関係機関

・要保護児童対策地域協議会の登録ケース

要保護児童対策地域協議会の登録ケースについて、情報共有や対応の検討を行うための体制がある場合の連携する関係機関をみると、「小学校」「中学校」では、「市町村教育委員会」の割合がもっとも高く、それぞれ82.1%、84.6%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「児童相談所」が78.3%でもっとも割合が高くなっている。

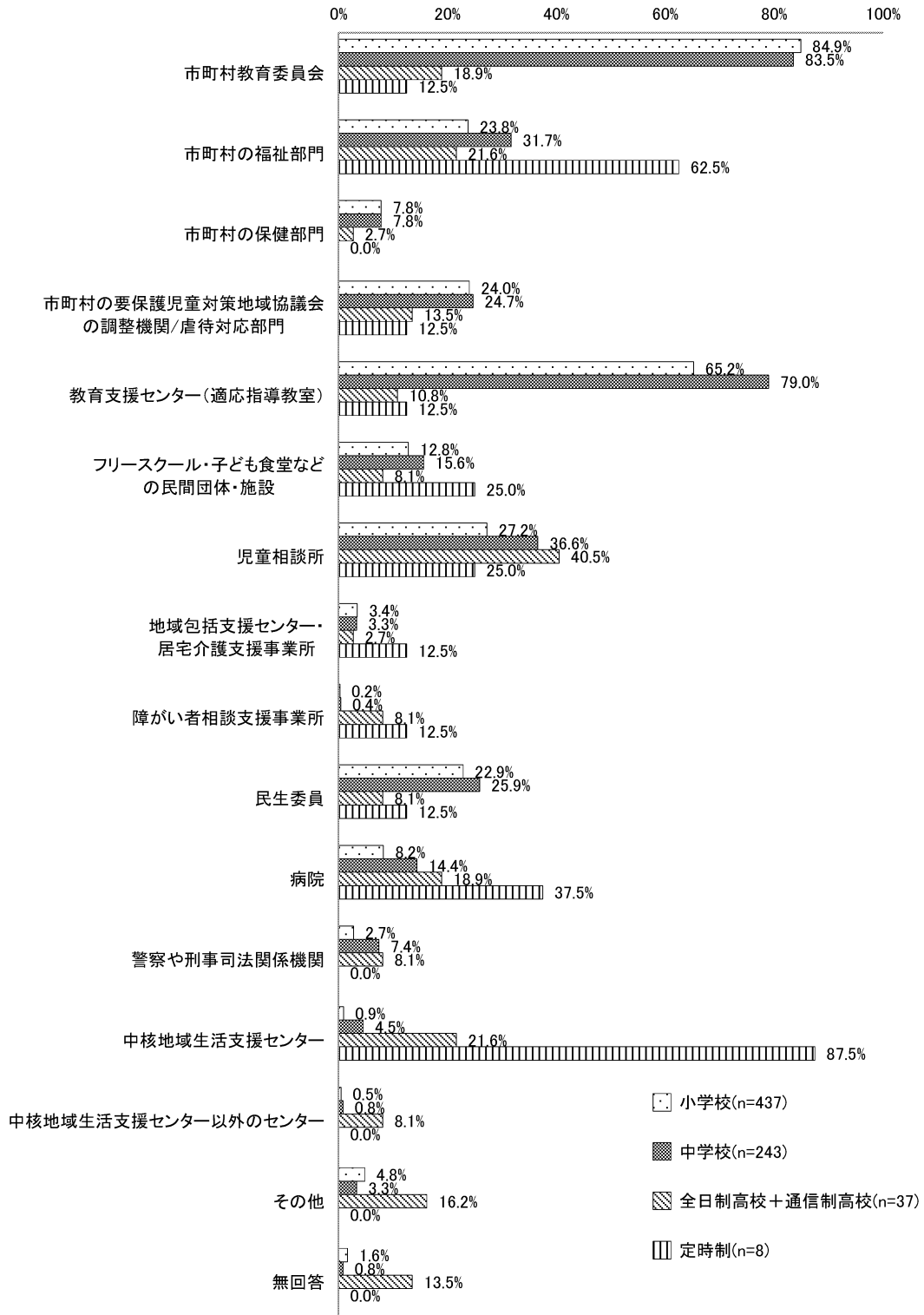
図表 2-149 連携する関係機関_①要保護児童対策地域協議会の登録ケース:複数回答(問6-2_1)



・不登校のケース

「小学校」「中学校」では、「市町村教育委員会」の割合がもっとも高く、それぞれ 84.9%、83.5% となっている。次いで、「教育支援センター(適応指導教室)」の割合が高く、65.2%、79.0% となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「児童相談所」が 40.5% でもっとも割合が高く、次いで「市町村の福祉部門」「中核地域生活支援センター」が 21.6% となっている。

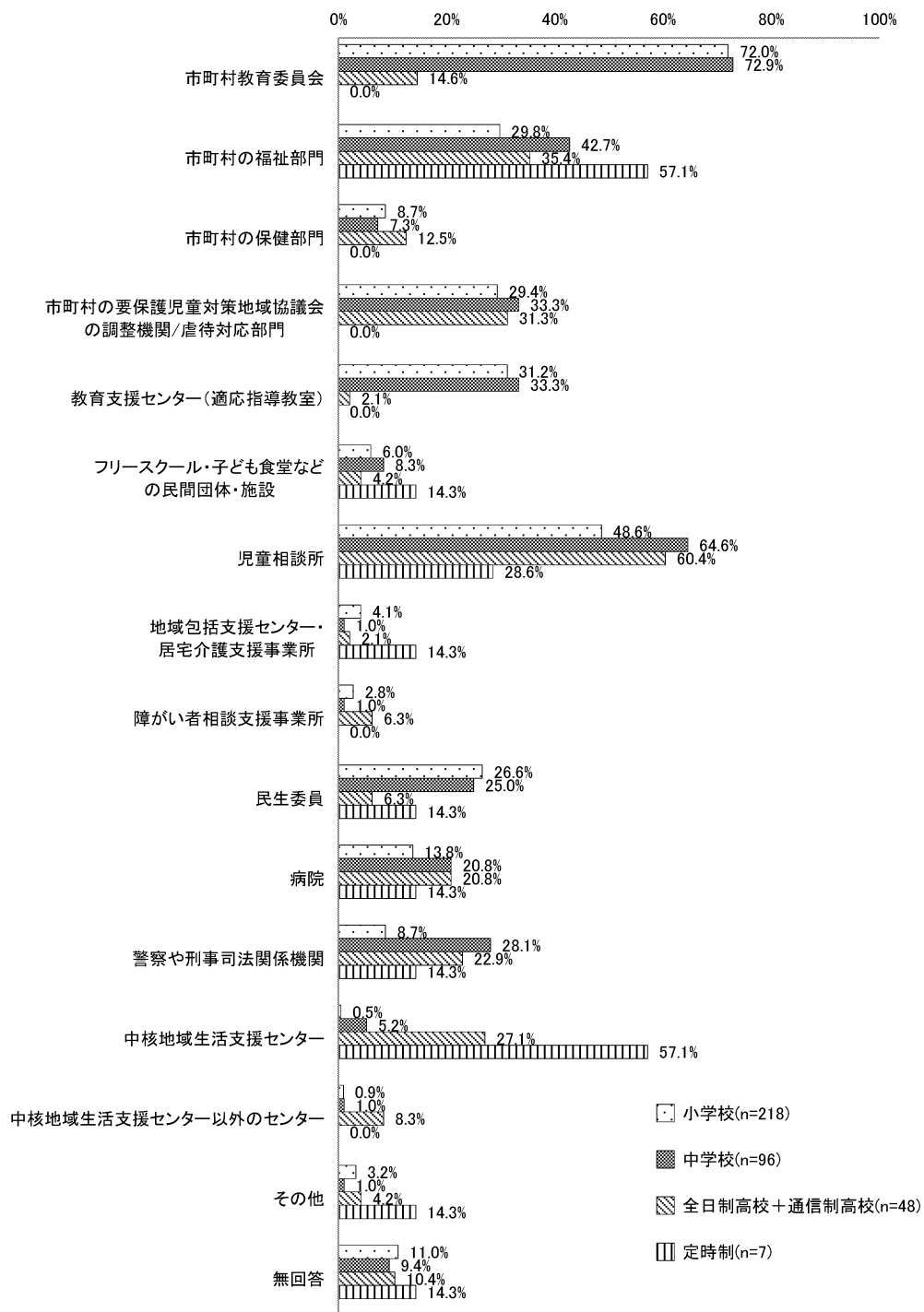
図表 2-150 連携する関係機関_②不登校のケース:複数回答(問 6-2_2)



・要保護児童対策地域協議会の登録ケースや不登校のケース以外のケース

「小学校」「中学校」では、「市町村教育委員会」の割合がもっとも高く、それぞれ72.0%、72.9%となっている。次いで「児童相談所」の割合が高く、それぞれ48.6%、64.6%となっている。「全日制高校+通信制高校」では、「児童相談所」が60.4%でもっとも割合が高く、次いで「市町村の福祉部門」が35.4%となっている。

図表 2-151 連携する関係機関_③要保護児童対策地域協議会の登録ケースや不登校のケース以外のケース:複数回答(問6-2_3)

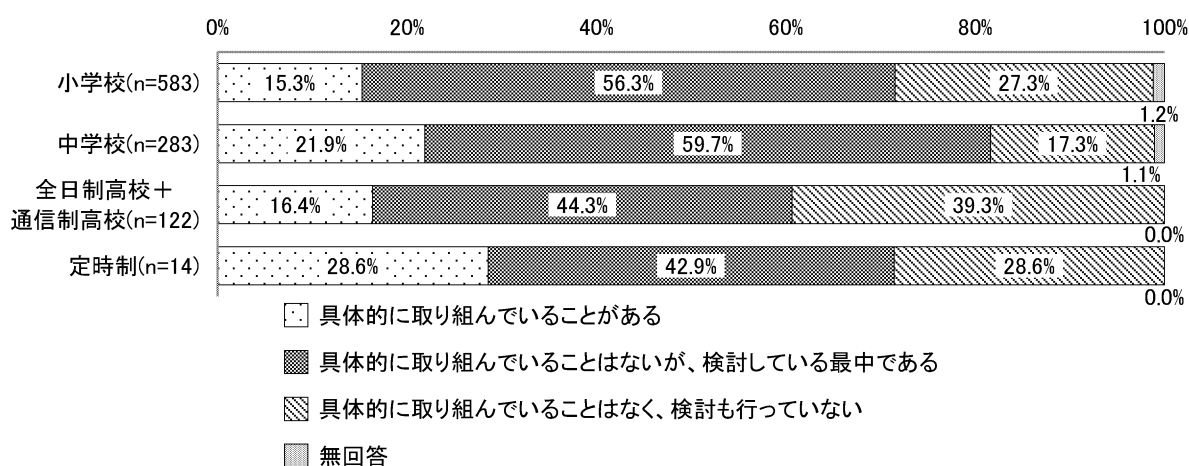


(3) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー」に関する取組の有無

「ヤングケアラー」について、「具体的に取り組んでいることがある」割合は、「小学校」で15.3%、「中学校」で21.9%、「全日制高校+通信制高校」で16.4%となっている。一方、「具体的に取り組んでいることはなく、検討も行ってない」割合は、「小学校」で27.3%、「中学校」で17.3%、「全日制高校+通信制高校」で39.3%となっている。

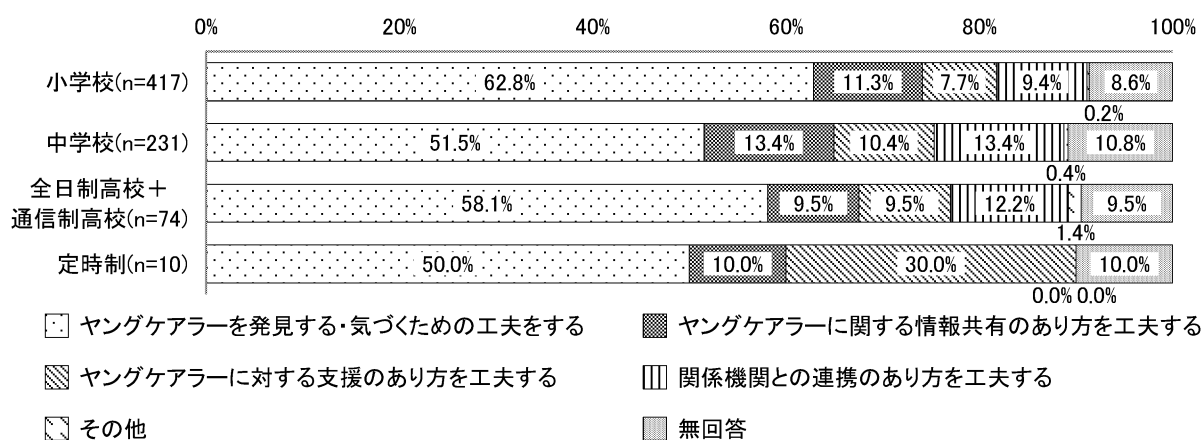
図表 2-152 「ヤングケアラー」に関する取組の有無:単数回答 (問 7)



② 「ヤングケアラー」に関する取組の内容

「ヤングケアラー」に関する取組の内容をみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「ヤングケアラーを発見する・気付くための工夫をする」の割合がもっとも高く、それぞれ62.8%、51.5%、58.1%となっている。

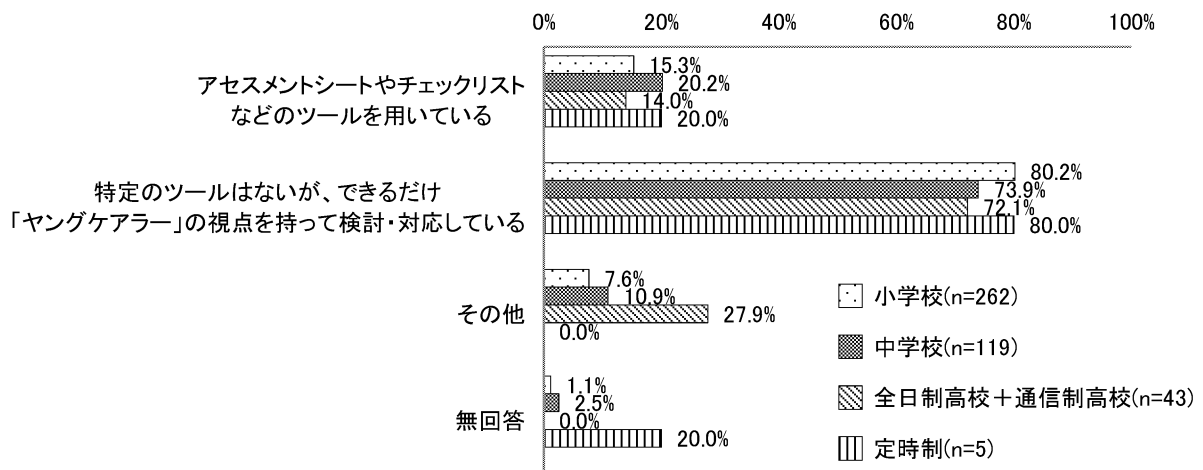
図表 2-153 「ヤングケアラー」に関する取組の内容:単数回答 (問 8)



③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握方法

「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握方法をみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」の割合がもっとも高く、それぞれ 80.2%、73.9%、72.1%となっている。一方、「アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」という割合はそれぞれ 15.3%、20.2%、14.0%にとどまる。

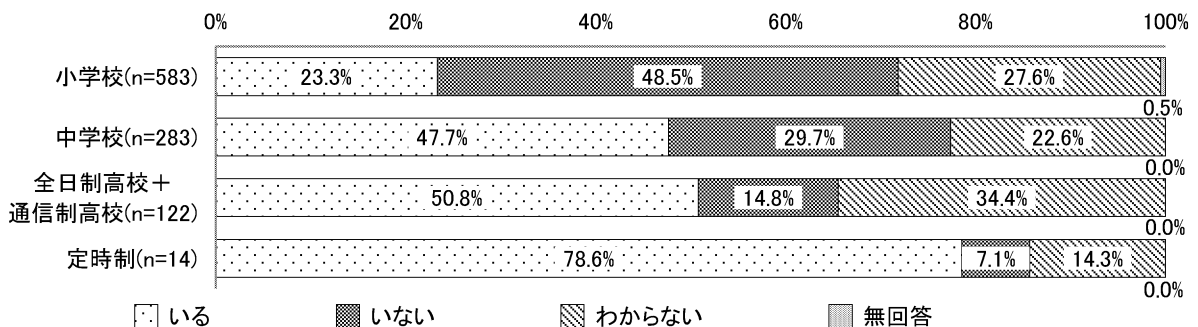
図表 2-154 「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握方法:複数回答(問9)



④ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無

校内に「ヤングケアラー」と思われる子どもが「いる」という割合は「小学校」で 23.3%、「中学校」で 47.7%、「全日制高校+通信制高校」で 50.8%となっている。

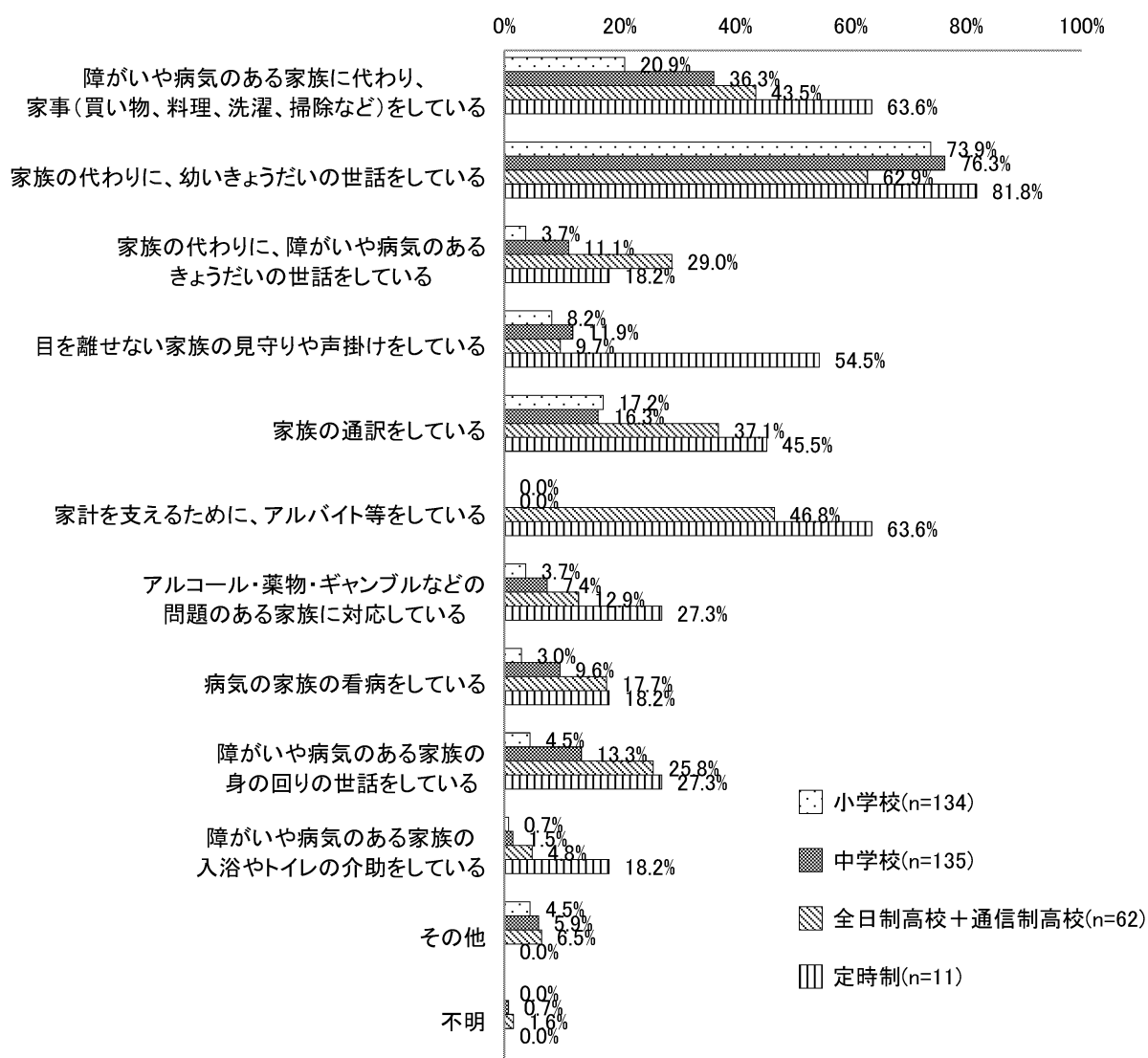
図表 2-155 「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無:単数回答(問10)



⑤ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況

「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況をみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」の割合がもっとも高く、それぞれ73.9%、76.3%、62.9%となっている。次いで、「小学校」「中学校」では「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」の割合が高く（それぞれ20.9%、36.3%）、「全日制高校+通信制高校」では、「家計を支えるために、アルバイト等をしている」の割合が高い（46.8%）。

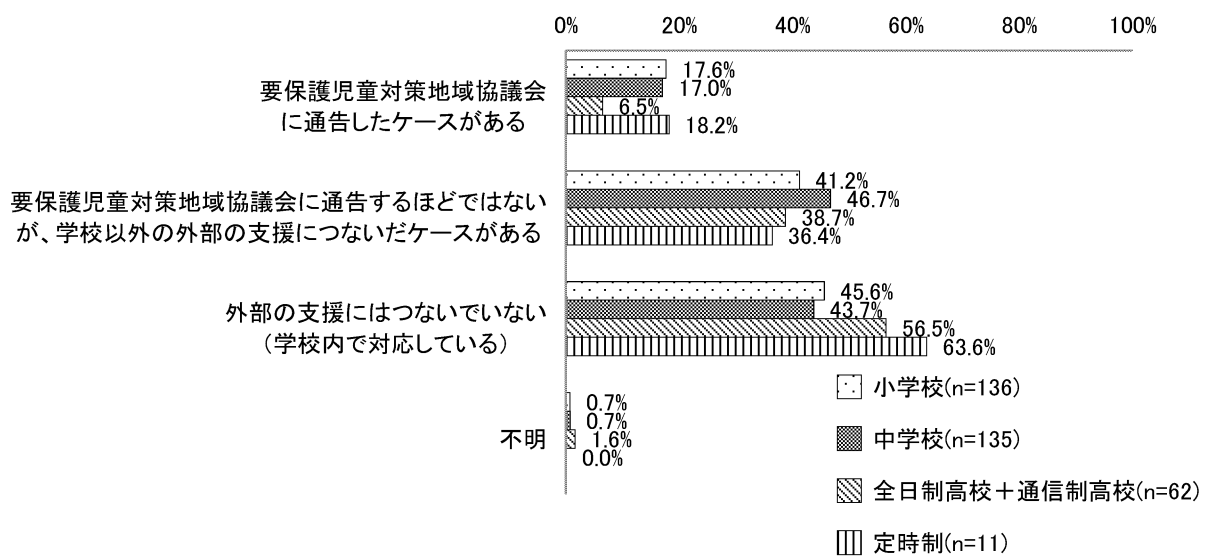
図表 2-156 「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況:複数回答（問 11-1）



⑥ 「ヤングケアラー」と思われる子どもについて、学校以外の外部の支援につないだケースの有無

「ヤングケアラー」と思われる子どもについて、過去1年以内に学校以外の外部の支援につないだケースの有無をみると、「要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」という割合は、「小学校」で17.6%、「中学校」で17.0%、「全日制高校+通信制高校」で6.5%となっている。また、「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある」という割合は、それぞれ41.2%、46.7%、38.7%となっている。また、「外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」という割合は、それぞれ45.6%、43.7%、56.5%となっている。

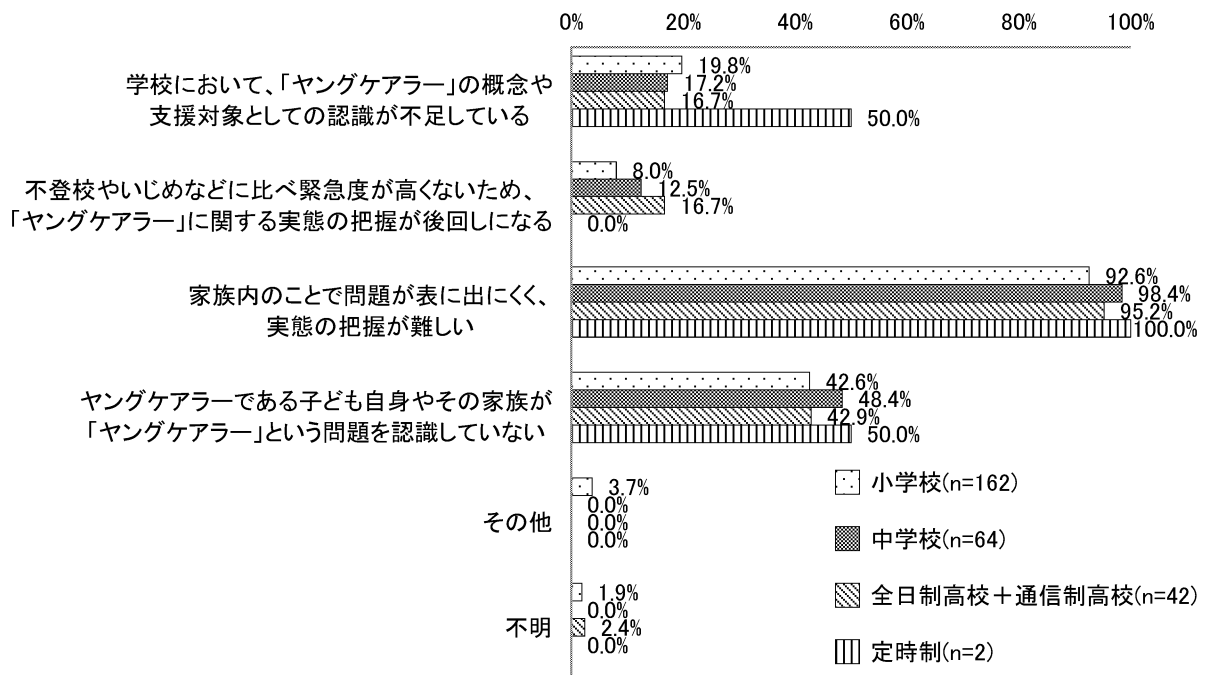
図表 2-157 「ヤングケアラー」と思われる子どもについて、学校以外の外部の支援につないだケースの有無:複数回答（問 11-2）



⑦ 「ヤングケアラー」と思われる子どもが校内にいるかわからない理由

問 10 で「ヤングケアラー」と思われる子どもが校内にいるかわからないと回答した理由をみると、「小学校」「中学校」「全日制高校+通信制高校」では、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」の割合がもっとも高く、それぞれ 92.6%、98.4%、95.2%となっている。次いで、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」の割合が高く、それぞれ 42.6%、48.4%、42.9%となっている。

図表 2-158 「ヤングケアラー」と思われる子どもが校内にいるかわからない理由:複数回答(問 12)

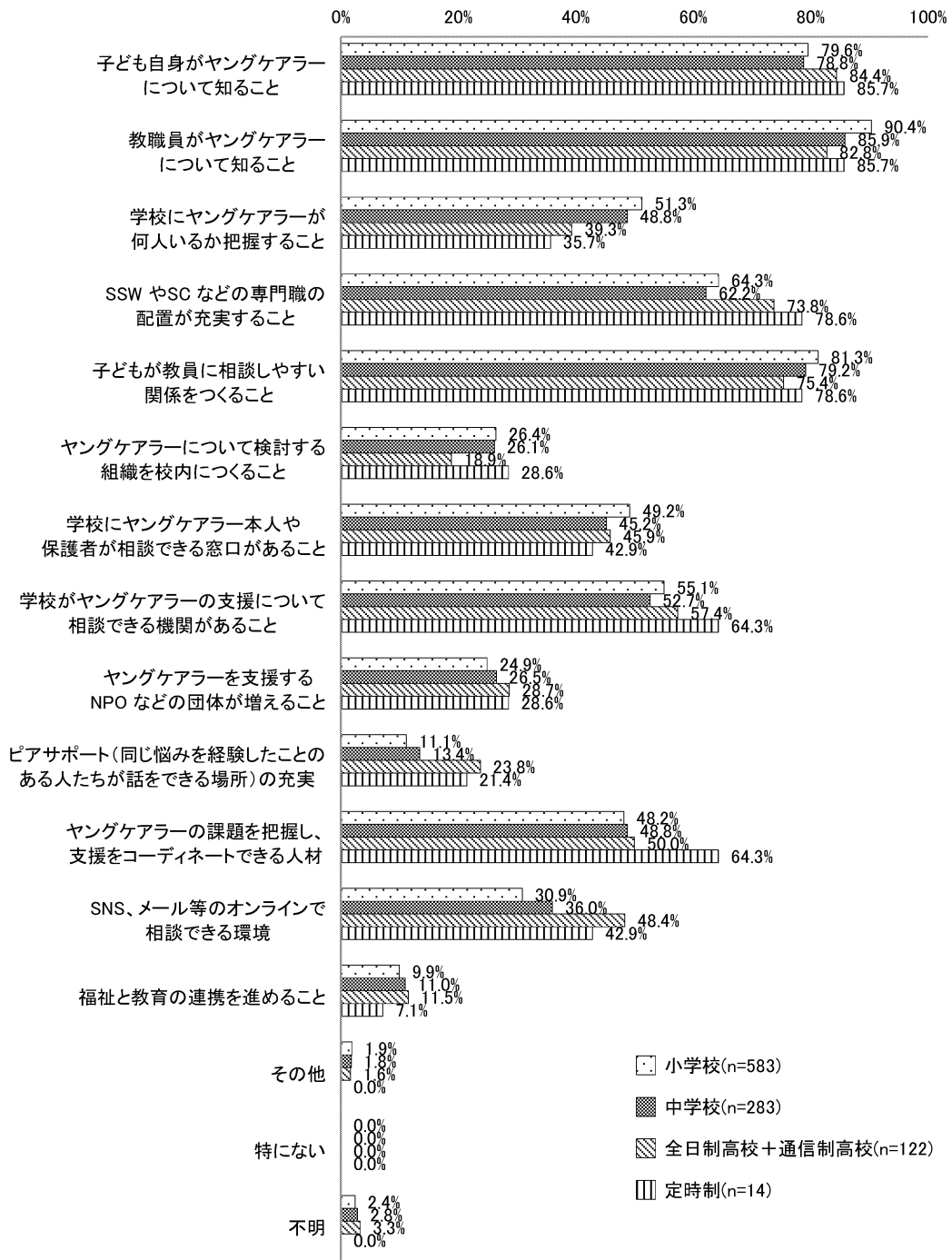


⑧ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うこと

ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことをみると、「小学校」「中学校」では、「教職員がヤングケアラーについて知ること」の割合がもっとも高く、それぞれ90.4%、85.9%となっている。次いで、「子どもが教員に相談しやすい関係をつくること」の割合が高く、それぞれ81.3%、79.2%となっている。

「全日制高校+通信制高校」では、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が84.4%でもっとも割合が高く、次いで「教職員がヤングケアラーについて知ること」が82.8%となっている。

図表 2-159 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うこと



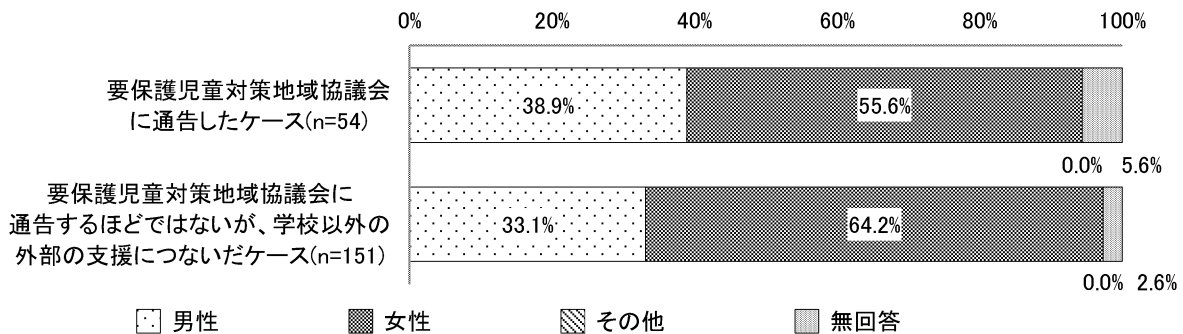
(4) ヤングケアラーと思われる子どもについて、外部の支援につないだケースの概要

「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合に、直近のケースについて回答をいただいた。全体で、「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」については54件のケース、「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」については151件のケースを収集した。収集したケースの概要は以下の通りである。

①性別

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「男性」が38.9%、「女性」が55.6%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「男性」が33.1%、「女性」が64.2%となっている。

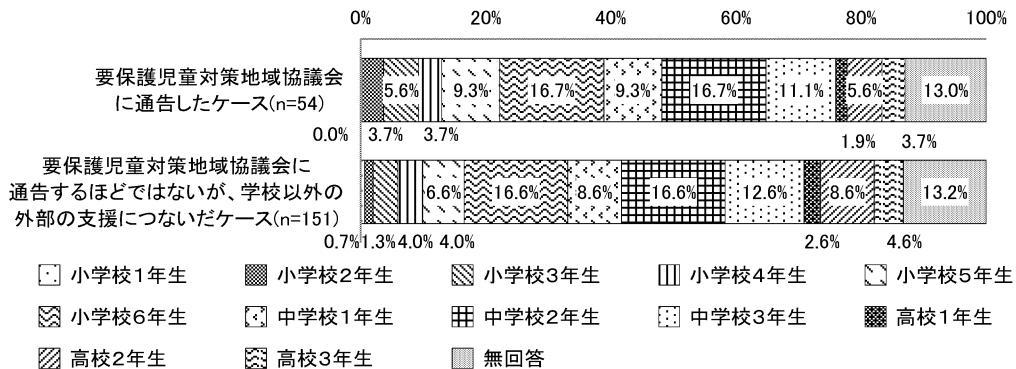
図表 2-160 <外部の支援につないだケース>性別:単数回答(項目1)



②学年

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「小学校6年生」「中学校2年生」が16.7%でもっとも割合が高く、次いで「中学校3年生」が11.1%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「小学校6年生」「中学校2年生」が16.6%でもっとも割合が高く、次いで「中学校3年生」が12.6%となっている。

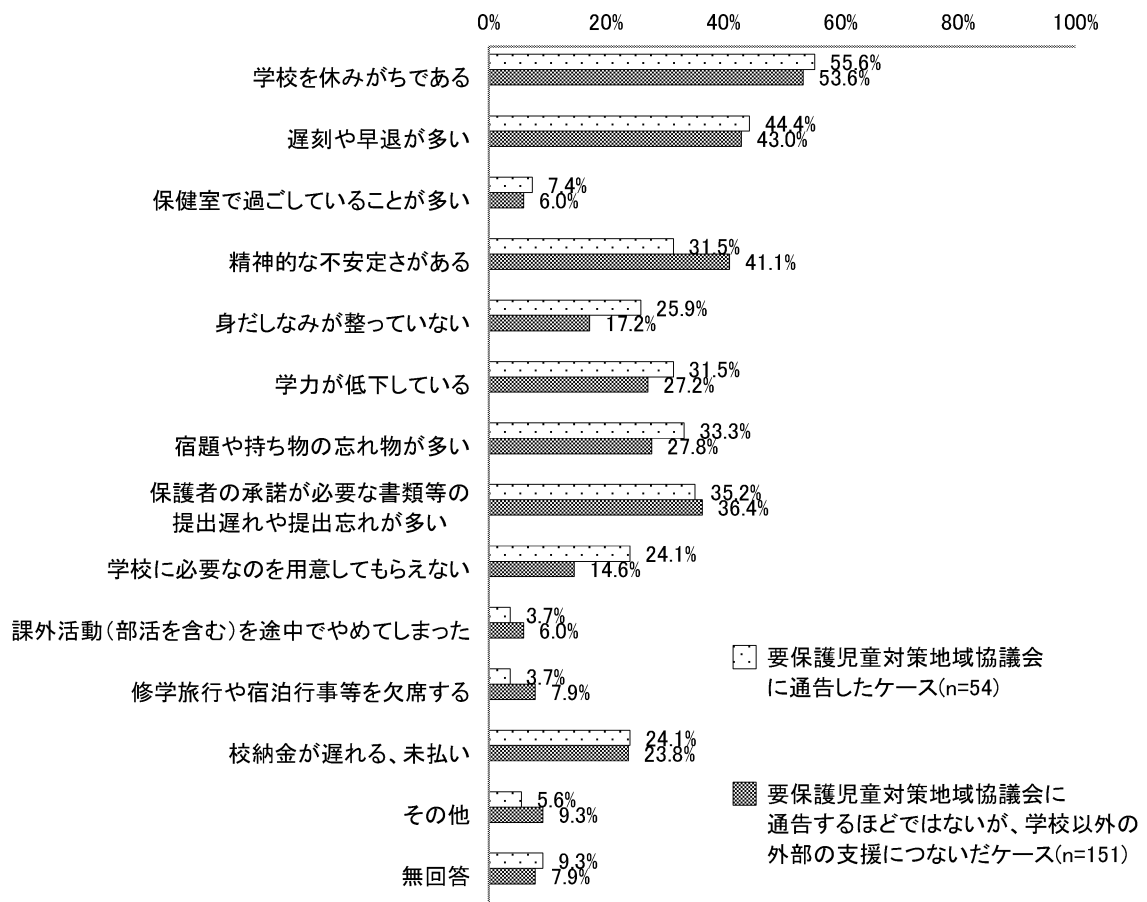
図表 2-161 <外部の支援につないだケース>学年:単数回答(項目2)



③学校生活の状況

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「学校を休みがちである」が55.6%でもっとも割合が高く、次いで「遅刻や早退が多い」が44.4%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「学校を休みがちである」が53.6%でもっとも割合が高く、次いで「遅刻や早退が多い」が43.0%となっている。

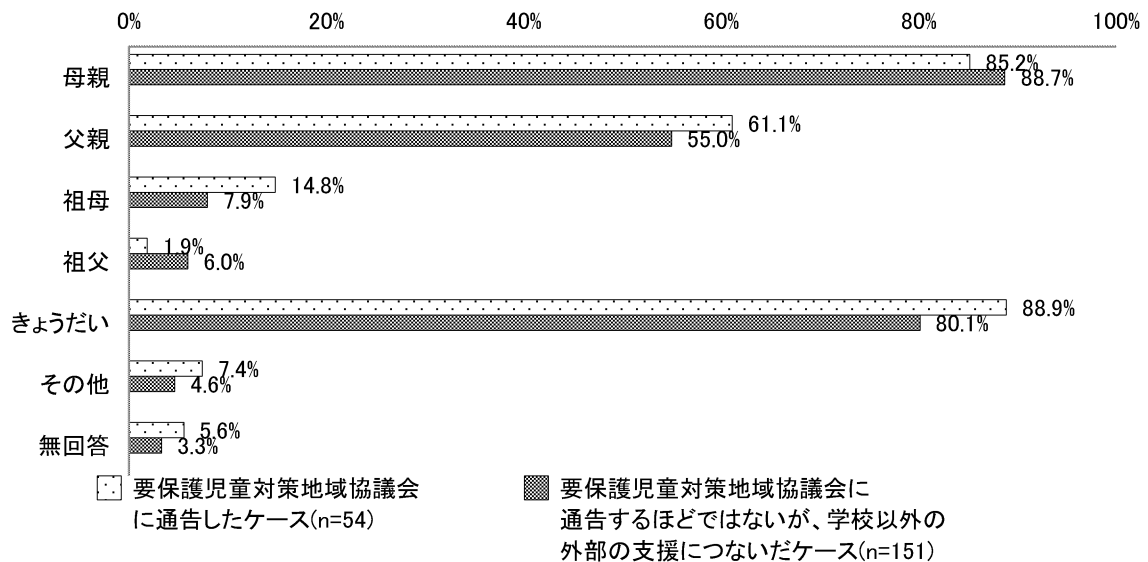
図表 2-162 <外部の支援につないだケース>学校生活の状況:複数回答(項目3)



④家族構成

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「きょうだい」が88.9%でもっとも割合が高く、次いで「母親」が85.2%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「母親」が88.7%でもっとも割合が高く、次いで「きょうだい」が80.1%となっている。

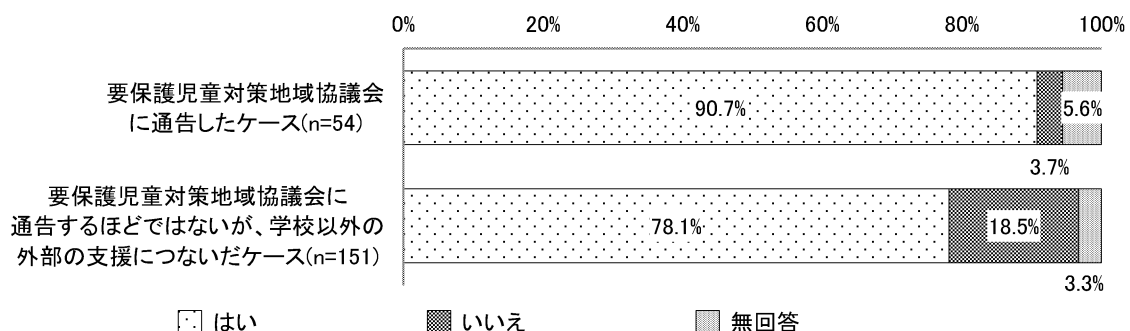
図表 2-163 <外部の支援につないだケース>家族構成:複数回答(項目4)



⑤家庭でのケアの状況の把握の有無

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「はい」が90.7%、「いいえ」が3.7%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「はい」が78.1%、「いいえ」が18.5%となっている。

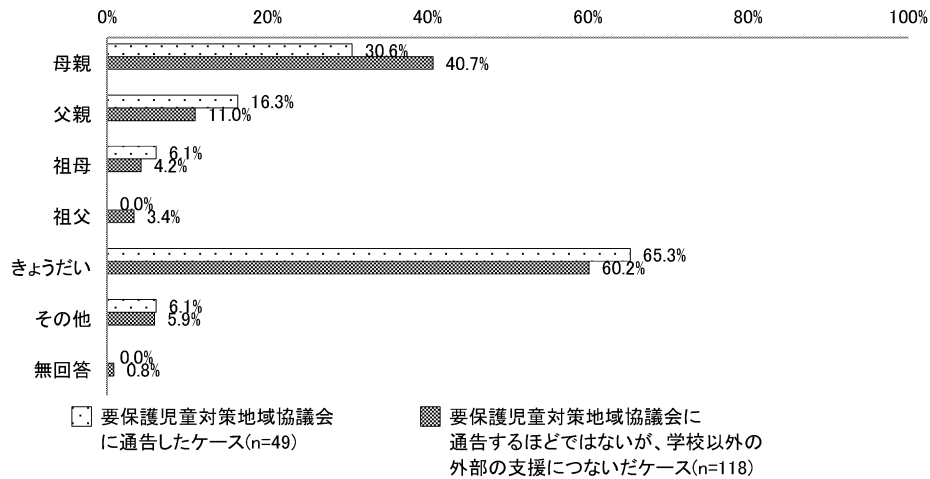
図表 2-164 <外部の支援につないだケース>家庭でのケアの状況の把握の有無:単数回答(項目5)



⑥ケアを必要としている人

「きょうだい」の割合がもっとも高く、それぞれ65.3%、60.2%となっている。次いで「母親」の割合が高く、それぞれ30.6%、40.7%となっている。

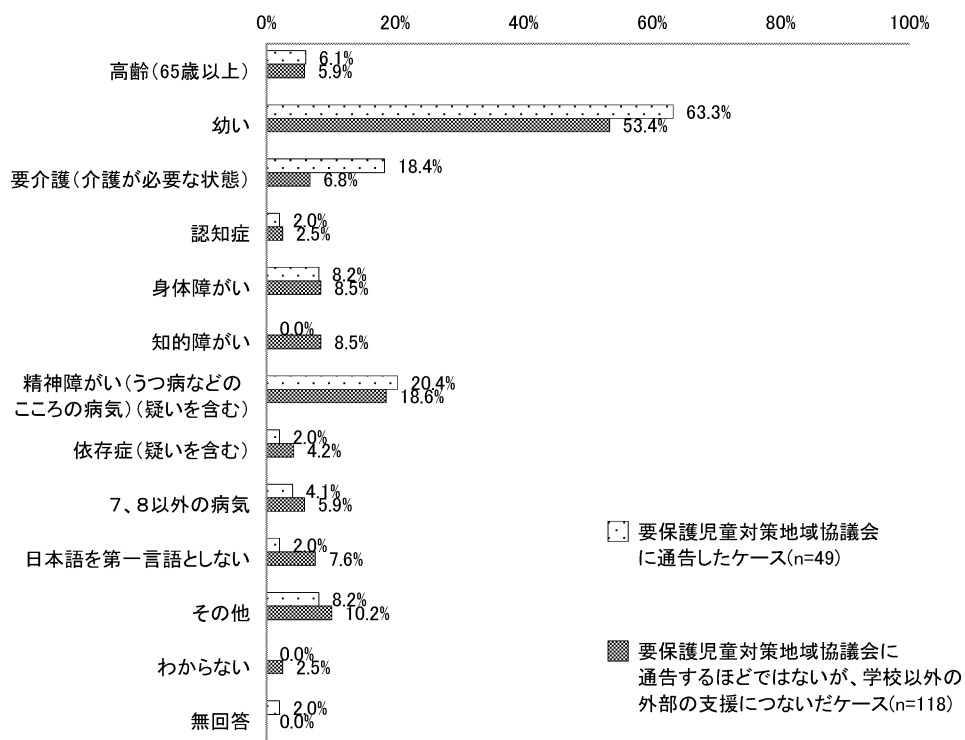
図表 2-165 <外部の支援につないだケース>ケアを必要としている人:複数回答(項目 5-1)



⑦ケアを必要としている人の状況

「若い」の割合がもっとも高く、それぞれ63.3%、53.4%となっている。次いで「精神障がい(うつ病などのこころの病気)(疑いを含む)」の割合が高く、それぞれ20.4%、18.6%となっている。

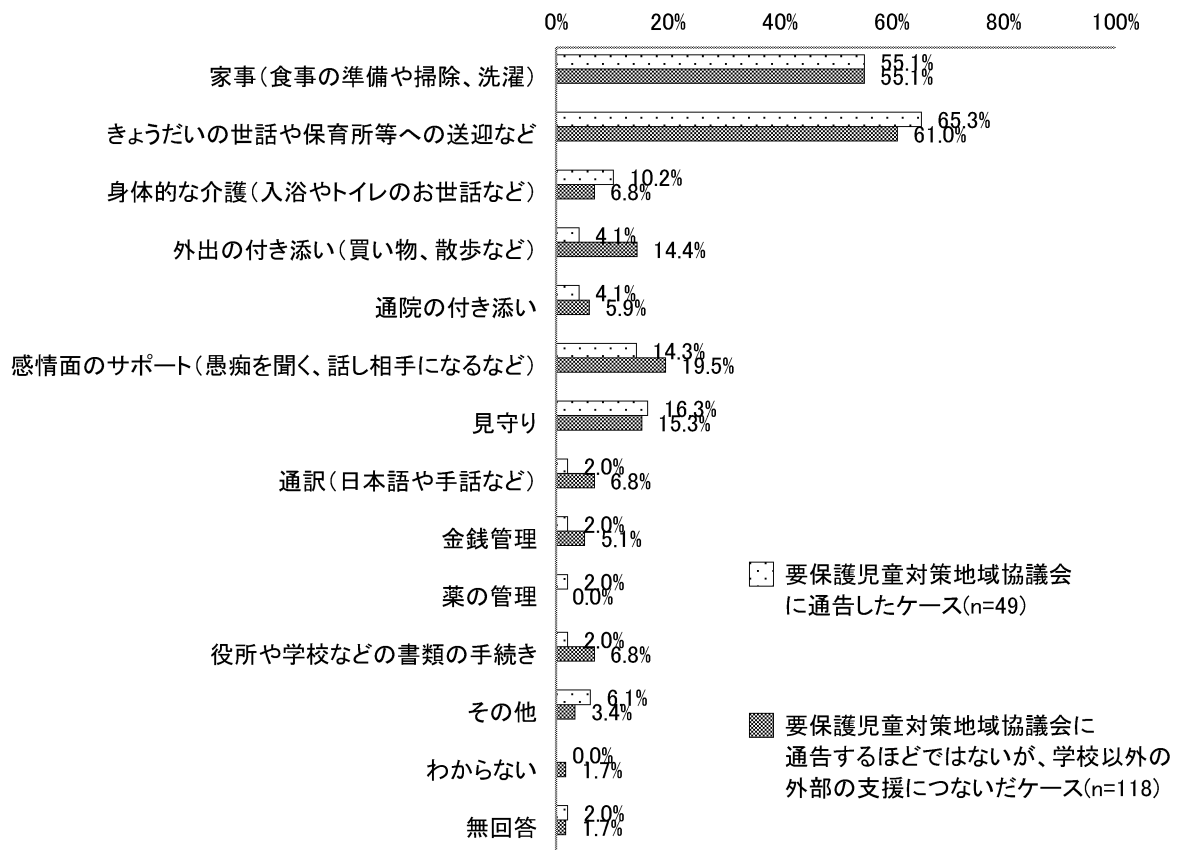
図表 2-166 <外部の支援につないだケース>ケアを必要としている人の状況:複数回答(項目 5-2)



⑧ケアの内容

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」では、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が65.3%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が55.1%となっている。「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」では、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が61.0%でもっとも割合が高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が55.1%となっている。

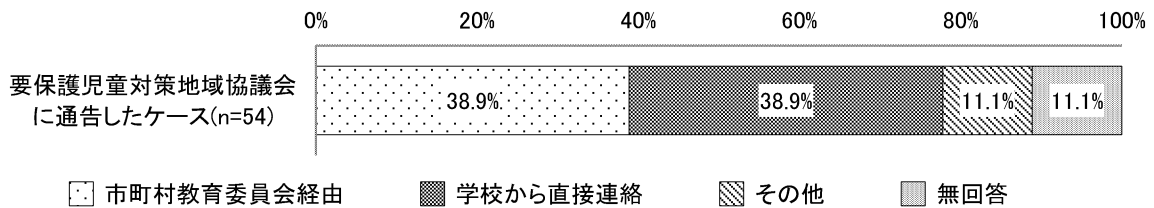
図表 2-167 ケアの内容:複数回答（項目 5-3）



⑨要保護児童対策地域協議会への通告ルート

「要保護児童対策地域協議会に通告したケース」における通告ルートを見ると、「市町村教育委員会経由」「学校から直接連絡」が38.9%でもっとも割合が高く、次いで「その他」が11.1%となっている。

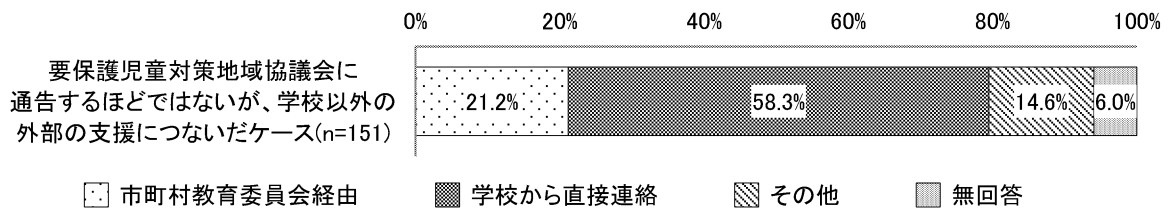
図表 2-168 要保護児童対策地域協議会への通告ルート:単数回答 (ケース①項目 7)



⑩ (要保護児童対策地域協議会以外の) 外部機関へのつなぎ方

「要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース」における外部機関へのつなぎ方を見ると、「学校から直接連絡」が58.3%でもっとも割合が高く、次いで「市町村教育委員会経由」が21.2%となっている。

図表 2-169 外部機関へのつなぎ方:単数回答 (ケース②項目 8)



5 要保護児童対策地域協議会アンケート結果

(1) ケース登録件数

① ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数

要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数の合計は、令和元年度で 13,818 件、令和2年度で 15,281 件であった（いずれも 49 協議会における登録件数の合計）。うち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数は、令和元年度で 105 件（44 協議会における合計）、令和2年度で 126 件（43 協議会における合計）であった。

図表 2-170 ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数（令和元年度実績）

:数量回答（問 1）

令和元年度	n	合計	最大値	最小値	平均	中央値
① 問1.1.1.要保護児童ケース登録件数(令和元年度)	37	6,769	1,382	0	183	41
② 問1.1.2.要保護児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	32	50	24	0	2	0
③ 問1.2.1.要支援児童ケース登録件数(令和元年度)	36	2,945	742	0	82	29
④ 問1.2.2.要支援児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	31	36	9	0	1	0
⑤ 問1.3.1.特定妊婦ケース登録件数(令和元年度)	38	358	65	0	9	5
⑥ 問1.3.2.特定妊婦ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	29	0	0	0	0	0
⑦ 問1.4.1.ケース登録件数の総数(令和元年度)	15	3,774	1,212	0	252	162
⑧ 問1.4.2.ケース登録件数の総数のうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和元年度)	13	19	8	0	1	0
⑨ ケース登録件数の合計(問1.1.1、問1.2.1、問1.3.1の合計または問1.4.1)	49	13,818	1,726	0	282	110
⑩ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数の合計(問1.1.2、問1.2.2、問1.3.2の合計または問1.4.2)	44	105	30	0	2	0

図表 2-171 ケース登録件数および「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数（令和2年度実績）

:数量回答（問 1）

令和2年度	n	合計	最大値	最小値	平均	中央値
⑪ 問1.5.1.要保護児童ケース登録件数(令和2年度)	37	7,627	1,851	0	206	40
⑫ 問1.5.2.要保護児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	32	67	26	0	2	0
⑬ 問1.6.1.要支援児童ケース登録件数(令和2年度)	36	3,137	807	0	87	25
⑭ 問1.6.2.要支援児童ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	31	35	7	0	1	0
⑮ 問1.7.1.特定妊婦ケース登録件数(令和2年度)	38	356	70	0	9	5
⑯ 問1.7.2.特定妊婦ケースのうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	28	0	0	0	0	0
⑰ 問1.8.1.ケース登録件数の総数(令和2年度)	15	4,194	1,259	0	280	152
⑱ 問1.8.2.ケース登録件数の総数のうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数(令和2年度)	13	24	14	0	2	0
⑲ ケース登録件数の合計(問1.5.1、問1.6.1、問1.7.1の合計または問1.8.1)	49	15,281	2,083	0	312	125
⑳ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数の合計(問1.5.2、問1.6.2、問1.7.2の合計または問1.8.2)	43	126	32	0	3	0

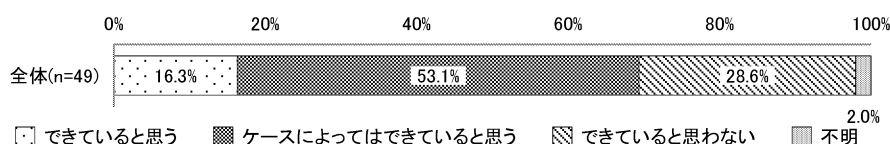
※問 1 では、登録ケースの件数をケースの種別ごとおよび総数にて把握したところ、ケースの種別ごとの件数のみの回答があった場合や総数についてのみ回答があった場合、ケース種別ごとの件数と総数の両方に回答があった場合がみられた。ケース件数の総数の把握のため、⑨、⑩、⑱、⑳において、ケース種別ごとの件数の積算または総数の回答のいずれかを採用し、集計を行っている。具体的には、⑨は⑦の回答があった場合は⑦の値、⑦の回答がなくかつ①・③・⑤のいずれかで回答があった場合は①・③・⑤の合計件数をもとに統計量を算出。同様に、⑩は⑧の値または②・④・⑥の値をもとに算出、⑱は⑰または⑪・⑬・⑮の値をもとに算出、⑳は⑱または⑫・⑭・⑯の値をもとに算出。なお、ケースの種別ごとの件数と総数の両方に回答のあったサンプルがあるため、例えば、⑨の合計は、①の合計、③の合計、⑤の合計、⑦の合計の和にはならない。

(2) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応

① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応・支援の実施状況

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応や支援ができているかどうかをみると、「できていると思う」が16.3%、「ケースによってはできていると思う」が53.1%、「できていると思わない」が28.6%となっている。

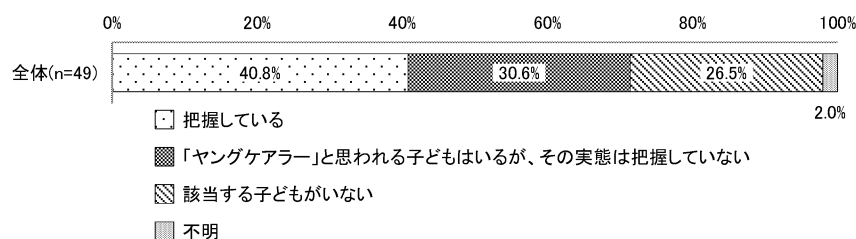
図表 2-172 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応・支援の実施状況:単数回答(問2)



② 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握

「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしているかどうかをみると、「把握している」が40.8%、次いで「「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が30.6%となっている。

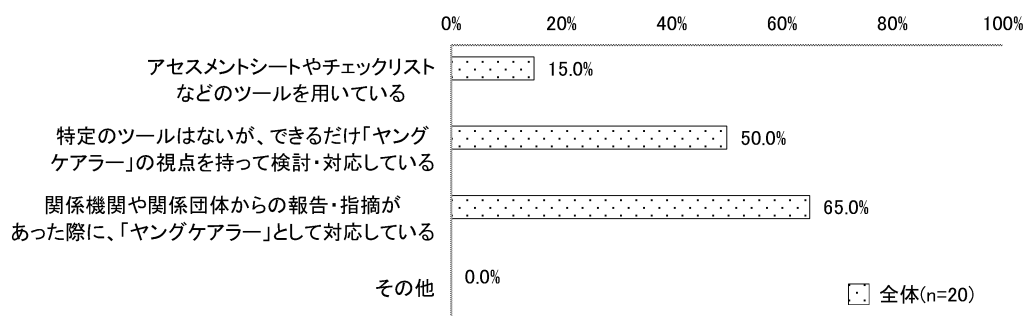
図表 2-173 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態の把握:単数回答(問3)



③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の方法

「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしている方法をみると、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している」が65.0%、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が50.0%となっている。

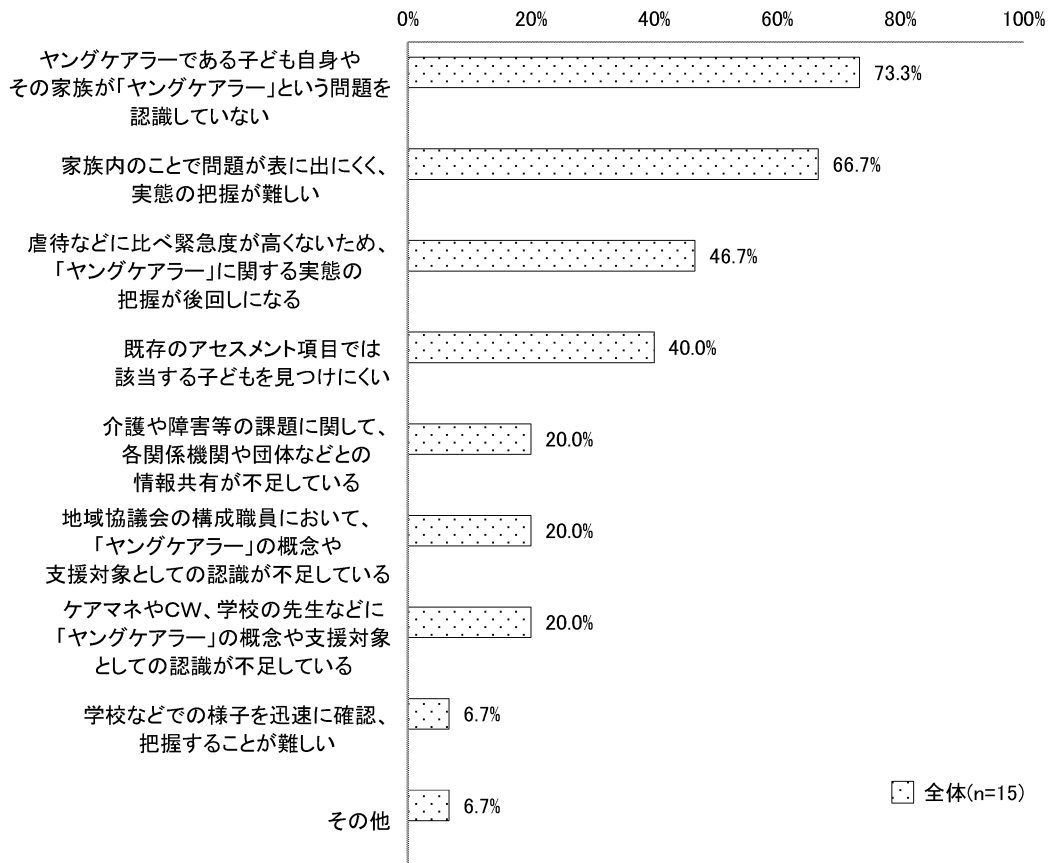
図表 2-174 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の方法:複数回答(問4)



④「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していない理由

「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない要対協について、その理由をみると、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が73.3%でもっとも割合が高く、次いで「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が66.7%となっている。

図表 2-175 「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していない理由:複数回答(問5)

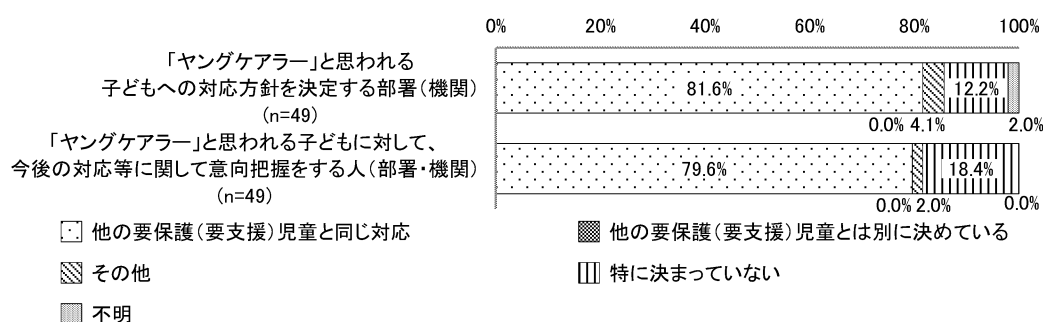


(3) 要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合の対応

① 対応方針を決定する部署（機関）や今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）

要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応方針を決定する部署（機関）をみると、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が81.6%となっている。また、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）をみると、「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が79.6%となっている。

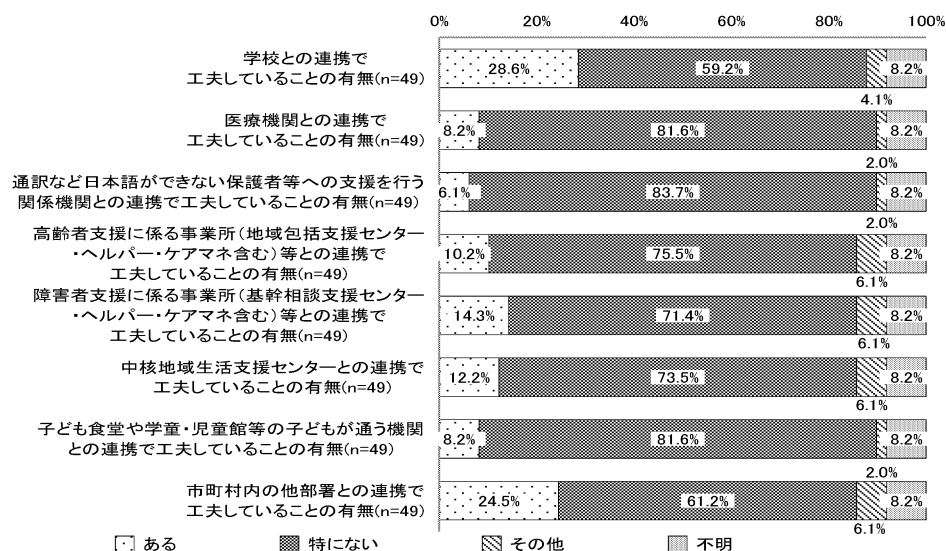
図表 2-176 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）や今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）:単数回答（問 6_1～問 6_2）



② 関係機関との連携の工夫の有無

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、関係機関との連携で工夫していることの有無をみると、学校との連携で工夫していることがある割合は28.6%、市町村内の他部署との連携で工夫していることがある割合は24.5%、障がい者支援に係る事業所等との連携で工夫していることがある割合は14.3%、中核地域生活支援センターとの連携で工夫していることがある割合は12.2%などとなっている。

図表 2-177 関係機関との連携の工夫の有無の有無:単数回答（問 6_3～問 6_10）



③「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、関係機関との連携で工夫していること

■学校との連携で工夫していること

生活アンケートの記載内容や生徒の発言から、ヤングケアラーが疑われるものについては、情報共有を依頼している。
要保護児童・要支援児童とも、毎月1回データにて出席状況や把握している状況を報告いただいている。
登校状況を毎日報告してもらい、遅刻、欠席あれば家庭訪問を実施した。
関係機関に対してヤングケアラーに関する講演会を実施する。
毎学期末、市内小学校と関係機関を交えた、情報共有会を実施。
学校に出向いて教職員と対面で情報共有し、支援方針を一緒に検討している。
県のヤングケアラー研修の内容を教育委員会主催の研修で共有。
定期的な状況確認と情報共有をしている。
実務担当者会議、月例の要支援ケース会議、個別支援会議等により情報共有する。新規ケースについては、都度、情報共有を行う。
学校での適応状況や、相談先の有無を確認している。
各小中学校を訪問し教頭に説明、啓発ポスターの掲示を依頼した。
発見後、要支援児童として取扱、情報の共有を図る。子どもが登校をできることを共通の目標にし、子どもが不利な状況にならないように、子どもの精神的ケアや家族への支援について役割分担を明確にする。

■医療機関との連携で工夫していること

生活アンケートの記載内容や生徒の発言から、ヤングケアラーが疑われるものについては、情報共有を依頼している。
定期的な状況確認と情報共有をしている

■通訳を依頼するなど日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していること

通訳アプリや通訳サービスの活用。
通訳ができる職員を配置している部署と連携して対応している。

■高齢者支援に係る事業所等との連携で工夫していること

介護保険サービス利用状況、ケアマネが把握している家族状況を把握。必要なサービス導入に向け、随時協議。
高齢者支援に関わる担当課や事業所（ケアマネ・ヘルパー）と随時打ち合わせを行い、緊密な情報共有の上で、支援策の検討を行う。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
親族に介護等を要する高齢者がいる場合には、その状態やケアの必要性について調査している。
市内の地域包括支援センター代表者が集まる会に出席し説明。報告する窓口を確認した。

■障がい者支援に係る事業所等との連携で工夫していること

障害福祉サービス利用状況、自立支援医療等の情報を把握。計画相談員から家族状況等を確認し、家庭の課題を共有する。
父親が障害者手帳を所持していたため、ヘルパー派遣を行い、生活支援を行った。
障害者支援センターを要保護児童対策地域協議会実務者会議の構成機関としている。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内において、ヤングケアラーと思われる子どもの、情報共有を図る
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
障害サービスの利用により、子どものケア負担軽減を図る。
障がい者虐待の担当者が集まる実務者会議にて説明した。

■中核地域生活支援センターとの連携で工夫していること

子どもの居場所となれるような社会資源の情報共有。
中核地域生活支援センターを要保護児童対策地域協議会実務者会議の構成機関としている。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
外国人家庭の入管での手続き、夜間・休日の対応等。
中核地域生活支援センターに相談している可能性がある場合には、相談状況について調査している。

■子ども食堂や学童・児童館等の子どもが通う機関との連携で工夫していること

学童の用務の連絡調整の一部を行っている
子ども食堂と協定。心配な子どもの情報をもらう。
子ども食堂や学童の利用により、家事負担の軽減や、居場所の確保を行っている。
子ども食堂等に関わっている民生委員、主任児童委員の定例会に出席し説明した。

■市町村内の他部署との連携で工夫していること

母子保健情報の把握。生活保護担当課への受給歴照会。
生活支援のため、生活保護部署と連携した。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内において、ヤングケアラーと思われる子どもの情報共有を図る。
社会福祉法の支援調整会議で研修。ヤングケアラーについて勉強。
実務担当者会議、月例の要支援ケース会議、個別支援会議等により情報共有を行う。新規ケースについては随時、連絡を行う。
外国人の健診およびコロナワクチン接種、ワクチンパスポートの発行。学校関係の事務手続き補助。

■連携有無について、「その他」の回答の内容

小規模自治体の為、母子手帳交付・新生児訪問等や障害が1つの課内で行われている為情報収集が容易。担当保健師が意識して情報収集を行っている。

保健福祉調整委員会の開催。

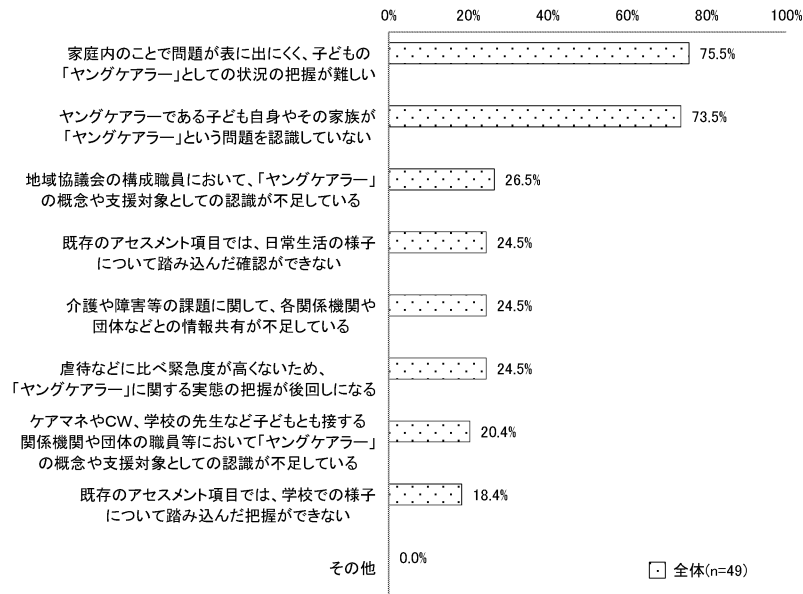
相談部署を特定せずに、ヤングケアラーを発見した部署が、関係部署と連携し、情報共有や支援を行っている。

(4) ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題

① 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題

「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題をみると、「家庭内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい」が75.5%でもっとも割合が高く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が73.5%となっている。

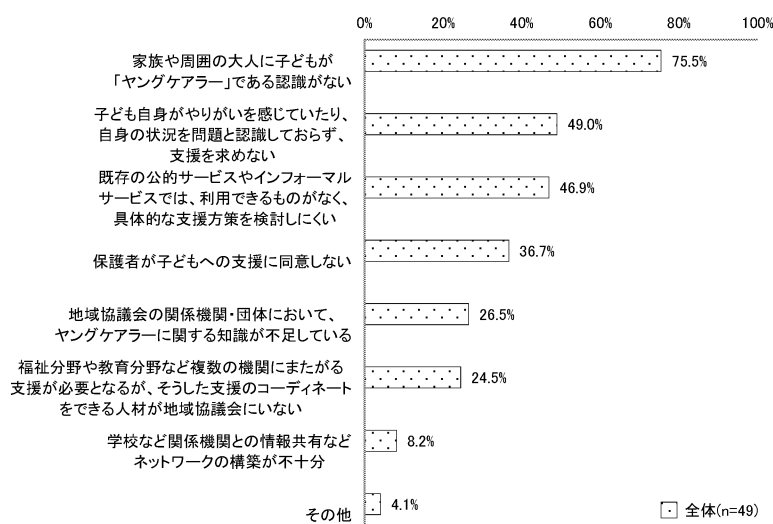
図表 2-178 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題:複数回答(問7)



② 「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題

「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題をみると、「家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない」が75.5%でもっとも割合が高く、次いで「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」が49.0%となっている。

図表 2-179 「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題:複数回答(問8)



(5) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、関係機関に期待すること

①学校に対して期待すること

■学校に対して期待すること

ヤングケアラーかどうかの確認をする機関として一番に情報を入手できるので、気になる場合は本人に確認してもらいたい。
早期に発見し、関係機関で情報共有。
児童のメンタルケア。
アセスメントツールを活用し実態把握をする。
ヤングケアラーが疑われる子どもと面談実施し生活状況を把握すること。
家庭と義務教育の重要性についての話し合いの場を設け、指導（支援）の実施。
ヤングケアラーと思われる子を発見した際は、協議会への相談や、家庭への接触をお願いしたい。
ヤングケアラーである生徒にとって最も身近な所属となるため、相談しやすい体制を整備いただきたい。
ヤングケアラーに関する共通認識を持ち、早期に発見して必要な機関に繋いでほしい。また、子どもが学校に来やすいように、子どもに合わせた受け入れ態勢を構築してほしい。
家事や育児を担うことにより学業への影響（成績不良や居眠り等）が生じている場合、保護者へしっかりと面談などで伝え、適切な状況ではない事を認識してもらうこと。
ヤングケアラー本人の状況把握、本人へのアセスメントを実施し、要対協を含めた必要な福祉機関への繋ぎを期待する。
啓発のための授業や活動を期待します。
子どもに身近な大人として、家庭のことや担っているケアの状況、進路のことについて相談にのっていただき、当事者や保護者の意思を確認しながら、必要な機関に相談を繋いでいただきたい。
学校の先生は非常に多忙と思われるため、「いじめ」や「虐待」「人権」に関する既存のアンケートを活用して、ヤングケアラーに関連することが把握されたら早期に情報提供をいただきたい。
登校状況などリアルタイムでの情報の共有と、子どもと学校の信頼を強固にしてもらうことで、子ども自身の登校意欲を維持してもらいたい。

②ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること

■学校・保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラ一等の支援）

親の面談と子供の状況の確認。
ケアが必要な程度や方法、今後の方針などの情報提供。
子どもの相談相手となり、家庭内での生活状況を把握する。
担任がヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合の対応の流れを組織内で周知する。
学力の遅れに対する不安や友人関係の断絶がないよう根気強い支援の継続
家庭状況の把握及び相談機関へのつなぎ。
学校への登校状況や学校での様子、成績の変化など把握し、情報共有をしてもらいたい。
家庭状況、登校状況、子の状況等日常生活の中で、発見、相談をお願いしたい。
相談につなげる役割。子どもの気持ち、意向についての聞き取り。居場所づくり

子どもの状況の把握を把握し、支援が必要な状況であるかアセスメントし、必要時支援につなげてほしい。
きょうだいの世話等の負担が心配されるケースについては、保護者のみの要件ではなく、ヤングケアラーの負担を軽減できるサービス提供や、関わり時の声掛け等。
子どもには、日常的な声かけに加え、養護教諭やスクールカウンセラーによる面接等を期待します。また、保護者等に対しても寄り添って対応し、相談しやすい関係を構築してほしいです。
保護者や家族と相談関係を築いていただき、保護者や家族の問題意識や相談意思を確認しながら、必要な機関に相談を繋いでいただきたい。
ヤングケアラーと思われる子どもに気付いたら国のマニュアルのアセスメントシートを活用して状況を確認し、学校として情報共有、対応を検討のうえ、支援を要する場合、家庭児童相談室と連携して対応する。

■保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）

保護者の病状や養育力の把握。
家庭児童相談室との情報共有、協働対応。
家庭の実態の丁寧な把握と医療機関や関係機関との連携。
子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り。
保護者へヤングケアラーの負担や影響について説明し、ケア負担軽減のための支援策を提示 必要に応じて関係機関と連携。
精神疾患の家族が安定して生活でき、ヤングケアラーの負担が軽減されるよう、家族の定期受診や必要なサービス利用ができるような継続的な支援。
専門職の立場から、子どもおよび家族への助言や相談対応を期待します。
精神疾患のある家族について、そのケアの必要性や、家族との関係性についてアセスメントしていただきたい。家族や子どもの意思を確認しながら、福祉サービス等を案内していただきたい。
家族の疾患の状態を正確に把握すること。そこから考えられる家族のニーズを予測しながら必要な支援につなげる。

■ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）

ケアの対象者への定期的なアプローチ、サービスの見直し。
事実を把握した場合の速やかな情報提供。
ヤングケアラーと思われる子の、負担軽減のためにも必要なサービス利用に繋いでほしい。
・世帯の経済状況に即しながら、利用可能な単位数の上限までサービスを活用出来るよう支援計画を策定すること。
在宅の現場に潜む課題を把握し、その課題を解決するために、関係機関につなげる。
ヤングケアラーかもしれないといった相談はあるが、なぜそのように判断したのかといった具体的な状況が把握できていないことがあるので、本人や家族に可能な限り聞き取りをしてほしい。
子どもがケアラーにならずに済むよう、家族全体をみて支援を計画、導入してほしい。
要介護者等へヤングケアラーの負担や影響について説明しケア負担軽減のためのケアプランの作成、ケアの提供。
利用者の適切なサービスの利用に繋がることで、家族の負担を減らし、子どもへのしわ寄せが起こらないよう、家庭状況に配慮してほしい。
ヤングケアラーの早期発見と情報提供。介護が必要な家族を支援する際に、子どもがヤングケアラーにならないようなサービス調整。
子どもおよび家族への助言や相談対応を期待します。また、ヤングケアラーの負担を軽減させるためのサービス等に関する提案を期待します。
子どもや家族の意思を確認しながら、高齢者へのサービスだけでなく、子どもに対するサービスもあることなどをご説明いただき、相談につなげていただきたい。

■医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

行政との医療情報の連携強化。
見回り医療等の普及など。
医療機関から自治体へ情報提供し、適切かつ効果的な情報連携の実施。
兄弟が園に通っている児童の面倒をみているといった相談を受けるが、なぜそのように判断したのかといった具体的な状況が把握できていないことがあるので、家族に可能な限り聞き取りをしてほしい。
親の状態が子どもへの影響として表出していないかアセスメントし、必要な支援に繋げてほしい。
治療対象者や保護者へヤングケアラーの負担や影響について説明。
家族の病状に対する医学的なアセスメントと情報の共有。
受診中の患者の子どもが、患者のケアをしなければならない状況を把握した際に、相談や支援につなげてもらう関わり。服薬管理等については訪問看護の利用勧奨等。
精神疾患等のある家族の治療に加えて、子どもが担っているケアの状況についても確認していただき、家族や子どもの意思を確認しながら、福祉サービス等を案内していただきたい。
児童相談所が関与したケースの子ども自身に対しては、地域相談先等を案内していただきたい。

■県（児童相談所など）に対して期待すること（子ども自身への支援）

ケアラー支援者向けの研修開催、各自治体の支援体制及び支援事例の情報提供等、協議会との連携。
ヤングケアラーに係る啓発活動の拡大・継続及び相談窓口について既存の資源を活用するのか、新規に設置するのか含めて整理していただきたいです。
ヤングケアラーのケースについて、相談機関が親との面接などで使用できる物として、関わる上での法的な根拠などが書かれているリーフレットなどがあると助かります。
定期的な訪問、面談等の実施。
聞き取りを行う上でのポイントなどを情報提供してほしい。
ヤングケアラーに対する適切な支援について、研修の充実や助言を受けられる機会があれば良い。
心理判定などを通じて子どもに影響が出ていないかアセスメントして、子どもの支援に繋げてほしい。
市への助言、ヤングケアラー及びケア対象児のリスクが高まった際の連携。
子どもが分離を求めた場合の対応。
個人及び関係機関が相談できる窓口の設置。
ヤングケアラーの市町村における支援体制について充実できるよう、体制構築への助言や研修等支援。
児童虐待の事実があるケースについては、市からの援助依頼や送致に対し一時保護を検討することを期待します。

③その他

■その他の機関に対して期待することや機関によらず期待すること

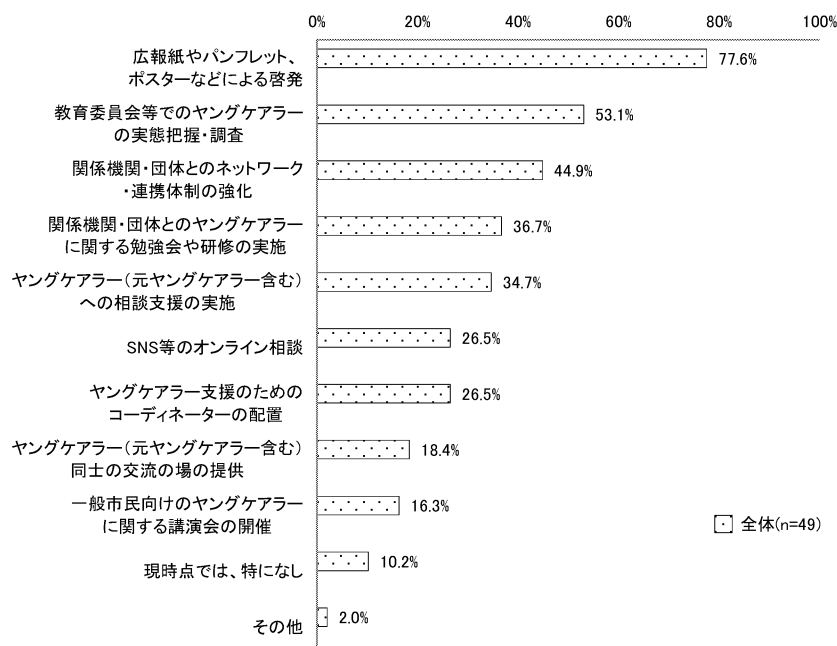
障害サービス、介護サービスの対象にならない家庭において家事支援が必要な場合、公的サービスがない。それを埋める機関が必要。
ヤングケアラーの発見、協議会との連携、担任・SSW等による支援。
民生委員など、地域での支え合いの構築。
ケアが必要な家族の支援を誰が担っているのか、ヤングケアラーの問題を視野に入れて観察していただきたい。
情報をキャッチした場合は要対協へ報告をお願いしたい。
家族の一員として、仕方なく対応している子がいるので、人的援助や金銭的援助が必要。
ヤングケアラーの可能性のある子どもを対象とした、支援検討会議・個別支援会議等の協議の場への参加。
ヤングケアラーの概念等の浸透がさらに進み、子どもの心配な情報を得た場合には、すぐに支援機関に情報共有が図られるよう進めていきたい。
ヤングケアラーの実態を知ってもらい、ヤングケアラーと思われる子を発見するアンテナをもつ。
相談体制、見守り、安心できる場所づくり。
ヤングケアラーの概念と支援のポイントについて理解すること
ヤングケアラーと思われる子どもに気付いたら国のマニュアルのアセスメントシートを活用して状況を確認し、学校として情報共有、対応を検討のうえ、支援を要する場合、家庭児童相談室と連携して対応する。

(6) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として必要な支援

① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援

「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援をみると、「広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が77.6%でもっとも割合が高く、次いで「教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査」が53.1%となっている。

図表 2-180 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援:複数回答(問 10-1)



②「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として必要だと思う支援の具体的な内容

・広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発

国の啓発リーフレット等を活用しての一般市民への啓発。
ホームページ、広報誌、チラシ等による周知活動
市民にヤングケアラーという言葉を広く周知する必要があると思われる。
「ヤングケアラー」の意味や実態の周知の徹底
ヤングケアラーの子と、家庭の手伝いをしている子の違いがわかる内容の啓発物資を作成してほしい。
ヤングケアラーに該当する事例などを広く周知する。 SNS等の電子公告を活用することも有効と思われる。
ヤングケアラーYES/NO フローチャートを掲載し、 自分がヤングケアラーかどうか認識してもらう機会をつくる。
子どもが自らヤングケアラーであると発信できる方法を周知していけるようにポスター等で啓発していく。
市民には、ヤングケアラーの認識はまだ浸透していない状況。広報などでの啓発が必要。
広報を通じて、ヤングケアラーの認知・促進を図る
家族向けの内容
子どもや保護者が利用する施設へポスターの掲示やリーフレットの配布。
ヤングケアラーについて認識が浅い。
市としてホームページや広報誌に掲載して周知を図る。
学校や保育所・幼稚園以外に、商業施設など子どもが目にする場所にポスター掲示 窓口へパンフレットの設置。駅や関係機関でのポスター掲示ホームページへの掲載
学校、市役所での啓発チラシ等の配付及び掲示
広報誌やホームページに、ヤングケアラーの実態及び支援方法に関する記事を掲載し、地域住民の理解を醸成していく。
子育て世代、子ども自身に届くような啓発をしていく。
保護者や子ども向けのリーフレット作成、意識啓発
学校や公民館での掲示等
ヤングケアラーという存在への理解を深め、社会的支援が必要であることを広報する
パンフレットの配布
学校や公的機関等への掲示および設置
パンフレットを市町村に配布、市町村から住民へ周知。
関係機関のみならず、子ども自身がヤングケアラーというものがどういうものなのかがわかるように子ども目線でのパンフレット、ポスターを作成し啓発。
子ども自身に向けた啓発が必要と思われる。
関係機関の中でも、学校等には周知されているが、医療機関への周知に力を入れる必要があると思う。
子ども自身に「ヤングケアラー」とは何か分かりやすく書かれたパンフレットなどを児童全員に配布する。

・一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催

主任児童委員連絡会や実務者会議等で講演会を行う。
地域全体でヤングケアラーに気付く視点を醸成できるような内容とする。
ヤングケアラーがどのようなものなのかを一般市民に周知するための講演会を開催する。
全国調査により把握されたヤングケアラーのケアの内容や時間、相談機関へのつなぎ方等の内容と思われる。
ヤングケアラーも含めた、子どもの健全な育ちを地域で支えることの大切さなどについて当事者や支援団体のスタッフによる講演会。

・教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査

定期的に公立学校での教職員による実態調査を実施。
児童へのアンケート実施、支援体制の構築
ヤングケアラーに該当するか否かを判断するため、アセスメントツールを活用する
実態を把握しにくいいため、所属先があるところでの調査は有効だと思われる。
児童、生徒に対し「ヤングケアラー」を理解してもらい、その後に実態調査等を実施することが必要だと思われる。
ヤングケアラーの事例を生徒へ周知したうえで、自身が該当するかどうかをアンケートにて聞き取る。
内容については、検討がかなり必要であると考えている。
学校でのヤングケアラーに関するアンケートの実施依頼
学校などの所属先での定期的なアンケート調査
児童の所属で実態を把握するケースが多いため。
要対協等を通して情報把握
ヤングケアラーの視点を強化した児童家庭の把握と状況変化に対して即応できるようなものとして行う。
学校と連携し、児童の出席状況や学校での様子などを常に把握して、気になることがあれば、面談をおこなう等
小中学生を対象にアンケートを実施。
定期的に家庭内での様子が確認できるようにアンケートを実施。ヤングケアラーと疑われる児童との面談や家庭訪問の実施。
全国調査と同じ項目で調査するとともに、障害福祉分野や高齢者福祉分野でも実態把握ができるとよいと思われる。

・関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化

要対協の構成機関を中心としたネットワークの構築。
関係している機関と連携して、それぞれでできることをしていく。
連携体制の強化は必要と考えるが、現時点では具体的内容はなし。
要保護児童や要支援児童等への対応で培ったネットワークを生かし、ヤングケアラーの課題を共有することで、体制を強化する。
情報がスムーズに入ってくるようなシステムづくりが必要。
こども園・小中学校の情報収集
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の配布。
学校 教育委員会等と連携し少しずつ進んでいる。
要対協の構成機関の中においても、ヤングケアラーの実態及び支援方法に関する勉強会や研修などを実施し、情報連携の強化を図ってまいりたい。
保育所等の連携
要対協地域協議会における情報共有
個別支援会議、虐待防止対策等ネットワーク会議、個別支援会議の開催
対象児童及び家庭に関する個別支援会議、ケースカンファレンス等
ヤングケアラーを要支援児童としてすべて要保護児童対策地域協議会で管理するのであれば、人員、体制の強化が必要と思われる。
関係機関が集まる既存の会議を利用して定期的に情報共有するとよいと思う。

・関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施

要対協の構成機関等に対して勉強会を開催。
関係機関等にヤングケアラーに関する知識を深めて早期発見、支援ができるようにする必要があると思われる。
必要と考えるが、現時点では具体的内容はなし。
ヤングケアラーの子を発見した際の対応や介入方法についての事例を基にした勉強会や研修を実施してほしい。
ヤングケアラーに該当する事例や、ケース対応するうえで、ヤングケアラーかどうかを選別するために有効な手段等を学ぶ。
ヤングケアラーに関する知識、対応等について。
要保護児童対策地域協議会実務者会議・代表者会議内での勉強会
要対協地域協議会において理解促進のための勉強会等
ヤングケアラーがどのようなものなのか、どのように対応するべきかの研修会を関係機関向けに実施する。
当事者を交えた勉強会ができるとよいと思われる。
関係機関のスタッフは入れ替えがあるため年に1回は勉強会や研修を実施するとよいと思う。

・ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施

公的サービス等の情報提供、支援手続き説明等を行う。 （新規に創設するのではなく、既存制度を強化する）
市ホームページに専用コンテンツを設け、家庭児童相談を促す取り組み。
必要と考えるが、具体的方針無し。
実際に相談支援を実施しながら、市としましてもノウハウの蓄積に努めてまいりたいと考えている。
学校以外で子どもが相談できる場を作る。
当該児童と保護者との仲介的な立場となり、児童が家事等の負担を減らすための代替手段（親族協力や福祉サービス等）を一緒に考えたり、身近な相談役となる存在が必要か。
心のケア、支援サービス等のニーズを探るものとして行う。
ヤングケアラーで悩んでいる子どもや関係者に対する相談窓口の開設、支援の実施を行う。
要支援児童に対する対応と同様でよいと思われる。
各啓発媒体等に相談の窓口（地域協議会）の場所や連絡先を分かりやすくのせていく。

・ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供

自助グループのような場を提供することで、当事者が回復のイメージ作りに繋げる。
他の課題で、先行事例があるため、参考に実施する。
体験談を通じ自分一人ではないことへの肯定や、経験者からのアドバイスを受けられる
民間団体の活用等が可能と考える。

・SNS等のオンライン相談

若者がよく利用する SNS 等のオンライン相談は有効と思われる。
他の課題で、先行事例があるため、参考に実施する。
LINE やメールを活用。
メールやライン等を活用した相談窓口の設置
LINE など子どもにとって身近な相談ツールを活用した体制を構築する。
相談が容易と思われる
いつでもどこでも相談できる体制
子ども自身が相談しやすいように、学校の時間外等、いつでも相談できる環境を整備する。子どもがヤングケアラーについて認識することができるように SNS を使った啓発活動を行う。
AI 等の活用ができると思われる。

・ヤングケアラー支援のためのコーディネーターの配置

コーディネーターが配置されると適切な支援につながると思われる。
支援していくための専門家が必要。
要保護児童対策地域協議会事務局だけの対応には限りがあるので、コーディネーターの配置は必要
S S W等による学校内で相談できる支援者の配置
ヤングケアラーの基準を理解し、しっかりとアセスメントでき、適切な資源につなげることができる人材の配置が必要。
コーディネーター育成のための研修会・講習会の開催
子ども家庭総合支援拠点として取り組むべき課題であれば、専任の職員が必要である等の意見を明確に示してほしい。現状ヤングケアラーの支援を充実できる体制ではない。
市町村向けに研修会の開催。
障害、高齢者支援の経験者や、元ヤングケアラー等の当事者が配置されるとよいと思われま

・その他

ケアの対象者に対する福祉サービス、インフォーマルな社会資源の充実
実際にケア負担を軽減・代替できる施策の提供。
家事援助等、精神面のみでなく実際に児の手助けになるような支援
ヤングケアラー支援のケースに応じた標準的対応をまとめたガイドラインを国において策定
話しやすい「大人」との関係づくり

6 実態調査結果等から見てきた主な課題

(1) 早期発見・把握から支援への連携

① 子ども自身からの相談

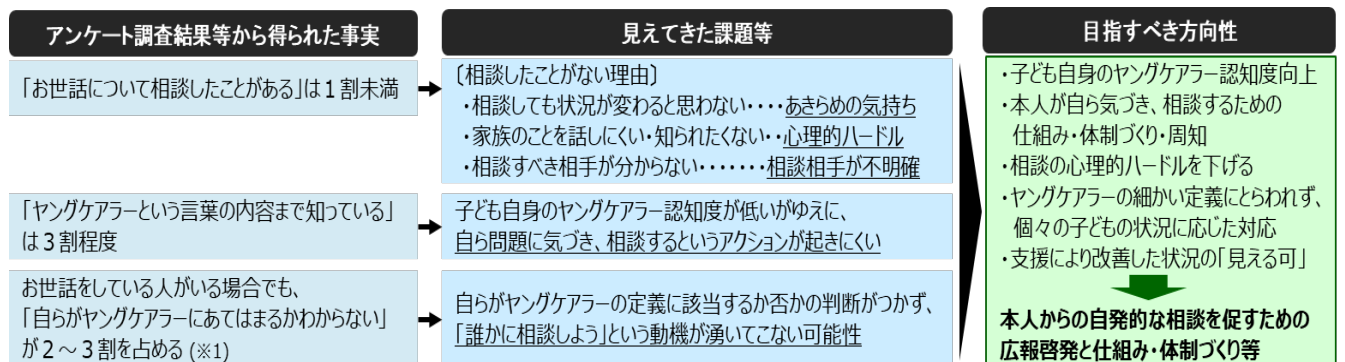
アンケート調査において、「お世話について相談したことがある」と回答した子どもは1割未満にとどまり、子どもからの自発的な相談が極めて少ない現状が判明した。相談したことがない理由を「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答した子どもを除き、相談したくても相談できない(しない)理由は大きく分けて以下3点と考えられる。

- ・「相談しても状況が変わらぬと思わない」… 現状を改善させることをあきらめている
- ・「家族のことを話しにくい・知られたくない」… 相談に対する心理的ハードル・抵抗感
- ・「相談すべき相手が分からない」… 誰に(どこに)相談すればよいか分からない

加えて、子ども自身のヤングケアラー認知度の低さも、子どもが自ら問題に気づき、誰かに相談しようという動機が湧きにくい要因の一つとなっていることが考えられる。

子ども自身からの自発的な相談を促し、適切な支援につなげるためには、積極的な広報啓発によるヤングケアラーの認知度向上に加え、子どもが気軽に相談しやすい仕組み・体制等を構築していく必要がある。

図表 2-181



(※1) 一方、「ヤングケアラーにあてはまる」との回答は1割未満に留まる。

② 相談体制

「お世話について相談したことがある」と回答した子どもに対し、誰に相談したかをたずねた設問では、相談相手は家族・友人が大半を占めた。子どもが置かれている状況の問題点を正しく認識し、適切な支援につなげるためには、一定の知識・経験等を有する専門人材や教職員等が極力相談を受けるような体制をつくることが望ましい。

一方、千葉県には、現在、ヤングケアラー支援に特化した専門の相談窓口や専門人材は存在しない。今後は相談窓口の設置等による「接点の拡大」、専門人材の配置・活用等による「相談対応の高度化」と「支援へのスムーズな橋渡し」を推進していくことが望まれる。

また、相談チャンネルについても、子どもが最も希望する「対面」ではアウトリーチの要素を入れつつ、「SNS」では既存の SNS 相談窓口の更なる有効活用策を講じるなど、相談チャンネル

のマルチ化を図り、あらゆる手段で全方向から相談を吸い上げるような体制を検討する必要がある。

図表 2-182

アンケート調査結果等から得られた事実	見えてきた課題等	目指すべき方向性
(お世話について相談した経験がある子どもが) 相談した相手は「家族」「友人」が大半	→ 家族や友人に相談しても、「頑張り」等の激励の言葉に留まり、 具体的な支援にまで至らない懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援のための窓口整備 <ul style="list-style-type: none"> →対面、SNS、電話等のマルチチャネル化 →本人・家族、学校等からの相談を総合的に受け付けるワンストップ型相談窓口 →アウトリーチの視点 →相談窓口の明確化と周知 ・専門人材の配置 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の整備による接点等の拡大 ・専門人材の配置・活用による <ul style="list-style-type: none"> ①相談対応の高度化 ②支援へのスムーズな橋渡し
千葉県では、児童福祉全般に関する相談窓口 (※2)でヤングケアラーに関する相談も対応	→ ヤングケアラー支援に特化した相談窓口が存在しないため、 ・相談したい場合の相談先が分かりにくい ・相談を受けた機関によって、対応や支援内容等に濃淡が存在する可能性 等	
子どもが希望する相談方法は ①対面 ②SNS ③電話	→ 【対面】ヤングケアラー支援に特化した対面窓口は存在しない 特にアウトリーチによる対面相談手法の検討 【SNS・電話】既存窓口(SNS相談@ちば等)が存在	
(学校アンケート調査) ヤングケアラーを支援するために必要なこととして、 「学校がヤングケアラー支援について相談できる 機関があること」との回答が5割超	→ 教職員が対応に迷った場合に相談するための窓口があれば、 学校における発見・把握から支援につながるケースが増加する 可能性	

(※2) 中核地域生活支援センター・児童相談所等

③周囲の気付き

ヤングケアラーの存在は、子どもとの関わりが多い機関（学校、子どもの相談支援機関、子ども食堂、市町村の児童福祉関係部署、児童相談所等）で働く職員等が、子どもとの何気ない会話によって気付くケースが多い。その会話の中に含まれるヒント等に職員が気付かない場合、そのまま見過ごされてしまうため、特に子どもとの関わりが多い機関で働く職員等に対するヤングケアラー理解度・対応力向上のための勉強会・研修等の開催は不可欠である。

また、教職員を対象としたアンケート調査で、学校内でヤングケアラーを把握する方法として、「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」との回答が7～8割と圧倒的多数を占めた。ヤングケアラーの視点を持って検討・対応することは重要なポイントではあるが、その反面、教職員個人の知識・経験等の属人的資質に依存していることも同時に意味している。今後は、客観的・画一的なアセスメント・対応を可能にする、早期発見・把握のためのツール（チェックリスト・対応フロー等）の作成等が望まれる。

図表 2-183

アンケート調査結果等から得られた事実	見えてきた課題等	目指すべき方向性
子どもとの関わりが多い機関(※)で働く職員等が、 子どもとの何気ない会話等から気づくことが多い	→ 子どもとの会話に含まれるヒント等に職員が気づかない場合、 そのまま見過ごされてしまう懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・職員向け教育・研修等の実施による 職員の「気づく」能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> →「ヤングケアラー」という切り口に限定せず、 幅広く家庭の状況や困難をとらえる視点 ・早期発見・把握のためのツール作成
(学校アンケート調査) ヤングケアラーの把握方法に関して、 「特定のツールはないが、ヤングケアラーの視点を持って 検討・対応」との回答が7～8割と最多	→ 把握のための客観的・画一的なツールが存在せず、 教職員個人のスキル・経験等に基づいた対応が中心	

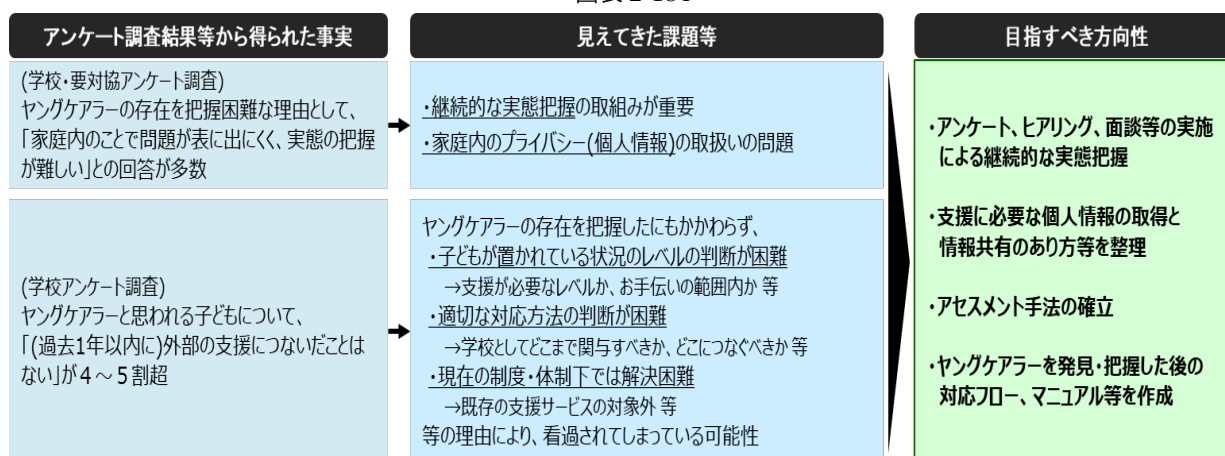
(※) 学校、子どもの相談支援機関、子ども食堂、市町村の児童福祉関係部署、児童相談所等

④実態把握・アセスメント

ヤングケアラーの存在を把握困難な理由として、「家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が多数を占めた。家庭内のプライバシーに立ち入ることの難しさはあるが、アンケート・ヒアリング・面談等の実施による継続的な把握の取組が必要である。同時に、支援に必要な個人情報の、関係機関での情報共有のあり方等についても再検討する必要がある。

また、教職員を対象としたアンケート調査で、ヤングケアラーと思われる子どもが校内にいた場合でも、その4～5割超が外部の支援につながっていないことが分かった。学校現場において、ヤングケアラーへの対応方法に関して適切な判断を下すことが難しく、そのまま看過されてしまっている状況が懸念される。

図表 2-184



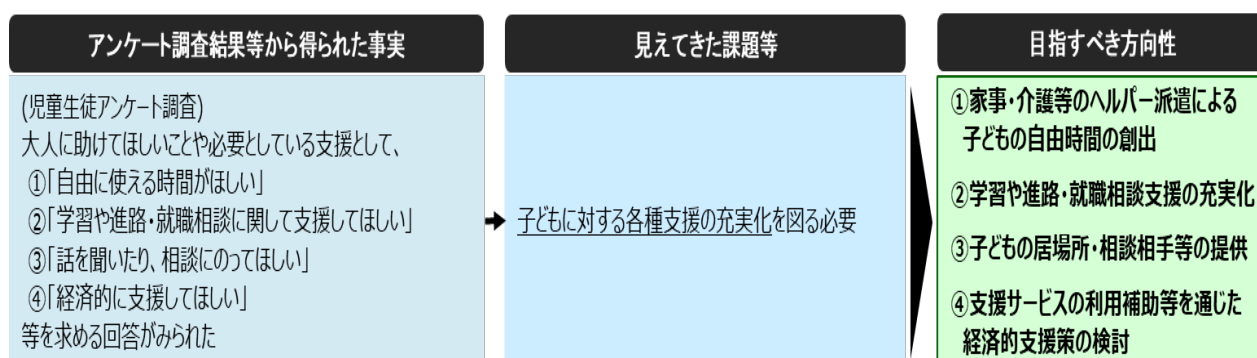
(2) 望まれる支援

①子ども自身が希望する支援

子ども自身が希望する支援として、「自由に使える時間が欲しい」「学習や進路・就職相談に関して支援してほしい」「話を聞いたり、相談にのってほしい」「経済的に支援してほしい」等の回答が見られた。

子ども自身が望む支援を提供していくためには、「家事・介護等のヘルパー派遣」「学習や進路・就職相談支援の充実化」「子どもの居場所・相談相手等の提供」「経済的支援策の検討」等を進め、子どもに対する各種支援の充実化を図る必要がある。

図表 2-185

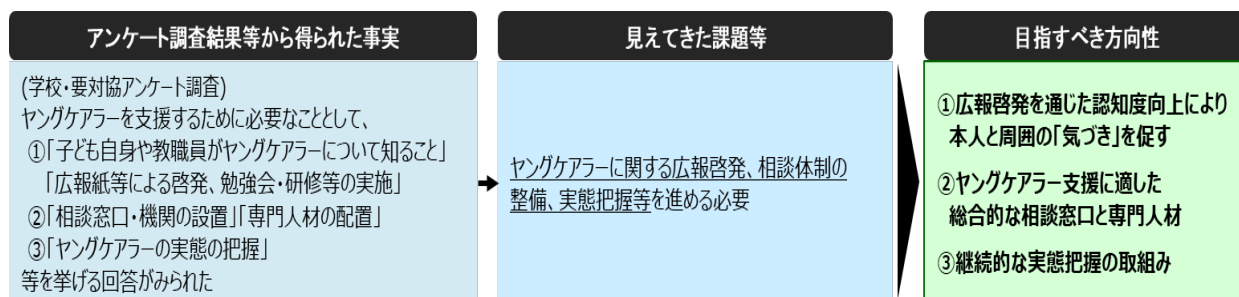


②学校・要保護児童対策地域協議会が考える必要な支援

学校・要保護児童対策地域協議会が考える必要な支援として、「子ども自身や教職員がヤングケアラーについて知ること」「広報紙等による啓発、勉強会・研修等の実施」「相談窓口・機関の設置」「専門人材の配置」「ヤングケアラーの実態の把握」等の回答が見られた。

研修等を含む広報啓発によるヤングケアラー認知度の向上、相談体制の整備（相談窓口・機関の設置、専門人材の配置等）、継続的な実態把握等を進めることが必要と教職員・要対協関係者は考えている。

図表 2-186



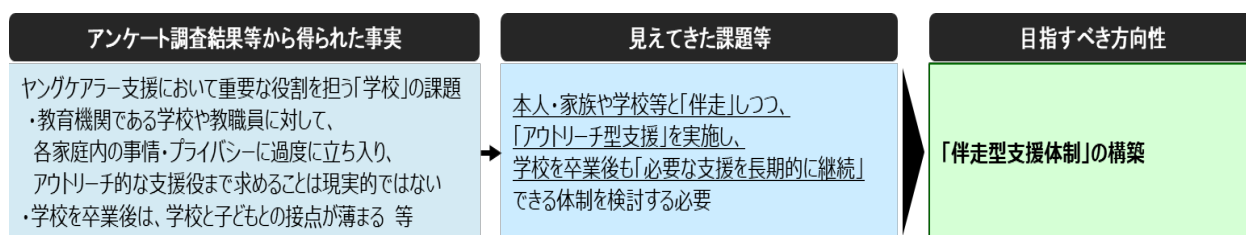
③伴走型支援

ヤングケアラー問題は、子どもが18歳になったら自然と解決するような問題ではなく、18歳を過ぎて「若者ケアラー」となった後も継続する。

学校は、ヤングケアラー支援において重要な役割を担うものの、本来、学校は子どもを教育する場であり、教育者である教職員にアウトリーチ的な支援役まで求めることは現実的ではない。また、子どもと学校をつなぐパイプも、子どもが学校を卒業した後は細くなることが多い。

従って、子どもが学校を卒業した後も、必要な支援を継続して受けられるよう、本人・家族や学校等と「伴走」しつつ、「アウトリーチ型支援」を継続して受けられるような体制を構築すべきである。

図表 2-187



(3)各組織・団体等の役割の明確化と連携体制

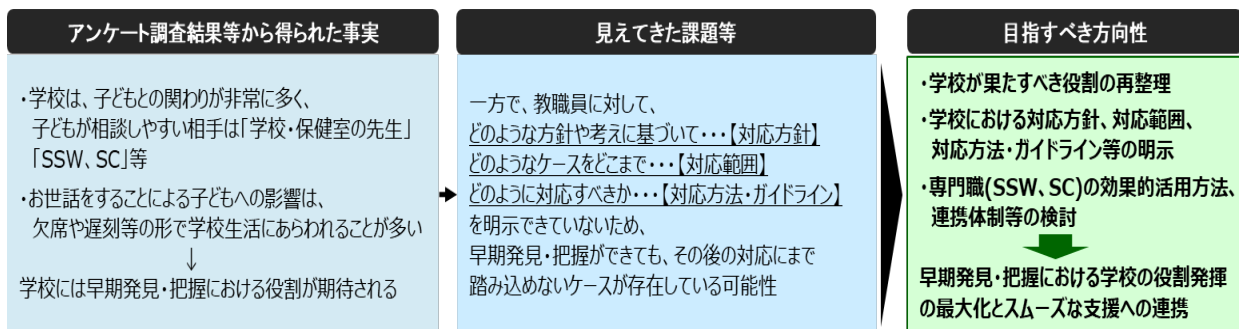
①学校の役割

学校は、子どもとの関わりが多い機関であり、今回のアンケート調査でも、子どもが相談しやすい相手は「学校・保健室の先生」「SSW・SC」という結果が出た。また、お世話することによる子どもへの影響は、欠席や遅刻、忘れ物等の形で学校生活において表面化することが多い。

これらのことから、学校には早期発見・把握における役割発揮が期待されるが、一方で、「④実態把握・アセスメント」(P.175 参照)で述べた通り、学校現場においてヤングケアラーへの対応方法に関する適切な判断を下すことが難しいという現状がある。

それらの事実を踏まえ、学校の役割発揮の最大化を図るためには、改めてヤングケアラー支援における学校が果たすべき役割等を整理し、教職員に対してヤングケアラーに関する対応方針、対応範囲、対応方法、ガイドライン等を明示するとともに、専門職(SSW・SC)の効果的活用方法・連携体制等を検討することが必要である。

図表 2-188

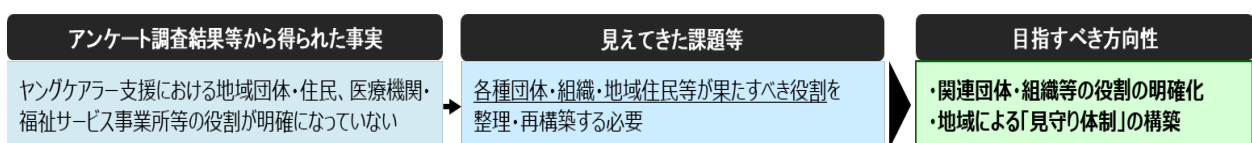


②その他の支援者の役割

ヤングケアラーは、その背景に複合的な問題を抱えており、子どもが置かれている状況や支援の必要度・内容もケースによって様々である。従って、ヤングケアラーを支援するにあたっては、1つの支援機関による単発の支援に頼る体制ではなく、多方面からヤングケアラーを支える・見守る体制を構築することが望ましい。

ヤングケアラー支援に側面から関わることを期待される、地域団体・住民、医療機関・福祉サービス事業所等が果たすべき役割等を改めて整理し、明確化する必要がある。そのうえで、それぞれの支援者が連携しながら、ヤングケアラーを支え、見守る体制を築くことが望まれる。

図表 2-189

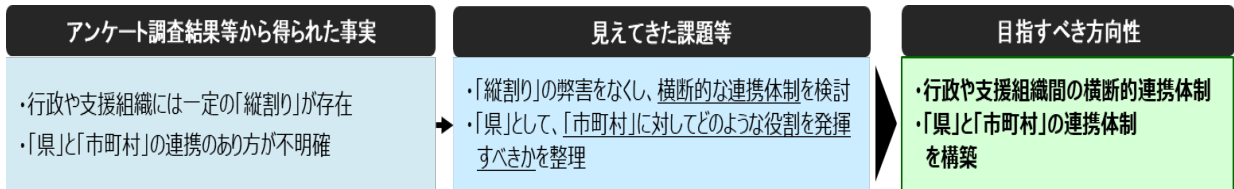


③連携体制

行政や支援組織には一定の「縦割り」が存在しているが、ヤングケアラー支援に際しては、極力「縦割り」を排除し、関係機関が横断的に連携するネットワークを築くことが不可欠である。

行政や支援組織をどう連携させるか。県にどのような役割を落とし込み、県と市町村との円滑な連携を促すか等を検討する必要がある。

図表 2-190



第3章 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策

第3章 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策

1 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(1) ヤングケアラーの早期発見が可能な場・機会の整理

①ヤングケアラーに気付く場面の整理

子どもがケアを担う場面は、高齢者、障がい者、未就学児に対するケアなど、多様な場面が想定される。早期発見・把握に向けて、子どもが担うケアから子どもの状態を把握できるよう、ヤングケアラーに気付く場面の整理を行う。

県の役割としては、多様な部門からの相談に対し、総合的に対応できるよう、ヤングケアラーに関する相談窓口を整備する。

②子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討

子どもが家族等のケアで悩んでいても、相談することに躊躇していたり、子ども自身がヤングケアラーであることに気付いていない場合もある。学校等、日常的に子どもが関わる場での早期発見、多様な支援の場でのヤングケアラーへの気付きなど、子どもからの発信が少ないことへの対応方策や、子ども自身が気付くためのきっかけづくりの検討を行う。

県の役割としては、これらを踏まえ、子どもに対する広報啓発を行い、子ども自身がヤングケアラーを知り、自分の権利が守られているか、気付くためのきっかけ作りを行う。

③アウトリーチの実施方法の整理・検討

ヤングケアラーの視点を追加することなどを検討し、分野横断的なアウトリーチを推進する。

県の役割としては、ヤングケアラーに関わる相談窓口にはコーディネーターを配置し、アウトリーチによる支援に対応する。

④千葉県版早期発見・把握チェックリスト・対応フローチャートの作成

ヤングケアラーは、高校生になると、小中学生時と比較して、ヤングケアラーには至らない、いわゆる常識的な「お手伝い」の範囲が拡大したり、ケアに対して感じる負担感が軽くなるなど、「ヤングケアラーにあてはまるか否か」の主観的な物差しは年齢によって異なる。従って、小中学生時からケアを担い続けて、現在は高校生になったヤングケアラーを、高校生になった後に周囲が発見し支援先を紹介したとしても、本人と家族は「今さら」支援を頼ろうとしない傾向があると研究委員会において指摘があった。ヤングケアラーは、小中学生のなるべく早いうちに発見し、適切な支援につなぐことが重要である。

そこで県の役割としては、ヤングケアラーの早期発見に資するよう、学校や市町村担当部署、関係機関等で活用可能な、ヤングケアラー早期発見・把握チェックリストを作成する。チェック後の対応を示した、対応フローチャートも合わせて作成し、支援の推進を図る。対応フローチャートには、対応事例等も掲載し、現場で役立つ情報を提供する。

また、研修の場を活用して、学校職員、医療職、福祉職等に対してチェックリストの活用方法の周知を図る。さらに、学校での教育相談の機能を活かしてヤングケアラーの支援につながった好事例を収集し、学校現場への情報提供を図る。

支援策	概要
①ヤングケアラーに気付く場面の整理	・子どもが担うケアから子どもの状況を把握するなど、ヤングケアラーに気付く場面の整理。
②子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討	・学校等、日常的に子どもが関わる場での早期発見、多様な支援の場でのヤングケアラーへの気付きなど、子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討。 ・子ども自身が気付くためのきっかけづくりの検討。
③アウトリーチの実施方法の整理・検討	・既存制度で行っているアウトリーチにヤングケアラーの視点を追加するなど、分野横断的にアウトリーチの実施方法について検討。 ・コーディネーターによるアウトリーチの実施。
④千葉県版早期発見・把握チェックリスト・対応フローチャートの作成	・ヤングケアラーチェックリストの作成。 ・対応フローチャートの作成（対応事例等も掲載）。 ・学校、市町村担当部署、関係機関等へのチェックリスト、対応フローチャートの周知。

■県の役割■

- ☞ ヤングケアラーに関する相談窓口の整備（相談窓口へのコーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☞ 子ども自身が「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか、気付くためのきっかけ作り（子どもに対する広報啓発）
- ☞ 県・相談窓口等のホームページ等でのチェックリストの掲載（チェックリストの周知）
- ☞ 学校職員、医療職、福祉職等に対する研修の場でのチェックリスト活用方法の周知（研修の充実⇒チェックリスト活用を通じた、子ども、家庭の状況変化に気づく能力向上の場の提供）
- ☞ 優良事例の収集と学校現場への情報提供（学校での教育相談の機能を活かしてヤングケアラーの支援につながった事例等）

（２） ヤングケアラーに関わる相談窓口の整備

①ヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口（ワンストップ窓口）の整備

ヤングケアラーに関わる課題は、多分野にわたるため、相談先が複数となる、分かりづらいなどの課題がある。そこでヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける、コーディネーターを配置したワンストップの相談窓口を設置する。相談窓口では、子ども、保護者等の相談に応じるほか、学校、関係機関等が対応方法に迷った際の相談先としての機能を持たせ、支援のつなぎを行い、多機関の連携を推進する。さらに、市町村、中核地域生活支援センターなどの地域の社会資源と連携しながら、アウトリーチによる伴走型支援を行う。

県の役割としては、県内福祉相談支援実績のある事業所に相談窓口を整備し、相談対象者を限定せず、常に市町村、中核地域生活支援センター等の地域の社会資源と連携しながら、伴走型支援を実

施する。また、県による相談窓口へのコーディネーターの配置に加え、市町村におけるコーディネーター配置について、県より市町村への働きかけ、県と市町村のコーディネーターの連携を推進する。

支援策	概要
①ヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口（ワンストップ窓口）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーに関わる相談窓口を整備。コーディネーターを配置し、ワンストップの総合相談窓口としての機能を発揮。 ・子ども、保護者等の相談に応じるほか、学校、関係機関等が対応方法に迷った際の相談先としても機能。支援のつなぎ、連携を推進。 ・市町村、中核地域生活支援センターなどの地域の社会資源と連携しながら、アウトリーチによる伴走型支援を実施。

■県の役割■

- ☞ 県内福祉相談支援事業実績がある事業所に相談窓口を整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
⇒相談対象者は限定せず、18歳以上になってもケアが続く可能性があることから、若者ケアラーの自立支援まで担うことが可能となるよう概ね30歳まで対応。常に市町村、中核地域生活支援センター等の地域の社会資源と連携しながら対応（伴走型支援の実施）
 - ・子どもやその家庭からの相談→課題の抽出、支援計画の作成、支援の実施
 - ・学校等の関係機関からの相談→助言等の実施
- ☞ 市町村におけるコーディネーター配置（県より配置を促進）
⇒県と市町村のコーディネーターの連携推進

(3) 相談窓口から支援へつなぐ方策の検討（コーディネーターによる支援）

①アセスメントの方法の検討

ヤングケアラーに関わる相談者は、子ども、保護者、学校、医療機関等、様々であることが想定される。相談窓口でコーディネーター等が相談受付を行う際、どのようにアセスメントを行うのか、その項目や方法を検討する。また、相談者の家庭を訪問する際の、家庭全体の状況を把握するためのアセスメント方法を検討する。

県の役割としては、相談窓口を整備し、相談窓口におけるアセスメント方法の検討結果をマニュアルとして取りまとめる。

②本人や保護者の理解を得るための方策の検討

様々な場面での支援者側の気付きを、本人や保護者に対する支援へとつなげるためには、本人や保護者の理解を得ることが重要となる。そこで、相談窓口のコーディネーター等に対し、支援につなげるための動機付けの面接の実施方法や専門的な面接技法の習得ができる機会を提供する。本人や保護者の中にはヤングケアラーが家族の世話やケアを担ったことで生活が成立してきた経過等から、「支援の必要はない」との認識を示される可能性もあるが、その家庭が有する課題や具体的な支援の内容、さらには支援をつなげることで生じる生活の変化や効果等を丁寧に説明することで、本人や保護者が納得して支援を受け入れられるように進める。

さらに、各家庭に応じた支援策が用意されていることも本人や保護者が支援を受け入れるためには重要である。コーディネーターは、民間団体(NPO 法人等)や市町村等と協議しながら、ヤングケアラーに対する支援方針の策定も行う。また、目的のとおり取組が推進されているかを確認し、課題の改善や取組の充実を図りながら、支援を発展させていくことができるよう、PDCA サイクルにより、進捗状況の確認や見直しを行う。あわせて本人や保護者への広報啓発活動を行い、理解促進を図る。

県の役割としては、アセスメント方法に加え、面接の実施方法、ヤングケアラーの支援策などについてもマニュアルに取りまとめる。

③情報共有方策の検討

ヤングケアラー支援方針を、関係機関に対して情報提供するとともに、関係機関が担う役割を分担し、多機関の連携を推進する。

多機関連携の推進には、支援に必要な情報の共有が重要となるが、県の役割としては、本人が情報提供に同意しない場合の関係機関間の情報共有の方策・ルールについて検討する。

支援策	概要
①アセスメントの方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター等が相談受付を行う際のアセスメント方法の検討。相談窓口では、子ども、保護者、学校、医療機関等、様々な相談者に対応。 ・ 相談者の家庭を訪問する際の、家庭全体の状況把握の方法の検討（アウトリーチ時の対応）。 ※例）家庭を訪問した際に、きょうだい、祖父母の世話をしていた場合、「きょうだい」や「祖父母」の状態等も含めたアセスメント方法の検討。
②本人や保護者の理解を得るための方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者側の気づきを支援へつなぐための方策検討。 ※例：動機付けの面接の実施等（課題提起、支援導入まで）。専門的な面接技法の習得。 ・ 支援が必要な家庭の状況（経済状況や能力等）に応じた支援策の検討。民間団体（NPO 等）や市町村等と協議しながら実施。検討結果を踏まえて、ヤングケアラー支援方針を策定。 ・ PDCA サイクルの実施状況の確認（期間、確認方法等の検討）。 ・ 本人や保護者への広報啓発活動の実施。
③情報共有方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関に対して、ヤングケアラー支援方針について情報提供。関係機関が担う役割を分担。 ・ 本人が情報提供に同意しない場合の関係機関における情報共有の方策・ルールや法整備を検討。

■県の役割■

- ☞ 相談窓口の整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☞ コーディネーターのマニュアル作成
- ☞ 子どもやその家庭の理解を得るために、常日頃からの広報啓発を実施（「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか気付くきっかけ作り）
⇒子どもの視点と保護者の視点での広報啓発が必要。特に子どもには伝わりやすい方法を検討する。

(4) 継続した実態把握・課題分析

①各種相談機関等での相談実績の把握

ヤングケアラーの支援の推進には、継続した実態把握と課題の分析が重要となる。そこで、「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」等の各種相談機関等で、ヤングケアラーの相談実績を把握できるよう整備する。

県の役割としては、ヤングケアラーに関わる相談が各種相談機関等につながるよう相談先の積極的な周知を行うとともに、相談件数の把握に際し、ヤングケアラーの項目を追加するなどして、ヤングケアラーの相談実績の把握・分析を行う。

②実態把握の実施

市町村等では、各種アンケートやヒアリング・面談、学校での教育相談等が行われている。

また、千葉県内には、各家庭の状況を記した「家庭環境調査票」を提出してもらい、それを元に子どもと面談することで、ヤングケアラー把握の一助とするような取組みを行っている学校もある。

これらの取組を通じて、ヤングケアラーに関する実態把握を行うことで、課題の分析、相談につなげるきっかけを創出する。

県の役割としては、学校の教育相談アンケート等にヤングケアラーの発見につながる質問の追記を依頼するなど、実態把握の推進を図る。

支援策	概要
①各種相談機関等での相談実績の把握	・「SNS相談@ちば」「子どもと親のサポートセンター電話相談」等で、ヤングケアラーの相談実績を把握。
②実態把握の実施	・市町村等でのアンケートやヒアリング・面談、学校での教育相談等を通じた実態把握の実施。 実態把握を通じて、課題の分析、相談につなげるきっかけを創出。

■県の役割■

- ☒ 相談先の積極的な周知
- ☒ ヤングケアラー相談実績の把握・分析（相談件数の把握に際し、ヤングケアラーの項目を追加）
- ☒ 学校の教育相談アンケート等にヤングケアラーの発見につながる質問の追記を依頼

(5) 相談体制の効果的活用

①既存の相談体制の効果的な活用

「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」など、ヤングケアラーに関する相談に対応可能な既存の相談体制が整備されている。これらの相談体制が、より一層、効果的に活用されるよう、様々な場面での周知方法を検討し、効果的な活用を図る。

県の役割としては、ヤングケアラーや相談窓口の認知度向上に向けて、積極的に広報啓発を行う。

②コーディネーター設置事業所における相談事業の周知

相談窓口にはコーディネーターを配置して行う相談事業は、新規の取組となる。コーディネーターを設置している事業所の相談事業について、相談や支援につながるよう取組の周知を行い、効果的な活用を推進する。

県の役割としては、県のホームページ等を活用し、コーディネーター配置の事業所における相談事業の積極的な周知を行う。

支援策	概要
①既存の相談体制の効果的な活用	・「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」について、様々な場面での周知方法を検討し、効果的な活用を推進。
②コーディネーター設置事業所における相談事業の周知	・コーディネーターを設置している事業所の相談事業について、県のホームページ等を活用して周知。

■県の役割■

- ☞ コーディネーター設置の事業所における相談事業周知（HP等）
- ☞ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）

2 子ども、家庭に対する支援

(1) ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場の提供

①ピアサポートの実施

ヤングケアラーの相談支援では、子どもからの発信が少ないことを踏まえて、相談窓口以外にも子ども自身が安心して話や相談ができる環境づくりを行うことが重要である。そこで、ヤングケアラー同士で悩みや不安を共有するなど、自分のことを安心して話すことのできるピアサポートの場を提供する。

県の役割としては、ピアサポートの実施に向けて、開催方法・場所の検討などを行うとともに、ピアサポートを運営している既存の団体と協働して、取組を推進する。また、学校等を通じて子どもに対して積極的な周知を行う。

②オンラインサロンの開設

ピアサポートのほか、ヤングケアラーが気軽に集まることができオンラインサロンを開設する。ピアサポートと同様に、ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場となることが期待される。

県の役割としては、オンラインサロンの実施に向けて、開催方法・場所の検討などを行うとともに、オンラインサロンを運営している既存の団体と協働して、取組を推進する。また、学校等を通じて子どもに対して積極的な周知を行う。

なお、ピアサポート・オンラインサロンも相談窓口と同様、18歳以上になってもケアが続いている可能性があることから、若者ケアラーの自立支援まで担うことが可能となるよう概ね30歳まで対応。

③子どもがわかるような情報提供の手段

子どもによっては家族のケアや世話を日常的に担うことが当たり前となり、年齢や能力以上のケアや世話をしていたり、学校生活等に支障が出ていたりする可能性がある。子ども自身にも気付きを促すため、子どもと親和性の高いSNSによる広報啓発、イラストなどを用いたわかりやすい方法で情報提供を行うことも有効である。

支援策	概要
①ピアサポートの実施	・ヤングケアラー同士が悩みや不安を共有するなど、自分のことを安心して話すことのできる場を提供。
②オンラインサロンの開設	・オンライン上に、ヤングケアラーが気軽に集まることのできる場を提供。
③子どもがわかるような情報提供の手段	・子どもと親和性の高いSNSによる広報啓発、イラストなどを用いたわかりやすい方法で情報提供。

■県の役割■

- ☞ ピアサポート、オンラインサロン実施に向けた準備（開催方法・場所の検討等）
- ☞ ピアサポート、オンラインサロンを運営している既存の団体との協働
- ☞ 学校等を通じた子どもへの積極的な周知

(2) 家事・介護等をサポートする直接的支援

①既存の家事・介護等に関わるサービスの整理

ヤングケアラーが担っている家事・介護等の負担を軽減するためには、家事・介護等をサポートする直接的な支援の充実が重要となる。既存の制度で対応可能なサービス等があることから、ヤングケアラーがいる世帯で利用可能な家事・介護等に関わるサービスを整理する。

県の役割としては、令和4年度より、安心こども基金における子育て世帯支援臨時特例事業にて、ヤングケアラーがいる世帯にも市町村判断で必要に応じてヘルパー派遣が可能であることから、市町村での取組の推進を図る。

②多分野にわたるサービス、支援のコーディネート

ヤングケアラーがいる世帯の状況は多種多様であるため、同様に利用可能なサービスも多種多様であることが望ましい。そこで、利用可能な家事・介護等に関わるサービスの整理を行うとともに、相談窓口やコーディネーター等が利用可能な支援について総合的な相談に応じ、多分野にわたるサービス、支援のコーディネートを行う体制を構築する。

支援策	概要
①既存の家事・介護等に関わるサービスの整理	・ヤングケアラーがいる世帯で利用可能な家事・介護等に関わるサービスを整理(ヘルパー派遣等)。
②多分野にわたるサービス、支援のコーディネート	・相談窓口やコーディネーター等により、利用可能な支援について、総合的な相談に対応。

■県の役割■

令和4年度より、安心こども基金における子育て世帯支援臨時特例事業にて、ヘルパー派遣を開始
⇒ヤングケアラーがいる世帯にも市町村判断で必要に応じて派遣可能。市町村での取組を推進

(3) 学習支援、経済的支援

①学習支援の実施

ヤングケアラーは、家事・介護等を担っているために、学習の時間を十分に確保しづらい状況にある。そこで、ヤングケアラーに対する学習支援の場づくりの充実を図る。時間や機会に柔軟に対応ができるよう、インターネットなども活用した学習機会も確保する。

県の役割としては、令和4年度より、安心こども基金における子どもの居場所臨時特例事業を活用し、市町村において、学校に行くことができない子どもが、学習、勉強等が可能となる居場所の設置が可能となったことから、市町村での取り組みを促進する。また、生活困窮者世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供する子どもの学習・生活支援事業について、市町村での取り組みを促進する。

②経済的支援

ヤングケアラーがいる世帯では、疾患等により保護者の就労が難しい、ひとり親世帯である等、様々な理由により経済的に困窮している場合がある。家事・介護サービスの利用料補助や奨学金制度等、経済的な支援に関わる既存制度についての情報提供や相談支援により、活用を促進する。

支援策	概要
①学習支援の実施	・ヤングケアラーに対する学習支援の場づくりの充実。 インターネットなども活用した学習機会の確保。
②経済的支援	・情報提供や相談支援により、家事・介護サービスの利用料補助や奨学金制度等の活用を促進。

■県の役割■

- ☞ 令和4年度より、安心こども基金における子どもの居場所臨時特例事業を活用し、市町村において、学校に行くことができない子どもが学習、勉強等が可能となる居場所の設置が可能。市町村での取り組みを促進
- ☞ 生活困窮者世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供する子どもの学習・生活支援事業について市町村での取り組みを促進

(4) 保護者に対する支援

①保護者に対する相談支援

ヤングケアラーの支援においては、保護者の抱える課題解消に資する働きかけや支援も重要となる。相談窓口等において、保護者に対する相談支援も充実させ、必要な支援の活用を促進する。

②保護者に対する各種支援の充実（子育て支援、就労支援、通訳支援等）

保護者の子育て負担・不安の軽減、経済的自立のための就労支援、外国にルーツのある家庭に対する通訳支援等、保護者に対する各種支援を充実させることで、ヤングケアラーの支援につなげる。

県の役割としては、様々なニーズに対応して、多様な支援(子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者、外国人等)を行う取り組みを推進する。

支援策	概要
①保護者に対する相談支援	・相談窓口等において、子どもに加え、保護者に対する相談支援も行い、必要な支援の活用を促進。
②保護者に対する各種支援の充実（子育て支援、就労支援、通訳支援等）	・子育て支援や保育サービス等による保護者の子育て負担・不安の軽減、経済的自立のための就労支援、外国にルーツのある家庭に対する通訳支援等、保護者に対する各種支援の活用を促進。

■県の役割■

- ☞ 様々なニーズに対応し多様な支援（子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者、外国人等）を行う取り組みを推進
- ・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業 等）
 - ・障がい者支援（相談支援アドバイザー派遣事業 等）
 - ・高齢者支援（地域包括ケアシステム構築市町村支援事業 等）
 - ・生活困窮者支援（千葉県ジョブサポートセンター事業、就労順次支援事業 等）
 - ・外国人支援（地域日本語教育推進事業 等）

3 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

(1) 行政や支援組織の縦割りをなくした横断的連携体制の整備

①県の庁内連絡調整会議の継続開催・充実

ヤングケアラーの支援は多分野にわたるため、行政や支援組織の縦割りをなくした横断的な連携体制の整備が必要となる。そこで、県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)による会議開催により、分野横断的にヤングケアラーに関する取組を推進する。

県の役割としては、コーディネーター(相談窓口)を中心とした会議を開催し、現場レベルで意思疎通を図る機会を設ける。また、各会議に県の関係課が出席し、現場と行政の連携を図る。

②市町村における連絡調整会議の設置

市町村においても、行政や支援組織の縦割りを無くした取組を推進することが求められる。そこで、市町村が県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議に参加したり、市町村独自に庁内連絡調整会議を設置したりすることで、市町村における横断的な連携体制を促進する。

県の役割としては、市町村が県で設置した会議に参加するよう呼び掛けたり、市町村独自に会議を設置するよう助言等を行う。

支援策	概要
①県の庁内連絡調整会議の継続開催・充実	・県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催により、分野横断的にヤングケアラーに関する取組を推進。
②市町村における連絡調整会議の設置	・市町村が県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催に参加したり、市町村独自に庁内連絡調整会議を設置することで、市町村における横断的な連携体制を促進。

■県の役割■

- ☞ コーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催
⇒現場レベルで意思疎通を図る機会の設置
⇒各会議に県関係課が出席(現場と行政との連携)
- ☞ 県が設置した会議に市町村が参加、市町村独自に会議を設置(県による設置の助言等)

(2) 地域特性を踏まえた支援体制の構築

①市町村での現状分析、支援体制の検討

ヤングケアラーの支援にあたっては、地域特性を踏まえて取組を推進する必要がある。そこで、まずは、県内にヤングケアラーを支援するための公的資源、民間資源がどのように存在するのかを調査・把握したうえで、それらの資源をつなぐネットワークを形成する必要がある。

また、市町村でヤングケアラーに関する現状分析ができるよう、県で実施したヤングケアラー実態調査の結果を市町村へフィードバックする。市町村においては、県の実態調査結果の活用、独自調査の実施により、現状分析や支援体制の検討を実施する。

県の役割としては、県で実施したヤングケアラー実態調査結果を各市町村へフィードバックするとともに、各市町村において、それぞれの実態や取組を踏まえた支援体制の検討が進むよう支援する。

②市町村で行う重層的支援体制整備事業等の支援

市町村の中には重層的支援体制整備事業等、分野横断的な取組を推進しているところもある。

県の役割としては、市町村における重層的支援体制整備事業等の取組推進を支援し、市町村におけるヤングケアラーに関わる支援の充実を促進する。

支援策	概要
①市町村での現状分析、支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村でヤングケアラーに関する現状分析ができるよう、県で実施したヤングケアラー実態調査の結果を市町村へフィードバック。 ・市町村において、県の実態調査結果の活用、独自調査の実施により、現状分析や支援体制の検討を実施。
②市町村で行う重層的体制整備事業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的体制整備事業の取組推進を支援し、市町村におけるヤングケアラーに関わる支援の充実を推進。

■県の役割■

- ☒ ヤングケアラー実態調査結果を各市町村にフィードバック
- ☒ 重層的支援体制整備事業等、各市町村の取組を支援
- ☒ 県の実態調査結果、市町村独自調査結果より現状分析（市町村での取り組みを推進）
⇒市町村の取組を活かした支援体制を支援する

4 ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のための方策

(1) ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解を促進するための広報啓発活動

①「子ども」「県民・家族」「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等への広報啓発活動

ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解促進のためには、「子ども」、「県民・家族」、「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等、各対象に対し、効果的に広報啓発活動を行う必要がある。

子どもに対しては、子どもがなじみやすい SNS やマンガ・動画等の子ども向け媒体も活用し、学校経由で周知を図る等、工夫する必要がある。また、親・家族に対しても、子どもと同様に強い周知・働きかけを行っていくべきである。

県の役割としては、コーディネーターを設置している相談窓口における相談事業の周知（各相談窓口のホームページの活用等）、県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）を推進する。

②学校における広報啓発活動

子どもにとって身近な場である学校における広報啓発活動は、ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のために重要となる。そこで、教職員研修、学校人権教育指導資料への掲載、児童生徒に対する啓発資料の作成等により、学校における広報啓発活動を推進する。

県の役割としては、教育庁内関係各課が所管している教職員研修の充実（研修内容、研修資料等）を図る。

支援策	概要
①「子ども」「県民・家族」「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等への広報啓発活動	・ヤングケアラーの認知度・理解度向上のため、各対象に対する広報啓発活動を推進。
②学校における広報啓発活動	・教職員研修、学校人権教育指導資料への掲載、児童生徒に対する啓発資料の作成等、学校における広報啓発活動を推進。

■県の役割■

- ☞ コーディネーターを設置している相談窓口における相談事業の周知（各相談窓口のホームページの活用等）
- ☞ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）
- ☞ 教育庁内関係各課が所管している教職員研修の充実（研修内容、研修資料等）

5 各組織・団体等の役割の明確化

(1) 学校の役割

①学校における対応方針や対応方法の整理・提示

学校は、児童生徒が家庭以外で一日の大半を過ごす場所であることから、ヤングケアラーの早期発見につながりやすい。一方、ヤングケアラーに関する対応で教職員の負担が大きくならないよう、学校と相談窓口、関係機関とが連携した取組も重要となる。そこで、学校における対応方針や対応方法の整理・提示を行うことで、ヤングケアラーの早期発見と関係機関との適切な連携を推進する。

県の役割としては、ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法を提示し、学校における対応を支援する。また、学校に対する児童虐待への対応を引き続き周知する。

②児童生徒に対する相談支援の充実

学校は、児童生徒にとって、身近な相談場所でもある。学校における児童生徒に対する相談支援の充実を図り、子どもにゆっくり寄り添うことで、相談しやすい環境づくりを推進する。

県の役割としては、SSW、SC との連携、ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法の提示を行う中で、児童生徒の相談しやすさに配慮した取組を推進する。

③学校における専門職の活用

ヤングケアラー支援においては、発見の場である学校(「教育」と)と、実際の支援に動く「福祉」との連携が重要であり、学校における専門職の活用も重要となる。SSW、SC との連携を強化し、学校におけるヤングケアラー支援の充実を図る。

県の役割としては、SSW、SC を活用した相談体制の充実を推進する。

支援策	概要
①学校における対応方針や対応方法の整理・提示	・児童生徒の学校生活での変化（遅刻や欠席が増える等）があった際には、状況を確認し、必要に応じて相談窓口や関係機関と連携。
②児童生徒に対する相談支援の充実	・児童生徒が相談しやすい環境づくりの推進。
③学校における専門職の活用	・SSW、SC との連携を強化し、学校におけるヤングケアラー支援を充実。

■県の役割■

- ☞ SSW、SC を活用した相談体制の充実
- ☞ ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法の提示
- ☞ 学校に対する児童虐待への対応を引き続き周知

(2) 地域の役割

①地域の緩やかな見守り

地域の緩やかな見守りがあることで、ヤングケアラーが平穩に過ごすことや、相談や支援につながる事が期待できる。そこで、民生委員・児童委員、PTA、町内会・自治会等への周知等を図り、インフォーマルな支援の充実を図る。

県の役割としては、ポピュレーションアプローチによる広報啓発を行うとともに、気付きの視点を獲得するための民生委員・児童委員、PTA 等向けの研修を開催する。研修は県開催のほか、市町村での開催を支援する。

また、民生委員・児童委員は住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う職務も担っていることから、ヤングケアラーへの支援についても関係機関と連携して行うよう研修等を通して活動を促していく。

②地域団体による取組の推進

県内の各地域で、地域団体によって、ヤングケアラーに対する支援につながる取組が行われている。地域の NPO 団体、ボランティア団体等によるカフェ等の居場所づくり、子ども食堂など、ヤングケアラーの支援に関わる取組を支援する。

県の役割としては、地域団体によるピアサポート、居場所支援、子ども食堂等との協働を推進する。

支援策	概要
①地域の緩やかな見守り	・ 民生委員・児童委員、PTA、町内会・自治会等への周知等を図り、インフォーマルな支援を充実。
②地域団体による取組の推進	・ 地域の NPO 団体、ボランティア団体等によるカフェ等の居場所づくり、子ども食堂等の取組を支援。

■県の役割■

- ☞ ポピュレーションアプローチによる広報啓発
- ☞ 民生委員・児童委員、PTA 等向けの研修開催（県・市町村）
- ☞ ピアサポート、居場所支援、子ども食堂等との協働を推進

(3) 医療機関・福祉サービス事業所の役割

①医療機関・福祉サービス事業所への周知、相談窓口との連携

医療機関や福祉サービス事業所が、診療や支援を行う中で、ヤングケアラーの存在に気付く場合もある。ヤングケアラーの早期発見につながるよう、医療機関・福祉サービス事業所に対する周知を行う。医療機関・福祉サービス事業所から相談窓口への情報提供等の連携により、包括的な支援を推進する。

県の役割としては、医療機関・福祉サービス事業所に対する情報提供、相談窓口(コーディネーター)の連携推進を行う。

支援策	概要
①医療機関・福祉サービス事業所への周知、相談窓口との連携	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーの早期発見につながるよう、医療機関・福祉サービス事業所に対する周知の実施。・医療機関・福祉サービス事業所から相談窓口への情報提供等、連携を推進。

■県の役割■

- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所に対する情報提供
- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所と相談窓口(コーディネーター)の連携推進

6 人材の育成

(1) 人材の育成

①福祉、教育、医療等、幅広い対象に研修を実施

ヤングケアラー支援には、様々な分野が関わることから、福祉、教育、医療等、幅広く対象を設定して研修を実施する。

支援に際しての判断が、個々の「家族観」や「道徳観」に影響されないよう、子どもの「人権」の観点から考えるスタンスを、研修等を通じて身に着ける。

県の役割としては、研修の実施において、事例検討等、研修内容の工夫を行い、現場での支援力向上を目指す。

支援策	概要
①福祉、教育、医療等、幅広い対象に研修を実施	・ヤングケアラー支援には、様々な分野が関わることを踏まえ、福祉、教育、医療等、幅広く対象を設定して研修を実施。

■県の役割■

- ☞ 福祉、教育、医療等、幅広く研修を実施
⇒事例検討等、研修内容の工夫を行い、現場での支援力向上を目指す

7 今後の施策推進に向けて

(1) 県、市町村等の役割の整理

各施策の実現に向けて、今後、県、市町村等の役割を整理し、取組を推進していく必要がある。ヤングケアラーに関する施策は、分野横断的な取組も多いことから、引き続き、庁内連絡会議等を活用しつつ、多部門が連携しながら検討していく。

既存の事業や制度に、ヤングケアラーの視点を加えることで推進可能な施策も多々ある。新規事業の立ち上げは、現場職員の負担も大きいため、既存の事業や制度を活用しながら推進していくことも重要である。検討を行う会議も、既存の会議体の中でヤングケアラーを議題として設けることで検討可能な場合もある。各地域の取組状況を踏まえて、施策の推進を図っていく。

(2) 教育と福祉の連携推進

ヤングケアラーの支援において、教育部門と中核地域生活支援センターや自治体の福祉部門などが連携し、各学校において、学校や地域の特性を活かした取組を企画、推進することも有効である。例えば、学校と中核地域生活支援センター等が協働して作る教職員向け研修、子ども食堂や居場所事業等を行う地域団体と学校が連携して行う事業などが考えられる。各地域で教育と福祉が連携した事業が推進されることで、子ども自身が発信しやすい環境づくりにもつながることも期待される。

教育と福祉の連携推進に向けて、県や市町村において、先駆的な取組等の情報提供や連携のバックアップ等を行うことが考えられる。

(3) 子どものみならず、世帯全体を見据えた相談・支援の充実

ヤングケアラーの支援は、子どもに対する支援のみでは解決しない場合が多く、保護者等、家族への働きかけも重要となる。世帯全体に対する包括的な相談や支援により、家族を支えることが求められる。

家族のいずれかが、高齢者、障がい者、生活困窮などのサービスや支援につながっている場合、各分野の専門職にヤングケアラー支援の意識を持ってもらうことで、子どもも含めた支援が行われるようになることも期待される。専門職に対するヤングケアラー支援に関する周知も重要である。

また、世帯全体を見据えた相談・支援にあたり、地域にどのような資源があるのか、県や市町村等で把握・整理することで、地域の支援体制、ネットワークの状況を見える化することができる。不足している支援も明確となり、今後の支援やサービスの充実に向けた検討材料とすることが可能となる。

ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する
調査研究委員会

～調査研究委員会委員長意見～

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。

この度、千葉県と地方自治研究機構の共同研究として、県内のヤングケアラーの実態調査が実施され、その結果を分析し、課題を検証した上で効果的な支援策の提言を含む報告書が取りまとめられたことは、ヤングケアラー支援の充実に向けた大きな一歩である。

今後、県においては、教育と福祉の連携の更なる強化を念頭に据え、教育庁と健康福祉部を中心に、庁内一丸となってこの報告書で提言された支援策の実現に向けて取り組んでいただきたい。

なお、家族のケアを担うケアラーの支援は子どもに限って求められるものではない。家族のケアは18歳になれば終わるものではなく、若者ケアラーとして引き続き家族を支えていく20代30代も少なくはない。このような若者ケアラーが自分の生活を考えていけるような、自立できるような支援も必要である。また、少子高齢化の進行や支える家族の減少によって、一人ひとりの家族が担う家族のケアの負担は大きくなっており、老老介護、ダブルケア、介護離職などの社会問題が顕在化し、ケアラーとケアを要する者の生活を丸ごと支援していく取組の充実が重要である。

一方で、ヤングケアラーを含むケアラー支援については、根拠法が無いことが支援の充実に向けた課題になっているとの意見もある。実際に支援にあたる支援者にとっては、自分が行っている支援（業務）の裏付けとなる根拠があることは大きな支えとなる。また、行政がケアラー支援の充実に向けた予算を確保する観点からも根拠法の制定は重要である。

上記の課題を踏まえ、ケアラー支援条例を制定した上で、計画を策定し、ケアラー支援の基本理念・方針を明らかにして施策を展開している自治体もあり、この動きは徐々に広がりを見せている。

本調査研究委員会の議論の中でも、多くの委員からケアラー支援条例の制定を求める意見があったところである。ケアラー支援条例の制定については、他自治体の状況や国の議論等に注視しながら、研究を進めていただき、まずは本報告書で提言された支援策の着実な実施に努めていただきたい。

調査研究委員会 委員長 結城 康博

「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」
委員会名簿

委員長	結城 康博	淑徳大学 総合福祉学部 教授
委員	稲垣 美加子	淑徳大学 総合福祉学部 教授
	渡辺 道代	東洋大学 ライフデザイン学部 准教授
	朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる センター長
	小谷 和雄	流山市 子ども家庭課長
	加藤 孝雄	千葉県立生浜高等学校長
	川島 隆太	千葉県スクールソーシャルワーカー
	篠塚 かおる	千葉県 児童家庭課長
	荒金 誠司	千葉県 教育庁 児童生徒安全課長
	日向 和史	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部長
	事務局	井上 亨
銭谷 真紀		千葉県 児童家庭課 虐待防止対策推進室 副主査
初芝 亨		千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班長
大峽 康人		千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班 指導主事
上坪 麻由美		千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班 主事
今村 真二		一般財団法人地方自治研究機構 主任研究員
本谷 亜由美		一般財団法人地方自治研究機構 研究員
廣田 真美		一般財団法人地方自治研究機構 研究員
基礎調査機関	鈴木 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
	村井 佐知子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員
	野田 鈴子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 副主任研究員
	服部 保志	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究員

(順不同、敬称略)

参考1 地方自治体に対するヒアリング調査結果

地方自治体における先進事例調査の概要について

千葉県におけるヤングケアラーの支援策を検討するにあたり、先進的な取組を実施している地方自治体へ事例調査を行った。特に、今後のヤングケアラー支援の鍵となりうる「専門相談窓口の開設」、「コーディネーター」、「アウトリーチ型対応」、「SNS・オンラインの活用」、「ピアサポート事業」、「ヘルパー派遣」等に関する取組を行っている地方自治体を調査対象の候補として選定し、支援策を検討する際の参考とした。

調査実施期間：令和4年8月～9月

調査方法：担当課へのヒアリング（現地訪問またはオンライン）・書面調査

調査を実施した団体及び対象の取組は、以下の通りである。

地方自治体名		事例調査対象	調査方法
I	埼玉県	・居場所開設 ・ヤングケアラー支援体制整備事業 ・広報啓発等の取組	オンラインにてヒアリング
II	京都府	・総合支援センターの設置	現地にてヒアリング
III	栃木県佐野市	・コーディネーターの配置	現地にてヒアリング
IV	群馬県高崎市	・ヘルパー派遣事業	書面調査
V	兵庫県神戸市	・専門窓口の開設 ・ヘルパー派遣事業 ・居場所開設	オンラインにてヒアリング
備考		上記の事例調査対象のほか、支援全般（組織体制、多機関との連携等）に関することも聴取した。	

I. 埼玉県

(取組概要)

- ・「ヤングケアラーオンラインサロン」の設置
- ・「地域でまるとヤングケアラー支援体制整備事業」
- ・広報啓発等の取組

1. 埼玉県の概要

- ・首都圏の中央に位置し、6つの高速道路のほか、東西南北を結ぶ24の鉄道路線など充実した交通網を持つことから、全国屈指の交通の要衝となっている。豊かな自然と都市の賑わいを併せ持ち、県内人口が約730万人を超える全国第5位の県。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は7,331,256人、面積は3,797km²。
- ・令和2年に全国で初めて「ケアラー条例」を制定。
- ・学校数及び児童生徒数（令和4年度）

	小学校	中学校	高校(※)	義務教育学校	中等教育学校
学校数	801校	416校	145校	1校	1校
児童・生徒数	363,199人	187,395人	169,060人	206人	479人

※高校については、全日制、定時制、通信制を含む。

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	・埼玉県福祉部地域包括ケア課 ケアラー支援計画の推進及び埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議、庁内連携会議の運営を行う。またケアラー・ヤングケアラーに関する県政出前講座を県内各地で実施。
②多機関連携について	・ヤングケアラー支援を「家族全体の支援」と捉え、介護、障害、児童福祉、教育等、様々な視点で支援を考える必要がある。また、介護保険などの公的支援だけに限らず、ボランティアなどのインフォーマルな支援の活用も視野にいれ、地域全体でヤングケアラーがいる家庭を支えていく必要がある。 ・教育局人権教育課や生徒指導課（SSW所管）との連携を意識している。教育局人権教育課と「教育・福祉合同研修」という研修を実施。研修参加者は、市町村の教育委員会、教員及び福祉担当課の職員等。
③多機関と連携する上での課題と展望	・個人情報の取り扱い。 特に本人同意が得られないケースの情報共有が課題。要保護児童対策地域協議会、社会福祉法や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を活用する必要がある。 ・多機関連携という観点から、重層的支援体制整備事業の活用も有効だと考えている。

3. 取組の内容

▶ 「ヤングケアラーオンラインサロン」について

質問内容	回答
①基本情報	<p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインにて参加者を募集。 <p>【昨年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月から令和4年3月に全6回実施 ・延べ参加人数：高校生12名、大学生16名 計28名 <p>【周知方法】県内の学校にチラシや名刺サイズのカードを配布</p> <p>【運営】委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人ケアラーアクションネットワーク(令和3年度) ・一般社団法人ヤングケアラー協会(令和4年度)
②設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士で悩みや不安などを共有し、心理的負担の軽減を図る。
③見えてきた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・周知を行っても、なかなか参加に結びつかない。

▶ 「地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業」について

質問内容	回答
①ヤングケアラー支援推進協議会の開催・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は全4回開催。加えて全体会の開催も予定。 ・多様な主体による地域のヤングケアラー支援体制、課題や支援策について議論を行う。 ・会議の運営を埼玉県社会福祉協議会に委託。
②ヤングケアラーコーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉協議会に委託して設置。 ・社会福祉士の資格取得者で経験豊富な人材が就任。
③LINE相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月20日よりヤングケアラー向けLINE相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設。 ・運営は、一般社団法人ヤングケアラー協会に委託。 ・特徴は、相談員が全員元ヤングケアラーである点。
④ヤングケアラーの早期発見・把握に向けた体制づくりのための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員、民生委員、子どもの居場所を運営する事業者など、地域で活動している方への研修も実施。地域においてもヤングケアラーの早期発見・把握につながる体制を目指して研修を進めている。

▶ 広報啓発等の取組について

質問内容	回答
①基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・11月を集中的な広報啓発期間として「ケアラー月間」と定め、フォーラムの開催等を実施。 ・啓発リーフレットやヤングケアラーハンドブックの作成・配布。 ・地域包括ケア漫画（全11巻、うちヤングケアラー編・介護者支援編がある）の作成。 ・ヤングケアラーの当事者による経験談をまとめた動画の制作。
②工夫・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー・ヤングケアラーは多様であり、ケアに対する想いも様々であることを理解した上で、周知を行う。 ・ケアの悩みを気軽に他者に話せるような社会の実現を目指している。
③「ヤングケアラーハンドブック」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー本人だけでなく、その周囲の児童・生徒や教職員の理解促進のため、ハンドブック「ヤングケアラーってなに？」を作成（県ホームページでも公開）。学校を通して県内在学の小学4年生～高校3年生までの児童・生徒に配布。 ・学校にはハンドブックを活用するための参考資料も配布。
④「ヤングケアラーサポートクラス」について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より教育局人権教育課が県内中学校・高校等へ出張授業を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者や元ヤングケアラーが学校を訪問し、教職員や生徒向けにヤングケアラーに関する講演を行う。 ・教職員や生徒、保護者がヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実させることが目的。
--	--

4. ヤングケアラー支援における県の役割について

- ・【県の役割】 広報と人材育成、市町村と関係機関等の支援
条例に基づいて作成した計画に5つの目標を定めている。

①ケアラーを支えるための広報啓発の推進

11月をケアラー月間と定め、集中的な広報啓発を実施。啓発チラシ、ヤングケアラーハンドブック等を作成・配布

②行政におけるケアラー支援体制の構築

ワンストップ型総合相談窓口等を各市町村に設置できるよう支援

③地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが地域で孤立することがないように介護サロンなどの場づくりを支援し、普及を推進
その一環として、「関係機関・民間団体等による介護者サロン事例集～立ち上げ・運営マニュアル」を作成

④ケアラーを支える人材育成

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、市町村の職員等を対象に研修を実施

⑤ヤングケアラー支援の構築

教育・福祉合同研修の実施、ヤングケアラー支援推進協議会の開催・運営、ヤングケアラー支援コーディネーターの設置、ヤングケアラー向け LINE 相談窓口の設置

II. 京都府

(取組概要)「京都府ヤングケアラー総合支援センター」の設置

1. 京都府の概要

- ・ 京都府は日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形が特徴である。歴史的建造物が多く、国際文化観光都市として名を高め、国内だけではなく海外からも注目を集めている。
- ・ 令和4年4月1日現在の総人口は2,546,189人、面積は4,613.20km²。
- ・ 学校数及び児童生徒数（令和4年度学校基本調査の速報値による）

	小学校	中学校	高校
学校数	365校	189校	108校
児童・生徒数	118,394人	64,365人	66,038人

※高等学校通信制、特別支援学校、義務教育学校は除く

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	・ 京都府健康福祉部家庭支援課が所管。教育委員会と連携しながら支援を行っている。
②多機関連携の課題等	・ 福祉と教育の横断的機能を持つ組織がないため、連携するにあたり意思決定や調整に時間を要する場合がある。
③認知度向上の取組	・ 児童生徒向けのチラシや施設等に配布するカードの作成 ・ ラジオやテレビでの放送 ・ 府民向けの広報誌への掲載 ・ 令和4年10月2日に府民向けのセミナーを開催

3. 取組の内容

➤ 「ヤングケアラー総合支援センター」設置の取組

質問内容	回答
①基本情報	【設置日】 令和4年4月28日 【場所】 京都テルサ内 東館2階 【相談受付】 月曜日から土曜日 午前10時から午後6時まで（日曜日、祝日及び年末年始を除く） 【相談方法】 専用電話、メール、出張相談（来所相談も必要に応じ実施）
②業務内容	・ ヤングケアラーへの相談支援（コーディネーターの配置） ・ 広報啓発活動 ・ 関係機関とのネットワーク会議の開催及び研修 ※当該会議を、各市町村の関係機関を集め、支援者同士が顔の見える関係を構築する場とする予定。 ・ オンラインコミュニティの開設・運営
③組織体制	京都府母子寡婦福祉連合会へ委託 職員体制：総合支援センター長、コーディネーター2名、相談員2名（うち1名兼務） ・ センター長以外は母子寡婦福祉連合会の臨時職員 ・ コーディネーターは社会福祉士、相談員は心理士の資格取得者

④委託先の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府母子寡婦福祉連合会 母子家庭・寡婦及び父子家庭に対する在宅福祉サービスを推進し、母子家庭等の日常生活の安定と児童を心身ともに健やかに育成することを目的に設置された社会福祉法人。現在、京都府内に18支会ある。
⑤相談実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談受付件数：124件（8月末時点） （本人や家族からの連絡だけでなく、周りの支援者、関係機関を含む） 【上記数値に関する補足】 ・ 支援につないだ件数は未集計（現在支援に向けて取組中） ・ 週1回ケース会議を実施。
⑥相談受付から支援開始まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府で作成したマニュアルやアセスメントシートに基づいて対応。 <p style="text-align: center;">図表 参I-1 支援までのフロー図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>●一般的な流れ</p> <pre> graph TD A[各関係機関によるヤングケアラーの発見 (p12のヤングケアラーに気づくポイントを参照)] --> B[アセスメントシート(巻末参照)による確認] B --> C{発見機関での対応不可} B --> D{発見機関での対応可} C --> E[京都府ヤングケアラー総合支援センターへ相談 センターにて連携先の確認] D --> F[機関内での支援実施] E --> G{① 個人情報の取り扱いについて本人等の同意がある場合} E --> H{② 個人情報の取り扱いについて本人等の同意がない場合} G --> I[必要な支援(p14の負担軽減につながるサービスの例を参照)を提供する関係機関に対して、情報共有し、支援を依頼する。] H --> J[市町村要保護児童対策地域協議会案件に位置づける等により、関係機関に情報共有を行い、必要に応じて、ケース会議への参画する。] I --> K[見守り・モニタリング] J --> K </pre> </div> <p style="text-align: center;">出所：京都府 令和4年11月「ヤングケアラー連携支援マニュアル」、P.9</p>
⑦研修の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼件数ベースで26件（8月末時点） ・ 各関係団体から講師派遣の依頼があれば、都度対応。 ・ 研修内容は、依頼団体によって柔軟に対応。 ・ 講師は、支援センターの職員のほか、内容によって外部の講師を紹介。

4. ヤングケアラー支援における府の役割

- ・ ヤングケアラー総合支援センターで相談を受けて、しっかりとニーズや状況を聞き取る。その上で、具体的な支援ができる市町村や関係機関、学校へつないでいくパイプ役を担っている。

Ⅲ. 栃木県佐野市

(取組概要)「ヤングケアラーコーディネーター」の設置

1. 栃木県佐野市の概要

- ・ 栃木県の南西部に位置し、緑豊かな自然環境と住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が開発する地域である。
- ・ 市内に4つのインターチェンジを持ち、高速交通の要衝となっている。
- ・ 令和4年4月1日現在の総人口は115,700人、面積は356.04 km²。
- ・ 学校数及び児童・生徒数（ヒアリングベース）

	小学校	中学校	高校
学校数	21校	11校	6校
児童・生徒数	約5,300人	約3,400人	約3,800人

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
① 基本情報	【組織体制】 ・ 佐野市家庭児童相談課がヤングケアラー支援の中心的役割を担う。 【取組内容】 （1）社会的認知度の向上 ・ 市民、教職員、児童生徒、保護者、関係機関等への啓発活動 （2）早期発見・実態把握の場の拡充 ・ 実態調査（中学2年生対象）による生活実態の把握 ・ 市民や関係機関等からの相談・情報収集 （3）支援体制の構築 ・ 支援体制については、図表 参I-2を参照
② 「ヤングケアラー」の認知度向上の取組	・ 広報、チラシ、ホームページ等による市民への啓発活動 ・ 校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明 ・ 市内の幼保小中高校へヤングケアラー啓発チラシを配布

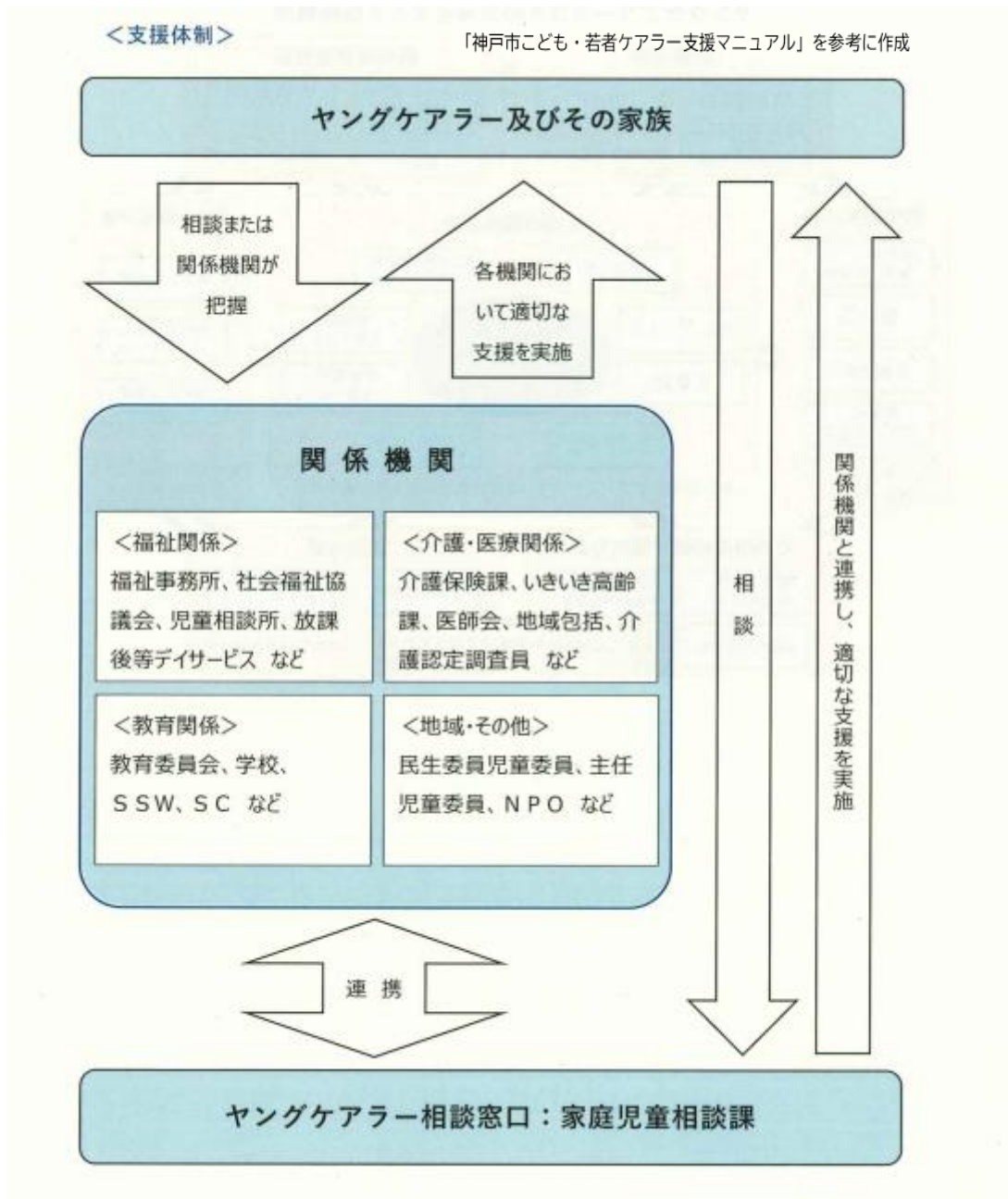
3. 取組の内容

▶ 「ヤングケアラーコーディネーター」の配置事例

質問内容	回答
①ヤングケアラーコーディネーターについて	<p>【開始時期】 令和4年度～</p> <p>【配置状況】 1名（家庭児童相談課所属。家庭相談員兼務）</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動、実態調査による生活実態の把握、各関係機関からの相談・情報収集等の取組によるヤングケアラーと思われる子どもたちの把握。 ・ヤングケアラーと思われる子どもを発見・把握した場合、その家庭のニーズを明確化し、適切な支援・サービスにつなげられるように各関係機関への橋渡しを行う。 ・特に学校関係の組織に対し、啓発活動や直接訪問を行い、支援につなげる体制を整備。子どもたちに対しても、直接家庭児童相談課に相談できることを周知するため、学校を通して啓発活動を実施。
②多機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> →校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明。 →教育センターのスクールソーシャルワーカーとの情報共有会議を2か月に1回開催。 ・<u>その他機関</u> <ul style="list-style-type: none"> →要対協代表者会議及び実務者会議において、要対協構成機関に加え、介護・医療関係機関等（介護保険課、いきいき高齢課、社会福祉協議会、市内子ども食堂を運営するNPO法人、市内5か所の地域包括支援センター）を参集し、事業説明を実施。
③活動実績 (令和4年9月15日時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた件数2件（うち支援につないだ件数1件） ・連携した機関、専門職：児童相談所、社会福祉課、障がい福祉課、医療ソーシャルワーカー
④課題・工夫していること等	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング時点で）学校で子どもから直接相談を受けた事例はない。相談窓口の周知や学校の相談体制の整備に努力をしているが、子どもたちにとって自ら話すことは容易ではなく、相談が上がってこない現状にどのように対応していくかが課題。今後相談を受けた際には、子どもの気持ちに寄り添うとともにその家庭の想いに配慮しながら、何ができるのかを一緒に考えていけるように留意したい。 ・多機関との連携については、情報共有により既存の支援につなげられるよう、組織横断的な取組の交通整理をするような役割を意識。 ・今後、サービスに空きがない場合や、金銭的な面で利用を諦めるといった場合も想定されることから、事業を円滑に推進していくために、施策の拡大・補充を検討。

4. 参考資料

図表 参I-2 佐野市の支援体制



出所：佐野市ヒアリング回答

IV. 群馬県高崎市

(取組概要) ヤングケアラーの家事・介護等の負担を軽減するための全国初の取組「ヤングケアラーSOS」(サポーター派遣)

1. 群馬県高崎市の概要

- ・関東平野の北端、群馬県の中西部に位置し、群馬県最大の人口を擁する都市である。平成23年に中核市に移行。
- ・上越・北陸新幹線をはじめ、JR線や私鉄、高速自動車道、国道が集中する全国有数の交通拠点都市である。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は369,688人、面積は459.16km²。
- ・学校数(ヒアリングベース)

	小学校	中学校	高校
学校数	58校	25校	13校

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①基本情報	<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月より、高崎市教育委員会学校教育課にヤングケアラー支援担当を新設。相談窓口かつ支援の中心的役割を担う。 <p>【連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校：ヤングケアラーの発見や調査、児童・生徒や保護者への説明等で連携。 ・要対協：実務者会議に担当者が参加して情報共有を行う。
②「ヤングケアラー」の認知度向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、民生委員等関係機関の会議等に出向いて周知 ・広報やホームページ等での周知

3. 取組の内容

➤ 「ヤングケアラーSOS」(サポーター派遣)の取組

質問内容	回答
①「ヤングケアラーSOS」について	<p>【サポーター派遣開始】令和4年9月～</p> <p>【概要】 該当する家庭にサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの家事・介護等の負担軽減を図ることが目的。</p> <p>【対象】市内在住の中学生及び高校生 (※要望があれば小学生も対象)</p> <p>【利用時間】1日2時間、週2日(上限)</p> <p>【支援内容】 掃除・洗濯・調理などの家事の支援、きょうだいの世話、家族の介護等。サポーターを原則2人態勢で派遣し、支援を行う。</p>
②支援開始までのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・個別にワーキングチームを立ち上げ、子ども一人一人に見合った支援、アプローチ方法等を検討。 ・ワーキングチームで検討した支援策を、有識者で構成されるヤングケアラー支援推進委員会(※)で審議し、支援内容を決定。 <p>※開催頻度：原則月1回。必要に応じて臨時で開催する場合もある。</p>
③派遣するサポーターについて	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣するサポーターに対し、児童・生徒や保護者への対応に関する研修会を実施。
④実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの相談は寄せられており、サポーターは開始以来、複数件の派遣実績。

V. 神戸市

(取組概要)

- ・「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」の開設
- ・ヘルパー派遣事業
- ・居場所づくり事業「ふうのひろば ～交流・情報交換の場～」

1. 神戸市の概要

- ・神戸市は兵庫県南部に位置する政令指定都市。南には瀬戸内海、北には六甲の山々があり、自然と都市が融合する街である。
- ・市域は、東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区・西区の9区から構成されている。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は1,508,996人、面積は557.03㎢。
- ・学校数及び児童生徒数（令和3年度）

	小学校	中学校	高校
学校数	168校 (市立162校、国立1校、私立5校)	98校 (市立81校、国立1校、私立16校)	57校 (市立全日5校、定時制3校、県立23校、私立26校)
児童・生徒数	72,967人	38,882人	全日 5,025人 定時制 783人

※生徒数については、神戸市立の学校生徒数

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	<ul style="list-style-type: none">・(こども・若者ケアラー施策全般) 福祉局政策課こども・若者ケアラー相談・支援窓口・(こども・若者ケアラーに関する相談・支援) 18歳未満：各区役所 保健福祉課 18歳以上：福祉局政策課こども・若者ケアラー相談・支援窓口 《特徴》 <ul style="list-style-type: none">・連携先の関係機関との調整を重視(図表 参I-3、図表 参I-4を参照)。・福祉局内に生活保護、介護保険、障害関係の部局があること、18歳以上の若者ケアラーも支援対象とすることから、福祉局に相談・支援窓口を開設。
②多機関との連携における課題等	<ul style="list-style-type: none">・情報共有や対応方針を立てるため、関係機関が集まる個別支援会議を開催。他機関との連携を図っている。 連携先機関：区役所の関係部署(こども、生活保護等など)、学校(SSWを含む)、地域包括支援センター、ケアマネージャー、障害者相談支援センター、介護・障害サービス事業所、こども家庭センター等
③認知度向上の取組	【広報】 <ul style="list-style-type: none">・ポスターやチラシの配布・LINE、Google、Yahoo!、Instagram、TikTok、Twitter 広告の活用・市立葺合高校の生徒が制作した啓発動画を市のホームページや、YouTubeチャンネルで公開。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対する周知 →現状、前述の窓口への相談は関係機関からが多数を占めており、更なる相談件数の増加のため、今後関係機関に対していかに周知していくかが課題 <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所の福祉事務所職員対象の研修 ・こども・若者ケアラー相談・支援窓口による関係機関向け研修 (令和4年3月末時点 51回実施。2,750人対象) ・兵庫県主催の研修(オンライン及び対面方式) ・シンポジウム ・出前トークで市民向け啓発
--	---

3. 取組の内容

➤ 「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」の開設 ※地方自治体で初めて専門の相談窓口を設置

取組の背景・経緯

- ・令和元年に神戸市で発生した若者ケアラーに関する痛ましい事件を市長は重く受け止め、福祉局、こども家庭局、健康局、教育委員会によるヤングケアラー支援のプロジェクトチームを立ち上げる。
- ・必要な施策検討の一つに「専門的な相談窓口の設置」があり、令和3年6月より開設。
- ・現在プロジェクトチームは、「市内連絡会」に名称を変更し、年4回(3か月に1回)情報共有をしながら事例検討会、状況報告を行い、局間の連携を深めている。

質問内容	回答
①基本情報	<p>【事業開始】令和3年6月～</p> <p>【場所】神戸市中央区橘通3丁目4番1号 (神戸市立総合福祉センター1階)</p> <p>【開所時間】平日9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)</p> <p>【相談方法】電話、FAX、メール、来所</p>
②組織体制	<p>直営</p> <p>職員体制：課長1名 係長1名 相談員4名 計6名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長、係長は福祉専門職で、介護保険課、障害者支援課、障害者更生相談所を兼務 ・相談員は、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、元神戸市福祉職
③相談実績 (令和4年12月31日時点)	<p>相談受付件数：283件(電話195件・メール25件・来所63件)</p> <p>支援対象：130件 (内訳) こどもケアラー：106件(小学生37件、中学生47件、高校生22件)</p> <p>若者ケアラー：24件(学生9件、社会人15件)</p> <p>(相談経路) 当事者7件、家族等17件、関係機関101件、関係者5件</p> <p>支援対象外：153件(市外居住者や匿名、30歳以上からの相談等)</p> <p>【上記実績の数値に関する補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記件数は「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」へ相談があった件数であり、神戸市全体の件数ではない。 ・当事者からの相談は、すべて高校生以上。 ・家族等からの相談は、中学生以下が多い。 <p>(内訳：小学生4件、中学生11件、高校生2件)</p>

	<p>(内訳：小学生 4 件、中学生 11 件、高校生 2 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの相談 101 件のうち、35 件は学校（主に SSW から）であり、他 66 件については行政区役所、地域包括支援センター、障害の相談支援センター等。 ・関係者は、自治会、民生委員等。 ・支援対象 130 件のうち、直接介入できたのは 53 件。77 件は支援者を通じてアプローチを行う間接支援。 ・支援対象外 153 件は市外居住者・匿名等の理由で、継続的支援が困難な案件。
④相談支援の進捗管理について	<p>相談支援の受付場所で各自進捗を管理。</p> <p><u>相談・支援窓口で受付をしたケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースは、「相談・支援のフローチャート」に基づき、様式を用いてデータで記録を管理。 ・週 1 回の個別ケース会議で、各ケースの対応方針を決定し、「ケース進捗管理」及び「ケース進捗の 8 段階」に基づき進捗管理を行う。 ・ケース全体の進捗については、Excel で作成した一覧表で管理。 <p><u>各区役所で受付をしたケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所にて進捗を管理。
⑤窓口運営全般に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護と情報共有 (ヤングケアラーに関する根拠法令がないため、非常に難しい。) ・支援を求めない世帯、拒否する世帯への関わり方 ・当事者(特に中学生以下)からの相談が少ない ・福祉関係機関等において、ケアラーも支援対象であるという認識が浸透していない
⑥今後の展望について	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>こどもケアラー(18 歳未満:こどもの居場所との連携)</u> →学習支援やこども食堂との連携を深め、少しでも負担軽減できる場所として導きたい。 ・<u>若者ケアラー(18 歳以上:大学やハローワークとの連携)</u> →近隣の大学と連携し、様々な形で情報共有することを検討。 →また、ハローワークと連携し若者ケアラーへの支援を開始予定。

取組②ヘルパー派遣事業について ※本事業は、神戸市子ども家庭局が所管

質問内容	回答
①基本情報	<p>【事業開始】令和4年8月1日～</p> <p>【利用条件／サービス内容】</p> <p>対象:18 歳未満のこどもケアラーがいる世帯で、こども家庭局家庭支援課が支援を必要と認めた世帯。</p> <p>→市が必要性を判断するにあたり、一定の判断基準は参考にしてはいるが、一律に判断はしていない。当該世帯の状況、ヘルパー派遣の必要性、効果等を総合的に判断して派遣を決定。</p> <p>→国の補助事業の適用があるため 18 歳未満が支援の対象。</p> <p>期間:3か月 ※延長・再延長可(最大9カ月)。</p> <p>なお、他のサービス(障害・介護)のサービスを受けていても併給可。</p> <p>料金:無料</p> <p>※本事業は無料だが、障害福祉・介護保険サービスにおいては利用者負担が発生する場合がある。</p> <p>導入の目的:こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援。</p>

	サービス内容:以下の表を参照(出典:神戸市ヒアリング回答)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 家事援助</td> <td>①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助</td> </tr> <tr> <td>(2) 育児援助</td> <td>①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助</td> </tr> <tr> <td>(3) その他の援助</td> <td>その他児童のケアを軽減することにつながる援助</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サービス内容	(1) 家事援助	①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助	(2) 育児援助	①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助	(3) その他の援助	その他児童のケアを軽減することにつながる援助
区分	サービス内容								
(1) 家事援助	①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助								
(2) 育児援助	①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助								
(3) その他の援助	その他児童のケアを軽減することにつながる援助								
②受付方法	申請主義でない。 区のこども家庭支援室に相談があった中から、市がヘルパー派遣の必要性を判断。その世帯に対して説明を行い、同意を得た上でサービスを提供。								
③委託先	市が別事業で委託している12業者に委託。 ※上記委託業者は、介護保険や障害福祉サービス事業も担う。専門的技術や体制を有し、効率的かつ良質なサービスが提供可能。								
④事業実績	・1名(令和4年8月23日ヒアリング時点)								
⑤若者ケアラーへの支援の検討	・本事業は18歳以上の若者ケアラーは対象外。 ・18歳以上の若者ケアラーに対しては、別途「レスパイト支援」を実施予定								

取組③ 居場所づくり事業「ふうのひろば ～交流・情報交換の場～」

質問内容	回答
①基本情報	【事業開始】令和3年10月～ 【運営】NPO法人こうべユースネットへ委託 運営スタッフ:NPO法人理事長、正規職員担当者1名 計2名 ふうのひろばサポーター:3名(社会福祉士の資格有り) 【名称】ふうのひろば
②「ふうのひろば」の概要	【開催日時】 毎月第2土曜日の午後2時から2時間程度(オンライン参加も可) 【参加費】無料 【対象者】 神戸市に在住または在勤・在学の概ね16歳～30歳までの方 【平均参加人数】 3名/回(参加年齢層:高校生29%、大学・大学院生51%、社会人20%) 【主な活動内容】 (1)自己紹介(2)レクリエーション(3)カフェタイム (4)全体ディスカッション(5)ふりかえり
③活動の広報	市及び委託先のホームページ、Instagram、Twitterなど
④利用者の意見	・今まで友人にもケアラー当事者としての経験や実情などを話したことがなかったが、ふうのひろばではじめて話すことができ、気持ちがすっきりした。 ・同じような経験をされている方の意見、話を聞いて、人生の大きな岐路選択の時に後押しになった。 ・すべてを忘れて過ごせる場所(居場所)が大切だと思うし、ふうのひろばがそういう場所だと感じた。 ※参加は、現役のヤングケアラーに限らず、心に傷を負っている元ケアラーの方等も可能としている。
⑤運営にあたっての工夫	・オンライン参加も可能とし、参加しやすい環境の整備に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについて説明し、安心して参加できるように対応。 ・リラックスして話せる環境づくりを重視。すでに近隣の地域で活動する団体へ視察に行き、参考にしながら運営を行っている。
⑥課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーが定着せず、運営に携わる当事者スタッフの確保が困難。 ・16歳未満の小中学生ケアラーの居場所がない。
⑦今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に直接相談することをためらうケアラーが、ふうのひろばをきっかけとして相談につながるができるよう、双方向での関わりを構築する。

4. スムーズな支援に向けた工夫や課題について

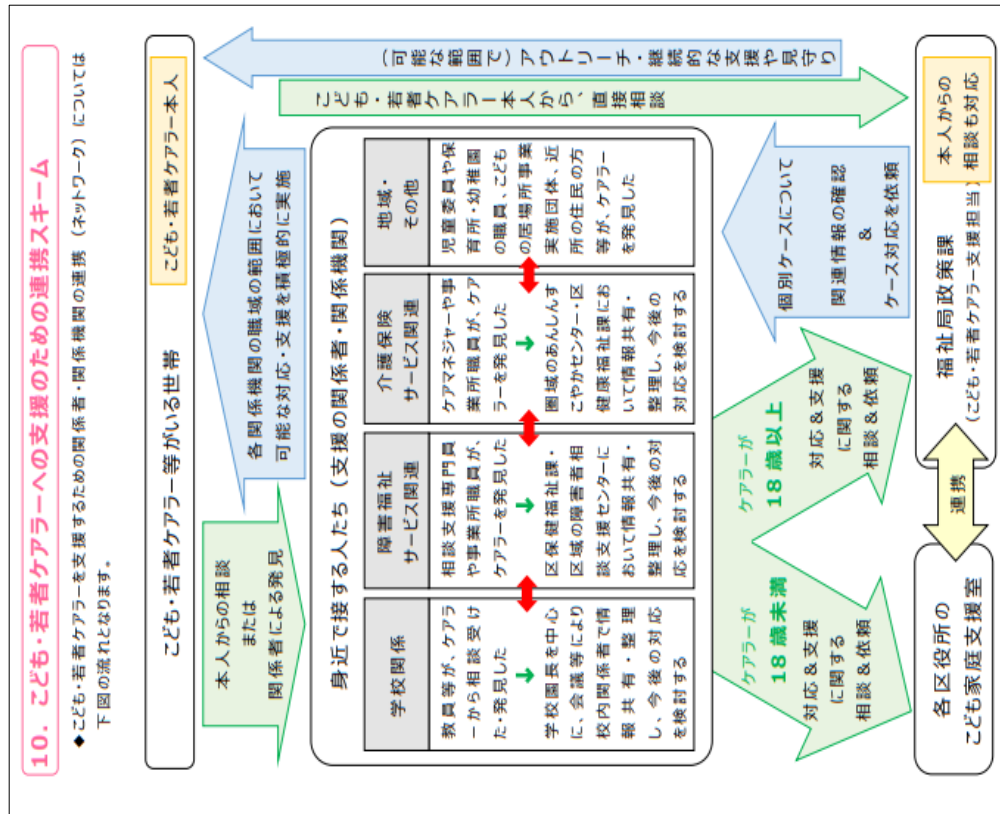
・工夫していること

長期間ケアをしている家族の中に、行政が介入することで、本人・家族が支援に対して拒絶反応を示すことがある。そういった中で、「あなたの負担を少しでも軽減したい」という姿勢で対応することを心がけている。

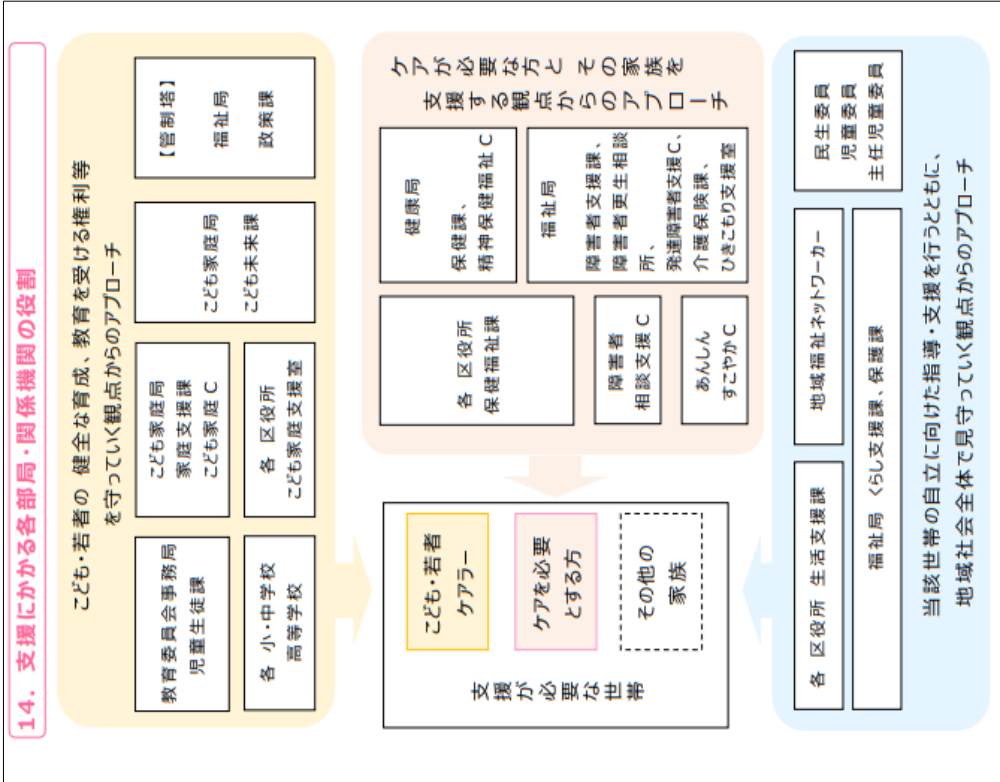
・課題と感じていること

ヤングケアラーの支援を行っても、ケアを担っているこどもの役割をゼロにすることは難しいが、その子が負担に感じている部分を少しでも軽減したい。「あなたの周りでこういった大人が見守っているよ」という心理的なフォローを示していくことで心理的な負担が軽減されていくのではないかと感じている。

図表 参 I - 3



図表 参 I - 4



出典：神戸市 令和4年5月「神戸市子ども・若者ケアラー支援関係者（福祉・教育・医療）用マニュアル」、P.14、P.26

参考2 アンケート票

参考資料 アンケート票

(1)小中高校生アンケート票

I. 基本情報

問1. あなたの学年を教えてください。 (あてはまるものを1つ選んでください)
1. 小学6年生 2. 中学2年生 3. 高校2年生 4. 定時制高校2年生相当 5. あてはまるものはない
問2. あなたの性別を教えてください。 (あてはまるものを1つ選んでください)
1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない
問3. あなたが現在住んでいる市町村を教えてください。 (あてはまるものを1つ選んでください)
問4. あなたが通っている学校名を教えてください。
問5. あなたと一緒に住んでいるのは誰ですか。 (あてはまるものをすべて選んでください)
1. お母さん 2. お父さん 3. おばあさん 4. おじいさん 5. 兄・姉 ⇒ () 人 6. 弟・妹 ⇒ () 人 7. その他 ()

問6. あなたの健康状態について教えてください。 (あてはまるものを1つ選んでください)
1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない

II. ふだんの生活について

問7. あなたは学校を欠席したり、遅刻や早退をしたりすることはありますか。 ①欠席について (あてはまるものを1つ選んでください)
1. ほとんど欠席しない 2. たまに欠席する 3. よく欠席する
②遅刻や早退について (あてはまるものを1つ選んでください)
1. ほとんどしない 2. たまにする 3. よくする
問8. 習い事や課外活動(部活動を含む)をしていますか。 (あてはまるものを1つ選んでください)
1. はい 2. いいえ
問9. ふだんの学校生活などにおいて、以下の中であてはまるものはありますか。 (あてはまるものをすべて選んでください)
1. 授業中に寝てしまうことが多い 2. 宿題や課題ができていないことが多い 3. 持ち物の忘れ物が多い

<p>4. 習い事や課外活動(部活動を含む)を休むことが多い</p> <p>5. 提出物を出すのが遅れることが多い</p> <p>6. 修学旅行などの宿泊行事を欠席する</p> <p>7. 保健室で過ごすことが多い</p> <p>8. 学校では一人で過ごすことが多い</p> <p>9. 友だちと遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない</p> <p>10. 特にない</p>
<p><中高生のみ></p> <p>問 10-1. 現在、悩んだり困っていることはありますか。(あてはまるものをすべて選んでください)</p> <p>1. 友だちとの関係のこと</p> <p>2. 学業成績のこと</p> <p>3. 進路のこと</p> <p>4. 部活動のこと</p> <p>5. 学費(授業料)など学校生活に必要なお金のこと</p> <p>6. 塾(通信含む)や習い事ができない</p> <p>7. 家庭のお金のこと</p> <p>8. 自分と家族との関係のこと</p> <p>9. 家族内の人間関係のこと(両親の仲が良くないなど)</p> <p>10. 病気や障がいのある家族のこと</p> <p>11. 自分のために使える時間が少ない</p> <p>12. その他()</p> <p>13. 特にない</p>
<p><小学生のみ></p> <p>問 10-2. あなたが悩んでいることはありますか。</p> <p>(あてはまるものをすべて選んでください)</p> <p>1. 友だちのこと</p> <p>2. 学校の成績のこと</p>

<p>3. 習い事や課外活動のこと</p> <p>4. 家族のこと</p> <p>5. 生活や勉強に必要なお金のこと</p> <p>6. 自分のために使える時間が少ないこと</p> <p>7. その他()</p> <p>8. 特にない</p>
<p><問 10-1(中高生)で1~12のいずれかを選んだ人、問 10-2(小学生)で1~7のいずれかを選んだ人></p> <p>問 11. 回答した悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいますか。</p> <p>(あてはまるものを1つ選んでください)</p> <p>1. 相談相手や話を聞いてくれる人がいる</p> <p>2. 相談相手や話を聞いてくれる人がいない</p> <p>3. 相談や話はしたくない</p>
<p>問 12. あなたは、ふだん次のようなことをどのくらいしていますか。(あてはまるものをそれぞれ1つ選んでください)</p> <p>①朝ごはんを食べること</p> <p>②自分が食べるためのごはんをつくること</p> <p>③自分が着た服を洗濯すること</p> <p>④おうちの大人の人に勉強をみてもらうこと</p> <p>⑤おうちの大人の人と一緒に遊んだり体を動かすこと</p> <p>⑥おうちの大人の人と一緒に外出をすること(散歩、買い物、外食など)</p> <p>1. ほぼ毎日</p> <p>2. 週に3~4回</p> <p>3. 週に1~2回</p> <p>4. 月に1~2回</p> <p>5. ほぼない</p>

問 13. 問 12①「朝ごはんを食べること」で
「1. ほぼ毎日」以外を選択した方にお聞きし
ます。

あなたが朝ごはんを食べない理由は何ですか。

(あてはまるものを1つ選んでください)

1. 時間がない
2. おなかがすいていない
3. 用意されていない
4. わからない

Ⅲ. 家庭や家族のことについて

問 14. 家族(一緒に住んでいない家族も含む)
の中にあなたがお世話をしている人はい
ますか。(ここで「お世話」とは、普
通、大人が行うような家事や家族のお世
話のことを指します。)

(あてはまるものを1つ選んでください)

1. いる
2. いない ⇒問 26 へ

問 15. 問 14 で「1. いる」と答えた人にお聞
きします。

あなたは誰に、どのようなお世話をし
ていますか。

①あなたがお世話をしている人

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. お母さん
2. お父さん
3. おばあさん
4. おじいさん
5. きょうだい
6. その他 ()

②-a お母さん、あるいはお父さんをお世話し
ている人に聞きます。(問 15 で 1 または 2 を

選択)

お世話をしているのは、どのような理由のた
めですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 高齢 (65 歳以上)
2. 介護が必要 (食事や身の回りのお世話など)
3. 認知症
4. 身体障がい
5. 知的障がい
6. 精神障がい (うつ病などのこころの病気)
※疑いを含む
7. 依存症 (お酒やギャンブルなどをやめられ
ず、生活に問題を抱えている) ※疑いを含む
8. 6,7 以外の病気
9. 日本語が苦手
10. その他 ()
11. わからない

②-b おばあさん、あるいはおじいさんをお世
話している人にお聞きします。(問 15 で 3
または 4 を選択)

お世話をしているのは、どのような理由のた
めですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 高齢 (65 歳以上)
2. 介護が必要 (食事や身の回りのお世話など)
3. 認知症
4. 身体障がい
5. 知的障がい
6. 精神障がい (うつ病などのこころの病気)
※疑いを含む
7. 依存症 (お酒やギャンブルなどをやめられ
ず、生活に問題を抱えている) ※疑いを含む
8. 6,7 以外の病気

9. 日本語が苦手

10. その他 ()

11. わからない

②-c きょうだいをお世話している人にお聞き
します。(問 15 で 5 を選択)

お世話をしているのは、どのような理由のため
ですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 幼い
2. 介護が必要 (食事や身の回りのお世話など)
3. 身体障がい
4. 知的障がい
5. 病気
6. 日本語が苦手
7. その他 ()
8. わからない

②-d 「その他」の人をお世話している人にお
聞きします。(問 15 で 6 を選択)

お世話をしているのは、どのような理由のため
ですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 高齢 (65 歳以上)
2. 幼い
3. 介護が必要 (食事や身の回りのお世話など)
4. 認知症
5. 身体障がい
6. 知的障がい
7. 精神障がい (うつ病などのこころの病気)
※疑いを含む
8. 依存症 (お酒やギャンブルなどをやめられ
ず、生活に問題を抱えている) ※疑いを含む
9. 7, 8 以外の病気

10. 日本語が苦手

11. その他 ()

12. わからない

b) あなたはどのようなお世話をしています
か。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 家事 (食事の準備や掃除、洗濯)
2. きょうだいのお世話や保育所等の送り迎えな
ど
3. 入浴やトイレのお世話など (身体的な介護)
4. 買い物や散歩に一緒に行く (外出の付き添
い)
5. 病院へ一緒に行く (通院の付き添い)
6. 話を聞く (感情面のサポート)
7. 見守り
8. 通訳 (日本語や手話など)
9. お金の管理
10. 薬の管理
11. 役所や学校などの書類の手続き
12. その他 ()

何人かお世話をしている人がいる場合には、そ
れぞれの人ごとではなく、あてはまるものをす
べて選んでください。

③あなたはお世話を誰と一緒にしていますか。

1. お母さん
2. お父さん
3. おばあさん
4. おじいさん
5. きょうだい
6. 親戚の人 (おじさん、おばさんなど)
7. 自分のみ
8. 福祉サービス (ヘルパーなど) を利用
9. その他 ()

④あなたは何才からお世話をしていますか。お世話を始めた年齢をお答えください。(はっきりとわからない場合は、だいたいの年齢でかまいません)

() 才から

⑤あなたはどのくらいお世話をしていますか。(あてはまるものを1つ選んでください)

1. ほぼ毎日
2. 週に3～5日
3. 週に1～2日
4. 1か月に数日
5. その他 ()

⑥あなたは平日と休日それぞれ何時間くらいお世話をしていますか。(日によって違う場合は、この1か月の中で一番長かった日の時間を教えてください)

平日1日 () 時間くらい

休日1日 () 時間くらい

<中高生のみ>

問 16-1. お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことはありますか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 学校に行きたくても行けない
2. どうしても学校を遅刻・早退してしまう
3. 宿題をする時間や勉強する時間が取れない
4. 睡眠が十分に取れない
5. 友だちと遊ぶことができない
6. 部活動や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった
7. 進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した
8. 自分の時間が取れない
9. その他 ()
10. 特にない

<小学生のみ>

問 16-2. お世話をしていることで、以下のよ
うなことを経験したことはあります
か。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 学校を休んでしまう
2. 遅刻や早退をしてしまう
3. 宿題など勉強する時間がない
4. 寝る時間が足りない
5. 友だちと遊ぶことができない
6. 習い事や課外活動ができない
7. 自分の時間が取れない
8. その他 ()
9. 特にない

問 17. お世話をすることに大変さを感じて
いますか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 体力の面で大変
2. 気持ちの面で大変
3. 時間の余裕がない
4. 特に大変さは感じていない

問 18. あなたがお世話をしている家族のこ
とや、お世話の悩みについて誰かに相談
したことはありますか。

(あてはまるものを1つ選んでください)

1. ある
⇒問 19-1 へ (中高生)、問 19-2 へ (小学
生)
2. ない
⇒問 20-1 へ (中高生)、問 20-2 へ (小学
生)

<問 18 で「1. ある」を選んだ人：中高生のみ
>

問 19-1. 相談した人は誰ですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 家族 (父、母、祖父、祖母、きょうだい)
2. 親戚 (おじさん、おばさんなど)
3. 友だち
4. 学校の先生 (保健室の先生以外)
5. 保健室の先生
6. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
7. 医師や看護師、その他病院の人
8. ヘルパーやケアマネ、福祉サービスの人
9. 役所や保健センターの人
10. 近所の人
11. SNS (LINE など) 上での知り合い
12. 中高生「SNS 相談@ちば」
13. 千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談
14. 中核地域生活支援センター (※にあるセンターのうち該当するものがあれば選択してください)
15. 中核地域生活支援センター以外の支援センター
16. 子ども食堂の人
17. 学校の外で勉強を教えてくれる先生 (学習支援の先生等)
18. その他 ()

※中核地域生活支援センター 一覧

- ・ まるっと
- ・ がじゅまる
- ・ ほっとねっと
- ・ のだネット
- ・ いんば中核地域生活支援センターすけっと
- ・ 香取CCC
- ・ 海匠ネットワーク

- ・ さんネット
- ・ 長生ひなた
- ・ 夷隅ひなた
- ・ ひだまり
- ・ 君津ふくしネット
- ・ いちはら福祉ネット

<問 18 で「1. ある」を選んだ人：小学生のみ
>

問 19-2. 相談した人は誰ですか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 家族 (お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、きょうだい)
2. しんせき (おじさん、おばさんなど)
3. 友だち
4. 学校の先生 (保健室の先生以外)
5. 保健室の先生
6. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
7. 医師や看護師、その他病院の人
8. ヘルパーやケアマネ、福祉サービスの人
9. 役所や保健センターの人
10. 近所の人
11. SNS (LINE など) 上での知り合い
12. 千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談
13. 中核地域生活支援センター (※にあるセンターのうち該当するものがあれば選択してください)
14. 中核地域生活支援センター以外の支援センター
15. 子ども食堂の人
16. 学校の外で勉強を教えてくれる先生 (学習支援の先生等)
17. その他 ()

※中核地域生活支援センター一覧

- ・まるっと
- ・がじゅまる
- ・ほっとねっと
- ・のだネット
- ・いんば中核地域生活支援センターすけっと
- ・香取CCC
- ・海匠ネットワーク
- ・さんネット
- ・長生ひなた
- ・夷隅ひなた
- ・ひだまり
- ・君津ふくしネット
- ・いちはら福祉ネット

<問 18 で「2. ない」を選んだ人：中高生のみ
>

問 20-1. 相談していない理由を教えてください。

(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 誰かに相談するほどの悩みではない
2. 家族外の人に相談するような悩みではない
3. 誰に相談するのがよいかわからない
4. 相談できる人が身近にいない
5. 家族のここのため話しにくい
6. 家族のことを知られたくない
7. 家族に対して偏見を持たれたくない
8. 相談しても状況が変わると思わない
9. その他 ()

<問 18 で「2. ない」を選んだ人：小学生のみ
>

問 20-2. 相談していない理由を教えてください。

(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 誰かに相談するほどの悩みではない
2. 家族外の人に相談するような悩みではない
3. 誰に相談するのがよいかわからない

4. 相談できる人が身近にいない
5. 家族のここのため話しにくい
6. 家族のことを知られたくない
7. 家族のことを特別な目で見られたくない
8. 相談しても状況が変わると思わない
9. その他 ()

<問 18 で「2. ない」を選んだ人：小中高生共通
>

問 21. あなたがお世話をしている家族のこと
や、お世話の悩みを聞いてくれる人は
いますか。

(あてはまるものを1つ選んでください)

1. いる
2. いない

<中高生のみ>

問 22-1. 学校や周りの大人に助けてほしいこ
とや、必要としている支援はありますか。

(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 自分の今の状況について話を聞いてほしい
 2. 家族のお世話について相談にのってほしい
 3. 家族の病気や障がい、お世話のことなどにつ
いてわかりやすく説明してほしい
 4. 自分が行っているお世話のすべてを代わって
くれる人やサービスがほしい
 5. 自分が行っているお世話の一部を代わって
くれる人やサービスがほしい
- ⇒具体的にどんなお世話、もしくはどんな時で
すか ()

6. 自由に使える時間がほしい
7. 進路や就職など将来の相談にのってほしい
8. 学校の勉強や受験勉強など学習のサポート
9. お金の面で支援をしてほしい
10. その他 ()
11. 特にない

12. わからない
<小学生のみ>
問 22-2. 学校や周りの大人にしてもらいたいことはありますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)
1. 自分のことについて話を聞いてほしい
2. 家族のお世話について相談にのってほしい
3. 家族の病気や障がい、お世話のことなどについてわかりやすく説明してほしい
4. 自分が行っているお世話のすべてを誰かに代わってほしい
5. 自分が行っているお世話の一部を誰かに代わってほしい
⇒具体的にどんなお世話、もしくはどんな時ですか ()
6. 自由に使える時間がほしい
7. 勉強を教えてほしい
8. お金の面で支援をしてほしい
9. その他 ()
10. 特にない
11. わからない
問 23. 自分や家族のことで話を聞いたり相談にのってくれるとしたら、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。 (あてはまるものすべてを選んでください)
1. 直接会って
2. 電話
3. SNS (LINE など)
4. 電子メール
5. その他 ()
問 24. 家族やしんせき、友だち以外で、どういう相手が相談しやすいと思いますか。 (あてはまるものすべてを選んでください)

1. 学校の先生、保健室の先生
2. 役所や保健センターの人
3. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの心理士
4. 同じような悩みを持った経験がある人(ピアサポートの人など)
5. 近所の人(民生委員・児童委員、ファミリーサポートの人達も含む)
6. 支援センターの人
7. 子ども食堂の人
8. 学校の外で勉強を教えてくれる先生(学習支援の先生等)
9. その他 ()
10. わからない
問 25. 家族のお世話をしている子どものために、必要だと思うことや、学校や周りの大人にしてもらいたいこと(問 22-1、問 22-2 で書ききれなかったことなど)を自由に書いてください。

IV. ヤングケアラーについて

※小中高校生全員対象。

問 26. あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。 (あてはまるものを1つを選んでください)
1. あてはまる
2. あてはまらない
3. わからない
問 27. 「ヤングケアラー」という言葉をこれまで聞いたことがありましたか。 (あてはまるものを1つを選んでください)
1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない

3. 聞いたことはない

<問 27 で「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」を選んだ人>

問 28. 「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。

(あてはまるものすべてを選んでください)

1. テレビや新聞、ラジオ
2. 雑誌や本
3. SNS (LINE など) やインターネット
4. 広報やチラシ、掲示物
5. イベントや交流会など
6. 学校
7. 友だち・知人から聞いた
8. その他 ()

問 29. 自由記述欄 (ヤングケアラーへの支援を広げていくために必要だと思うことや、要望等なんでも (ヤングケアラーにあてはまらない人も自由に書いてください))

家族のためにお手伝いすることは素晴らしいことです。家族を大切にすると同じように、あなた自身も大切にしてほしいです。

今、休むことはできていますか。自分のやりたいことはできていますか。

何か困ったことがあれば、学校の先生や近くの頼れる大人、電話相談などに自分の気持ちを話してください。

[相談先]

○児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783 (フリーダイヤル) ※通話料無料

受付時間: 24時間受付 (年中無休)

○24時間子ども SOS ダイヤル

0120-0-78310 (フリーダイヤル) ※通話料無料

受付時間: 24時間受付 (年中無休)

○その他の相談先を知りたい人やヤングケアラーについて詳しく知りたい人はこちら
厚生労働省 特設ページ「子どもが子どもでいられる街に」

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



(2)大学生アンケート票

I. 基本情報

問1. あなたの学年を教えてください。(あてはまる番号1つに○) 1. 大学3年生 2. 大学3年生以外
問2. あなたの性別を教えてください。 (あてはまるものを1つ選んでください) 1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない
問3. あなたの年齢を教えてください。 () 歳
問4. 現在住んでいる市町村を教えてください。 (あてはまる番号1つに○)
問5. あなたが通っている大学名を教えてください。
問6. 大学種別を教えてください。 (あてはまる番号1つに○) 1. 国立 2. 私立
問7. 大学の学科(専攻)を教えてください。 (あてはまる番号1つに○) 1. 文・外国語・国際・文化系 2. 法・政・経・商・社系 3. 理・工・農系 4. 医・歯・薬系 5. 看護・保健・福祉系 6. 教育・教員養成・家政・生活系 7. 芸術・スポーツ系

8. その他 ()
問8. 現在の住まい方を教えてください。 (あてはまる番号すべてに○) 1. 家族と同居 2. 一人暮らし 3. 寮 4. その他 ()
問9. 問8で「1. 家族と同居」と回答した方にお聞きします。現在一緒に住んでいる家族について教えてください。(あてはまる番号すべてに○) 1. 母親 2. 父親 3. 祖母 4. 祖父 5. 兄・姉 ⇒ () 人 6. 弟・妹 ⇒ () 人 7. その他 ()
問10. あなたの健康状態について教えてください。 (1) 身体面の健康状態(あてはまる番号1つに○) 1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない (2) 精神面の健康状態(あてはまる番号1つに○) 1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない

問 11. 大学までの片道の通学時間を教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- 15分未満
- 15分以上30分未満
- 30分以上45分未満
- 45分以上1時間未満
- 1時間以上1時間半未満
- 1時間半以上2時間未満
- 2時間以上

問 12. 奨学金の受給状況を教えてください。

(1) 奨学金の受給状況(あてはまる番号1つに○)

- 貸与・給付の両方を受けている
- 貸与奨学金を受けている(返済が必要)
- 給付奨学金を受けている(返済不要)
- 申請したが不採用になった
- 希望はあったが申請しなかった・できなかった
- そもそも奨学金は必要なく、申請していない

⇒3~6 回答者は問 13 へ

(2) (1) で「1. 貸与・給付の両方を受けている」「2. 貸与奨学金を受けている」と回答した方にお聞きします。大学卒業時の予定貸与総額がわかれば教えてください。

(任意)

貸与総額 () 円

II. ふだんの生活について

問 13. 現在通う大学を選択した理由を教えてください。(あてはまる番号1つに○)

- 自分のやりたいことができる・学べる
- 社会で役立つことが学べる

- 実家から近い・通える範囲内にある
- 学費が安い
- 時間的に講義等に出席しやすい
- その他 ()

問 14. 大学の授業(履修している講義)への出席状況等について教えてください。

(1) 出席状況(あてはまる番号1つに○)

- ほとんど欠席しない
- たまに欠席する
- よく欠席する

(2) 遅刻や早退の状況(あてはまる番号1つに○)

- ほとんどしない
- たまにする
- よくする

問 15. 日々の生活においてこれらに取り組む時間を希望通りに確保できていますか。

(各項目について、希望がある場合は1-5の中から1つ選択してください。実施・参加の希望がなく実施・参加していない場合は、6を選択してください)

(各項目について、それぞれあてはまる番号1つを選択)

	1. 確保できている	2. 概ね確保できている	3. どちらともいえない	4. あまり確保できていない	5. 確保できていない	6. 希望しておらず、実施・参加していない
1.大学の授業の受講(ゼミ含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.大学の授業の予習復習、課題に取り組む時間	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.部活・サークル	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4.アルバイト・仕事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3. 祖母
 4. 祖父
 5. きょうだい
 6. その他 ()

②-a) 母親、あるいは父親をお世話している人にお聞きします。(問 20 で 1 または 2 を選択) お世話をしているのは、どのような理由のためですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 高齢 (65 歳以上)
 2. 要介護 (介護が必要な状態)
 3. 認知症
 4. 身体障がい
 5. 知的障がい
 6. 精神障がい (うつ病などのこころの病気) (疑い含む)
 7. 依存症 (アルコール依存症、ギャンブル依存症など) (疑い含む)
 8. 6、7 以外の病気
 9. 日本語が苦手
 10. その他 ()
 11. わからない

②-b) 祖母あるいは祖父をお世話している人にお聞きします。(問 20 で 3 または 4 を選択) お世話をしているのはどのような理由のためですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 高齢 (65 歳以上)
 2. 要介護 (介護が必要な状態)
 3. 認知症
 4. 身体障がい
 5. 知的障がい
 6. 精神障がい (うつ病などのこころの病気) (疑い含む)

7. 依存症 (アルコール依存症、ギャンブル依存症など) (疑い含む)
 8. 7、8 以外の病気
 9. 日本語が苦手
 10. その他 ()
 11. わからない

②-c) きょうだいをお世話している人にお聞きします。(問 20 で 5 を選択) お世話をしているのは、どのような理由のためですか。(あてはまる番号にすべて○)

1. 幼い
 2. 要介護 (介護が必要な状態)
 3. 身体障がい
 4. 知的障がい
 5. 精神障がい (うつ病などのこころの病気) (疑い含む)
 6. 5 以外の病気
 7. 日本語が苦手
 8. その他 ()
 9. わからない

②-d) 「その他」の人をお世話している人にお聞きします。(問 20 で 6 を選択) お世話をしているのは、どのような理由のためですか。(あてはまる番号にすべて○)

(あてはまるものをすべて選んでください)

1. 高齢 (65 歳以上)
 2. 幼い
 3. 介護が必要 (食事や身の回りのお世話など)
 4. 認知症
 5. 身体障がい
 6. 知的障がい

7. 精神障がい（うつ病などのこころの病気）
（疑い含む）

8. 依存症（お酒やギャンブルなどをやめられず、生活に問題を抱えている）※疑いを含む

9. 7、8以外の病気

10. 日本語が苦手

11. その他（ ）

12. わからない

b) あなたが行っているお世話の内容を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1. 家事（食事の準備や掃除、洗濯）

2. きょうだいのお世話や保育所等への送迎など

3. 身体的な介護（入浴やトイレ、食事のお世話など）

4. 外出の付き添い（買い物、散歩など）

5. 通院の付き添い

6. 感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）

7. 見守り

8. 通訳（日本語や手話など）

9. 金銭管理

10. 薬の管理

11. 役所や学校などの書類の手続

12. その他（ ）

以下は、お世話を必要としている方が複数いる場合も、それぞれの方ごとではなく一括でお答えください。

③お世話は誰と行っていますか。
（あてはまる番号すべてに○）

1. 母親

2. 父親

3. 祖母

4. 祖父

5. きょうだい

6. 親戚の人

7. 自分のみ

8. 福祉サービス（ヘルパーなど）を利用

9. その他（ ）

④お世話をしている頻度を教えてください。
（あてはまる番号すべてに○）

1. ほぼ毎日

2. 週に3～5日

3. 週に1～2日

4. 1か月に数日

5. その他（ ）

⑤お世話は平日と休日それぞれ何時間程度行っていますか。（日によって異なる場合は、この1か月の中で最も長かった日の時間をお答えください）

平日1日（ ）時間くらい

休日1日（ ）時間くらい

⑥お世話はいつから行っていますか。（はっきりとわからない場合は、だいたいがかまいません）（あてはまる番号すべてに○）

1. 小学校就学以前から

2. 小学校低学年（1-3年生）から

3. 小学校高学年（4-6年生）から

4. 中学生から

5. 高校生から

6. 大学入学以降

⑦問19で「2. 現在はいいないが、過去にいた」と回答した方にお伺いします。いつまでお世話をしていましたか。（はっきりとわからない場合は、だいたいがかまいません）
（あてはまる番号1つに○）

1. 中学入学以前まで

2. 高校入学以前まで

3. 大学入学以前まで

<p>4. 大学1年生まで</p> <p>5. 直近まで</p>
<p>問 21. 問 20⑥でお世話を始めた時期が「6. 大学入学以降」と回答した方以外にお伺いします。お世話をしていることで、大学進学の際に苦勞したこと・影響を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受験勉強をする時間が取れなかった 2. 学費等の制約や経済的な不安があった 3. 実家から通える範囲等の通学面の制約があった 4. 家族等から世話を優先するよう求められた 5. 進学するか働くか迷った 6. 大学以外の進学先と迷った 7. その他 () 8. 特にない
<p>問 22. お世話をしていることで、やりたかったができなかったこと、あきらめたことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の授業に行きたくても行けなかった 2. 単位をとれなかった、留年・休学した 3. 課題・予習復習をする時間が取れなかった 4. 留学をあきらめた 5. 睡眠が十分に取れなかった 6. 友人と遊ぶことができなかった 7. 部活動・サークル活動ができなかった、もしくは辞めざるを得なかった 8. 課外活動・習い事ができなかった、もしくは辞めざるを得なかった 9. アルバイトができなかった 10. 就職先・進路の変更を考えざるを得なかった、変更した 11. 一人暮らしをしたくてもできなかった

<ol style="list-style-type: none"> 12. 恋愛をしたくてもできなかった 13. 自分の時間が取れなかった 14. その他 () 15. 特になかった
<p>問 23. お世話をしていることで、今後不安なこと、やりたいけどできなさそうなことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の授業に行きたくても行けない 2. 単位取得、進級・卒業できるか不安がある 3. 課題・予習復習をする時間が取れない 4. 留学に行けない 5. 睡眠が十分に取れない 6. 友人と遊ぶことができない 7. 部活や習い事ができない 8. アルバイトができない 9. 就職活動の時間が取れない 10. 希望する就職先・進路の変更を考えざるを得ない 11. 一人暮らしができるか不安がある 12. 恋愛・結婚に対する不安がある 13. 自分の時間が取れない 14. その他 () 15. 特にない
<p>問 24. お世話をしていることで、就職に関し不安はありますか。(あてはまる番号すべてに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正社員として就職できるか不安がある 2. 休まず働けるか不安がある 3. 通勤できる地域に限られる 4. 働ける時間帯に限られる 5. 就職先について考える時間がない 6. その他 () 7. わからない

8. 特にない

問 25. お世話をすることにきつきを感じていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 身体的にきつい
2. 精神的にきつい
3. 時間的余裕がない
4. 特にきつきは感じていない

問 26. ご自身がお世話をする理由をどのようにとらえていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 自分がお世話をしたいと思うため
2. 自分がお世話をしないと家族が困るため
3. ほかにお世話をできる人がいないため
- 4.ほかの家族や親せき等から世話をされるよう言われているため
5. その他 ()
6. わからない・考えたことがない

問 27. お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. ある ⇒問 28 へ
2. ない ⇒問 29 へ

問 28. 問 27 で「1. ある」と回答した方にお聞きします。それは誰ですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 家族(父、母、祖父、祖母、きょうだい)
2. 親戚(おじ、おばなど)
3. 友人
4. 交際相手、配偶者
5. 大学の指導教員
6. 大学の学生相談室やキャリア支援室・保健センター
7. その他大学の職員・機関

8. 医師や看護師、その他病院の人
9. ホームヘルパーやケアマネージャー、福祉サービスの人
10. 役所の人(自治体の保健センター等含む)
11. 近所の人
12. SNS(LINE など)上での知り合い
13. 中高生「SNS相談@ちば」
14. 千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談
15. 中核地域生活支援センター(※にあるセンターのうち該当するものがあれば選択してください)
16. 中核地域生活支援センター以外の支援センター
17. 子ども食堂の人
18. 学校の外で勉強を教えてくれる先生(学習支援の先生等)
19. その他 ()

※中核地域生活支援センター一覧

- ・まるっと
- ・がじゅまる
- ・ほっとねっと
- ・のだネット
- ・いんば中核地域生活支援センターすけっと
- ・香取CCC
- ・海匝ネットワーク
- ・さんネット
- ・長生ひなた
- ・夷隅ひなた
- ・ひだまり
- ・君津ふくしネット
- ・いちはら福祉ネット

問 29. 問 27 で「2. ない」と回答した方にお聞きします。相談していない理由を教え

てください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 誰かに相談するほどの悩みではない
2. 家族外の人に相談するような悩みではない
3. 誰に相談するのがよいかわからない
4. 相談できる人が身近にいない
5. 家族のここのため話しにくい
6. 家族のことを知られたくない
7. 家族に対して偏見を持たれたくない
8. 相談しても状況が変わると思わない
9. その他 ()

問 30. 問 27 で「2. ない」と回答した方にお聞きします。お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいますか。
(あてはまる番号 1 つに○)

1. いる
2. いない

問 31. 大学や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援はありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 自分のいまの状況について話を聞いてほしい
2. 家族のお世話について相談にのってほしい
3. 家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい
4. 自分が行っているお世話のすべてを代わりにしてくれる人やサービスがほしい
5. 自分が行っているお世話の一部を代わりにしてくれる人やサービスがほしい

⇒具体的にどんなお世話、もしくはどんな時ですか ()

6. 自由に使える時間がほしい
7. 進路や就職など将来の相談にのってほしい

8. 大学の勉強や学習のサポート
9. 家庭への経済的な支援
10. 学費への支援・奨学金等
11. その他 ()
12. 特にない
13. わからない

問 32. 自分や家族のことで話を聞いたり相談にのってくれるとしたら、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 直接会って
2. 電話
3. SNS (LINE など)
4. 電子メール
5. その他 ()

問 33. 家族や親戚、友人、交際相手以外で、どういう相手が相談しやすいと思いますか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 大学の先生
2. 役所や保健センターの人
3. スクールカウンセラーなどの心理士
4. 同じような悩みを持った経験がある人 (ピアサポートの人など)
5. 近所の人 (民生委員・児童委員、ファミリーサポートの人達も含む)
6. 支援センターの人
7. 子ども食堂の人
8. 学校の外で勉強を教えてくれる先生 (学習支援の先生等)
9. その他 ()
10. わからない

問 34. 家族のお世話をしている若者のために、必要だと思うことや、大学や周囲の人にし

(3) 学校アンケート票

千葉県 令和4年度「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」 学校におけるヤングケアラーへの支援に関するアンケート調査

【ご回答方法】

- ：あてはまる選択肢を1つだけ選択してください。
□：あてはまる選択肢をすべて選んでください。（複数選択可）
 数字または自由記述をご入力ください。枠の大きさは変更できませんが、文字数の制限等はありません。
また、すべての回答内容が表示されていなくてもセル内に入力されていれば差し支えありません。
※お答えいただく必要がない設問に誤って回答した場合でも、そのまま先にお進みください。
※全日制と定時制を併設している高校は、それぞれご回答ください。
※義務教育学校は、前期課程と後期課程それぞれご回答ください

I. ご回答にあたり、貴校および回答者についてお教えてください。

- ① 貴校が所在する市町村を教えてください。
※市町村立の場合は、その学校を管轄する自治体を選んでください。

1 ■リストから選択してください■

- ② 貴校の公立・私立の別をお教えてください。（1つ選択）※学校組合立は「公立」を選択してください。

1 ○ 公立
2 ○ 私立

- ③ 貴校の学校区分をお教えてください。（1つ選択）

1 ○ 小学校（義務教育学校前期課程含む）
2 ○ 中学校（義務教育学校後期課程含む）
3 ○ 高等学校

- ④ 学校名を選択してください。

1 ■リストから選択してください■

※上記①～③をご回答いただきますと学校名が選べるようになります。

- ⑤ 【高等学校の場合】課程をお教えてください。（1つ選択）

1 ○ 全日制
2 ○ 定時制
3 ○ 通信制

- ⑥ 【高等学校の場合】単位制の有無をお教えてください。（1つ選択）

1 ○ あり
2 ○ なし

- ⑦ ご回答された方の役職をお教えてください。（管理職の方がご回答ください）（1つ選択）

1 ○ 校長
2 ○ 副校長・教頭

- ⑧ ご回答にあたり、連絡先を教えてください。

個人情報の提供につきまして、以下にご同意の上、ご記入ください。

- お預かりする個人情報は、本アンケートに関するお問い合わせのために利用させていただきます。
- 一般財団法人地方自治研究機構および千葉県に提供させていただく場合がございます。
- お預かりする個人情報は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」〈<https://www.murc.jp/corporate/privacy>〉および「個人情報の取り扱いについて」〈<https://www.murc.jp/privacy/>〉に従って適切に取り扱います。
- お預かりしている個人情報の開示、訂正、利用停止等、もしくは、利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、調査依頼文に記載の調査事務局までお問い合わせください。

① 電話	<input type="text"/>
② メールアドレス	<input type="text"/>

- ⑨ 以下の学年の人数をお教えてください。（令和4年5月1日時点）（数字を記入）

小学校（義務教育学校前期課程含む） → 小学6年生
中学校（義務教育学校後期課程含む） → 中学2年生
高等学校 → 高校2年生

人

II. 支援が必要だと思われる子どもへの対応についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問1 スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の派遣・配置状況をお伺いします。（それぞれ1つ選択）

	1	2	3	4	5	6
	週に2～3回以上派遣・配置されている	週に1～2回程度派遣・配置されている	月に数回以下で派遣・配置されている	要請に応じて派遣される	その他	派遣・配置されていない
① SSWの派遣・配置状況	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○
② SCの派遣・配置状況	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○

「5. その他」をご回答された場合は具体的に教えてください。

① SSWの派遣・配置状況	
② SCの派遣・配置状況	

問2 下記の子どもについて校内で共有しているケースはありますか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 学校を休みがちである
 - 2 遅刻や早退が多い
 - 3 保健室で過ごしていることが多い
 - 4 精神的な不安定さがある
 - 5 身だしなみが整っていない
 - 6 学力が低下している
 - 7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
 - 8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
 - 9 学校に必要なものを用意してもらえない
 - 10 課外活動（部活動を含む）を途中でやめてしまった
 - 11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
 - 12 校納金が遅れる、未払い
 - 13 その他（具体的に↓）
-
- 14 あてはまるものはない → 問7へ

問2で何らか校内で共有しているケースがあるとお答えいただいた場合（「14. あてはまるものはない」以外を選択した場合）にお伺いします。

問3 問2のケースについて、どのような体制で情報共有・対応の検討を行っていますか。最も多いケースでご回答ください。（1つ選択）

- 1 ○ 不登校の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している → 問4-1へ
- 2 ○ 不登校以外の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している → 問4-1へ
- 3 ○ 個別に対応している（決まった検討体制はない） → 問5へ

問3で「1. 不登校の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」「2. 不登校以外の子どものケースに関する校内の検討体制で検討している」と回答した方にお伺いします。

問4-1 校内ではどのような体制で情報共有・対応の検討を行っていますか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 スクリーニング会議
※すべての子どもを対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な子どもや家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別を行う会議
 - 2 ケース会議
 - 3 生徒指導部・委員会など
 - 4 児童生徒理解・支援シートなど共通様式による情報共有
 - 5 教育相談コーディネーターなど学校内・関係機関との連絡調整・会議開催の調整など児童生徒の抱える課題の解決に向けて調整役として活動する教職員の配置・指名
 - 6 その他（具体的に↓）
-

問4-2および問4-3は、問4-1で「1.スクリーニング会議」「2.ケース会議」「3.生徒指導部・委員会など」「6.その他」と回答した方にお伺いします。

問4-2 どの教職員が参加していますか。問4-1で回答された選択肢についてお答えください。（それぞれあてはまるものすべてを選択）

	1 校長	2 副校長・教頭	3 主幹教諭	4 教務主任	5 学年主任	6 担任教諭	7 生徒指導教諭	8 養護教諭	9 MSW	10 SC	11 外部の関係機関	12 その他
① スクリーニング会議	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>	9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>
② ケース会議	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>	9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>
③ 生徒指導部・委員会など	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>	9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>
④ その他	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>	9 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>

「11. 外部の関係機関」「12. その他」をご回答された場合は具体的に教えてください。

	11. 外部の関係機関	12. その他
① スクリーニング会議		
② ケース会議		
③ 生徒指導部・委員会など		
④ その他		

問4-3 会議の頻度はどれくらいですか。問4-1で回答された選択肢についてお答えください。（それぞれ1つ選択）

	1 2週間に1回以上	2 月に1回程度	3 半年に1回程度	4 年に1回程度
① スクリーニング会議	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
② ケース会議	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
③ 生徒指導部・委員会など	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
④ その他	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>

問3で「3. 個別に対応している」と回答した方にお伺いします。

問5 問2のケースについて、貴校ではどのような体制・方法で情報共有・対応の検討を行っていますか。関わる教職員、情報共有や検討の方法、頻度等について、具体的にお教えください。

問6-1および問6-2は、問2で何らか校内で共有しているケースがあるとご答えいただいた場合（「14. あてはまるものはない」以外を選択した場合）にお伺いします。

問6-1 問2のケースについて、学校以外の関係機関と連携して、必要に応じて情報共有や対応の検討を行うための体制がありますか。それぞれのケースについて、お答えください。（それぞれ1つ選択）

	1 ある	2 特 に ない
① 要保護児童対策地域協議会の登録ケース	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>
② 不登校のケース	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>
③ それ以外	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>

問6-2 情報共有や対応の検討を行うための体制がある場合は、連携する関係機関をお答えください。（それぞれあてはまるものすべてを選択）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	市町村教育委員会	市町村の福祉部門（4を除く）	市町村の保健部門	市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門	教育支援センター（適応指導教室）	フリースクール・子ども食堂などの民間団体・施設	児童相談所	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所	障がい者相談支援事業所	民生委員	病院	警察や刑事司法関係機関	中核地域生活支援センター	中核地域生活支援センター以外の支援センター	その他
① 要保護児童対策地域協議会の登録ケース	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 不登校のケース	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ それ以外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「15. その他」をご回答された場合は具体的に教えてください。

① 要保護児童対策地域協議会の登録ケース	
② 不登校のケース	
③ それ以外	

II. 支援が必要だと思われる子どもへの対応についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問7 貴校では「ヤングケアラー」について、具体的に取り組んでいることはありますか。（1つ選択）

- 1 ○ 具体的に取り組んでいることがある → 問8へ
- 2 ○ 具体的に取り組んでいることはないが、検討している最中である → 問8へ
- 3 ○ 具体的に取り組んでいることはなく、検討も行っていない → 問10へ

問7で「1. 具体的に取り組んでいることがある」「2. 具体的に取り組んでいることはないが、検討している最中である」と回答した方にお伺いします。

問8 どのような取組を行っていますか。あるいは検討していますか。（1つ選択）

- 1 ○ ヤングケアラーを発見する・気づくための工夫をする → 問9へ
- 2 ○ ヤングケアラーに関する情報共有のあり方を工夫する
- 3 ○ ヤングケアラーに対する支援のあり方を工夫する
- 4 ○ 関係機関との連携のあり方を工夫する
- 5 ○ その他（具体的に↓）

問8で「1. ヤングケアラーを発見する・気づくための工夫をする」と回答した方にお伺いします。

問9 「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのように把握しようとしていますか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
- 2 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
- 3 その他（具体的に↓）

ヤングケアラーを把握していない方も含め、全員にお伺いします。

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことを言います。

(資料) 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

ヤングケアラーの定義を踏まえて、以下の設問にお答えください。

問10 ヤングケアラーの定義を見て、現在、貴校にヤングケアラーと思われる(可能性も含めて)子どもはいますか。(1つ選択)

- 1 いる ➡ 問11-1へ
- 2 いない ➡ 問11-3へ
- 3 分からない ➡ 問11-2へ

問11-1～問11-7は、問10で「1. いる」と回答した方にお伺いします。

問11-1 ヤングケアラーと思われる子どもの状況は下記のうちどれですか。(あてはまるものすべてを選択)

- 1 障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている
- 2 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
- 3 家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている
- 4 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている
- 5 家族の通訳をしている
- 6 家計を支えるために、アルバイト等をしている
- 7 アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
- 8 病気の家族の看病をしている
- 9 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- 10 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている
- 11 その他(具体的に↓)

問11-2 ヤングケアラーと思われる子どもについて、過去1年以内に具体的に学校以外の外部(教育委員会、役所、要保護児童対策地域協議会など)の支援につないだケースはありますか。(あてはまるものすべてを選択)

- 1 要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある ➡ 問11-3へ
- 2 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある ➡ 問11-3へ
- 3 外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している) ➡ 問11-4へ

問11-3 問11-2で「1. 要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」、「2. 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある」と回答した方にお伺いします。

それぞれの該当する直近のケースについて1件ずつお教えください。それぞれ別のシートにてご回答ください。

① 要保護児童対策地域協議会に通告したケース

② 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケース

① 要保護児童対策地域協議会に通告したケースは、「ケース①」のシートにてご回答ください。

[ケース①へ](#)

② 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースは、「ケース②」のシートにてご回答ください。

[ケース②へ](#)

問11-4 問11-2で「3. 外部の支援にはつないでいない(学校内で対応している)」と回答した方にお伺いします。

問11-2で「1. 要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある」、「2. 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある」と回答した方は問11-5にお進みください。

外部の支援につながらなかった理由を教えてください。また、どのように対応しているのかお教えください。

① 理由	
② 対応方法	

問11-5 ヤングケアラーの把握や支援にあたって工夫していること、気を付けていることはどのようなことですか。具体的にお答えください。

--

問11-6 ヤングケアラーの把握や支援にあたって難しいと感じることはどのようなことですか。具体的にお答えください。

--

問11-7 問2の選択肢は、「ヤングケアラー」と思われる子どもを把握するためのチェック項目として作成したのですが、追加すべき項目や分かりにくい点や案があればお書きください。

①	ご意見	
②	変更項目案	
③	追加項目案	

問10で「3. 分からない」と回答した方にお伺いします。

問12 「3. 分からない」と回答した、その理由をお教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 学校において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 2 不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
- 3 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
- 4 ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
- 5 その他（具体的に↓）

--

すべての方にお伺いします。

問13 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
- 2 教職員がヤングケアラーについて知ること
- 3 学校にヤングケアラーが何人いるか把握すること
- 4 SSW やSC などの専門職の配置が充実すること
- 5 子どもが教員に相談しやすい関係をつくること
- 6 ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること
- 7 学校にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
- 8 学校がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
- 9 ヤングケアラーを支援するNPO などの団体が増えること
- 10 ピアサポート（同じ悩みを経験したことのある人たちが話をできる場所）の充実
- 11 ヤングケアラーの課題を把握し、支援をコーディネートできる人材
- 12 SNS、メール等のオンラインで相談できる環境
- 13 福祉と教育の連携を進めること（具体的に↓）

--

14 その他（具体的に↓）

--

15 特にない

問14 ヤングケアラーに関してご自由に意見をお書きください。

--

ケース①

問11-3 ① 要保護児童対策地域協議会に通告したケースについて教えてください。

問1 性別（1つ選択）

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他

問2 学年（1つ選択）

1 リストから選択してください

問3 学校生活の状況（あてはまるものすべてを選択）

- 1 学校を休みがちである
- 2 遅刻や早退が多い
- 3 保健室で過ごしていることが多い
- 4 精神的な不安定さがある
- 5 身だしなみが整っていない
- 6 学力が低下している
- 7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 9 学校に必要なものを用意してもらえない
- 10 課外活動（部活動を含む）を途中でやめてしまった
- 11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 12 校納金が遅れる、未払い
- 13 その他（具体的に↓）

問4 家族構成（あてはまるものすべてを選択） ※分かる範囲でご回答ください。

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖母
- 4 祖父
- 5 きょうだい
- 6 その他（具体的に↓）

問5 家庭でのケアの状況を把握していますか。（1つ選択）

- 1 はい
- 2 いいえ

問5で「1. はい」の場合、ケアの具体的な状況を教えてください。

問5-1 a) ケアを必要としている人（あてはまるものすべてを選択）

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖母
- 4 祖父
- 5 きょうだい
- 6 その他（具体的に↓）

問5-2 b) ケアを必要としている人の状況（あてはまるものすべてを選択）

- 1 高齢（65歳以上）
- 2 若い
- 3 要介護（介護が必要な状態）
- 4 認知症
- 5 身体障がい
- 6 知的障がい
- 7 精神障がい（うつ病などのこころの病気）（疑いを含む）
- 8 依存症（疑いを含む）
- 9 7、8以外の病気
- 10 日本語を第一言語としない
- 11 その他（具体的に↓）
- 12 わからない

問5-3 c) ケアの内容 (あてはまるものすべてを選択)

- 1 家事 (食事の準備や掃除、洗濯)
 - 2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など
 - 3 身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)
 - 4 外出の付き添い (買い物、散歩など)
 - 5 通院の付き添い
 - 6 感情面のサポート (愚痴を聞く、話し相手になるなど)
 - 7 見守り
 - 8 通訳 (日本語や手話など)
 - 9 金銭管理
 - 10 薬の管理
 - 11 役所や学校などの書類の手続き
 - 12 その他 (具体的に↓)
-
- 13 わからない

すべての方にお伺いします。

問6 ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ

問7 要保護児童対策地域協議会への通告ルート (1つ選択)

- 1 市町村教育委員会経由
- 2 学校から直接連絡
- 3 その他 (具体的に↓)

問8 学校で行った支援 (要対協との連携も含めて)

問9 支援した結果、子どもへの変化

ケース②

問11-3 ②要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースについて教えてください。

問1 性別（1つ選択）

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他

問2 学年（1つ選択）

1 リストから選択してください

問3 学校生活の状況（あてはまるものすべてを選択）

- 1 学校を休みがちである
- 2 遅刻や早退が多い
- 3 保健室で過ごしていることが多い
- 4 精神的な不安定さがある
- 5 身だしなみが整っていない
- 6 学力が低下している
- 7 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 8 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 9 学校に必要なものを用意してもらえない
- 10 課外活動（部活動を含む）を途中でやめてしまった
- 11 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 12 校納金が遅れる、未払い
- 13 その他（具体的に↓）

問4 家族構成（あてはまるものすべてを選択）※分かる範囲でご回答ください。

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖母
- 4 祖父
- 5 きょうだい
- 6 その他（具体的に↓）

問5 家庭でのケアの状況を把握していますか。（1つ選択）

- 1 はい
- 2 いいえ

問5で「1. はい」の場合、ケアの具体的な状況を教えてください。

問5-1 a) ケアを必要としている人（あてはまるものすべてを選択）

- 1 母親
- 2 父親
- 3 祖母
- 4 祖父
- 5 きょうだい
- 6 その他（具体的に↓）

問5-2 b) ケアを必要としている人の状況（あてはまるものすべてを選択）

- 1 高齢（65歳以上）
- 2 若い
- 3 要介護（介護が必要な状態）
- 4 認知症
- 5 身体障がい
- 6 知的障がい
- 7 精神障がい（うつ病などのこころの病気）（疑いを含む）
- 8 依存症（疑いを含む）
- 9 7、8以外の病気
- 10 日本語を第一言語としない
- 11 その他（具体的に↓）
- 12 わからない

問5-3 c) ケアの内容 (あてはまるものすべてを選択)

- 1 家事 (食事の準備や掃除、洗濯)
 - 2 きょうだいの世話や保育所等への送迎など
 - 3 身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)
 - 4 外出の付き添い (買い物、散歩など)
 - 5 通院の付き添い
 - 6 感情面のサポート (愚痴を聞く、話し相手になるなど)
 - 7 見守り
 - 8 通訳 (日本語や手話など)
 - 9 金銭管理
 - 10 薬の管理
 - 11 役所や学校などの書類の手続き
 - 12 その他 (具体的に↓)
-
- 13 わからない

すべての方にお伺いします。

問6 ヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ

問7 つないだ機関

問8 外部機関へのつなぎ方 (1つ選択)

- 1 市町村教育委員会経由
- 2 学校から直接連絡
- 3 その他 (具体的に↓)

問9 学校で行った支援 (つなぎ先との連携も含めて)

問10 支援した結果、子どもへの変化

(4) 要保護児童対策地域協議会アンケート票

千葉県 令和4年度「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」
要保護児童対策地域協議会における
ヤングケアラーへの支援に関するアンケート調査

【ご回答方法】

- ：あてはまる選択肢を1つだけ選択してください。
- ：あてはまる選択肢をすべて選んでください。（複数選択可）
- 数字または自由記述をご入力ください。枠の大きさは変更できませんが、文字数の制限等はありません。また、すべての回答内容が表示されていなくてもセル内に入力されていれば差し支えありません。
 ※お答えいただく必要がない設問に誤って回答した場合でも、そのまま先にお進みください。

ご回答にあたり市町村を選択してください。

1 ■リストから選んでください■

I. 貴地域協議会の活動状況や「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応についておたずねします。

問1 令和元年度及び2年度の貴地域協議会におけるケース登録数を教えてください。（数字を記入）
 ※登録種別ごとのヤングケアラーの内訳がわからない場合は、要保護・要支援児童ケース登録数全体の中で「ヤングケアラー」と思われる子どもの総数だけでもお教えてください。

ケースの内訳が分かる場合はこちらにご回答ください。

	令和元年度		令和2年度		
	登録件数	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数	登録件数	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数	
① 要保護児童ケース登録数					単位はいずれも件
② 要支援児童ケース登録数					
③ 特定妊婦ケース登録数					

ケースの内訳が分からない場合はこちらにご回答ください。

	令和元年度		令和2年度	
	登録件数	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数	登録件数	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数
④ 総数				

問2 貴地域協議会では「ヤングケアラー」と思われる子どもについて対応・支援ができていますか。（1つ選択）

- 1 ○ できていると思う
- 2 ○ ケースによってはできていると思う
- 3 ○ できていると思わない

問3 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態（背景・課題）を把握していますか。（1つ選択）

- 1 ○ 把握している ⇒ 問4へ
- 2 ○ 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない ⇒ 問5へ
- 3 ○ 該当する子どもがいない ⇒ 問6へ

問4 問3で「1. 把握している」と回答された地域協議会にお伺いします。
貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態をどのように把握していますか。また、いつ確認をすることが多いですか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
⇒確認を行う時期を教えてください。
- 2 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
⇒確認を行う時期を教えてください。
- 3 関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している
- 4 その他

問5 問3で「2. 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した地域協議会にお伺いします。その理由をお教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 2 既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい
- 3 虐待などに比べ緊急度が不高いため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
- 4 学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい
- 5 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
- 6 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
- 7 ケアマネやCW、学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 8 ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
- 9 その他

II. ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合の対応についてお伺いいたします。

問6 貴地域協議会では、要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、下記のようなことについてどのように対応されていますか（対応することを決めていますか）。①～④についてそれぞれ1つ選んでください。

	1 他 の 要 保 護 （ 要 支 援 ） 児 童 と 同 じ 対 応	2 他 の 要 保 護 （ 要 支 援 ） 児 童 と は 別 に 決 め て い る	3 そ の 他	4 特 に 決 ま っ て い な い
① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関） ※ここでは進行管理の責任主体のことを指します	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
② 「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関） ※ここでは必要な支援を主に行う機関のことを指します	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

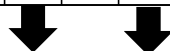


「2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている」「3. その他」を選んだ場合は、具体的に教えてください。

	2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている	3. その他
① 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）		
② 「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）		

	1 ある	2 特 に ない	3 そ の 他
③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
④ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑤ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、通訳を依頼するなど日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑥ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、高齢者支援に係る事業所（地域包括支援センター・ヘルパー・ケアマネ含む）等との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑦ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、障害者支援に係る事業所（基幹相談支援センター・ヘルパー・ケアマネ含む）等との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑧ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、中核地域生活支援センターとの連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑨ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、子ども食堂や学童・児童館等の子どもが通う機関との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○
⑩ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、市町村内の他部署との連携で工夫されていることがありますか。	1 ○	2 ○	3 ○

※ここでの医療機関とは、ケアの対象者が、医療的ケアが必要（精神疾患、依存症等）などで、ケア対象者自身が通っている医療機関のことを指し、子ども本人が通っている医療機関ではありません



「1.ある」「3.その他」を選んだ場合は、具体的に教えてください。

	1. ある	3. その他
③ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫されていることがありますか。		
④ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫されていることがありますか。		
⑤ 「ヤングケアラー」と思われる子どものへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫されていることがありますか。		
⑥ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、高齢者支援に係る事業所（地域包括支援センター・ヘルパー・ケアマネ含む）等との連携で工夫されていることがありますか。		
⑦ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、障害者支援に係る事業所（基幹相談支援センター・ヘルパー・ケアマネ含む）等との連携で工夫されていることがありますか。		
⑧ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、中核地域生活支援センターとの連携で工夫されていることがありますか。		
⑨ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、子ども食堂や学童・児童館等の子どもが通う機関との連携で工夫されていることがありますか。		
⑩ 「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、市町村内の他部署との連携で工夫されていることがありますか。		

Ⅲ. 貴地域協議会におけるヤングケアラーの早期発見や支援などについておたずねします。

問7 貴地域協議会において、相談、通告のあった子どもや登録されている子どもが「ヤングケアラー」である可能性を確認する上で、課題に感じることはなんですか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 2 既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない
- 3 既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない
- 4 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
- 5 虐待などに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
- 6 家庭内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい
- 7 ケアマネやCW、学校の先生など子どもとも接する関係機関や団体の職員等において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
- 8 ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
- 9 その他

問8 貴地域協議会において、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して支援をする際に、課題として考えられることはなんですか。

- 1 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
- 2 家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない
- 3 保護者が子どもへの支援に同意しない
- 4 地域協議会の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している
- 5 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分
- 6 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材が地域協議会にいない
- 7 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方を検討しにくい
- 8 その他

問9 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族の関係機関等に期待することは何ですか。自由に記載ください。

学校に対して期待すること	
① 学校に対して期待すること	
ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること	
② 学校・保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援）	
③ 保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）	
④ ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）	
⑤ 医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）	
⑥ 県（児童相談所など）に対して期待すること（子ども自身への支援）	
その他の機関に対して期待すること	
⑦ その他の機関に対して期待すること	

問10-1 地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、どんな支援が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
 - 2 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
 - 3 教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
 - 4 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
 - 5 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
 - 6 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
 - 7 ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
 - 8 SNS等のオンライン相談
 - 9 ヤングケアラー支援のためのコーディネーターの配置
 - 10 その他
-
- 11 現時点では、特になし

問10-2 上記で選択した支援について、具体的内容をわかる範囲でお教えてください。
問10-1にて選択した選択肢についてのみ記入してください。

①	広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発	
②	一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催	
③	教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	
④	関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	
⑤	関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	
⑥	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施	
⑦	ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供	
⑧	SNS等のオンライン相談	
⑨	ヤングケアラー支援のためのコーディネーターの配置	

ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究

－令和5年3月発行－

千葉県 健康福祉部 児童家庭課 虐待防止対策推進室
〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1番地1
電話 043 (223) 2110 (代表)

一般財団法人 地方自治研究機構
〒104-0061
東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階
電話 03-5148-0661 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。